

第 4 回幕別町議会定例会

議事日程

令和 2 年第 4 回幕別町議会定例会
(令和 2 年11月30日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
11 田口廣之 12 谷口和弥 13 芳滝 仁
- 日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
行政報告（町長）
- 日程第 3 議案第108号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第109号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第110号 幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第131号 幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第121号 令和 2 年度幕別町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 8 議案第122号 令和 2 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第123号 令和 2 年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第10 議案第124号 令和 2 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第11 議案第125号 令和 2 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第12 議案第126号 令和 2 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第13 議案第127号 令和 2 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第14 議案第128号 令和 2 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第15 議案第120号 財産の処分について
- 日程第16 陳情第 4 号 「北海道での放射性廃棄物の最終処分場建設に反対する決議」を求める陳情書

会議録

令和2年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和2年11月30日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 11月30日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 石川康弘 | 2 小田新紀 | 3 内山美穂子 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 若山和幸 | 7 岡本眞利子 | 8 荒 貴賀 | 10 野原恵子 | 11 田口廣之 |
| 12 谷口和弥 | 13 芳滝 仁 | 14 千葉幹雄 | 15 小川純文 | 16 藤原 孟 |
| 17 東口隆弘 | | | | |

- 6 欠席議員

9 酒井はやみ

- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義

副 町 長 伊藤博明

教 育 長 菅野勇次

農業委員会会長 谷内雅貴

代表監査委員 八重柏新治

企画総務部長 山岸伸雄

住民福祉部長 細澤正典

経 済 部 長 岡田直之

建設部長 笹原敏文

会計管理者 合田利信

忠類総合支所長 川瀬吉治

札内支所長 原田雅則

教育部長 山端広和

政策推進課長 白坂博司

総務課長 佐藤勝博

地域振興課長 亀田貴仁

糠内出張所長 天羽 徹

防災環境課長 寺田 治

福祉課長 檜木良美

土木課長 小野晴正

水道課長 松井公博

学校教育課長 宮田 哲

- 8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 遠藤寛士

- 9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 11 田口廣之 12 谷口和弥 13 芳滝 仁

議事の経過

(令和2年11月30日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） ただいまから、令和2年第4回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、11番田口議員、12番谷口議員、13番芳滝議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から12月18日までの19日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から12月18日までの19日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による「財政援助団体監査結果報告書」及び同法第235条の2第3項の規定による「例月出納検査結果報告書」が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。
後ほどご覧いただきたいと思います。
ここで、事務局から諸般の報告をいたさせます。
○議会事務局長（萬谷 司） 9番酒井議員から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告をいたします。
○議長（寺林俊幸） これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。
飯田町長。
○町長（飯田晴義） 令和2年第4回町議会定例会が開催されるに当たり、この1年間、町政各般にわたり、議員の皆さまから賜りました温かいご指導とご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。
令和2年も残すところ、あと、一月となりました。
振り返れば2月28日に北海道独自の緊急事態宣言が発出されて以来、町民の皆さんには手指の消毒やマスクの着用に加え、密を避けるための行動の変容など日々ストレスを抱えながらの感染予防に取り組んでこられたことに対し心から感謝の意を表します。

このようなコロナ禍の中でありましたが、おかげさまで新型コロナウイルス感染症対策を含め計画いたしました各種施策や事業等につきましては、議会をはじめ、町民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、ほぼ予定どおりに進められたものと考えております。

ここに、改めて感謝を申し上げますとともに、引き続き、残された行政課題の解決に向け取り組んでまいります。

以下、当面する行政の執行につきまして、ご報告をさせていただきます。

はじめに、下水道使用料金の過大徴収について申し上げます。

本年 11 月 17 日、上水道と地下水を併用して下水道を使用している事業者から、昨年 7 月から地下水の使用を停止しているが、その検針票に数字が記載されており、メーター器が動いているのはなぜかとの問合せがあり、現地を調査したところ、下水道使用量を重複して料金算定しており、過大徴収となっていることが判明いたしました。

通常、下水道使用料金の算定に当たっては、上水道使用量を下水道使用量に読み替えて下水道使用料金を算定しておりますが、地下水を利用している場合にあっては、その使用量を計量するなどして下水道使用料金の算定を行っているところであります。

当該事業者につきましては、地下水を受水槽にためて使用していたことから、上水道のメーター器に基づく下水道使用料金と地下水の受水槽に設置したメーター器に基づく下水道使用料金をそれぞれ賦課徴収していたものであります。

しかしながら、昨年 7 月から地下水の不調によりその使用を諦め、その代替として上水道を利用しておりましたが、この際、事業者において地下水をためていた受水槽に水道水を入れて使用していたため、町としては従来どおり上水道のメーター器と、受水槽のメーター器の使用量をそれぞれ計量し、下水道使用料金を賦課徴収していたことから、使用量を重複して計量することとなり、過大徴収となったものであります。

過大徴収していた下水道使用料金につきましては、令和元年度分が 759 万 506 円、本年 4 月から 9 月分までの令和 2 年度分が 558 万 7,022 円となり、合計で 1,317 万 7,528 円となったものであります。

また、この過大徴収していた下水道使用料金の還付に伴い発生する還付加算金につきましては、令和元年度分が 11 万 4,000 円、令和 2 年度分が 2 万 8,000 円、合計で 14 万 2,000 円となり、これらを合わせた総額は 1,331 万 9,528 円となるものであります。

今回の件につきましては、届出することが建前になっているとはいえ、昨年 7 月、上水道の使用量が大幅に増量となった時点において、相手方から詳細な聞き取りを行うなど親身になった対応に欠けていたものと考えており、担当課の職員に対しては、ささいな変化や異常であっても見逃すことなく、緊張感をもって業務を遂行するよう指導したところであります。

次に、高速情報通信網の整備進捗状況について申し上げます。

本年、9 月開催の第 3 回定例会で議決いただきました高度無線環境整備推進事業につきましては、9 月 25 日に東日本電信電話株式会社と光ファイバー網の整備に関する契約を締結し、事業に着手したところであります。

事業の概要といたしましては、町内における光回線の未整備地域を対象に、東日本電信電話株式会社及び北海道電力株式会社が保有する約 1 万 2,000 本の電柱に、光ケーブルを 644 キロメートル敷設整備する予定となっております。

町といたしましては、事業の円滑な推進を図るため、11 月 9 日から 13 日までの間、幕別、札内、糠内及び忠類地域のうち、光回線未整備地域の住民を対象に説明会を開催し、延べ 58 名の出席をいただき、光回線の整備目的や事業概要をはじめ、費用や活用方法などについて説明を行ったところであります。

今回の事業は、本町における光回線未整備地域の解消を図るべく実施するものであり、現在、その整備エリアを確定するため、対象地域の方々から仮加入申込書の提出を本日まで受け付けしており、これまでに 414 件、505 回線の申込みを受けているところであります。

今後、この申込書を取りまとめの上、東日本電信電話株式会社へ提出し、本町における光回線の整備エリアを確定し、その後、順次光回線の整備工事を行い、令和4年4月からの供用開始を目指してまいります。

次に、防災行政無線の整備進捗状況について申し上げます。

本年、6月開催の第2回臨時会で議決をいただきました防災行政無線システム整備工事につきましては、10月1日付で総務大臣から予備免許が下り、本町に専用の周波数が割り当てられたところであります。

現在、既に札内及び忠類基地局の局舎及び発電機の整備が完了しており、幕別市街及び南幕別方面に電波を発信する豊岡基地局については、12月下旬に完了する予定となっているほか、局舎内に設置する無線機器については、それぞれ1月上旬から順次搬入を予定しており、機器の設置調整後に試験運用を行い、4月1日から本格運用する予定であります。

また、戸別受信機につきましては、製造メーカーの事故により納品の遅れが一時心配されましたが、予定どおり1月下旬には町内全世帯及び関係機関分1万2,000台の製造が完了し、納品される見込みであります。

町民の皆さんへは、広報紙12月号及び1月号で配布の案内を行うとともに、1月上旬から各世帯主に引換券付きの説明会の案内を発送し、1月下旬から3月上旬までの日程で延べ127回、8会場にて操作説明と併せて受信機の配布を行います。

また、受信機を希望する要配慮者等の方で説明会場に来られない方には、後日直接職員がお伺いし操作方法を説明する予定としております。

次に、小中学校の教育環境整備について申し上げます。

町内全小中学校で整備を予定している工事のうち、GIGAスクール構想に伴う校内通信ネットワーク環境整備工事につきましては、来年2月15日までを工期とし、現在9割程度工事が完了したところであります。

また、換気機能を備えたエアコンの設置工事につきましても、10月7日に入札を行い、来年3月19日までを工期として発注を終えており、今後、普通教室、保健室、職員室及び校長室に全176台を順次整備することで進めているところであります。

これらの工事が完了することで、来年度以降は、別途発注した児童生徒1人1台の端末が利用できる環境が整うとともに、新型コロナウイルス感染症予防の換気対策及び夏場の暑さ軽減につながり、児童生徒に快適な学習環境を提供できるものと考えております。

次に、忠類ナウマン象化石発掘50周年記念事業について申し上げます。

今年は発掘調査から50年の節目に当たることから、当時の状況を顧みて忠類ナウマン象の学術的価値と歴史を再認識し、さらなる文化発展と地域振興を目的に発掘50周年記念事業を開催いたしました。

記念事業では、ナウマン象の化石と現代象とのつながりに思いをはせ、忠類小学校の児童が育てたカボチャを札幌市円山動物園の象にプレゼントする「かぼちゃプロジェクト」を昨年に引き続き実施したところであります。

また、ナウマン象記念館では10月3日から11月3日までの間、ナウマン象と現代を生きるアジア象の骨格の比較展示や町内の小中学生128人が描いた象の絵を展示するなどの特別展を開催し、期間中、1,443人の方にご来館いただき、改めてナウマン象の歴史的価値や地域の魅力を伝えることができたものと考えております。

また、10月19日から22日までと26日から28日までの計7日間、昨年の発掘調査結果でナウマン象と判定された2つの足跡が同一個体であるか追跡するため、発掘調査を実施しました。

調査では、昨年足跡が見つかった層よりも60センチメートル上の場所で象の足跡の可能性のある「くぼみ」22個が発見され、このうち1頭の連続した足跡と思われる3つを含む5つの「くぼみ」について専門家に足跡鑑定を依頼したところであり、同一個体の足跡ということになれば、道内初の発

見となるもので、来年2月の鑑定結果を楽しみにしたいと思っております。

なお、記念事業を実施するに当たりましては、北海道博物館をはじめ、足寄動物化石博物館、札幌市円山動物園など、ご協力をいただきました関係者の方々に、感謝とお礼を申し上げる次第であります。

町といたしましては、来年2月に結果報告会を開催することとしており、これまでの調査結果を含め、次代を担う子どもたちにナウマン象の魅力を伝えることができるよう、今後も調査研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、忠類上当地区における町有地公募型売却事業について申し上げます。

このたび売却いたします土地は、昭和62年の日本国有鉄道広尾線の廃線に伴い、5年後の平成4年に日本国有鉄道清算事業団から当時の村が払下げを受け、遊休地として現在に至っておりますが、地域の方から当該地を活用して事業展開をしたいとの意向が示されたことから、公募により売却先を募集したところであります。

この結果、1区画に対して1件、残りの5区画に対して1件の応募を受け、庁内の審査委員会において審査及び評価を行った結果、1区画は「株式会社しんじゅ」、5区画は「農事組合法人ウエストフィードアシスト」を契約の相手方として選定したところであります。

事業内容といたしましては、「株式会社しんじゅ」は、農業経営コンサルタント事業や農作業の受託事業の拡大に伴う事務所及び農機具等の整備工場の新設を、「農事組合法人ウエストフィードアシスト」は、牛舎等の整備を計画しており、今後、地域農業の振興はもとより、雇用の場の創出などに期待しているところであります。

次に、株式会社クボタ道東支社大樹営業所の忠類地域への移転について申し上げます。

昨年度から協議を進めてまいりました、株式会社クボタ道東支社大樹営業所の移転先となる町有地の売却につきましては、今月24日に売買契約を締結したところであります。

対象地は、忠類栄町362番地1及び362番地2の6,600平方メートルで、売買価格は420万4,000円となったものであります。

なお、営業所の建設に係る事業規模は約3億円で、建設工事は来春から着工し、令和3年10月頃の竣工を予定しているとお聞きしているところであります。

次に、本年度の農作物の作況について申し上げます。

本年は、大きな気象災害はなかったものの、4月から9月までの累計降水量や日照時間が平年を下回ったことに加え、降雨と日照が極端な周期となったことから、馬鈴しょ、豆類の生育には、やや厳しい年となりましたが、その他の作物についてはおおむね平年並みの生育となったところであります。

秋まき小麦につきましては、製品単収が約9.6俵で全量1等を確保しており、質・量ともに平年並みとなったところであります。

馬鈴しょは、大玉傾向で粒数が少なかったため収量は平年より少なく、品質も天候不順の影響からやや不良となる見込みであります。

てん菜は、根周が順調に肥大し平年よりやや多い収量となっておりますが、糖度は16.3%と平年よりやや低くなる見込みであります。

豆類は、播種期や生育期の天候に恵まれ、平年よりやや多い収量となっておりますが、品質は成熟期や収穫期の天候不順の影響による金時の色流れや小豆の収穫遅れなどからやや不良となる見込みで、価格も新型コロナウイルス感染症の影響で大豆を除き安値で取引されていると伺っております。

野菜のうち、長芋は、平年並みの収量及び品質となる見込みですが、ゆり根につきましては、病害等の発生により、品質低下による規格外品が多く、収量も平年をやや下回り、やや不良となる見込みであります。

飼料作物につきましては、牧草は、一番草の収穫前の降水量不足により収量が減少しておりますが、飼料用トウモロコシは、倒伏被害も少なく、平年を上回る収量及び品質となる見込みでありますことから、平年並みの越冬用粗飼料が確保されるものと考えております。

このように農作物全体の収量及び品質は、生産者の日々の努力と、各農協や普及センターなど関係機関の指導により、一部作物を除き、おおむね平年並みとなる見込みではありますが、価格につきましては、新型コロナウイルス感染症による外食産業の需要減少の影響を受け、ゆり根、小豆などが安値で取引されているとのことであります。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

11 月末現在での公共工事の発注済額は、23 億 1,053 万円で、発注率にいたしますと 89.5%となっており、前年度からの繰越事業、補正をいたしました新型コロナウイルス感染症に係る各種の感染防止対策事業を含めて、計画しておりました工事の大部分の発注を終えたところであります。

発注済みの工事につきましては、工事の早期完成とともに労災事故の防止など、安全管理の徹底を図るとともに、今後の発注工事におきましても、発注条件の整備など安全な工事の遂行に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、新年度予算編成の取組について申し上げます。

国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、経済に甚大な影響が見られる中、当面は、感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立を図りつつ、災害への対応のための防災・減災、国土強靱化を推進することとしております。

一方で、地方財政における安定的な財政運営に必要な地方一般財源の総額については、令和 2 年度と同水準が確保されるかどうか現時点では不透明であり、また、本町においても、感染症拡大による活動自粛等の影響により、個人及び法人町民税において大幅な減収が予想されるなど、これまでに増して厳しい財政運営が見込まれるところであります。

こうした背景の下、町の新年度予算編成については、今後の国の動向を十分注視するとともに、地方財政に関する施策の情報収集に努め、社会経済などの先行きを見据えるとともに、町民のニーズに対応した予算の編成に努めてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症に対する対応等について申し上げます。

北海道では、8 月 25 日に開催した北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言「今後想定される感染状況と対策について」を基本に、北海道の実情を踏まえて、感染状況を 5 つのステージに区分し、それぞれのステージへの移行の目安となる 7 つの指標と講ずべき施策を示した北海道独自の「警戒ステージ」を設定したところであります。

その後、北海道では 9 月のシルバーウィーク以降から連日 2 桁の新規感染者が発生するとともに、入院患者数も急増し、10 月 27 日には、警戒ステージ 2 への移行の 7 つの指標のうち 5 つの指標で基準を上回り、世代間や地域での感染の広がりなどを総合的に勘案し、翌 28 日付でステージ 2 に移行しました。

この移行に伴い、北海道から「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、体調が悪い場合の外出の自粛、感染リスクを回避する行動の実践及びマスクの着用など高齢者等と接する場合の慎重な行動の実践など 5 項目にわたり協力要請があったところであります。

しかしながら、移行後も連日 50 人以上の新規感染者が発生し、入院患者数が急増するほか、学校、職場、福祉施設等での集団感染も発生するなど全道域での感染の拡大が続き、11 月 6 日には警戒ステージ 3 への移行の 7 つの指標のうち 6 つの指標で基準を上回り、入院患者数の急増による医療提供体制への負荷が急速に増していることなどから、翌 7 日付でステージ 3 に移行しております。

ステージ 3 では、11 月 7 日から 27 日までの 3 週間を集中対策期間として、ステージ 2 における協力要請を引き続き実施するとともに、新たに、新北海道スタイルの実践を宣言している店舗や施設の利用を促すとともに、事業者に対しては、新北海道スタイルなど感染防止対策のさらなる徹底について協力要請がありましたが、札幌市を中心に道内各地に感染が拡大していることを受け、11 月 17 日に札幌市のみ警戒ステージが 4 相当に引き上げられました。

このことから、道民に対して、感染リスクを回避できない場合には、札幌市での外出自粛や札幌市と他地域との往来自粛などの協力要請がなされましたが、道内における 1 日の新規感染者数は、11 月

20日に過去最多の304人が確認され、以降連日200人超えとなるなど高止まりの状態が続いていることから、北海道では集中対策期間を12月11日まで延長し、新たに重症リスクの高い方等に対して、マスク着用等感染リスクを回避する行動のさらなる徹底について協力要請がなされました。

この間、本町では、北海道からのステージ2、ステージ3及び札幌市のステージ4相当への移行に関する情報提供にあわせて、速やかに幕別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催するなどして、町民の皆さんにステージ移行時における特措法に基づく協力要請の内容等について、町ホームページ、SNSを通じて周知を行ったところであります。

十勝管内におきましては、11月に入ってから感染者数が急増し、清水町役場と豊成保育所でクラスターが発生したことなどもあり、11月29日までに累計230人の新規感染者が確認されております。

また、本町におきましては、町ホームページ等で公表しているとおり、これまで3人の感染者が確認されておりますが、市中感染の発生には至っておりません。

町民の皆さんにおかれましては、引き続き、3密の回避、マスクの着用のほか、定期的な換気など新北海道スタイルの実践をお願いするとともに、発熱やせき症状など健康に関することで気になる場合は、役場、札内支所及びふれあいセンター福寿の3か所に開設している相談窓口にご相談いただくよう周知しております。

また、新型コロナウイルスに感染した方やそのご家族などがつらい思いをされないよう、誹謗中傷や不確かな情報等による不当な差別やいじめなどは決して行わないようお願いしているところであります。

次に、十勝管内における宿泊療養施設の開設についてであります。新型コロナウイルス感染症に罹患した患者数の増加により、医療提供体制の確保を図るため、本日、帯広市内の民間ホテルを借り上げ、宿泊療養施設が開設されることとなりました。

宿泊療養施設の開設及び運営の主体は北海道であります。感染者数の急増に伴う感染ルートの追跡及び対応等の業務が増大していることなどから、11月24日、十勝総合振興局長から、本町及び帯広市、芽室町、音更町に対し、開設に当たっての人員確保について協力依頼があったところであります。

本町に依頼があった業務内容等につきましては、11月30日から12月16日の間で、健康管理スタッフとして保健師延べ12人、また、11月30日から12月30日までの間で、患者の入退所の事務等を行う事務スタッフとして延べ20人であり、依頼に基づき職員を派遣することとしたところであります。

次に、「頑張る事業者応援事業」「飲食店・ホテル等緊急支援事業」及び「頑張る事業者応援強化事業」の支給状況について、11月29日までの累計になりますが、各事業の支給件数及び支給額は、「頑張る事業者応援事業」では、153件、4,590万円、「飲食店・ホテル等緊急支援事業」は、75件、750万円、「頑張る事業者応援強化事業」は、15件、720万円となっております。

また、「町内宿泊施設宿泊費助成事業」については、10月から対象者を幕別町民から十勝在住者に拡大したことから、10月の宿泊実績が対前月比4.8倍の大幅増となるなど事業効果が大きく現れている状況であります。

なお、11月24日までの宿泊実績は、予約受付分を含めると、3施設合計で5,267人、5,319泊となっており、執行済額は、予算額2,500万円に対して1,893万5,000円、率にして75.7%となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症に伴う自粛等による商店等の売上げ減少や各種イベントの中止に伴い影響を受けている生産者、飲食店及び福祉事業所等を支援するため、「農商福箱ドライブスルー販売会」を幕別町観光物産協会が主催し、10月25日に幕別運動公園にて、11月1日に忠類コミュニティセンター駐車場にて、感染防止対策を徹底した非接触型のドライブスルー方式により開催したところであります。

販売予定数890箱に対して709人、1,605箱と多数の応募があり、抽選により520の方に対し、

和牛のほかゆり根やメイクインなど本町の秋の味覚等について「福箱」としてお届けしたところであります。

長引く新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国や北海道など関係機関と連携を密にするとともに、今後におきましても町民の皆さんに対して迅速な情報提供に努め、感染拡大防止の徹底と地域経済の維持、回復に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。

以上、当面する諸課題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆さまには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） これで、行政報告は終わりました。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第 3、議案第 108 号から日程第 15、議案第 120 号までの 13 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 3、議案第 108 号から日程第 15、議案第 120 号までの 13 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第 3、議案第 108 号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第 6、議案第 130 号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までの 4 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 108 号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第 109 号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第 110 号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第 130 号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 1 ページ、議案説明資料の 1 ページをお開きください。

はじめに、議案第 108 号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

人事院は、国家公務員法に基づき、本年 10 月 7 日に国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関する勧告を行ったところであります。

勧告の内容は、公務と民間の給与比較の結果、特別給、いわゆるボーナスについて、民間との均衡を図るため、期末手当の支給月数を年間で 0.05 月分引き下げて、年間 4.45 月分に引き下げるというものであります。

本町の職員給与につきましては、従前から国家公務員の人事院勧告の内容を考慮し、これに準じた改定を実施してきたところでありますことから、本年度におきましても、国に準じて本条例の改正を提案するものであります。

また、あわせまして、現在、十勝管内においても、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下にあることに鑑み、当該感染症により生じた事態に対処する必要性が高じておりますことから、当該感染症の防疫等の作業に従事する職員に対し、国に準じて、著しく危険、不健康など、勤務の特殊

性に応じて支給される特殊勤務手当として、「感染症防疫作業手当」を支給するため、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の1ページをご覧ください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

本改正条例は、条例の施行日の関係から、大きく第1条及び第2条の形式を採用しております。

はじめに、改正条例第1条関係についてであります。

第2条は、地方自治法の規定に基づき、職員に支給することのできる給与の種別について定めております。

ここに、新たに同法に定める「特殊勤務手当」を加えるものであります。

次に、第10条であります。

第10条は、平成16年までは特殊勤務手当が規定されておりましたが、現在は「削除」とされた条であります。

ここに、新たに感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当として、「感染症防疫作業手当」を規定するものであります。

第1項は、支給要件として、「職員が、新型コロナウイルス感染症から、町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、町長が認める作業に従事したとき」に支給すると定めるものであります。

具体的には、帯広市内に開設される宿泊療養施設において、本町から派遣された職員が、現に陽性判定された者が療養しているフロアに立ち入って何かの作業に従事する、そのような場合を想定しているものであります。

第2項は、「感染症防疫作業手当」の支給額を定めております。

第2号において、「新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業」に従事した者は1日につき4,000円を、第1号において、それ以外の作業に従事した者は1日につき3,000円を支給すると定めるものであります。

2ページをご覧ください。

第16条は、期末手当について定めております。

第2項において、本年12月の期末手当の支給率を「100分の130」から0.05月引き下げ、「100分の125」とするものであります。

第3項は、再任用職員の支給率に係る読替規定で、同様に改めるものであります。

3ページをご覧ください。

改正条例第2条関係についてであります。

期末手当の支給率を規定している第16条第2項において、期末手当の支給率を令和3年度以降、6月及び12月ともに「100分の127.5」に改めるものであります。

これらの給与改定を行うことにつきましては、11月17日に幕別町職員組合と協議が調っているところであります。

なお、この改正によります本年度分に係る減額分は、時間外勤務手当と共済費を除いて、特別会計も含めた総額で299万4,000円であります。

議案書1ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

ただし、改正条例第2条の規定の施行期日は、令和3年4月1日からとするものであります。

次に、議案第109号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の2ページ、議案説明資料の4ページをご覧ください。

本条例につきましては、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の期末手当の支給率を、一

般職と同様に 0.05 月分引き下げようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

議案説明資料の 4 ページをご覧ください。

本改正条例も、条例の施行日の関係から、第 1 条及び第 2 条の形式を採用しております。

はじめに、改正条例第 1 条についてであります。

第 4 条第 2 項において、本年 12 月の期末手当の支給率を「100 分の 225」から 0.05 か月引き下げ、「100 分の 220」とするものであります。

5 ページをご覧ください。

次に、改正条例第 2 条関係についてであります。

期末手当の支給率を規定している第 4 条第 2 項において、令和 3 年度以降の 6 月及び 12 月に支給する期末手当の支給率を、ともに「100 分の 222.5」に改めるものであります。

議案書の 2 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

ただし、改正条例第 2 条の規定の施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日からとするものであります。

なお、この改正による本年度の減額分は、合計で 12 万 2,000 円であります。

次に、議案第 110 号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の 3 ページ、議案説明資料の 6 ページをお開きください。

ただいまご説明いたしました議案第 108 号、109 号と同様に、議会議員の期末手当の支給月数を合計で 0.05 月分引き下げようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

議案説明資料の 6 ページをご覧ください。

本改正条例も、条例の施行日の関係から、第 1 条及び第 2 条の形式を採用しております。

はじめに、改正条例第 1 条関係についてであります。

第 2 条第 2 項において、本年 12 月の期末手当の支給率を「100 分の 225」から 0.05 月引き下げ、「100 分の 220」とするものであります。

7 ページをご覧ください。

次に、改正条例第 2 条関係についてであります。

期末手当の支給率を規定している第 2 条第 2 項において、令和 3 年度以降の 6 月及び 12 月に支給する期末手当の支給率を、ともに「100 分の 222.5」に改めるものであります。

議案書の 3 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

ただし、改正条例第 2 条の規定の施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日からとするものであります。

この改正による本年度の減額分は、合計で 21 万 4,000 円であります。

次に、議案第 130 号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

追加で提出をいたしております議案書の 1 ページ、議案説明資料の 1 ページをお開きください。

本改正条例は、一般職の常勤職員と同様に、今後、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する際に、当該感染症の防疫等の作業に従事する会計年度任用職員に対し、特殊勤務手当として「感染症防疫作業手当」を支給するため、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の 1 ページをご覧ください。

第 2 条は、会計年度任用職員に支給することのできる給与の種別について定めております。

フルタイムの会計年度任用職員に支給することができる給与として、新たに「特殊勤務手当」を加

えるものであります。

第6条の2はフルタイムの会計年度任用職員の、第15条の2はパートタイムの会計年度任用職員の「感染症防疫作業手当」の支給要件及び支給額をそれぞれ新たに規定するものでありますが、いずれも一般職常勤職員に準ずると定めるものであります。

議案書の1ページをご覧ください。

附則についてであります。

本条例を公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第108号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第109号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第110号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第130号、「幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第121号、令和2年度幕別町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第121号、令和2年度幕別町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,380万9,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ210億2,299万2,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページから4ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

5 ページをご覧ください。

「第2表 債務負担行為補正」「1 追加」であります。

はじめに、「忠類地域通所介護事業運営費補助金」であります。

忠類地域における通所介護事業、いわゆるデイサービス事業の提供体制を安定的かつ継続的に確保するため、引き続き社会福祉法人幕別真幸協会に対して、「令和3年度から7年度まで」の5年を期間として、運営費補助金を支出すべく、債務負担行為を追加しようとするものであります。

限度額は、「忠類地域通所介護事業の実施に要する経費から介護報酬、利用者負担等を控除した額」とするものであります。

次に、「スクールバス運行業務委託料」であります。

駒島地域の児童生徒を忠類小学校及び忠類中学校へ送迎するためのスクールバス路線の追加に伴い、債務負担行為を設定しようとするものであります。

現在、当該路線は1台のスクールバスにより運行を行っておりますが、令和3年度に入学する児童の世帯を含めると、送迎時間が1時間を超過する見込みでありますことから、既存のスクールバスに加え、大型ワゴン車を運行し、乗車する児童生徒を2台に分散させることによって、乗車時間を縮減し、児童生徒の身体的な負担軽減を図ろうとするものであります。

期間は、令和3年度から、他のスクールバス路線の契約期間の終期にあわせて4年度までとするものであります。

限度額は、930 万円に消費税及び地方消費税を加算した額とするものであります。

次に、「第3表 地方債補正」「1 追加」であります。

「防災情報システム整備事業」につきまして、980 万円を限度額として、地方債を発行しようとするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

9 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目議会費 21 万 4,000 円の減額であります。

議会議員の期末手当の支給率引下げに伴う減額であります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 400 万円の追加であります。

いずれも現計予算に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するものであります。

10 目協働のまちづくり支援費 1,400 万円の追加であります。

マイホーム応援事業の申請者が見込みを超えておりますことから、追加するものであります。

13 目防災諸費 986 万 1,000 円の追加であります。

高齢者や障がい者など、災害発生時の避難に特に支援を要する方の名簿であります避難行動要支援者名簿の作成・管理をはじめ、令和3年度から本格運用を予定しております防災行政無線の戸別受信機について、転出入などの異動に係るデータ管理を住基情報と連動させ、適切な管理・運用を図るため、防災情報システムを整備するものであります。

10 ページになります。

14 目交通防犯費 627 万 8,000 円の追加であります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための減便による収益悪化等に伴い、地方バス路線維持費補助金を増額するものであります。

2 項徴税費、2 目賦課徴収費 220 万円の追加であります。

所得更正などに伴う町税の過誤納還付金の追加であります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 149 万 6,000 円の追加であります。

特別会計繰出金であります。

11 ページになります。

2 目国民年金事務費 29 万 7,000 円の追加であります。

地方税法の改正に伴い、給与所得控除及び公的年金等控除並びに基礎控除の控除額が改められ、これに伴い、国民年金法施行令等が改正され、令和3年4月1日から施行されることから、国民年金システムの改修に要する費用を追加するものであります。

3目障害者福祉費1億2,780万3,000円の追加であります。

障害者自立支援給付事業は、延べ利用人数の増加などに伴う追加、障害者地域生活支援事業は、利用者及び申請者の増加などに伴う追加であります。

6目老人福祉費1,313万6,000円の追加であります。

介護保険特別会計繰出金は、特別会計繰出金であります。

12ページになります。

地域介護・福祉空間整備等施設整備事業は、認知症高齢者グループホームの冷暖房設備設置への支援として、1事業者に対する国からの間接補助金であります。

7目後期高齢者医療費148万9,000円の追加であります。

特別会計繰出金であります。

10目保健福祉センター管理費38万7,000円の追加であります。

現計予算に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するものであります。

12目ふれあいセンター福寿管理費219万3,000円の追加であります。

浴場用ろ過タンク及び集毛器の経年劣化に伴い、取替え工事を行う費用を追加するものであります。

13ページになります。

2項児童福祉費、3目施設型・地域型保育施設費2,385万4,000円の追加であります。

町立保育所運営事業の1節は、パートタイムの会計年度任用職員の保育士報酬等に不足が見込まれますことから、追加するもの、10節は、食材の高騰に伴い、現計予算に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するものであります。

町立保育所維持管理事業、認定こども園等施設型給付事業は、いずれも現計予算に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するものであります。

4目へき地保育所費42万3,000円の追加であります。

忠類へき地保育所の遊戯室内の非常用照明機器の更新費用を追加するものであります。

6目児童館費267万9,000円の追加であります。

学童保育所運営費に係る前年度の国庫支出金精算還付金であります。

7目子育て支援センター費31万円の追加であります。

パートタイムの会計年度任用職員の保育士報酬に不足が見込まれますことから、追加するものであります。

14ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目環境衛生費95万7,000円の減額、7目水道費30万3,000円の減額であります。

いずれも、特別会計繰出金であります。

6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費5,694万7,000円の追加であります。

担い手確保・経営強化支援事業は、平成29年度分の補助金に係る道支出金精算還付金であります。

産地生産基盤パワーアップ事業は、労働力不足に対応するため、基幹作物である小麦の労働時間縮減を図るとともに、需要の引き合いが強い小豆の労働時間縮減と作付面積拡大により、労働生産性を向上させることを目標として、1農業者団体がリース導入する自動操舵システム45台分に対する国の間接補助金であります。

15ページになります。

7款1項商工費、3目観光費10万6,000円の追加であります。

「道の駅・忠類」の公衆用トイレの汚水ポンプを緊急的に修繕したことにより、現計予算に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するものであります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路維持補修費 1,355 万 5,000 円の追加であります。

道路施設維持事業は、路面整正や道路除草、雨水ますの清掃の強化により、道路管理業務量が増加したことから、町道管理業務の本年度上期の精算に係る委託料を追加するものであります。

道路施設補修事業は、歩道の補修工事の追加と、降雨によりり面崩壊した路線の緊急整備に伴い追加するものであります。

3 項都市計画費、1 目都市計画総務費 880 万 4,000 円の追加であります。

後ほど特別会計の際にご説明いたしますが、下水道使用料の過大徴収に係る過誤納還付金と還付加算金の予算額 773 万 3,000 円を含んだ特別会計繰出金であります。

16 ページになります。

10 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育財産費 1,924 万 8,000 円の追加であります。

学校教育施設維持管理事業は、学校施設などの修繕料と補修工事費の現計予算に不足が見込まれますことから、追加するものであります。

学校教育施設整備事業は、糠内中学校のボイラーが故障したことから緊急的に更新したことにより、現計予算に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するものであります。

2 項小学校費、1 目学校管理費 612 万 9,000 円の追加、17 ページになりますが、3 項中学校費、1 目学校管理費 245 万 1,000 円の追加であります。

いずれも、3 節は、夏季休業短縮によりパートタイムの会計年度任用職員の勤務日数の増に伴い、期末手当に不足が見込まれますことから追加するもの、10 節は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための換気対策により使用量の増加が見込まれる燃料費を追加するもの、11 節は、GIGA スクール構想による校内通信ネットワーク環境の整備に伴い、タブレット端末を活用した授業の実施に向けた準備のため、インターネット通信料を来年 1 月からの 3 か月分追加するものであります。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費 5 万 4,000 円の追加であります。

燃料費の追加であります。

12 款職員費、1 項 1 目職員給与費 4,241 万 7,000 円の減額であります。

2 節給料の減額は、当初予算の編成時に比べ、人事異動に伴う会計間異動により 1 名減、年度途中での退職により 2 名減、予定していた技術系職員が未採用となったことにより 2 名減と、合わせて 5 名分の給料を減額することが主な理由であります。

18 ページになりますが、3 節職員手当等は、人事院勧告に基づく期末手当の支給率の引下げに伴う期末勤勉手当の減額や人事異動に伴う会計間異動による補正のほか、細節 11 の時間外勤務手当は、新型コロナウイルス感染症に対応するための経済対策をはじめ、様々な事務量の増加に伴う追加であります。

4 節と 18 節も、同様の事由などから減額するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

6 ページまでお戻りください。

16 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金 5,635 万 9,000 円の追加であります。

障害者自立支援給付費に係る国庫負担金であります。

2 項国庫補助金、2 民生費補助金 1,845 万円の追加であります。

細節 1 は、障がい者の日中一時支援事業に係る国庫補助金、細節 3 は、認知症高齢者グループホームの冷暖房設備の設置に対する国庫補助金であります。

3 項国庫委託金、2 目民生費委託金 29 万 7,000 円の追加であります。

国民年金システムの改修に対する国庫委託金であります。

17 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費負担金 2,817 万 9,000 円の追加であります。

障害者自立支援給付費に係る北海道の負担金であります。

7 ページになります。

2 項道補助金、2 目民生費補助金 372 万 1,000 円の追加であります。

障がい者の日中一時支援事業に係る北海道の補助金であります。

4 目農林業費補助金 5,667 万 5,000 円の追加であります。

産地生産基盤パワーアップ事業に係る北海道の補助金であります。

18 款財産収入、2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入 1,529 万 6,000 円の追加であります。

忠類協徳の町有地売却に係る土地売払収入であります。

20 款繰入金、1 項基金繰入金、3 目まちづくり基金繰入金 1,400 万円の追加であります。

マイホーム応援事業補助金に、ふるさと寄附で積み立てた、まちづくり基金から繰入れを行うものであります。

4 目森林環境譲与税基金繰入金 25 万 2,000 円の追加であります。

令和 3 年 1 月の成人式の参加者への記念品に北海道産カラマツを使用した箸を贈呈することから、森林環境譲与税で積み立てた森林環境譲与税基金から繰入れを行うものであります。

8 ページになります。

21 款 1 項 1 目繰越金 6,902 万 3,000 円の追加であります。

22 款諸収入、5 項 4 目雑入 175 万 7,000 円の追加であります。

4 節は、職員給与費の補正に伴い、一部事務組合に派遣している職員の給与等に係る負担金を補正するものであります。

5 節は、担い手確保・経営強化支援事業補助金の助成対象者からの返還金であります。

23 款 1 項町債、1 目総務債 980 万円の追加であります。

防災情報システム整備事業に地方債を発行しようとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたが、ちょっとお待ちください。質問を予定されている方は 1 名でしょうか。

会議の途中ですが、この際、11 時 20 分まで休憩いたします。

11 : 10 休憩

11 : 20 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

議案第 121 号に対しての質疑を許します。質疑はありますか。

中橋議員。

○18 番（中橋友子） 一般会計の補正について、2 点お尋ねしたいと思います。

1 点目は、9 ページの総務費であります。総務費の 13 防災諸費、防災情報危機管理事業ということで補正がありました。ご説明では、災害のときの要支援者、その名簿を作成し、住基情報との連動をもってシステムを構築していくというやに聞こえたのですが、これ具体的にどんなふうに住民の中に生きてくるのか、活用されるのかという点でお伺いしたいと思うのです。つまり、要支援者の名簿というのは、これまでも議会の中でも何度か議論があったかと思うのですが、個人情報との関係で、なかなか作成そのものの難しさ、それから、それが各公区に下りる下りないの問題もありまして、取扱いには随分慎重を期するものであったと思います。それが今回こういうシステム化によって、どんなふうに変更されていくのか、どう活用されていこうとするのか伺いたいと思います。

2 点目ですけれども、11 ページの 3 障害者福祉費の扶助費として、障害者支援費 1 億 1,271 万 9,000 円と、少なくない金額の補正がこの 12 月に出てきたということでありまして、もともとこの障害者福祉費というのは、10 億円に満たない予算であったところを多額の補正ということでありますので、居宅支援の利用が増えたので追加だということでありますけれども、これだけ大きなものがこの時点で追加になったという背景を、まずお示しただけませんか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長(寺田 治) はじめに、防災情報システムのご質問でございます。

名簿の取扱いなのですが、取扱い自体はこれまでと変わらないです。名簿登載者は今現在 2,101 名おりますが、この中から名簿の提供に同意をいただいた方の名簿を、各公区長ですとか自主防災組織に提供する、これまでの流れは変わらないです。

今回システムを入れることによって何がかわるのかということですが、今まではエクセル上で住基情報と、あと介護認定、要支援 1、2、要介護 1 から 5 の認定されている方、あとは身障の手帳を持っておられる方を、年に 1 回担当課からデータをいただいて、住基情報と突合をかけて一つの名簿を作っていたのですが、年度途中で認定を受けられる方、あるいはお亡くなりになる方ですとか、そういうリアルな情報が今までは名簿に反映されなかった。年に 2 回その作業をやるのですけれども、タイムラグが生じてしまいます。今回このシステムを入れることによって毎日同期が取れるものですから、名簿の異動の情報がリアルタイムに同期が取れるようになると、こういう点でシステムを入れさせていただくということでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長(檜木良美) 今回の障害者支援費の補正に係りまして、居宅介護の支援のほうは、通常使っていたサービスでは足りなくて、利用料が増える方が今回多かったことによる、居宅サービスの利用料の増があります。あと、そのほかに、今、福祉課のほうに障がい者就労者支援コーディネーターが配置されているのですけれども、そこでいろいろな相談、働けない方であったり、働いていてうまくいかなかったりした方々の相談を受ける中で、障がい者の就労支援のサービスにつながる方が増えてきております。また、障がい児の通所のサービスを今年度途中で使われる方が多く出まして、そういった形で支援費のほうが伸びている状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番(中橋友子) 住基情報システムのほうであります。それでは今回の補正によりまして、新たに情報が加わっていくということでもありますけれども、住基の中の情報、どんな情報がそこに入っているのか。今のお話ですと、障がい者手帳であるとか、あるいは介護支援であるとか、そういったものがもともと入っていたのだと、そこにさらに付け加えていくということでもありますけれども、そうすると、この予算を措置することによって、一体具体的にどの情報がこのシステムの中に入っていくことになるのか。そして、あくまでも個人との了承の上に提供するようになると、これは今までと変わらないということでもありますけれども、それは基本はそうだと思うのですが、この活用といいますか、実際にそれぞれ公区であるとか、あるいは防災担当者になるのか、各地域のそういう人たちが、この住基情報をどれだけ活用を見込んでいるのか、提供されているのか伺いたいと思います。

もう一つ、必要なものは障がい者の居宅支援、就労者支援のコーディネーターであるとか、障がい児の通所サービスが増えたのですよということで、増えていくことは有効に活用されていることでもありますから、当然お金も増えていくのだらうというようなことで、そのこと自体を疑問に思うわけではないのですけれども、ただ、予算の立て方として、これ、9 億円の予算に対して今回補正入れて 11 億 2,000 万円。もう 10%を超える 14、15% 予算増になるのですよね。こういった当初の予算の見方というのが、この時点で 15% も増やさなければならぬというのは、スタートの時点での組み方がどうだったのかということに疑問を持つのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長(寺田 治) まず、避難行動要支援者名簿の取扱いといいますか、これはこれまでも変わらないのですけれども、災害対策基本法の中で、避難行動要支援者名簿を作りなさいと義務化されております。この名簿の対象者というのが、介護認定を受けている方ですとか、先ほどおっしゃった身障の手帳を持っている方、あるいは難病指定されているという方を、一つの名簿に登載しております。その中から、同意を得られた方のみ同意者名簿というものを作って、各公区で自主防災組織です

とかがあるところで希望される公区長ですとか、組織にお渡ししていると。全部のところは強制的に渡しているわけではなくて、希望しているところにお渡ししていると。どういう活用をされているかというのは、例えばふだんからのそういったお声がけですとか、そういった用途で使われているようでございますが、地域の防災力を高めるためにそういう名簿が欲しいという方に提供していると。

今回のシステムは、名簿に登載される方をリアルタイムに最新の情報に保つためにシステムを入れるということでございまして、今までは3月31日現在のデータで名簿を作っていたのですが、例えば4月に新たに認定された方、この登載は6か月後になってしまいます。この間は名簿登載されないのですが、このシステムを入れることによって、翌日に名簿登載されると。こういった登載のタイムラグ、あるいは名簿から落ちる方も同時に反映されると。このためにシステムを導入させていただくということでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 支援費のほうの予算の見積りに関してでありますけれども、確かにちょっと見積りが甘かったというところもあるかもしれないのですが、例年これぐらいの人数が増えるだろうという予想の下に積算をさせていただいているのですが、障害福祉サービスの場合、お一人利用が増えることによって年間200万円、300万円かかってくるサービスになりますもので、今回たまたま利用が始まってから新たにサービスを使いたいという方々が、放課後等デイサービス等も結構な人数が出まして、また、療養介護といって病院のほうでサービスを受けながら療養するというサービスを新たに利用する方が出たりとか、そういった形で途中で新規に利用する方が増えたことがあって、今回ちょっと大きな金額の補正予算にはなってしまったのですけれども、そういったようなことで今回は大きな補正となっているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 防災のほうであります。流れは分かりました。それで取扱い、最初のご説明では2,101名ということでありました。これは、基本、作るための該当者が2,101名で、町としてその情報を掌握し、提供になっていくというのは、それぞれ同意をいただいた人、あるいは希望される町内ということ、同意の上希望されるところということでもありますから、実際にこの2,101名の中で情報公開していいですよという同意をされている人はどのぐらいいるのか。それと、これまで公区でどのぐらい活用されてきているのか。漏れなく支援をしていくというのは本当に大事なことだと思いますから、各公区がご苦労されながら要支援者の防災に当たっているという実情は、これまでもずっと見てきたところなのですが、そういうものに対して有効に働いていくということはやっぱり大事だと思いますので、前段申し上げた実態についてお伺いしておきたいと思います。

それと、障がいのほうは分かりました。希望される方が予想を超えて増えたということでもありますから、当然のことではあるのだろうというふうに思います。これ、途中で増えていった場合に、この歳入に関わりまして、この1億2,700万円に対する財源の保障というのが、9,570万円までは国なり道なりの補助で賄っていく、負担金あるいは補助で賄っていくということではありますが、差し引きすると3,200万円ほど出てきますけれども、これはあくまでもこの負担になっていくのか、利用者なのか、障がい者も自立支援が出ましてから1割負担とか導入されましたから、そういったことになっていくのか、財源の裏づけについても再度ご説明をいただきたいというふうに思います。

また、当初予算での見積りという点では、さらに一考を要するのではないかと、もっと当初の予算からこういったことを見込んでしっかり組む必要もあるのではないかとすることは、一言申し上げておきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 避難行動要支援者名簿の関係でございます。まず、名簿登載者、これ4月30日現在ですが、2,101名。このうち同意を得られている方が1,128名です。この1,128名の方に関しましては、平常時から名簿を提供することができる方。この全体の2,101名は、災害時には強制的

に提供はできることになっておりますので、あくまでも平時からの利用については、ふだん同意をいただいている 1,128 名の名簿でございます。

地域の方が名簿をどのような活用をされているかということでございますが、その地域によっていろいろ使い方はあるのですけれども、やはり情報をまず得ることが地域としては助かると。あそここういう方がいるのだなということを把握するだけでも違うということをお聞きしておりますし、先進的なところで言うと、ここの要支援者に対しては誰と誰が災害時に助けに行くよだとか、そういう取決めをしている公区もありますし、まずはそういった情報を地域に下ろすということが、防災力の強化につながるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 今回の給付費の財源であります、議員がおっしゃられましたように、国からと道からの補助がありまして 9,570 万 1,000 円になっていまして、一般財源のほうで 3,210 万 2,000 円というふうな形で給付費のほうの支払いがされる形になります。

それで、利用者の個人負担につきましては、一月の利用額の上限がありまして、児童につきましては 4,600 円、障がい者のほうにつきましては 9,300 円の上限がありまして、非課税世帯であれば利用料はゼロ円というふうになっております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 122 号、令和 2 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）から日程第 14、議案第 128 号、令和 2 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 7 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 122 号、令和 2 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）から議案第 128 号、令和 2 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）までを一括してご説明申し上げます。

議案第 122 号、令和 2 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の 1 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 349 万 6,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 30 億 3,349 万 4,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 149 万 6,000 円の追加であります。

人事異動に伴う給料の減額や人事院勧告に基づく期末手当の支給率の引下げに伴う減額のほか、時間外勤務手当の増額等に係る人件費の補正であります。

6 ページになります。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金 200 万円の追加であります。

所得更正や資格喪失などに伴う保険税還付金を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページにお戻りください。

1 款 1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税 162 万 7,000 円の追加であります。

現年課税分の追加であります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 149 万 6,000 円の追加であります。

5 款 1 項 1 目繰越金 37 万 3,000 円の追加であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 123 号、令和 2 年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

15 ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 219 万 5,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 4 億 3,037 万 1,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、16 ページ、17 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

19 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 219 万 5,000 円の追加であります。

3 節及び 4 節は、人件費の補正、12 節は、地方税法等の改正に伴い、後期高齢者医療システムを改修する費用を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

18 ページをご覧ください。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 148 万 9,000 円の追加であります。

4 款 1 項 1 目繰越金 40 万 5,000 円の追加であります。

6 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目高齢者医療制度円滑運営事業費国庫補助金 30 万 1,000 円の追加であります。

後期高齢者医療システムの改修に対する国庫補助金であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 124 号、令和 2 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

25 ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 427 万 6,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 27 億 4,815 万 2,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、26 ページ、27 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

30 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 531 万 9,000 円の追加であります。

3 節及び 4 節は、人件費の補正、12 節は、地方税法等の改正に伴い、介護保険システムを改修する費用を追加するものであります。

3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費 101 万 1,000 円の減額、31 ページになりますが、4 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費、3 目地域包括支援センター運営費 3 万 2,000 円の減額であります。

いずれも、人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

28 ページにお戻りください。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 8,000 円の減額であります。

現年度分の減額であります。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金 76 万円の減額であります。

前年度からの繰越金の確定によるものであります。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目地域支援事業交付金 1 万 2,000 円の減額であります。

地域包括支援センターに係る国庫補助金の減額であります。

4 目介護保険事業費国庫補助金 170 万円の追加であります。

介護保険システムの改修に対する国庫補助金であります。

29 ページになります。

6 款道支出金、2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金 6,000 円の減額であります。

地域包括支援センターに係る北海道の補助金の減額であります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 212 万 8,000 円の追加であります。

3 節は、地域包括支援センターに係る減額、5 節は、人件費及び事務費に係る補正であります。

9 款 1 項 1 目繰越金 123 万 4,000 円の追加であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 125 号、令和 2 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

41 ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 60 万 5,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 4 億 5,169 万 8,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、42 ページ、43 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

45 ページをお開きください。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費 60 万 5,000 円の追加であります。

人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

44 ページをご覧ください。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 30 万 3,000 円の減額であります。

4 款 1 項 1 目繰越金 90 万 8,000 円の追加であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 126 号、令和 2 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）について、ご説明申し上げます。

53 ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 987 万 3,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 9 億 8,233 万 8,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、54 ページ、55 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

57 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1,025 万 2,000 円の追加であります。

3 節及び 4 節は、人件費の補正であります。

22 節償還金利子及び割引料は、本日の行政報告の中で町長から申し上げました、下水道使用料金の過大徴収に伴う過誤納還付金と還付加算金であります。

本日、追加でお配りいたしました議案説明資料をご覧ください。A3 判のものになります。

はじめに、経緯をご説明申し上げます。

今月 17 日に上水道と地下水を併用されている事業者の方から、昨年 7 月以来、使用していない地下水の検針票に数字が記載されており、メーター器が動いているのはなぜかとの問合せをいただきました。

この事業者の上水道と地下水の使用状況を、説明資料の上段に当該事業者の施設内の給水系統をフロー図で示しております。

従来は、図の右上に記載しております地下水用の井戸から地下水をくみ上げ、一旦、場内の受水槽にためてから地下水用メーター器、**A**と表示しておりますが、このメーター器により使用量を測定し、製造ラインへ送り込んでおりました。

その後、中ほどに記載しておりますように「製品製造による消費や製品への混入により下水道へ流入しない」分として、20 年以上前になりますが、平成 9 年に認定した割合であります 47%分を除いた、53%相当分が下水道に流入しているものとして、その使用量を用いて算定した下水道使用料金をご負担いただいております。

昨年 7 月、上水道の使用量の著しい増加について、町から問合せをした際には、地下水の不調から事業用の水に、上水道の水を使用していると確認を得たところであります。

実際には、フロー図において二重線で示しているように、上水道の水を地下水使用時と同様に、従前から使用していた受水槽に一旦ため、使用されておりました。しかしながら、当時、町では、この事実を認識してはおりませんでした。

これにより、上水道の使用量が増量となり、大幅に変動しておりましたが、その原因や使用状況について事業者から詳細な確認などを行うことなく、従前どおり図の中央・上段に記載の上水道用メーター器「**B**」で検針した上水道の使用量に基づく下水道使用料金と、受水槽を経由した、地下水ではない上水道の使用量を地下水用メーター器「**A**」で、再度検針した使用量に基づく下水道使用料金を徴収してしまい、過大にご負担いただいていたことが判明したものであります。

次に、過大徴収していた下水道使用料金についてご説明いたします。

下段の表をご覧ください。

表の上方には令和元年度を、下方には 2 年度を記載しております。

網かけをしております下のほうの、直近の令和 2 年度の 9 月分を例にご説明いたします。

左端の表「(1) (誤) 上水道用メーター器分**B**」をご覧ください。

上水道用メーター器**B**で検針した 9 月の「①検針時使用量」は 6,151 立方メートルで、これに 1 立方メートル当たり 161 円を乗じた「②下水道使用料金」は 99 万 311 円であります。

右隣の表に移りまして、「(2) 地下水用メーター器分**A**」をご覧ください。

受水槽を経由して使用した上水道の使用量を地下水用メーター器**A**で検針したものが「③検針時使用量」で 5,766 立方メートル、そのうちの 53%相当分が下水道に流入するものと認定した「④認定使用量」は 3,056 立方メートルで、これに 161 円を乗じて「⑤下水道使用料金」49 万 2,016 円が算出されるところであります。

中央の表「(3) 支払い済額」をご覧ください。

9 月分の下水道使用料金として、②と⑤の合算額として「⑥支払い済額」に示している 148 万 2,327 円をご負担いただいているものであります。

しかしながら、隣の「(1) (誤) 上水道用メーター器分」の①の使用量 6,151 立方メートルには、「(2) 地下水用メーター器分」で検針した③の使用量 5,766 立方メートルが含まれておりますことから、②の下水道使用料金は誤った算定によるものであります。

このため、「(2) 地下水用メーター器分」の表の下水道使用料金は、認定使用量を用いて算定し

ていることから正当とみなし、「（１）（誤）上水道用メーター器分」の下水道使用料金を修正し、本来ご負担いただくべき下水道使用料金を算定し直したものが、次の「（４）（正）上水道用メーター器分」の表であります。

上水道用メーター器で検針した⑦の 6,151 立方メートルから、地下水用メーター器で検針した⑧の 5,766 立方メートルを差し引いた⑨の欄、385 立方メートル、この量が、表の上段のフロー図をもう一度ご覧いただきたいのですが、このフロー図のほぼ中央に記載しております「場内で雑用水として使用」に相当するものであります。

この 385 平方メートルに 161 円を乗じた⑩の下水道使用料金 6 万 1,985 円が、上水道用メーター器に係る料金であります。

このことから、過大に徴収していた下水道使用料金は、次の「（５）過大徴収分」の表であります。

⑪に示すとおり、②の下水道使用料金 99 万 311 円から⑩の下水道使用料金 6 万 1,985 円を差し引いた 92 万 8,326 円が過大徴収分でありますことから、この金額を過誤納還付金として事業者へお返しするものであります。

次に、「（６）還付加算金」の表をご覧ください。

下水道使用料は、地方自治法第 225 条の使用料に該当し、その還付にあつては、同法第 231 条の 3 第 4 項で「地方税の例による」とされており、同法第 17 条の 4 で過誤納金を還付する場合は、還付加算金を加算しなければならないとされております。

このことから、今回お返しする過誤納還付金には、還付加算金を合わせてお支払いする必要があり、これを法令に定める方法に従って算定いたしますと、9 月分は、⑫の還付加算金が 2,000 円となるものであります。

このような算定方法により、各月の過大徴収分、いわゆる過誤納還付金と還付加算金を計算いたしますと、過誤納還付金は、「（５）過大徴収分」の表の中段に網かけをしております令和元年度分で 759 万 506 円、下段に網かけしている令和 2 年度分で 558 万 7,022 円で、合計 1,317 万 7,528 円であります。

令和 2 年度分につきましては、調定変更により還付手続を進めてまいりますが、令和元年度分につきましては、本日、過誤納還付金として令和 2 年度予算に補正予算を計上させていただいたところであります。

還付加算金は、「（６）還付加算金」の表の中段に網かけをしている、令和元年度分が 11 万 4,000 円、令和 2 年度分が 2 万 8,000 円で、合計 14 万 2,000 円であります。

還付加算金につきましても、本補正予算に計上させていただいたところであります。

過誤納還付金と還付加算金の総額は、表の右下にありますとおり 1,331 万 9,528 円であります。

本日、補正予算を可決いただいた後に、速やかに還付手続を進め、お返ししたいと考えております。

一連の経過の中で、事業者の方から、本町の公共下水道条例に定めのある「地下水利用の休止に係る届出」は提出されておりましたが、上水道の使用量の著しい増加について、昨年 7 月に町から問合せをした際に、その原因をもっと注意深く、詳細に確認することを行ってれば、防げたものであると考えております。

今後は、今まで以上に職場内の連携、確認を徹底するとともに、一層の緊張感を持って真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

議案書にお戻りいただき、57 ページをご覧ください。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費 37 万 9,000 円の減額であります。

人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

56 ページをご覧ください。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 880 万 4,000 円の追加であります。

5 款 1 項 1 目繰越金 106 万 9,000 円の追加であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第４号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 127 号、令和 2 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

64 ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ 60 万 8,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 2 億 1,069 万 4,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、65 ページ、66 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

68 ページをお開きください。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費 60 万 8,000 円の減額であります。

人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

67 ページをご覧ください。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 95 万 7,000 円の減額であります。

4 款 1 項 1 目繰越金 34 万 9,000 円の追加であります。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 128 号、令和 2 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

74 ページをお開きください。

補正予算第 2 条は、収益的収支であります当初の第 3 条予算の収益的収入及び支出の補正であります。

はじめに、収入であります。第 1 款水道事業収益、既決予定額 5 億 8,448 万円に補正予定額 102 万円を追加し、5 億 8,550 万円と定めるものであります。

次に、支出であります。第 1 款水道事業費用、既決予定額 5 億 3,878 万 7,000 円から補正予定額 318 万 4,000 円を減額し、5 億 3,560 万 3,000 円と定めるものであります。

補正予算第 3 条は、資本的収支であります当初予算の第 4 条予算の資本的支出のみの補正であります。

第 1 款資本的支出、既決予定額 4 億 179 万 7,000 円に補正予定額 120 万 5,000 円を追加し、4 億 300 万 2,000 円と定めるものであります。

第 3 条の 2 行目、中ほどから記載しておりますとおり、本補正により、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億 3,303 万 5,000 円は、過年度分損益勘定留保資金 4,314 万 1,000 円と当年度分損益勘定留保資金 1 億 8,989 万 4,000 円」で補填するものであります。

補正予算第 4 条は、当初予算第 6 条予算に定める「流用を制限した額」であります。3,465 万 3,000 円に改めるものであります。

はじめに、収益的支出からご説明申し上げます。

76 ページをお開きください。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、2 目配水及び給水費 117 万円の減額、5 目総係費 201 万 4,000 円の減額であります。

いずれも、人件費の補正であります。

次に、収益的収入についてご説明申し上げます。

75 ページをご覧ください。

1 款水道事業収益、2 項営業外収益、7 目雑収入 102 万円の追加であります。

本年 1 月から 3 月末までの間、昨年の台風 19 号の被災市町村であります宮城県角田市へ技術系職員 1 名を派遣いたしました。これに伴う角田市からの職員給与等に係る負担金を追加するものであり

ます。

次に、資本的支出についてご説明申し上げます。

77 ページをご覧ください。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費 120 万 5,000 円の追加であります。

人件費の補正であります。

以上で、特別会計等の補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 122 号、令和 2 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 123 号、令和 2 年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 124 号、令和 2 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 125 号、令和 2 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 126 号、令和 2 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 127 号、令和 2 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 128 号、令和 2 年度幕別町水道事業会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 120 号、財産の処分についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第 120 号、財産の処分について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において議決事件に定められている「予定価格が 1,000 万円以上で、かつ 1 件 5,000 平方メートル以上の土地の売払い」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を処分しようとするものであります。

議案説明資料の 17 ページをお開きください。

処分する財産である土地を網かけして、示している位置図であります。

場所は、位置図の上部に当たります、忠類市街地から大樹方向に南進し、国道 236 号の西側を併走する忠類上当間線を挟んで、東と西に広がる、旧国鉄広尾線の廃線跡地で、当時の忠類村が日本国有鉄道清算事業団から払下げを受けた平成 4 年以来、普通財産として保有していたものであります。

議案書の 11 ページをご覧ください。

「1 財産の名称及び数量」であります。

名称は「土地」で、「1 万 6,162 平方メートル」であります。

「2 土地の所在、地目及び面積」であります。

中川郡幕別町忠類協徳 231 番地 9、山林、5,127 平方メートルと、中川郡幕別町忠類協徳 246 番地 1、山林、1 万 1,035 平方メートルで、合計面積は 1 万 6,162 平方メートルであります。

「3 処分の理由」は、忠類地域の産業振興等を図るためであります。

加えて、遊休町有地の有効活用と雇用の場の創出を図ろうとするものであります。

「4 処分の方法」は、幕別町忠類協徳町有地公募型売却事業実施要領に基づき、公募により事業計画の提案を受け、その内容の審査を経て選定した相手方と随意契約を締結しようとするものであります。

「5 処分価格」は、1,307 万 1,000 円であります。

処分価格は、近傍地の評価額を参考に価格を設定し、売却後の立木の伐採、伐根費用を控除し、立木代金を加算した額で算定しております。その結果、1 平方メートル当たり 808.7 円であります。

「6 処分の相手方」は、中川郡幕別町忠類西当 3 番地 2、農事組合法人ウエストフィールドアシスト代表理事、渡邊靖之氏であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[陳情付託]

○議長（寺林俊幸） 日程第 16、陳情第 4 号、「北海道での放射性廃棄物の最終処分場建設に反対する決議」を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 4 号、「北海道での放射性廃棄物の最終処分場建設に反対する決議」を求める陳情書は、総務文教常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明 12 月 1 日から 12 月 8 日までの 8 日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、12 月 1 日から 12 月 8 日までの 8 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、12 月 9 日午前 10 時からであります。

12 : 13 散会

第 4 回幕別町議会定例会

議事日程

令和 2 年第 4 回幕別町議会定例会
(令和 2 年12月 9 日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
14 千葉幹雄 16 藤原 孟 17 東口隆弘
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問（6 人）

会議録

令和2年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和2年12月9日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 12月9日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)

議長 寺林俊幸

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 石川康弘 | 2 小田新紀 | 3 内山美穂子 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 若山和幸 | 7 岡本眞利子 | 8 荒 貴賀 | 9 酒井はやみ | 10 野原恵子 |
| 11 田口廣之 | 12 谷口和弥 | 13 芳滝 仁 | 14 千葉幹雄 | 15 小川純文 |
| 16 藤原 孟 | 17 東口隆弘 | | | |

- 6 欠席議員

副議長 中橋友子

- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義

副 町 長 伊藤博明

教 育 長 菅野勇次

代 表 監 査 委 員 八重柏新治

企 画 総 務 部 長 山岸伸雄

住 民 福 祉 部 長 細澤正典

経 済 部 長 岡田直之

建 設 部 長 笹原敏文

会 計 管 理 者 合田利信

忠類総合支所長 川瀬吉治

札 内 支 所 長 原田雅則

教 育 部 長 山端広和

政 策 推 進 課 長 白坂博司

総 務 課 長 佐藤勝博

地 域 振 興 課 長 亀田貴仁

糠 内 出 張 所 長 天羽 徹

防 災 環 境 課 長 寺田 治

こ ど も 課 長 西田建司

保 健 課 長 金田一宏美

商 工 観 光 課 長 西嶋 慎

土 木 課 長 小野晴正

保 健 福 祉 課 長 林 隆則

経 済 建 設 課 長 高橋宏邦

学 校 教 育 課 長 宮田 哲

生 涯 学 習 課 長 石田晋一

- 8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 遠藤寛士

- 9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 14 千葉幹雄 16 藤原 孟 17 東口隆弘

議事の経過

(令和2年12月9日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、14番千葉議員、16番藤原議員、17番東口議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、事務局から諸般の報告をさせます。

○事務局長（萬谷 司） 15番小川議員が遅参及び18番中橋議員が欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（寺林俊幸） これで、諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、小田新紀議員の発言を許します。

小田新紀議員。

○2番（小田新紀） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

「改正給特法」に伴う教職員の働き方改革について。

国は本年4月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」）の一部を改正する法律を施行しました。

「時間外在校等時間」の上限を月45時間、年360時間とするとともに、来年4月より、1年単位の変形労働時間制の適用を可能とするものであります。

このたびの給特法改正は、長年の課題である教職員の長時間労働の解消に向けたものとしています。各自治体において、勤務時間の上限についての条例や規則が定まり、多くの学校で労務管理と働き方改革が進むことを期待されているものと考えられます。

しかしながら、今回の改正においては、「在校等時間」の正確な把握や遵守方法について、学校現場内外より懸念が生じています。変形労働時間制導入では、その「時間外在校等時間」の上限遵守が大前提でもあります。また、変形労働時間制では、正規の勤務時間を延ばす日も出てくるというものであり、働き方改革に逆行しているものではないかといった懸念も生じているところです。

そもそも、教職員の長時間労働は正のための業務縮減は進んでいるのか。今回の法改正に伴い、教

職員の働き方改革についての町の姿勢と取組について、以下のとおり伺います。

(1) 本年9月に、北海道より各自治体に対し「1年単位の変形労働時間制」に関わる意向調査が実施されました。本町ではどのように回答されたのか。また、その回答には、各学校現場の意見がどのように反映されたものになったのか。

(2) 本町の現況において「時間外在校等時間」の上限が遵守されている状況にあるのか。また、「在校等時間」の把握方法として、町では勤怠管理システムが導入されておりますが、その運用における現状と課題は。

(3) 「時間外在校等時間」の縮減に向けた具体的な取組の進捗状況は。

(4) 学校の働き方改革に関わり、国より「相談窓口」の設置が求められているが、本町の進捗状況は。

(5) 学校の働き方改革に関わり、保護者や地域住民への周知の取組状況は。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 小田議員のご質問にお答えいたします。

「「改正給特法」に伴う教職員の働き方改革について」であります。

国は、昨年12月、学校における働き方改革を推進するため、教育職員について1年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、業務量の適切な管理等に関する指針を定めることを目的に、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部を改正いたしました。

「改正給特法」におきましては、持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、これまでの教員の働き方を見直し、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが急務であることから、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策を講じることとしたところであります。

改正点の1つ目は、1年単位の変形労働時間制の適用であり、教員が校内に在校している時間及び校外での業務の時間を合算した「在校等時間」から所定の勤務時間を除いた時間「時間外在校等時間」が、国の指針で定める上限の範囲内であることや、学期中の業務の削減を図ることを前提に、業務の繁閑に応じ勤務時間を配分することを認め、夏休みなどの長期休業期間に集中して休日確保することを可能とするものであります。

2つ目は、業務量の適切な管理等に関する指針の策定であり、教員が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないものであること等を踏まえ、教員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するための指針を国が策定し、時間外在校等時間の上限等を明確にするとともに、地方公共団体においても条例や規則等で定めることとされました。

こうした背景から、教育委員会では本年3月、「幕別町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、国の指針に基づく時間外在校等時間の上限を定めたほか、在校等時間の客観的な計測や持ち帰り業務の扱いなどについては、「学校における働き方改革幕別町アクション・プラン」を改正の上、明記したところであります。

ご質問の1点目、「『1年単位の変形労働時間制』に関わる意向調査における町の回答は、また各学校現場の意見がどのように反映されたものになったのか」についてであります。

北海道教育委員会では、令和3年4月1日から1年単位の変形労働時間制が施行されることを受け、所管する学校の県費負担教職員が本制度を活用するための条例整備に当たり、各市町村教育委員会に対し、本年9月に意向調査を実施したところであります。

調査内容については、「休日のまとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制に対する、現時点における考えと、本制度を運用するに当たっての要望等を調査するもので、各学校に対しまして、制度の概要や勤務条件等をまとめた「公立学校の教育職員における『休日のまとめ取り』のための1年単位の変形労働時間制、導入の手引き」を送付するとともに、併せて要望等の有無を調査いたしました。

た。

教育委員会といたしましては、この制度は長期休業期間等において、休日を集中して確保し、教員がリフレッシュできる時間等を確保することを目的とするもので、早い段階での導入について検討する旨の回答をいたしたところであります。

制度の運用に関わる学校からの要望は特にありませんでしたが、これは詳細が明らかになっていないためであったものと考えており、11月に入りましてから制度活用に関するQ&Aが示されたり、オンデマンド配信による説明会が開催されておりますことから、各学校にも情報を提供しているところであります。

今後におきまして、改めて学校の意見の吸い上げに努めるとともに、実際の導入年次につきましては、各学校の勤務実態を十分調査した上で判断してまいりたいと考えているところであります。

ご質問の2点目、「本町の現況において『時間外在校等時間』の上限が遵守されている状況にあるのか、また勤怠管理システムの運用における現状と課題は」についてであります。

はじめに、「時間外在校等時間」の上限が遵守されている状況にあるのかについては、本町におきましては、勤怠管理システムにより、教員の「在校等時間」を管理しているところであり、昨年度の試行導入を経て、本年4月から全校で導入する予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、4月20日から5月31日までの間、全ての小中学校を臨時休業としたことから、再開となった6月から全校で運用を開始したところであります。

システムの運用を開始した6月から10月における月の平均で申し上げますと、時間外在校等時間の1か月の上限である45時間を超えている教員につきましては、小学校では146人中17人で11.6%、中学校では89人中29人で32.6%、全体では235人中46人で19.6%となっているところであります。

なお、1年間の時間外在校等時間の上限360時間については、システムの導入から1年が経過していないため、把握には至っておりません。

次に、勤怠管理システムの運用における現状についてであります。勤怠管理システムは、職員1人1台として整備した校務用パソコンにインストールをしておき、出退勤の時間入力については、それぞれの職員が出勤又は退勤する際に、いずれかの表示部分をクリックするのみの簡便な操作で出勤又は退勤時間が記録されるため、職員に負担がかからないよう運用し、在校等時間を把握しております。

運用面における課題といたしましては、必ずパソコンを起動しなければならないといった手間や、「出勤」や「退勤」処理を忘れてしまうといったことなど、管理職が本人に確認して時間を入力する必要が生じていることや、教育委員会に毎月提出するため、入力漏れがないかなどの内容を確認するため時間を要していることが課題であると考えております。

システムの運用を開始して6か月が経過し、徐々にではありますが入力忘れも解消されてきていますので、今後、管理職における声かけ等により、習慣的に行われるよう努めるとともに、在校等時間を計測した結果を踏まえ、業務の平準化や時間外在校等時間の縮減に活用してまいります。

ご質問の3点目、「『在校等時間』の縮減に向けた具体的な取組の進捗状況は」についてであります。

学校現場における「在校等時間」の縮減に向けた取組については、平成30年9月に策定した「幕別町アクション・プラン」において、4つを柱とした取組を掲げたところであり、1つ目は、「本来担うべき業務に専念できる環境の整備」、2つ目に「部活動指導にかかわる負担の軽減」、3つ目に「勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実」、4つ目に「教育委員会による学校サポート体制の充実」に向けた取組を進めているところであります。

はじめに、「本来担うべき業務に専念できる環境の整備」における具体的な取組状況についてであります。情報の共有化や業務の効率化を図るため、教職員に1人1台の校務用パソコンを整備しているほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門スタッフを巡回させ、児童生徒の抱える問題に対し、保護者や教職員と協力しながら問題の解決に努めております。

また、児童生徒の生活介護や学習支援のため、本年度は10校に44人の特別支援教育支援員を配置しているほか、学校事務をサポートするため11校に11人の学校事務補助職員を配置しているところでもあります。

加えて本年度につきましては、北海道の事業を活用し、授業準備の補助などの学校の教育活動をサポートする学習指導員を6校に6人配置し、教室の換気や消毒など、感染症対策のために増加した教員の各種業務をサポートするスクール・サポート・スタッフを3校に3人配置するなど、少しでも教職員の負担を減らし、学校の指導体制のさらなる充実に努めております。

次に、「部活動指導にかかわる負担の軽減」では、部活動休養日を週2日以上設け、活動時間についても長くても1日2時間程度とし、学校休業日は3時間程度とするなどの指標を設定し、全ての中学校で実施されております。

さらに、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、交代での指導や安全管理が行われておりますが、部活動指導員の配置につきましては、人材確保の点から難しい面があり、今後の検討課題であると考えております。

次に、「勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実」では、休養を取得しやすい環境の整備として、夏季休業期間内の3日間と年末年始の休日6日間の合わせて年間9日間を学校閉庁日として設定し、全校で実施されているほか、機械警備を活用することにより、土曜・日曜・祝日等の校内巡視を廃止しており、ワークライフバランスを意識した働き方改革の推進として、月2回以上の定時退勤日を設定し、全ての学校で実施しております。

次に、「教育委員会による学校サポート体制の充実」では、調査業務の見直しとして、独自調査は極力、道が実施する調査を活用するといったことや、トラブル等に直面した際のサポートとして、学校教育推進員を中心とした相談体制の充実を図っているほか、学校に対しましては、学校行事の精査・見直しを促進しております。

また、修学旅行等の引率業務や体育祭、運動会、家庭訪問などの業務に従事する場合、1日の正規時間を超えて勤務する必要があることから、当該勤務を行う週を含む4週の期間内の勤務時間の割り振りを弾力的に行うことで総体の勤務時間の削減を図るための現行の変形労働時間制についても推進しており、全校で有効に活用しているところであります。

学校現場における負担軽減の対応策については、これまでの取組を包含した形で「幕別町アクション・プラン」に位置付けて取り組んでおり、目指す指標として定める部活動休養日の完全実施や定時退勤日の月2回以上の実施、学校閉庁日の年9日以上の実施などの取組は実施されているものの、さらなる環境整備が必要であると考えており、引き続き、学校現場の声に耳を傾けながら、教職員の負担軽減に向けた取組を推進してまいります。

ご質問の4点目、「学校の働き方改革に関わり、国より「相談窓口」の設置が求められているが、本町の進捗状況は」についてであります。

国では、教員等の長時間勤務の是正やメンタルヘルス不調等の健康障がいの防止のため、各教育委員会内の学校における働き方改革の担当課や教員等の福利厚生を担当する課等において、長時間勤務等の勤務条件やメンタルヘルス不調等の健康障がいに関する相談窓口を設けることが重要と示しております。

教職員の勤務条件やメンタルヘルス不調等の相談に関しましては、教育委員会における相談体制の整備には至っておりませんが、メンタルヘルス対策といたしましては、毎年、全教職員を対象に心理的な負担の程度を把握するための検査、いわゆるストレスチェックを行っているところであります。

ストレスチェックを行うことで、個人のストレスへの気づきを促し、メンタル不調の発生を未然に防ぐとともに、各自のストレス値を学校ごとに集計することで、ストレス値の高い学校については、職場環境の改善や長時間労働等の改善に努めているところであります。

県費負担教職員に係る長時間勤務等の勤務条件やメンタルヘルス不調等の健康障がいに関する相談窓口の設置については、北海道教育委員会との連携なども考えられますことから、整備の手法につい

ては、今後検討してまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「学校の働き方改革に関わり、保護者や地域住民への周知の取組状況は」についてであります。

教員の多忙化が社会問題となっている中、教員の業務負担の軽減や多忙化を解消するためには、学校における働き方改革を進め、教員が子どもたち一人ひとりにしっかり向き合い、きめ細かで質の高い教育を実現するための環境づくりに努めることが重要であるとともに、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらう必要があると認識いたしております。

このため、働き方改革の取組の一つとして、教員が休養を取りやすい環境を整備することを目的とした学校閉庁日については、平成30年度から夏季休業期間中の3日間と年末年始の6日間、合わせて9日間を設定してまいりましたが、地域住民に対しましては広報紙やホームページで、児童生徒の保護者に対しましては、学校を通じてその都度、設定日や目的をお知らせしております。

また、学校におきましても、学校だよりで働き方改革に触れたり、参観日における全体懇談会や学校運営協議会の会議の中で説明しているほか、学校評価にも位置付けており、一定程度浸透しているものと考えております。

しかしながら、保護者や地域住民等へ十分に理解されるには至っていないものと認識しておりますので、今後も引き続き、働き方改革の必要性についての普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上で、小田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） それでは、ただいまのご答弁に対して再質問させていただきます。

まず、1点目の意向調査に関わってでありますが、道議会のほうでも今議会で1年単位の変形労働時間制を導入する条例案が提示されるということで、早ければ今議会で決まるということではありますけれども、町のほうでは早い段階での導入ということで回答をされたということではあります。意向調査の質問の中に、具体的に令和3年度、令和4年度といった数字もあるわけではあります。確認ですが、我が町においては、早い段階というのはどの時期からということと考えられておられるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 運用に当たっての判断基準の一つとして、指針で定める勤務時間の上限、時間外在校等時間の上限ですね、これが月45時間、年360時間という前提がございますので、そういった勤務実態を把握しなければならないということがありますので、本町の場合、先ほどの答弁でも申し上げましたように、まだ1年間通して実態を把握していないという現状がございますので、まずは1年間の勤務実態を把握した上でということになりますので、早くても令和4年度以降になろうかというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 分かりました。この変形労働時間制については、ご答弁であったようなメリットもあるのかというふうに思うわけですが、ただ、例えば4月、5月、かなり忙しい、学校現場では忙しい時期に、逆に言えばたくさん働いてもらおうと。8時間を超えて、いわゆる時間外の部分をたくさんやってもらって、その疲れた体を8月に取り戻してもらおうというようなことというのは、現実的にちょっと科学的ではないのかなというふうに思うわけですが、そういった部分も含めて、改めてこの制度のメリット、デメリットについて、町のほうでは現時点でどのように判断されているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 1年単位の変形労働時間制については、業務の繁閑に応じて勤務時間を配分し、夏季休業期間中などの長期休業期間中に集中して休日を確保する、そういったことで先生方のリフレッシュが図られるというようなこともございますので、そういった休日のまとめ取りを可能にする制

度であるというふうに認識しておりますので、学校の働き方改革を推進する上での一つの選択肢になるものというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 次のほうに移りますが、学校からの要望は特になかったということでご答弁されておりましたけれども、各学校に意向調査がそれぞれ行っているかというふうに思うわけですが、またそこで具体的に選択するような中身であったというふうにあるわけですが、改めての要望というのはないのか、こういったことなのかということで、ちょっとそこら辺り、もう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 先ほど答弁の中でも申し上げましたけれども、詳細についてまだ見えない部分があるというのが正直なところでありまして、それは学校についても各種現段階で分かる資料については、9月の調査の際ですとか、それ以前にもその段階で分かっている Q&A だとかというのも国のほうから出されておりますので、その時々で学校には情報提供しているところなのではございますけれども、先ほど申し上げましたように、詳細についてまだ分からない部分があるというようなことがございますので、そういったことも含めて学校からは特別な要望というのはございませんでした。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） あまり細かいことまではあれですけれども、各学校のほうで、例えば令和3年度から、あるいは令和4年度からの導入を希望したいと、あるいはそういった方向で考えていきたいといったような回答の選択もあったかというふうに思うわけですが、いずれにしてもこの意向調査、9月9日付で来て、それから24日に回答ということで、ましてやそこに4連休、3連休挟んでいたということで、ほとんど時間がない中での回答だったということを聞いております。そういった中で各学校の意見が、思いが反映されているのか、それから町のほうの考えもしっかりまとめられていたのかという部分については少し疑念が生じるところでありますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 確かに調査期間が、道のほうから町教育委員会のほうに参りまして、それから学校にということで、そういった流れで調査をいたしましたので、そういった意味では期間が短かったということがあろうかと思えます。確かにあろうかと思えます。

それと、先ほど言いましたように、詳細が見えないという部分と、各学校でどのような形で職員に下ろしたかというようなことも詳細には私どものほうでは把握はしてございませんけれども、総体的には導入する方向でということで回答いただいているところであります。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） まだ導入に対しては今後も時間もあるということと、これからさらにということで答弁ありましたので、かなり先生方の勤務に関わる繊細な問題でもありますので、より学校と密にして、この制度について改めてメリット、デメリット含めてしっかりと研究していってほしいというふうに求めたいと思います。

2点目の勤怠管理システムのことについてになりますが、現在6月から開始しております約半年というところではありますが、1年間たっていないということで、上限についてはまだ把握されていないということではありますが、約半年の状況で大体見えてくるのかなというふうに思うわけですが、半年の状況でいわゆる1年間に360ですから、その半分の180ぐらいを超えている先生方もおられるのか、おられないのか、その辺りの状況把握についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 本町の場合、その勤怠管理システムの導入が6月から実際に始まったということで、6、7、8、9、10ということで5か月間なのではございますけれども、月で案分すればというようなお話ですが、先ほど答弁でも申し上げましたように、コロナ禍の影響等もあって、本年度については通常というか、平常時とはちょっと違ったような状況なのかなというふうな気もしております。

けれども、全体的には、平成 29 年に行った道の勤務実態調査では、時間外が月 80 時間を超えている教員が小学校では約 2 割、それから中学校では約 4 割というような調査結果が出ておりましたけれども、その調査から見ると少ないかなという、低いかなということで押さえております。ただ、これは平常時とはやっぱりちょっと違うのかなというふうに認識をしております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2 番（小田新紀） いずれにしても、上限時間を超えていいというものではないというふうに思いますし、そもそも 1 年間の変形労働時間制を導入するに当たって、上限時間が重視されるということが大前提なわけでございますから、これが既に超える見込みがありそうとか、今現在で半年の状況では超えているとか、そういった職員について、管理責任者としての教育委員会あるいは学校長がどういった具体的な縮減策というのを講じていこうというふうに考えられているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 働き方改革の関係については、特効薬というのは、これなかなか現状としてないかなというふうには思っております。今、幕別町アクション・プランの中で行っている既存の施策をさらに進めていくということがまずは大事なのだろうなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2 番（小田新紀） 次の質問にも関わってくるのであれですけれども、アクション・プランを、今、幕別町のほうでは立ててやられているわけですが、現状として上限を超えて、それを講じたとしても超えているという現状があるわけですので、それだけでは多分足りないのだろうなということでありますが、そういったところ、ちょっと次の質問にも関わってきますので、また後で具体的にはお伺いしたいなというふうに思いますが、必ずそういったものを早急に講じていく必要があるのではないかなということでも求めていると思います。

もう一つ、ちょっと懸念されるのが、やっぱり今度はいわゆる上限時間を数字上守らせるために、いわゆる管理職による時短ハラスメントであったりとか、虚偽の報告をというような事例も既に出てきているというふうに聞いています。例えば、運動部活動をされていた時間に、〇〇先生、運動部活動の時間、ちょっとなしにしておくからというふうに管理職が、気を遣ってきつと云ってくださっているのだと思うのですが、心のよしあしは別として、そういった現象が実際出てきているということであるのですけれども、その辺りを教育委員会としてはどのように押さえ、どのように対策を講じていかれるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 働き方改革に関わって在校等時間を抑えるがために管理職が時短ハラスメント、そういったことですか、虚偽の報告というか、虚偽の勤務時間をつけるだとかという、そういうことはあってはならないことだというふうに思っておりますので、そういったことがないよう、実質的にやっぱり教職員の方の勤務時間が減るように努めていかなければならないというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2 番（小田新紀） まさに今、教育長のおっしゃっていたとおりかなというふうに同感です。そういったことを各学校のほうにもしっかりと厳しい目を光らせながら管理をしていていただきたいというふうに思っております。

この勤怠管理システムの具体的な部分で幾つかちょっと質問させていただきたいのですが、まず休憩時間の扱いについてです。現状では休憩時間の扱いというのは、勤怠管理システムの中ではどのようにされているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 現在、学校で導入しております勤怠管理システムにおきましては、休憩時間も取るような形で、実際に勤務した時間をシステム上反映しているということですので、休憩時間は除いた形でシステムは運用している状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 改めての確認になりますが、休憩時間を職員が取った時間を自分で、パソコンでのタッチになるかと思うのですが、それを休憩取る時間に押して、終える時間に押してというようなシステムになっているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 休憩時間につきましては、45分取らなければいけないという状況もございますので、あらかじめ45分を取るという状況でシステムのほうを運用しているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 自動的に45分計上されているということだというふうに、今、理解したのですが、よろしいのでしょうか。

それであればですが、現実、学校勤務態勢においては、昼に休憩時間が取れるわけではないので、終業時刻の15分前までということ、本当にちょっと異例な形で3時半頃から休憩時間ということをやっているわけですが、そもそも休憩時間という考え方については、勤務をしなくてもいいというか、そこから離れなければいけないと、場所は別としても勤務のところから解放されていることが保証されている時間ということではありますが、実態として教職員が休憩時間を取れている、45分間しっかり取れているというふうに教育委員会としては把握されているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 最終的な勤怠管理システムへの入力につきましては、例えば部活動もそうですけれども、パソコンのみならず、最終的に勤務した時間の部分については、その時間の中で申告をしていただいて、その申告した時間を管理職のほうで確認した上で管理しているという状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） その状況は分かりましたが、ただ、休憩時間については45分間ということで恐らく自動的に計算されているということになっているかと思うのですが、実際そこは現実で言えば働いている先生が多いというふうに聞いているわけですが、そういった部分が今回の、今までの町のこの5か月間の調査の中で、管理システムの中で、そこで働いている時間もいわゆる時間外の在校等時間に含まれるというふうに押さえるべきだというふうに思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 今後そういった制度の運用が本格的に始めるに当たりましては、今、使用しているシステムの部分についても、これは見直しを図っていかなければいけないのかなというふうに思っております。今、言いました校外での研修等、いろんな部分があります。さらには、それが校務に当たるのかどうかという部分の、時間にいるからそれが時間外という判断にならないという要素もあるというふうに示されておりまして、その辺は、詳細についてはこれから出る情報を待って、システムの運用についても見直しを図らなければいけないかなというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 管理職もしっかりそこらあたり把握させる必要があるかなというふうに思いますので、さらに研究を求めていると思います。

ちなみに、昨年度において、幕別町内において休憩時間あるいは勤務時間外に行われました委員会が主催されているような会議とか研修というのはなかったのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 今、現時点でそういった時間があるかどうかというのは、実態としてはあるかないかという部分については、ちょっと押さえておりません。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 別の機会にも少しお話ししたことがあったかと思うのですが、教育委員会の方がおられる、おられないは別にして、CSに関わる会議であったりとか、そのあたりが休憩時間に入ってきたということであったりとか、全員ではないのですけれども、就学支援委員会とか、そういった部分で、一部の先生が休憩時間内に労務する必要があったというようなことも聞いております。そのあたり、改めて精査していただきまして、そもそもそういった時間に組み込んでしまうということ自体が休憩時間を取らせないというようなことに結びついてしまいますので、今しっかり把握されていないということではありましたので、調査を求めているというふうに思います。

休憩時間についてはこの程度にさせていただきますが、次、持ち帰り業務について伺いたいというふうに思います。

こちらの今までの5か月間の調査においても、あくまでも学校外に出ることももちろんありますけれども、基本的には学校の中での勤怠管理ということでされていますが、持ち帰り業務をされている先生たちも多いということで聞いておりますが、その実態把握というのはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 持ち帰り業務についての実態把握についても、委員会として把握している部分は現時点ではございません。

失礼しました。現時点で、持ち帰り業務の把握については実施しておりません。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） もともと給特法において、いわゆる時間外勤務というのは原則命じないという中で、命じる場合は4項目ということで、生徒の実習に関する業務、学校行事に関する業務、職員会議、非常災害等のやむを得ない場合の必要な業務とありますが、通常の職員の長時間勤務の内容としては、いわゆる通常の授業づくり、あしたの授業づくり、あさっての授業づくりであったりとか、児童生徒指導、それから教材・教務管理、休憩時間、例えば先ほど申しあげました休憩時間においても、児童生徒は学校にいるわけですから、そこでの対応ということも、今、休憩時間だからやりませんと、子どもたちが困って泣いてきても対応しませんというわけにはいきませんから、そういった部分も入ってくるということで、それら全て校務、部活動もそうですけれども、校務であって、それが無制限の超勤というふうになっております。それらが、いわゆる在校等時間の中で対応しきれていないというような現状がありということは、恐らく教育委員会も把握されているのではないかとこのように考えたいのですけれども、そういった部分においては、持ち帰り業務というのが、先ほどの時短ハラスメントではないのですけれども、早く帰ることを目的として、業務は持ち帰ってやっているということがやっぱり起きないように検討していただきたいですし、その把握というものをしっかりとされたいということで求めたいというふうに思います。

少し時間ありませんので、次の項目に移ります。

先ほどもありますとおり、いわゆる縮減の取組ということで、そもそもこれ上限時間まで勤務していいよということを推奨するということではないですね。あくまでも業務を縮減していった働き方改革をしていくということが目的というふうにされているわけですが、幾つか先ほど出ておりましたアクション・プランということで取り組んでおられるわけですが、現状ではなかなか解決にはまだ至っていないというふうに押さえているわけですが、まず1点目、我が町でスクールカウンセラーとかソーシャルワーカー、それから支援員等で充実した配置ということについては重々承知しております。また、事務職員についても今年度配置されて、学校側の要望に応じていただいたということで把握しておりますが、かねてから求めております、いわゆる少人数学級に向けての定数改善といった部分、現在、国のほうもそういった方向で検討はされているところではありますけれども、改めて幕別町において、町独自でということも含めて取り組んでいく方向性というのはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 少人数学級の関係でございますけれども、町独自で少人数学級を実施していくというのは、以前の議会の中でもお答えしていますとおり、なかなか高額な経費がかかるというよう

なこともございまして、現段階では難しいのかなというふうに思っております。基本的に教育の機会均等という意味合いでは、この少人数学級については国が考えて、国が実施すべきものというふうに考えておりますので、今後とも教育委員会連絡協議会ですとか町村会など関係機関を通して要望してまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） もちろん国が考えることでありますけれども、取り組んでいる自治体もありますし、また、幕別町においても、先ほど申し上げましたとおり、ほかにもいろんな取組をされているということもあって、そういった姿勢は見られますので、そういったことも含めて、改めて検討していただきたいということを求めます。

次の2点目の部活動指導に関わるという部分で、国のガイドラインができて、幕別町のほうでもそれに準じてということで、週2日以上のお休み、それから1日2時間程度ということですが、この基準に沿っていきますと、活動日が20日間、平日16日、休日4日間というふうに押さえたとして、平日16日の掛ける2時間で32時間、それから休日4日間で3時間以内ということで12時間、それを合わせると44時間。月44時間の部活動指導ということになりますと、それだけで上限に迫っているというような状況があるわけです。そういったことを踏まえていきますと、今のガイドラインでもこれいいのかどうかということも含めて検討していかなければいけないのではないかと。指導員の配置ということもあるわけですが、そういった観点からも検討すべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 部活動の関係につきましては、答弁でも申し上げましたように、複数顧問の配置ということで、1人の先生が担当すると、全てその先生1人に集中してしまうということがありますので、今、小田議員言われますように、単純に計算して40時間以上になるというようなこともございます。そういったことがあるので、なるべく複数で顧問を担当して、分担しながら分けてやるということで、1人の負担が減っていくというようなことがあると思います。そういったことにも取り組んでおります。

あと、部活動については、長時間勤務の大きな要因として考えられますので、本年の9月に文部科学省で「学校と地域が協働・融合」した部活動の具体的な実現方策とスケジュールをまとめたところでもあります。その中で、休日における部活動を段階的に地域へ移行することを掲げておりまして、その中で地域の部活動としての実施できる環境を整えることが重要であり、その地域部活動の運営主体として、民間のスポーツクラブや総合型地域スポーツクラブなどが考えられるとしておりまして、今後の検討ですとか、議論ですとか、そういった進展を期待しているところであります。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） いろんな観点での改善策というのがあるかと思いますので、幅広くこれらも先生方に頼るというだけの部活動改革ではないという部分で検討していただきたいというふうに考えます。

3つ目、「勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実」という部分であります。

ご答弁でありました取組については、主に管理職の先生への対応の部分が大きいのかなというふうに考えておりますが、一般職員の部分についても具体的に、より具体策というのを検討していただきたいというふうに思いますが、例えば年間の総授業時数の削減といった部分、削減という言い方が正しいかどうか分かりませんが、精選と言ったほうがいいのかもかもしれませんが、全国においては標準時数を100時間も確保しているような状況もあって、そういった部分で、特に今回もコロナの関係があって、夏休みを削減して時数を確保すると、ただ、学校現場においては十分確保できているから大丈夫だよというような声もあったり、そういった中でいわゆる取り過ぎといったことで、これは先生方の負担はもちろんのこと、先生方がそこまで授業時数を確保しなければいけないということは、最終的には子どもに影響してくるという部分で、いわゆる OECD（経済協力開発機構）による調査、いわ

ゆる PISA（ピサ）と呼ばれるものですが、時数を多く取ることが学力向上にはつながっていないという調査結果がはっきり出ているわけですが、私自身も教職員の経験から、やればいいというものではないというようなことはつくづく感じています。そのためには、授業の中身を充実させるという部分において、先生方が先ほど申し上げた授業づくりの時間の確保という部分が、そっちのほうが大きな負担軽減にもなりますし、結果、子どもたちによい効果をもたらすというようなこともあります。そういった部分で授業時数について少し精選を図っていくという、そういった観点での方策についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 標準時数については学習指導要領等により定められているということで、言われているのは、それを大きく超えて教育課程なり編成しているのではないかなというようなことでございますけれども、教育委員会といたしましては、教育課程の編成、実施に当たって、過度に標準時数を大きく上回った計画を立てることがないようチェックしながら指導しているところであります。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2 番（小田新紀） ちなみに、教育委員会、町としては、年間でどのくらいの予時数を確保すべきではないかということで押さえられているというような、そういった方針はあるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 具体的な時間はちょっとここでは申し上げられませんが、ただ、どうしても教育活動、特別活動ですとか、具体の教科以外にも必要な部分ですとか、特別活動とか、そういった部分も必要ですし、あるいは臨時休業なり、そういったことも想定されるというようなことはありますので、ある程度余裕を持った中で、かつ過度にならないような形でというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2 番（小田新紀） その辺りも改めて精査して、研究していただきたいことを求めたいと思います。

そのほかにも教育委員会としてできること、国に求めていかなければいけないことも多々あるわけですが、教育委員会としてできること、例えば国が求めている以上のものを各学校に、例えば体力テストとか、現在、何度も話はさせてもらっていますが、1 年生から 6 年生まで全種目、全学年を求めている自治体というのはほとんどないというようなことでありますし、それから教育委員会主催の会議、CS 等も含めて、そういった部分の時間配分や内容の精選であったりとか、そういった部分なんかはやはり改めて精査していくべきだというふうに求めていきたいと思います。

今回の変形労働時間制、そういった導入に当たって整理すべきことが多々あるかと思っておりますので、これを機会にそういった具体的な方策というものを改めて学校現場と相談しながら研究していただいたいというふうに求めていきますが、最後、4 点目、5 点目ということになります。

相談窓口がまだ設置されていないということですが、現在、この 10 年ほどにおいて教職員の病気休職者が、精神疾患による病気休職者が毎年 5,000 名前後いるというふうに聞いております。そういった部分で早急にそういった態勢を整え、教育職員の安心して働く環境を整える、それが子どもたちへの健全な育成につながるというふうに考えますが、そういうことで、そのあたりの早急な対応ということについて、今後の見通しについていかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 相談窓口の設置に関しましては、なかなかこれ小さな町で相談窓口を設置するというのは難しいところもあるかと思います。職員を増員するですとか、専門スタッフを置くだとかということを考えた場合に難しい部分があるかなと。そういった意味では、十勝教育局なりと連携しながらということもあるかと思います。そうではなくて、専門職を配置するだとか増員するだとかということではなくて、態勢として教育委員会内の担当係を相談窓口として位置付けて周知を図るというようなことは可能かと思っておりますので、そういった方向も含めて検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 最後、5番目、保護者や地域住民への周知の取組ということで、まさに町がやろうとしているCSなんかは、学校の現場をやっぱり地域で支えていこうといった取組態勢の中での制度でありますから、まさにこういった中でCS制度というのを有効活用していくということも必要かというふうに思います。現状では、CSの取組はどうしても学校頼りという部分になっている部分がありますので、答弁でもありましたけれども、学校運営協議会の中等々で、やはり学校の現状をもっともっと地域の方にお伝えして、地域の方に助けていただけるような方策というのを町主導でそこは頑張って推進していついていただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 学校における働き方改革は必要なものだというふうに認識をしておりますので、今後におきましても、その必要性について広く普及してまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 以上で、小田新紀議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

11:02 休憩

(11:02 田口議員退場)

11:10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、内山美穂子議員の発言を許します。

内山美穂子議員。

○3番（内山美穂子） 通告に従いまして、質問させていただきます。

公共施設等の在り方と将来を見据えた適正配置に向けて。

幕別町はこれまで、公営住宅や小中学校、道路、上下水道など多くの公共施設等を整備してきました。これら公共施設等は生活基盤として、生活の向上に重要な役割を果たしましたが、時代の流れとともに取り巻く環境は、建設当初と大きく変化しています。

公共施設等の老朽化や更新問題がクローズアップされる中で、人口減少や少子高齢化の進行等による厳しい財政状況が見込まれ、町は2017年に「幕別町公共施設等総合管理計画」を策定しました。計画では既存の施設等を全て改修や更新していくことは困難とし、計画期間において全体としての数値目標を掲げ、総量の縮減、更新費用を圧縮するという方向性を示しました。策定から4年近くが経過し、より詳細な内容を示す個別施設計画の策定に取り組んでいると認識しています。

将来世代にわたって持続可能な住民サービスを受けられ安心して暮らせるよう、健全な行財政運営を進めながら、施設等の適正な維持管理、更新の方策や有効活用に取り組んでいただきたいと考えることから、以下について伺います。

①総合管理計画で基本方針（数値目標）を定めたが、策定後の進捗状況は。

②個別施設管理計画の策定状況は。

③今後どのように計画を進めていくのか、推進体制や手法は。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 内山議員のご質問にお答えいたします。

「公共施設等の在り方と将来を見据えた適正配置に向けて」についてであります。

国では、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化に的確に対応し、国民の安全・安心を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定いたしました。

本町では、こうした国の動きと歩調を合わせ、中長期的な視点に立って、公共施設等の適正な配置

や長寿命化対策を計画的に行うべく、平成 29 年 3 月に「幕別町公共施設等総合管理計画」を策定したところであります。

ご質問の 1 点目、「公共施設等総合管理計画で基本方針を決めたが、策定後の進捗状況は」についてであります。

幕別町公共施設等総合管理計画では、公共施設やインフラ施設の建設時期や施設の耐用年数などを考慮し、平成 28 年度から令和 37 年度までの 40 年間を計画期間とし、当面 20 年間における取組として、その間において 2 つの数値目標を掲げております。

1 つ目の目標は、利用の少ない施設等の廃止、施設の複合化及び民間や近隣市町村との連携により公共施設の延べ床面積を 10%縮減すること、2 つ目の目標は、施設の長寿命化を基本とし、計画的・効率的な改修による管理運営費用や更新費用の縮減に努め、公共施設の更新費用を 20%圧縮するとともに、受益者負担の適正化などによる財源の確保に努めることとしています。

この目標の下、平成 28 年度から令和 2 年度において、施設の総量の縮減に向けた主な取組として、公共施設については、老朽化した公営住宅の建て替えに当たり、将来的な需要と高齢化の進展に伴う高齢者の入居の増加を見据え、団地単位で 12 戸を減らすとともに、バリアフリーにより整備したところであります。

さらに、教職員住宅においては、教職員の生活環境の変化等により恒常的に空き家となり、老朽化が進んでいる 18 戸の解体や物置への用途転用等を行ったところであります。

また、インフラ施設については、4 本の橋梁の修繕等を実施し、長寿命化によるコストの縮減を図ったものであります。

さらに、受益者負担の適正化による財源の確保については、現在、使用料及び減免制度の見直しに着手しており、令和 4 年度を目途に新たな料金制度等を導入すべく、今後、使用料等審議会で議論していただくこととしております。

ご質問の 2 点目、「個別施設管理計画の策定状況は」と 3 点目、「今後どのように計画を進めていくのか、推進体制や手法は」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

個別施設計画は、公共施設等総合管理計画に基づき、個別の施設ごとに老朽化の状況、果たしている役割や機能、利用状況等を踏まえ、施設等の継続利用、建て替え、集約化・複合化、転用、廃止の具体的な対応方針を定めるものであります。

本町の公共施設等総合管理計画では、公共施設を「町民文化系施設」「社会教育系施設」「スポーツ・レクリエーション系施設」「産業系施設」「学校教育系施設」「子育て支援施設」「保健・福祉施設」「医療施設」「行政系施設」「公営住宅等」「公園（建築物のみ）」「その他」の 12 の種類に分類し、また、インフラ施設を「道路」「橋梁」「上水道」「下水道」「公園（公園数・面積）」の 5 種類に分類しており、合計で 17 種類に分類しています。

このうち、8 つの分類においては、「学校施設長寿命化計画」「公営住宅等長寿命化計画」「公園施設長寿命化計画（建築物含む）」「舗装個別施設計画」「橋梁長寿命化修繕計画」「水道事業ビジョン」及び「下水道ストックマネジメント計画」として個別施設計画を策定済みであります。

今後、残り 9 つの分類に係る個別施設計画を策定する際には、その検討過程において、施設の老朽化の状況や利用実態、将来の人口動態や地域の実情、さらには財政計画等を総合的に勘案するとともに、施設等の統廃合を行う場合においては、地域住民との合意形成に十分配慮し策定していくことが重要であると考えています。

また、今後の個別施設計画の推進体制及び手法につきましては、平成 28 年度に導入した建築物保全システムにより、各部署で管理している公共施設の補修・改修履歴、劣化の状況や利用状況等について、情報の一元的管理を図っているところでありますので、公共施設等総合管理計画の推進管理や個別施設計画の策定・見直しをする際の資料として活用を図るとともに、施設の統廃合や改築、改修の必要が生じた際には、総合計画 3 か年実施計画に計上の上、実施してまいりたいと考えております。

以上で、内山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） ご答弁いただきました。

公共建物、インフラ系両方含めたお答えでありましたが、策定から時間が経過する中で、現状の認識と今後に向けてのお考えについて、公共建物を中心に3項目全体を通しての質問とさせていただきたいと思います。

まず、総合管理計画には、本町の保有する公共施設の1人当たりの面積が7.59平米と、北海道の平均の1.2倍以上、近隣1市3町平均の1.4倍以上とされています。これまでは、ほかの自治体より充実し、町民の暮らしに大変寄与してきた施策であったものが、時代の流れとともに、今は町政課題の一つになっていると認識しています。

さらに、木造建築が公共建物全体の約1割になっています。耐用年数を超えているものが相当数あるのではないかと見込まれますが、これは施設を安全に利用していただくといった観点や維持管理などの面からも、しっかりと考えていかなければならない課題だと思っています。

そこで、計画策定から4年がたとうとする今現在、耐用年数を超えている公共施設はどのくらいあるのか、全体の何割くらいに当たるのかお示しいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 施設の耐用年数を超えている施設ですけれども、全体の7割強と、耐用年数、計画の中にもございますけれども、耐用年数の半分以上超過している施設が全体の7割強ということで、実際に耐用年数を超えている施設の数等については、詳細、ちょっと今資料を持っておりません。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 計画の中には、耐用年数の半分を超えた物として表が載っているのですが、実際に耐用年数を超えているものは多く存在していると私は思っています。耐用年数については、あまり現在突然の質問ではっきりとお答えいただけなかったのですが、ただ、数字だけでは現状の老朽度、進み具合は把握できないと思いますし、建物の寿命と必ずしも一致するものではないと理解しています。大切なのは、適切な維持管理を継続しているかどうかによって、耐用年数を超えても使用できる。こうした現状を把握することだと思っております。このようなことを含めて施設の状況をデータなどに整理して、これをもとに客観的に評価していくのが、総合管理計画の基本的な考え方でもあります公共施設マネジメントの基本になっていくと思います。

個別施設管理計画についてですが、策定するときの入り口となるのが、今お話ししているように施設の現状を把握することです。ご答弁では、平成28年度に導入した建築物保全システムで情報の一元化、所管課でいろいろ補修、改修履歴とか劣化度とか、利用状況について、そういうものを一元化して管理しているというご答弁でありました。実態を把握して、今後に必要なデータをしっかりと押さえた上で検討していくことが極めてこれからは重要になってくると考えます。

確認ですが、これについての認識と今後の考え方について伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、内山議員からもお話ありましたけれども、建築物保全システムは平成28年度に導入しておりますけれども、これは目視によって、どの程度の傷みがあるか、ひび割れがあったりとか劣化状態があるのかということを個別に、施設ごとに点検をしていくと。その結果がその施設の老朽度合いと、それと利用人数が表に表されるわけでありまして、それがひとつ今後どうしていくか、考える上での判断基準になるかというふうに思うわけで、老朽化の状況と使用度合いというのは、これやっぱり両方考えなければならぬわけでありまして、老朽化も非常に著しい、使用頻度が非常に少ないとなったら、では、これは建て替えをするのか、廃止をするのか、統合するのかとなったときには、どちらかという方向に考えていかなければならないということで、こういったシステムによって一戸一戸、一棟一棟の状況が分かりますので、これを見た中で客観的な判断をして、そしてどうしていくのか、建て替えをするのか、長寿命化するのか、統廃合するのかといったことを判断してまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） こうした施設保全管理システムということを平成28年から導入しているということで、目視によって所管課が全ての建物を回ったのですよね。こういう情報だけで果たして今後評価、いろんな面で検討していくには十分な情報なのかどうかということで、その辺の認識についてもお聞きしたいと思います。

また、これは一元化されているということなのですけども、どういうふうに一元化されているのか、所管課だけではなくて、いろんなところでどういう形で利用できるようになっているかということもお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 建築物保全システム、職員が目視によって状況を把握するということの信頼性についての疑義なのかなというふうに思います。ただ、これ、では専門性を高めればより精度の高い結果が得られますけれども、そこはやはり専門家に頼むとなると、それなりの費用がかかるわけですので、まずは第一歩としては職員の目視、中外の目視によって、ほぼ状況というのは分かりますし、建築年もそこには分かっている話でありますから、そういったところがまずは、その施設がどういう状況にあるかということを確認する第一歩であるというふうに思います。その後、大規模施設の例えばRCなどであれば、専門的に見てもらうということも必要なかというふうに思いますけれども、まずはそこで全体、町にある全体の施設がどういう状況にあるか一戸一戸確認をするということが必要であろうということで、まずこのシステムを使うということであります。

それと一元管理というか、それは各担当課が調査をした上で、それは集約されるので、それは平等な目で見れるということでもありますので、具体的にはその後、個々の施設についてどう考えるのか、廃止をするのか、建て替えをするのかということは、そこは3か年の実施計画の中で、この事業をどうしていくか、この建物をどうしていくかということは大いに議論ができるわけで、それは私たちも入った中での議論ができますので、そこはまずデータとしては、ひとつ平等な目というか、均衡な目で見たデータを使って、その後はどうしていくかについては、私も含めて判断していくということになります。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 現状は分かりました。

データ、これから積み上げて活用できるようなものになっていくと思いますが、必要に応じてさらに調査ということもあり得るのかと思います。

どちらにしてもそうした情報というのは、これからは公表するようなことも必要になってくるかと思います。一例ですが、岩見沢市では個別の施設ごとに施設カルテというものを作成して、写真を入れて、構造ですとか床面積ですとか、維持管理費、利用状況などをまとめてホームページで公表しています。そして、計画の策定のときには、進捗状況を把握したり、施設評価に活用しております。また、自治体によっては、公共施設白書といった基礎資料になるものを公表しているところもあります。こうしたものは、町内だけの議論ではなく、今後、町民との合意形成をするときに、非常に重要なたたき台になると思っております。このような施設評価などに活用できるデータは自治体によって様々ですが、またぜひ先進事例などを参考にして取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 施設ごとのカルテというのは、これ1枚に表せるわけです。そして、それが例えばどういう状況、例えば近隣センターであれば、40というふうにありますから、その施設がどういう、点々一つ一つが近隣センターを表すのですが、これが利用度が高い、縦軸が利用度が高いか低いか、この横軸が老朽化が進んでいるか進んでいないか、品質を表すものなのでありますけれども、それが一目で40の近隣センターが分かるわけでありまして、これはひとつその中でも例えば改修しなければ、もうほとんど廃止することが妥当だろうとなったときに、住民に対して、いや、うちは使ってい

るし必要なのだと言われても、こういうものを見ていただくことによって、全体の 40 の近隣センターの中で、この近隣センターはどのような位置づけにあるということも理解してもらえる一つの材料でありますから、これは大いに住民の皆さんにも示させていただいて、理解をしていただいた上で、その施設の在り方をどうしていくかということは懇切丁寧に説明していきたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3 番（内山美穂子） 分かりました。

町内の公共建物についてですが、公営住宅等が 30.9%。学校教育系施設が 25.6%、これに町民文化系施設 10.7%を加えると、全体の 7 割近くになり、総合管理計画の実効性を考えると、これらが検討の中心になっていくと思います。

まず、公営住宅については、長寿命化計画の中で実施方針が具体的に示されており、先ほどの答弁にもありましたが、総量の縮減に向けて取り組んでいるということでありました。

教員住宅については、ご答弁では老朽化が進んでいる 18 戸の解体などを行ったということでありました。この教員住宅に関しての個別計画はどこに位置付けているのかお聞きます。と言いますのも、総合管理計画の施設分類で、公営住宅等の中には教員住宅 80 施設、公営住宅 169 施設というのが入っておりまして、それで今回の学校等長寿命化計画の中には、教員住宅は盛り込まれていないので、いったいどの中の計画なのかと思ひまして、確認させていただきます。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 教員住宅につきましては、計画の中では、公営住宅等長寿命化計画の中で触れております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3 番（内山美穂子） 公営住宅等の中に入っているということですね。長寿命化計画の中には入っていないのですけれども。

○議長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、課長のほう答弁ちょっと不正確ですので、訂正させていただきますけれども、公営住宅の長寿命化計画の中には入っておりません。ただ、分類の中では、施設分類の中では公営住宅等の中に入っているという意味での答弁でございます。

また、教員住宅はそうしたら長寿命化計画を立てているのかという話なのですけれども、それにつきましては、長寿命化計画ではなく、教育委員会の内部の中で、教員住宅適正化計画方針を定めて別個に教員の住居の実際居住状況とか、そういうことを勘案して定めているということでございます。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3 番（内山美穂子） そうしたら、その内部で定めているものには方向性とか、そういったことが書かれているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 教職員住宅の戸数の適正化方針についてでございます。こちらにつきましては、教育委員会におきまして、平成 28 年に策定をしております、入居率等々勘案しまして、今後 10 年間の適正的な戸数を定めている計画を策定したところでございます。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3 番（内山美穂子） そういった中で、計画を持って進めていくということも、内部だけではなく、一般にも分かるような、何か例えば長寿命化計画の中に入っていると確認しやすいのですけれども、そういったものの中に入っていないとなると確認しようがないので、今後は何かの中に入れておくことも必要ではないかと考えています。

次に、町民文化施設の各センターでは、木造建築で耐用年数を超えているものが多く、地震時の指定避難所になっているところもあり、建物の安全性から考えても適切な対応をしていく必要があると考えます。3 か年実施計画では順次改修工事を行っていますが、総合管理計画の施設ごとの基本方針に沿った方向性を示すことも重要だと思います。はじめにお話ししたように、老朽度や更新費用を含

めた施設の基本情報はもちろんですが、当然その利用実態、かかっているコスト、さらには機能なども踏まえる必要はあるかと思います。これは先ほど、町長が答弁してくださったのですけれども、今現在この町民文化系施設についてどのような検討がされているのかお聞きします。

○議長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 町民系の施設、近隣センターだとコミセンだとかという話かなというふうに思うのですけれども、それらのどのように検討を加えていったかということに、なかなか難しい部分ですけれども、近隣センターなんかは基本的には3か年実施計画の中で近隣センター46施設ございますから、使用状況だとか、それとか老朽度合いだとか、そういうのを勘案しまして、ほぼ大体毎年2つほどの改修を順次やっていっているということで、その際には住民の意向を聞きながら、どういうふうに改修すべきかということも踏まえて3か年の中で落とし込んでいっているということでございます。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 全体的な計画というものはまだ持っていないということですか。全体的な計画というか、3か年計画の中でその都度対応していくということで私は理解、そういう状況にあるということで押さえているのですけれども、そういう状況でよろしいですね。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 公共施設全てを個別計画をつくるということではなくて、今言った近隣センターなどは維持補修の範疇であります。金額的にも500万円かからないような金額でやっていておりますので、ここは予算査定の中で、もちろん3か年実施計画に位置付けはしますけれども、どちらかというと、当該年度予算査定の中で額を査定をしていくといった形になっているというのが実態であります。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 学校施設について伺います。

長寿命化計画を策定済みということで、さらっとお聞きしたいと思いますが、学校は地域コミュニティの中心であり、児童生徒数、将来見通し、通学距離など様々なことを検討していかなければならないと思います。また、児童生徒数に応じた適正配置も必要になってくると思います。児童生徒数の推移は推測値で出ておりますが、適正配置についてはどのような計画をお持ちなのかお聞きします。

また、策定した計画は総管理計画の数値目標とどのような関係となっているのかお聞きします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 学校施設の長寿命化計画を策定をいたしました。配置計画につきましては、計画自体は持っておりません。そういった現状でございます。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 配置計画の計画を持っていないということで、長寿命化計画の中を見ると、全ての学校施設を長寿命化するという内容になっています。いろんなことが背景にあるのかもしれないのですけれども、総合計画との整合性について質問させていただきました。もし、そういった観点から全ての学校を長寿命化とした場合、ほかの機能を学校に集約してコミュニティの拠点にするような方向についても検討しなければならないと思います。そうなってくると、所管だけの検討ではなく、部局をまたいだ体制が必要になってくるのではないのでしょうか。学校施設に限ったことではありませんが、効果的な公共施設のマネジメントを行っていくには、そのためのセクション、ないし担当を置くのがスタートだと思います。

全庁的な体制づくりにつきましては、総管理計画の中にも書かれていますが、ご答弁にはなかったのですけれども、早急に必要と考えます。必要性についてどのようにお考えでしょうか。また、これまでどのような検討を重ねてきたのかお聞きします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 専門職の配置ということでありまして、内山議員、我々の職員見てお分か

りかと思えますけれども、決して余裕のある状況ではありません。そういう中で、いかに重点的に人員を配置して課題を解決していくかという、そういうプロジェクト的な考え方の中でやっておりまして、今、現時点においてこの公共施設の配置、総合管理計画の推進管理が今直ちにやらなければならない仕事なのかという、そういう認識は今はありませんので、そこに人を割くということはできない。ただ、これが年数がたってきて、これ40年間の計画で当面20年でどうしていかうかということを示させていただきました。これは経過年数がたっていく中で、だんだん建て替えとか統廃合とかの必要性は高まってくると思いますので、そこはその業務量に応じた人員配置もしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 町長の今時点での考え方はそのとおりなのだと思います。でも、今後やはりそういうことが必要になってくると思います。そうなってきたときには、同じような規模の自治体でもマネジメント係を設けて、そうしたフィルターにかけて回すようになっておりますので、そうしたことは必要だと思いますし、また総合計画の中にあるマネジメントの必要性を全ての職員が共有できるように、職員研修を行うことも大切だと考えますが、いかがでしょうか。もし予定されている取組などありましたら、お聞きします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 内山議員おっしゃるように、職員全員が共通の認識を持ってこの公共施設の管理に当たっていくということは必要なことであるというふうに思います。これまで研修という形ではやってきておりません。こういうものができたということの周知はやっていますけれども、研修ということではやっていませんので、そこは認識を高めるために、職員が気持ち一つになって公共施設の管理をしていくというために研修の機会は設けたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

公共施設は町民の共有の財産であります。大切なことは、町民の声を聞くこと、町民と一緒に考えていくことです。まちづくりの基本理念に基づいて、町民にも先ほど来言いましたように、個別の客観的なデータを分かりやすく示して、その上で地域事情を含めて町民が自らのこととして考えていく場をつくっていく、一緒に知恵を出し合っていく、これが町民の納得感にもつながるのではないかと私は思っています。

また、この前段として、町の公共施設の実態をきちんと理解してもらえるような取組が必要だと思います。町民を対象とした講演会やワークショップも一つの有効な方策と考えます。このような取組を今後実施していく考えについて伺います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 公共施設管理については、非常に先が長くて町民のお考えを伺うと言っても、ぴんとこないと思うのです。例えば、このコミュニティセンターを何年後に廃止しますとか、統廃合しますという、これぴんとくる話であるのですが、この40年間の中の計画を町民の皆さんから意見をいただくというのはなかなか有効というか、実のあるような議論になっていくのかなというふうな感じをしております。

それよりも、今まさしく取り組んでおります事務事業評価ですね。これは客観的な数字が出ますので、こういったものを示した中で町民の皆さんにもご意見をいただいて、事務事業の見直しをしていくということは必要になってくるのかなというふうに思っています。その先に、公共施設をどうしていかうかということが出てくるのかなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） その事務事業評価、それを導入したということで、そういった結果を反映させるためには、私もそういう手法というか、町民と一緒に考えていくことはとても大切だと思います。

今こうした講演会とかセミナーを行ってもなかなかまだ議論が深まらないのかなというところはあるのですが、参加手法には特徴の違ういろんなものがあって、それぞれ一長一短があるのですけれども、複数の手法を取り入れて段階的に合意形成を図っていくということが不可欠だと思います。幕別町は平成 30 年度からオリンピックの町創生事業を展開しており、幅広い意見を掘り起こすために無作為に抽出した住民で構成する協議会を設置して、ワークショップを行って町に提言しています。これは合意形成だけを目的としたものではありませんが、これまで参加することのなかった関係者でない町民の声を聞くという意味でも、有意義な取組だったと評価しています。十勝管内の清水町でも現在第 6 期総合計画の策定に向けて無作為に抽出された町民で会議を重ねて議論した内容を 6 期総に反映させるという取組を行っております。一度幕別町ではやっているのですけれども、こうした取組をまたするお考えについてお聞きします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 行政を進めていく、まちづくりを進めていくのは基本的には町民の皆さんの意見、要望、思いをしっかりと受け止めて、それを一緒になって形にしていくということで、これ私が当選以来申し上げていることでもありますので、これはやはり日常的に住民の皆さんのお考えを聞くということは大切だろうと思います。ただ、物事というか課題によって、いろんな聞き方がありますので、そこはケース・バイ・ケース、その課題に応じて一番ふさわしい対応をしてもらいたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3 番（内山美穂子） ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次の質問になりますが、総合計画では財政の長期的な見通しが書かれていますが、財政的な側面は極めて重要であります。令和元年度の決算では、町の実質公債費比率が改善してきてはいるものの、9.2%と類似団体に比べて相当数高い数値になっております。財政力指数も低く、基金残高、将来負担率ともに、道内多くの自治体と比べてよくない状況にあることは私も認識しています。加えて、今、このコロナ禍で税収、地方交付税もどうなるかなど、中期の財政見通しは必要であり、私は幕別町においても相当厳しい見通しになると考えております。

こうしたことを踏まえると、面積 10%縮減、インフラ施設等を含めた更新費用 20%の圧縮の取組はもう既に 4 年たっておりますから、この先 16 年間で確実に、またそれ以上に公共施設の見直しを進めていかなければ今後の財政運営は支障を来すこともあると考えますが、認識を伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 内山議員おっしゃったように、我が町の財政状況は非常に厳しいわけでありまして、財政力指数も 35%程度ということで、それだけしか自主財源が集まらない、それだけ力が弱いということでもあります。そのことは十分認識しつつ、いかに将来にわたっての健全な財政運営をしていくかということは非常に大切なことです。

今回の公共施設管理計画、総合管理計画の中で、今おっしゃられたような面積の 10%であったり、維持管理経費の 20%ですか、これはそういう目標として掲げたわけでありまして。それは今かかっている経費、それと将来的に必要な経費を比較した中で、最低でもそのぐらいは必要であろうと。プラス受益者負担をしっかりといただいた中で財政を維持していくことが必要でありますので、今まさに使用料・手数料の見直しについてやらしていただいております。さらには、今後、事務事業評価によって、どう事務事業を整理・統合していくかということも始めなければならないというふうに思っておりますので、そこは行政側が一方的にやるのではなくて、住民の皆さんの理解を得た中で、町の将来のためには致し方ないねとか、そういう理解がなければ押し切ることはできないというふうに思います。

それともう一つは、そういう中であっても、生活の厳しい人、低所得者に対する配慮をしつつ、しっかりとその行政改革というか、受益者負担の適正化について取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 健全な行財政改革に向けて大変ご努力されていること、これに対して敬意を表しておりますが、引き続き財源の確保等に取り組んでいただきたいと思います。もちろん、町だけ、行政だけではなく、やはりみんなで一緒に考えていくという姿勢も大切だと思います。

さて、総合管理計画には、具体的にどう進めていくかが重要であり、計画に書かれている PDCA サイクルを回して定期的に検証して改善しながら進めていくためには、先ほど来指摘していますように必要なデータを把握して、今すぐではなくても庁内体制を構築して、町民との合意形成、財政の見直しなど、これを着実に進むことが必要だと思います。

これからは、公共施設の在り方も大きく変わってくると考えています。国も大きく動き出していますが、デジタル化が進んでいきます。幕別町も、2022年の供用を目指して町内全域で光回線の整備を進めています。また、コロナ禍においては人と人が接触しない、密集は避けるということで、多くの人を集めることが現在難しくなっております。この先どうなるかは見通せませんが、今後は税収も落ち込み、公共施設のコストと収支についてはこれまで以上に注意を払わなければならないと思っています。

最後になりますが、ポストコロナ、ウィズコロナの時代、これからの幕別町の公共施設をどのように捉えているのかというか、どのような公共施設の在り方を目指すのか、何に重点を置いて取組を進めていくのか、見解をお聞きます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 公共施設の持つ意味合いで一番大切なのは、そこにコミュニティが発生することだと思っています。そこは、まちづくりの原点、人と人とのつながり、コミュニティが盛んになるということであろうと、そういう観点から必要な公共施設は残していく、役割終わったものについては統廃合させていただくということになってくると思います。

ただ、難しいのは、人口減少社会において市街地が急激に縮まるということではないですね。周辺部がどんどんどんどん歯抜けするように、住む人が亡くなって行って、だんだん総体として人口が減っていくというところでは一番難しいわけで、そういうところに公共施設もやっぱり欲しいのだという思いが住民の皆さんあるわけでありますから、そこをしっかりと住民の皆さんと議論を重ねながら、意見をいただきながら公共施設の在り方については検討していかなければならないというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 私も同じ思いであります。なかなかいろんなことを考えると容易にできることではありませんけれども、取り組んでいただきたいと思います。

今言いましたが、デジタル化は町の移住政策にも大きく役に立つと思います。今後は公共施設の空きスペースをうまく活用して、移住者用の事務所などにするのも一つの方策だと思います。今、国内の多くの分野が転換期を迎え変革を迫られています。飯田町長のリーダーシップの下で、従来の考えにとらわれず、時代の変化を捉えながらまちづくりを進め、次の世代へよい形でつないでいただけることを期待して終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、内山美穂子議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

12:02 休憩

13:00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○5番（小島智恵） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

「明野ヶ丘公園の再整備計画はコストを考慮して」であります。

明野ヶ丘公園は、昭和52年から平成2年までに整備がなされ、パークゴルフ場、スキー場、アスレチック遊具、マウンテンバイクコースなどを有しております。平成8年には開基100周年事業によりシンボル施設ピラ・リが建設され、当時はコンサートが開かれるなどにぎわいがあり活用されてきましたが、その後は老朽化、訪れる人が減少している状況にあり、町は再整備を計画しております。基本計画の策定業務に株式会社KITABAが選定され、町民ワークショップが10月、11月の2回開催されたところであります。今後の再整備においては、町民の関心を高め、市街地から離れた場所であることから、活用方法の検討が重要であり、工事費はもとよりできるだけ維持管理費のかからない自然を生かした公園整備が望ましいのではないかと考えます。以下について伺います。

①利用状況、今後の活用について町の見解は。

②再整備の進捗状況は。

③工事規模や予算の想定、財源としてふるさと納税型クラウドファンディングの活用は。

以上でございます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小島議員のご質問にお答えいたします。

「明野ヶ丘公園の再整備計画はコストを考慮して」についてであります。

明野ヶ丘公園の整備は、昭和51年に当時「諏訪山」と呼ばれていた丘に、幕別町開基80年事業として記念植樹を行ったのが始まりで、翌年の昭和52年に都市計画決定され、10か年計画で施設整備が行われた面積25ヘクタールの総合公園であります。

公園内には、大型の木製フィールドアスレチック遊具などを設置するとともに、パークゴルフ場やスキー場のほか、サイクルサーキットやモトクロスコースの整備も行い、平成8年には開基百年記念事業としてワークショップにより検討されたシンボル施設である「ピラ・リ」が建設されております。

しかし、整備から30年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおり、公園を訪れる人々も減少している状況にありますことから、近年では再整備が求められるようになってまいりました。

老朽化した公園施設の更新につきましては、点検結果に基づく長寿命化計画により実施しておりますが、明野ヶ丘公園の遊具等は、設置後30年を経過する木製施設が大部分でありますことから、これらの改築更新を図るべく、平成23年度に危険遊具の撤去と補修工事を行い、公園利用者の安全確保を図っております。

また、平成24年度には開基百年記念事業で建設されたトイレなどを含む休憩施設の改築等を実施したところでありますが、平成29年度には再び危険な木製遊具の撤去工事を行ってきた経過があります。

これらの経過を踏まえ、本年度、明野ヶ丘公園の再整備に係る基本計画を策定するため、プロポーザル方式により業者を選定し、業務を発注したところであります。

ご質問の1点目、「利用状況、今後の活用について町の見解は」についてであります。

はじめに、「利用状況」につきましては、把握している部分で申し上げますと、パークゴルフ場の利用は、平成14年以降は6,000人前後の利用者数となっており、スキー場は、リフト輸送人数で申し上げますと、営業日数により変動しておりますが、令和元年度は28日営業で1万7,382人、平成30年度は降雪が少なく営業なし、平成29年度は49日営業で4万4,718人、平成28年度は73日営業で6万2,753人の輸送人数があったところであります。

これに加えて、小学校や幼稚園の遠足で年間一、二校程度の利用をいただいております、利用者数は年間30人から160人程度となっており、さらに近隣住民の方が朝夕の散歩に利用されているほか、ピラ・リから眺望できる十勝平野を見に遠方から来られる方や、夏にはスキー場の斜面を利用してグラススキーを楽しむ方がいるなど、自然豊かな公園を様々な目的でご利用いただいております。

次に「今後の活用について町の見解は」についてであります。

前段申し上げましたとおり、明野ヶ丘公園は多くの町民の思いが込められて造成され、さらに当時としては先進的な手法であるワークショップにより町民意見を反映させ、ピラ・リの建設も行った公園であります。全面供用から30年以上が経過し、施設の老朽化などにより訪れる人が減少してきている状況にあります。

第6期幕別町総合計画の中では、公園に係る施策の方向性として「子どもや高齢者など、誰もが安全で安心して楽しむことができ、コミュニケーションの場となる公園づくりを目指す」及び「地域住民の主体的な花と緑の環境づくり活動を推進するとともに、自然や緑を十分にに取り込み、豊かで潤いのある公園づくりを進める」としております。

このため、今後の活用につきましては、自然豊かな町民の憩いの場として多くの町民に訪れていた、子どもたちが自由に遊べるプレーパークや、町民が企画・実施する様々なイベントなどに、この公園を活用してもらえるようになってもらいたいと考えております。

現在、明野ヶ丘公園再整備基本計画策定業務において、ワークショップを行いながら町民の意向を取りまとめていくことにしておりますので、その集約結果を基に総合計画との整合性を図りつつ、整備の方向性を詰めてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の2点目、「再整備の進捗状況は」についてであります。

現在進めている明野ヶ丘公園再整備基本計画策定業務につきましては、7月1日付で公告し、8月6日にプロポーザル方式により業者選定を行い、8月20日付で契約を締結したものであります。

その後、町民の意見が反映されるようワークショップを行いながら業務を進めており、これまでに「ファン・プロジェクトまくべつ」と題して、第1回を10月24日、第2回を11月14日に開催したところであります。

ワークショップの参加者は、公募による方が7名、その他の大人の方は、委託業者が商業、農業、観光、スポーツ、近隣住民など多方面にわたって町民の話を聞き、声がけをしていきながら参加を募った12名の方と合わせ、19名が参加しております。

また、多くの子どもたちに利用してもらえるような公園となるよう、ふるさと館ジュニアスクールの子どもたちやそのお友達の計12名も参加していただいております。

1回目のワークショップは、大人17名、小学生12名、計29名の方に参加いただき、明野ヶ丘公園においてピラ・リからの眺望や遊具等も含め公園の現状を確認した後に、幕別町民会館に場所を移し、「こうなったらいい幕別のまち・明野ヶ丘公園」をテーマに話し合いが行われました。

子どもたちには、明野ヶ丘公園と幕別の未来をテーマに、自由な発想でアイデアを出し合いながら、起承転結に分けた「みらい物語」を作成してもらい、「起」「承」「転」までの物語を完成することができました。

2回目のワークショップは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり参加者が少なくなりましたが、大人10名、小学生9名、計19名の方が参加し、第1回の話し合いの結果を基に、明野ヶ丘公園と幕別の町について、さらに考えを深めた話し合いが行われ、子どもたちには、起承転結に分けた「みらい物語」の「結」を作成し物語を完成してもらい、物語のイメージを膨らませながら挿絵の作成も完成したところであります。

これらワークショップの内容につきましては、順次ホームページに掲載し、ニュースレター型式ではありますが、ワークショップで出された意見の一部を公開しており、併せて広報紙にも掲載したところであります。

この業務の契約期間は、令和3年3月22日までであり、期間内に5回のワークショップを行う予定で、2回のワークショップは終了しましたが、現在、道内では新型コロナウイルス感染症の拡大傾向が止まらず「ステージ3」に移行していることから、今後の業務につきましては、感染の状況を十分に見極めながら、業務成果に影響が出ないよう、対応してまいりたいと考えております。

再整備については、現在行っている基本計画策定業務の中で方向性を定めた後、基本計画を踏まえた実施設計、さらに工事着手へと進めていくこととなりますが、実施に当たっては財源の確保も含め、

3 か年実施計画に計上した上で整備を行っていきますので、進捗状況としましては、再整備の全工程から見ると、始まったばかりという状況にあります。

ご質問の3点目、「工事規模や予算の想定、財源としてふるさと納税型クラウドファンディングの活用は」についてであります。

はじめに、「工事規模や予算の想定」につきましては、現在基本計画を策定している途中段階でありますことから、基本計画が完了するまでは、工事規模や予算の想定をすることができない状況にあります。

次に、「財源としてふるさと納税型クラウドファンディングの活用は」についてであります。

ふるさと納税制度は、平成20年度の税制改正により創設され、今では地方自治体において、様々な施策を実現するための一つの財源調達手段として、大きな役割を果たす制度となっております。

ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングにつきましては、自治体が提案するまちづくりや課題解決のため、寄附金の使い道を具体的にプロジェクト化し、共感した方々から寄附を募る仕組みで「ガバメントクラウドファンディング」と言われており、従来の制度よりも幅広い用途で資金を調達できるものとして注目され、近年、活用する自治体が増加してきている状況にあります。

管内においても、上士幌町の「ふるさと起業家支援プロジェクト」や「ふるさと移住交流推進プロジェクト」のほか、池田町の「『ワイン城』再生プロジェクト」、大樹町の「宇宙のまちづくり応援プロジェクト」などがあり、直近では音更町の新・道の駅の敷地内に「なつぞらエリア」を整備する事業に活用する予定とお聞きしており、様々な活用がなされているものであります。

町といたしましては、基本計画の策定と併せて、こうした手法のほか、補助制度など、再整備に係る財源として有効な手法の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 再質問させていただきます。

明野ヶ丘公園の再整備計画ということで、3月の予算審査の中で過去触れてきた経緯もあるのですが、ご答弁いただきました進捗状況なのですが、現在基本計画を策定している段階ということで、工事規模や予算の想定までお答えはできませんという答弁でありました。それで、スケジュールのほうをちょっと確認したいと思っておりますけれども、お聞きしているのが、来年の2021年に基本設計、22年に実施設計、23年に建設工事という予定もちょうと聞いているのですけれども、新聞紙上ではそれよりも1年早く書かれていたのですけれども、もし間違っていたら言うてくださっても結構なのですけれども、そういったスケジュールのほうはどういったふうに考えていますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 通常のペースで行けば、今年、基本計画が終わりますので、翌年度に基本設計、そしてさらに翌年度で実施設計、そして工事着手というような形で進んでいくかというふうに思います。ただ、やはり工事着手の部分では、かなりの財源を必要とするということも想定されますので、そこは全体の財源調整をした上で着手年度が決まっていくということになるのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 財源が非常に重要になってきて、工事の着手にも関わってくるわけなのですけれども、既にワークショップが10月、11月、2回開催されておりまして、ホームページには参加報告書として意見の一部なんかも公開されておりました。大人も小学生もわいわい楽しく、自由闊達にアイデアを出していただいたということで、そういった中でこういった質問をするのも非常に水を差すようなというか、心苦しい質問になってしまうのですけれども、利用状況としましては、パークゴルフ場、スキー場、遠足といった利用者数をお答えいただいたのですけれども、今回ご答弁なかったのですけれども、予算の中でお聞きした際には、都市計画マスタープランのアンケートに合わせて、この明野ヶ丘公園のアンケートを抽出で行ったということで、利用頻度に対する回答者647名中、利用

しないという方が 478 人、73.9%という結果で、大半が利用されていないということでありました。

それで、町の押さえとしとしても、答弁ありましたけれども、全面供用から 30 年以上経過して、施設の老朽化などにより、訪れる人が減少してきているという認識でありました。それで、ほかの公園と比較するのもあれなのですけれども、いなほ公園なんかは住宅地からほど近いこともありまして、通りがかったときなんかも結構にぎわっている様子をお見かけしております。帯広なんかからも来られたりしているようでありまして、それで明野ヶ丘公園の利用が少ない要因としまして、施設の老朽化を挙げられておりました。トイレや木製遊具の老朽化、そういうものもあるのでしょうか、ほかにどういった要因があるのか、そこまで考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 利用状況で減少していることについてどう考えているかということだと思います。残念ながら、利用者数は減少しているというのは実態かと思っております。過去には芝桜まつりが行われていたり、アスレチック遊具が老朽化していない以前のときは、子どもたちがアスレチック遊具で遊ぶような形、それからピラ・リができたときは、結婚式も行われたりしたという過去の経緯はございます。そういった中で、施設が老朽化したというのは一つの大きな原因かと思えます。また、イベントが行われなくなったということも原因かと思えます。

それから、町内に、明野ヶ丘公園以外に、ほかに大きな公園、今お話いただきましたように、いなほ公園、スマイルパーク、それから札内北公園など、例えば公園の中に水を使っている施設があるとか、そういったほかの町からも遊びに来られるような公園が増えたということも一つの原因になっているのかなと考えております。そういったことが要因となって、減少が進んできたのかなというふうに捉えております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5 番（小島智恵） 今、お話いろいろあったのですが、私が考えるところでは、結構立地のところも大きいのかなというふうに思っております。市街地、住宅地からも離れておりますので、なかなか日常的に足を運べるかといったら、利用しづらいのではないかと思いますし、また、パークゴルフ場のさくらコースを利用するにも、山ですから高低差がありますので、ほとんどの方は車で行かれているのだと思います。そういったところで、立地的に結構デメリットもありますので、どうしても利用も進みづらいのかなと、厳しい面もあるのではないのかなというふうには思っております。その辺はいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 確かに、市街地からほかの公園よりも少し離れているという立地の部分はあるかと思えます。ただ、パークゴルフの利用、もしくは遠足とか、それからいなほ公園とか北公園のように水の施設に遊びに来る子どもたちという部分に関しましては、車でお父さんお母さんと一緒に来られる方もかなり多くいらっしゃいますので、距離だけの部分ではないかなというふうには考えております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5 番（小島智恵） そこはちょっと認識の違いかなというふうには思うのですけれども。ピラ・リを建設された当初は、コンサートだとか、先ほど結婚式なんかも開かれたということでにぎわいもあったということで、建設当時ピラ・リなんかは、新しく、珍しいものがあったということで見に行かれたり、景色を一望されたりということで、足を運ぶ方も多くいらっしゃったと思うのですけれども、いつときはそういったにぎわいは起きてはくるのでしょうかけれども、その後においては訪れる方がだんだんと減少傾向になっていきまして、リピーターというのがあまり増えていかないのではないかなというふうに思っております。継続的に利用していただくということになれば、それなりの力を入れないと難しいと思いますけれども、それよりも、力を入れたとしても一時的な利用といいますか、効果にとどまってしまうのではないかなというふうにも思うのですけれども、その点についてはいかがお考えですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 公園はそれぞれ役割がありまして、住宅地にある街区公園、さらには少し離れた近隣公園、それに大規模な地区公園、そして明野ヶ丘の総合公園と、それぞれ位置付けがあって、それぞれ果たす役割があるわけでありまして、距離が近いから利用があるかといったら、では街区公園はどうなのということもあって、必ずしも距離ではなくて、そこに町民の方が何を求めて行くのかということにあるのだろうと思いますし、公園が必ずしもにぎわっていなければならないと私は考えないわけで、やはりいろんな求めを、安らぎを求める、あるいは散歩しながらきれいな空気を吸って健康増進をしたいとか、様々な公園に行かれる目的、パークゴルフもそうですけれども、あるというふうに思いますので、私は、それに応えるような形で公園の位置付け、配置が今なされているわけでありまして、明野ヶ丘公園という 25 ヘクタールの自然豊かな公園をいかに町民の方に利用してもらえるのか、生かしていけるのかという観点で、お金を必ずしもかければ人が来るというものではないわけでありまして、そこで何を町民の方が求めて、何をやっていただけるか、子どもたちがそこでどういうことで遊んでもらえるか、そんなこともソフトの部分を考えながら、今後の整備が決まっていくのかなというふうにも思っているところであります。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5 番（小島智恵） 具体的な、どうしていくのか、気になるところでありますけれども。ワークショップが 2 回開催されて、全部で 5 回行うということで、それは来年の 3 月までに 5 回行うという予定を聞いておりますけれども、ご答弁ありましたように、そういった集約結果を基に、総合計画との整合性を図りつつ、整備の方向性を詰めていきたいという答弁だったのでありますけれども、たくさんご意見いただいて、町のほうでしっかり判断して方向性を決めていくというふうになっていくかと思っておりますけれども、まだ 2 回の開催ではあるのですが、今のところどんな感じでご意見が出ているのでしょうか。本当に様々なご意見あるかと思えます。大規模な再整備を望む声が多いのか、一方では工事費、維持管理費など気にされる方、そういった声もあるのか、大体どんな感じでお声を聞いていますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） ワークショップで出ている意見の内容でございますけれども、「自然の中で四季を通じて楽しめる公園にしたい」、それから「自然な発想で使いこなせる公園にしたい」「様々なイベントを楽しめるような公園にしたい」「今あるものを生かしながら楽しめる公園にしてほしい」「維持管理の負担が少ない公園になればいい」、それから「地元の人が毎年行けるような仕掛けのある公園にしてほしい」、それから「施設整備が充実した公園にしてほしい」というような様々な意見、ほかにもありますけれども、こういったような意見が出ているような状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5 番（小島智恵） 様々な意見があるということなのではありますけれども、中にはそういった維持管理負担の少ない公園を求める声も現時点であるということでもありますけれども、このワークショップなんかも、今、道内や十勝管内などでもコロナの感染が拡大傾向にありまして、大変開催しづらい状況になっておりまして、来年 3 月までにどれだけ開けるのかなというふうにも考えるのですけれども、感染状況見極めながら今後行っていけるということでもありますけれども、そういった維持管理の負担の少ない公園ということで、気にされる声もあるということなので、町としてその辺もしっかり判断していただきたいと思えます。

財政的なところで言いますと、本当に費用対効果というものも考えなければいけないと思っております。ピラ・リの建設費なんかは単体で 2 億円かかっているということで、周辺の整備なんかも含めるとそれ以上にかかってくるのですけれども、それだけ投資をしてきて、その後これがどうなっているのかということが問われるのだと思います。投資をしていく分と、利用される方のその辺の見通し、その判断を私は見誤ってはならないと思えます。今の段階でどこまでお答えできるか分かりませんが、工事費もそうなのではありますけれども、維持管理費がなるべくかからない形

での整備、そういったことは町として考えられている状況なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、ワークショップが2回終わったばかりで、この後3回あるわけでありまして、そこに出てくる意見を集約する、そしてそれをどの程度盛り込めるかということも当然ありましようけれども、今、小島議員がおっしゃっているように、今はもうたくさんのお金をかけてものをつくる時代ではないというふうに思っています。多くのお金をかけると、そこにはその後多くの維持管理経費もかかってくるわけでありまして、そうではなくて、この25ヘクタールという広大な公園、自然豊かな公園をいかに生かしていけるか、その中でどんなソフト事業をやれるかということを中心に考える必要があるというふうに思っておりますので、これからまだ3回ありますので、あまり断定的なこととは言うべきではありませんけれども、町民の、ワークショップに参加している方の意見を踏まえながら、方向性を見いだしたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 大々的にはあまり言えないのかもしれませんが、あまりお金をかけなくてもできるのではないかというお考えは持っておられるようでありまして、あと、今後人口減少、少子高齢化という、絶対数も少なくなっていく背景もあります。また、コロナの感染拡大の影響で、先般の行政報告にもありましたけれども、本町の大幅な減収が予測されると。それはもう全国的に同じことが起きているのですけれども、先ほど内山議員もご指摘されていましたが、国の税収ももちろん大きく減収されると思いますし、さらにはコロナの臨時交付金で大規模な支出もしてきました。これからそういったことで地方交付税なども非常に不透明で懸念されるところであります。ですので、細かいことも言いますと、例えばトイレの老朽化一つ取っても、恐らく手をつけていくのかなというふうには思うのですけれども、現在、水洗化2か所、くみ取り式1か所、計3か所ありますけれども、そういった常設トイレは本当に3か所必要なのだろうかとか、そういった細かな点についても考えていく必要があるのではないかなというふうに思っております。財政的な面で見ますと、少し厳しい目で今後判断をしていく必要があるのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今はまだ基本計画の段階で、それは基本設計、実施設計と行かなければ、そういう細かい部分は詰まってきませんけれども、ただ、やはり考えなければならないのは、今言われたトイレ等の公園施設をどういうふうに配置していくか、今あるものを生かすのか、あるいはなくすのか、拡充するのかということは、やっぱりしっかりと議論をしていかなければならない、そういう中で、いかに維持管理費がかからないような形での整備ができるかということは、非常に重要な視点であるというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 分かりました。理解いたしました。

次に、ふるさと納税型クラウドファンディングの活用ということで、これはガバメントクラウドファンディングというふうに言われておりますけれども、答弁ではこうした手法のほかに補助制度など検討を進めたいということで、前向きなお答えいただいたところなのですけれども、本町ではこれまで行ってきておりませんけれども、これは使い道が明確でありますし、地域の課題解決のために様々な自治体で、十勝管内においても取組が進められてきております。

それで、今も現在取り組んでおられるのが本別町さんで、交通公園を再生するプロジェクトということで、老朽化の施設改修に充てる目的で、目標金額が500万円です。現在見てみますと、12万円集まっております。それで、この目標金額設定しましても、たとえそれが達成しなくても集まった金額というのはこの事業に必ず充てられるという、寄附者には返金はされないといった、そういったシステムで行っておられるようなので、幕別町がふるさとだったり、ゆかりのある方だったり、そういった方の関心もあるかもしれませんので、財源確保のためのひとつ手段として取り組む価値はあるのだらうと思いますので、ご検討いただければというふうに思っております。

あともう一つは、補助制度ということでご答弁にありましたけれども、公園整備に関わっての補助金というのが、あまりお聞きすることもないのですけれども、こういったものがあるのか教えていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 今現在行っているのは、公園の長寿命化計画に基づきまして、公園の施設の更新に使う交付金事業を導入して公園の再整備を行っているというのが実態でございます。明野ヶ丘公園もそういったものを活用していきたいと考えてございますが、それだけではなくて、ほかの交付金なり補助金なりで活用できるものがないか、今後探っていきたいと考えてございます。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 財源につきましては、今おっしゃられたように、有効な手段がありましたらぜひご検討いただいて、より有利なものを使いながら、できるだけ財政負担を軽減できるように進めていただきたいと思います。

それで最後に、財政的な厳しい話ばかりしてきたのですけれども、最後に全く違う視点でのお話になるのですけれども、現在コロナ禍でアウトドアがブームになっておりまして、密にならないということもあって、キャンプ場が非常に人気になっているようであります。それで、キャンプ場としての活用は今後考えられないのかというお話を聞いたところなのですけれども、いずれにしましても整備費等々それなりにコストはかかってくるかと思いますが、これもワークショップの中で今後そういう話が出てくるかもしれませんし、既に出ているかも分かりませんが、一つのアイデアとして、そういったキャンプ場の整備についてどういうふうにお考えになるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） キャンプ場については、確かに今コロナ禍においてキャンプ場がかなり混雑していると、そんなこともお話を聞くわけでありまして、ただ、適地というところがやっぱりあるのかなと。どこでもいいということにはならないので、明野ヶ丘公園にキャンプ場という、全く全否定するつもりはありませんけれども、果たして適地としてどうなのかなと。それと、施設整備が当然かかってくる、その辺の兼ね合いを見ながら、ワークショップの意見も踏まえて詰めなければならぬというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 分かりました。十分に考慮した上で、ご検討いただきたいと思います。

理事者皆さまの今後のご努力にご期待を申し上げ、質問を終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

次に、藤谷謹至議員の発言を許します。

藤谷謹至議員。

○4番（藤谷謹至） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

道の駅・忠類、ナウマン公園、ナウマン公園キャンプ場の施設利用状況と今後の周辺整備を含めた考えについて。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による影響を受け、観光産業の根幹となる人の外出自粛や移動制限により来場者は激減し、緊急事態宣言後は壊滅的状況となっている。道の駅・忠類周辺施設の利用規制も行われ、パークゴルフ場、キャンプ場も閉鎖された。しかし、6月以降、道の駅の駐車場には道外を含むキャンピングカーが多く駐車し、キャンプ場にもテントが隙間なく設営された。この現象は全国的に見られたようである。ウィズコロナ社会での新しいレジャーとして、キャンプのニーズが高まったことも起因しているかもしれない。ソロキャンプ、キャンピングカーなど多様化が進み、今後さらに利用が増えることも予想される。

幕別町では忠類を観光の拠点と考え、ナウマン公園遊具等の周辺整備を積極的に行ってきた。そこで、以下の点について伺う。

1、道の駅、ナウマン公園、キャンプ場の施設の利用状況・経済効果は。

2、道内の道の駅では施設の閉鎖を行ったところもあるが、コロナ対策はどのように行われたのか。道の駅駐車場の管理体制は。

3、ナウマン公園キャンプ場の在り方、パークゴルフ場利用者とのすみ分けなど周辺の管理体制は。以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 藤谷議員のご質問にお答えいたします。

「道の駅・忠類、ナウマン公園、ナウマン公園キャンプ場の施設利用状況と今後の周辺整備を含めた考えについて」であります。

道の駅・忠類及びナウマン公園がある区域は、忠類村の時代から観光拠点となる施設を集約する形で多くの公共施設を整備してまいりました。

昭和60年、当時の厳しい地方財政への対応策として、観光開発や1村1品運動、地域活性化を主眼に、「リゾート開発」と「村おこし懇話会」の2つのプロジェクトを進め、その結果として、昭和63年に学術施設と村おこしを兼ねた「ナウマン象記念館」を整備いたしました。

また、これに合わせて、特産品の販売、食事や休憩ができる公設民営の集客施設として、現在の「菜の館ベジタ」の施設において「レストラン兼特産物販売センター」が開業しており、同年、広尾町で開催された十勝海洋博覧会も相まって、両施設ともに多くの来場者があったところであります。

平成2年には、パークゴルフ場ファミリーコースを含めたナウマン公園を整備し、5年には、ナウマン象記念館周辺施設が国の第1期の道の駅に登録され、6年8月には、ナウマン温泉ホテルアルコ236を整備し、営業を開始しております。

平成11年には、ナウマン公園にキャンプ場とパークゴルフ場チャンピオンコースを増設し、合併を経て、19年4月に道の駅を現在の位置に移転したところであります。

こうした中で、平成27年3月に高規格幹線道路帯広・広尾自動車道の忠類インターチェンジが開通したことを受け、28年、29年にはナウマン公園にザイルクライミング、ネット遊具など集客誘引効果の高い大型遊具を整備し、また、30年には道の駅の東側にドッグランを開設するなど、観光資源の拡充、魅力アップを図ってまいりました。

このように、道の駅とナウマン公園、キャンプ場は、ナウマン象記念館、アルコ236とともに、忠類地域の観光・交流の核となる施設であり、また、南十勝唯一のスキー場である白銀台スキー場を含め、幕別町の南玄関として、多くの町民や町外の方々に利用され、親しまれているところであります。

ご質問の1点目、「道の駅、ナウマン公園、キャンプ場の利用状況・経済効果は」についてであります。

はじめに、道の駅の利用状況につきましては、令和元年度の来場者は約25万人となっており、最も来場者が多かった8月には一月で4万897人、一日平均1,300人を超える方の利用がありました。

また、ナウマン公園の利用状況につきましては、令和元年度のゴールデンウィーク初日には768人の利用があり、本年度は調査を行っておりませんが、夏場の休日には噴水から親水池までの水路は遊ぶ子どもたちであふれ、親水滑り台には行列ができるなど、外出自粛期間が明けてからは例年どおりの利用者が訪れております。

キャンプ場の利用状況につきましては、本年度は気温が低下するシーズン終盤まで多くの方に利用され、お盆の8月13日には東側一番奥にある第1キャンプ場がテント29張り、ナウマン象記念館の東隣にある第2キャンプ場が45張り、合計で74張りとおおむね収容限界となる利用があったところであります。

次に経済効果につきましては、周辺エリアに位置する施設の令和元年度の売上げは、アルコ236では1億4,357万円、道の駅では5,784万円、菜の館ベジタでは1,894万円とお聞きしており、3施設の合計で2億2,000万円を超える売上げを記録しております。

このほか、地域の小売業や飲食業などへの波及効果も見込まれ、公園やキャンプ場をはじめとした観光拠点は、地域経済に一定の効果をもたらしているものと考えております。

ご質問の2点目、「道の駅のコロナ対策はどのように行われたのか、道の駅駐車場の管理体制は」についてであります。

道の駅・忠類におけるコロナ対策につきましては、指定管理者である株式会社忠類振興公社と随時協議を行っておりますが、4月24日に発表された北海道の緊急事態措置を受け、店舗内については、4月25日から出入口に手指の消毒液を配置し、レジカウンターにビニールシートやレジに並ぶ際のソーシャルディスタンスを促すマークを設置するとともに、5月31日までイートインスペースのテーブルと椅子の撤去を行った上で営業が行われ、トイレについても、4月25日から手指乾燥機の使用を中止するなど、感染防止対策を行ってきたところであります。

また、店舗の閉店時刻につきましては、4月25日から5月6日までの間、1時間繰り上げ17時までとし、5月6日に延長された北海道の緊急事態措置を受け、5月31日までの間、さらに1時間繰り上げ16時までの営業時間としました。

その後、5月25日に発表された北海道の緊急事態措置の解除を受け、5月31日から閉店時刻を1時間繰り下げ17時までとし、集客の状況を見ながら、7月1日からは通常の18時までとしたところであります。

次に、道の駅駐車場の管理体制につきましては、施設利用者の責任の下、駐車場を利用いただいておりますが、除雪等駐車場のハード面の維持管理は町が、清掃等の日常的な維持管理については、指定管理者が行っております。

ご質問の3点目、「ナウマン公園キャンプ場の在り方、パークゴルフ場利用者とのすみ分けなど周辺の管理体制は」についてであります。

ナウマン公園キャンプ場の在り方につきましては、忠類地域を訪れた方が気軽に楽しめる観光資源の一つとして整備し、これまで多くの家族連れや旅行者に利用され、中には1か月以上の長期にわたり滞在される方もおります。

こうした集客が、道の駅、アルコ 236、ナウマン象記念館といった周辺の観光施設への入り込みとつながり、さらには市街地商店や飲食店への流れとなっております。

また、長期滞在しているキャンパーの方は、パークゴルフや祭りなどを通じ、地域住民との交流も行われており、今後はその交流をきっかけに移住や関係人口の拡大へとつながっていくことを期待しているところであります。

パークゴルフ場利用者とのすみ分けなど周辺の管理体制につきましては、駐車場については東側にある駐車場が全てキャンプ場用として28台、その西側にある管理棟付近の駐車場が80台分あり、そのうちパークゴルフ場用として61台、一番西側の19台分を7月1日から8月31日までの間、キャンピングカーの駐車場として指定しております。

近年、パークゴルフ場用の駐車場をキャンプ場利用者が使用していたり、キャンプ場利用者がパークゴルフコース内に入りプレーの妨げになるなどの問題もありましたことから、本年度から駐車場所の指定と利用者の安全確保のため、ナウマン象記念館裏の第2キャンプ場を駐車スペース40台分とテントサイト50区画分に区切るとともに、パークゴルフ場との境界にフェンスを設置するなど区分したところであり、今後とも両施設の利用者にはマナーの遵守をお願いするなど、適正な管理に努めてまいります。

以上で、藤谷議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 質問の途中ですが、この際、14時05分まで休憩いたします。

13:52 休憩

14:05 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

藤谷議員。

○４番（藤谷謹至） それでは、再質問をさせていただきます。

開村 50 周年、忠類村の時代ですけれども、記念誌が発行されまして、平成 11 年に作られました。私もその編集を携ったわけなのですけれども、ナウマン公園は、その記念誌によると平成元年に開設され、答弁とは多少年代が違うのですけれども、当初は広さ 3.7 ヘクタール、その敷地に子どもたちが水と遊べる現在の親水施設を中心とした広場に、丸太造りの遊具施設、アスレチック、それにあずまや、パークゴルフコース、最初はファミリーコースでした、などが設けられたとされております。平成 11 年には、そのファミリーコースの横にありますなだらかな丘陵地を利用しまして、新たにパークゴルフ場のチャンピオンコース 3 ヘクタールを増設するとともに、キャンプ場、梅林など整備を実施し、総面積で 7.08 ヘクタールの総合運動公園として面目を一新したとされてございます。キャンプ場は広さ 4,000 平方メートル、野外炉 5 基、テントサイト 30 張り、炊事場、トイレ、駐車場も併設され、梅林は広さ 4,140 平方メートル、当面は梅 51 本、プラム 21 本、ハタンキョウ 10 本の計 82 本、周囲には防風林用のアカエゾマツ 180 本も合わせて植栽され、将来、梅林の完成を目指しているというふうに記されてございました。その後、ご存じのように合併して、幕別町の南玄関としてさらに施設を充実させ、現在の形になったわけでございます。特に平成 28 年からのリニューアルされた大型遊具、また親水滑り台によって、利用者は、町長答弁にございましたとおり、ファミリー層から子どもまで、たくさんの方々に利用されているのが現状でございます。

最初の質問の利用者の状況についてでございますけれども、町長答弁にございました、道の駅は令和元年度 25 万人、8 月一ヶ月で 4 万 897 人、一日平均 1,300 人、ナウマン公園が令和元年度のみの数字でございましたけれども 768 人、これはゴールデンウィークの時期の数字でございますけれども、キャンプ場は本年度 8 月、お盆時期には第 1 キャンプ 29 張り、第 2 キャンプ 45 張りの計 74 張り、と、収容限界というふうに答弁されてございました。この数字でございますけれども、町ではどのようなことで分析されているのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 分析という大げさなものではないのでありますけれども、やはりこれまでに資源となる遊具類を整備してきましたし、ソフト的にもアルコでやっている催物でありますとか、あとはベジタができたとか、そこで売っているものの魅力だとか、そういうことも含めて、やっぱり魅力が増してきているのだというふうに思っております。ですから、これだけの方に来ていただいている、本当多くの方に来ていただいて、楽しんでいただいているのかなというふうな感想というか、そういう考え方を持っているところであります。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○４番（藤谷謹至） 利用状況の質問でございましたから、今年度、また令和元年度の数字をお聞きしたわけでございますけれども、例年の利用客の数字というものは、統計的には出しているのでしょうか、お伺いします。

○議長（寺林俊幸） 経済建設課長。

○経済建設課長（高橋宏邦） ナウマン公園の利用者につきましては、平成 29 年度から令和元年度まで、スポット的ではありますが、4 月の連休初日等、調査してございます。平成 29 年につきましては、4 月 29 日 184 人、平成 30 年が 1,173 人、令和元年度が 768 人、本年度につきましては、外出自粛期間中でございまして、なお雨天ということもありまして、ナウマン公園についてはゼロ人ということで調査しております。あと、キャンプ場につきましては、調査を行っておりません。今年度につきましては、職員が一番混んでいる 8 月のお盆時期、それから今年につきましては、シルバーウィークにまた調査をいたしまして、シルバーウィークにつきましても、8 月 13 日と同様のほぼいっぱいとなるテントの数を確認しております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○４番（藤谷謹至） 道の駅周辺の利用状況としましては、平成 26 年に、私、一般質問していただきましたときに、道の駅の交通量調査等、行ってございました。そのときは平成 27 年の 3 月の帯広広尾自

動車道開設前の状況でございまして、数字を述べさせていただきますけれども、5月4日道の駅の交通量、2つの交差点の車の流入量が12時間で2,001台、そのとき国道236号線の流入量については、帯広開発局からのデータの提供でございまして、そのうち道の駅側に、公共施設に入る交差点の流入量については、約3割の流入率となっていました。8月15日に調査を行いまして、お盆の時期で12時間903台、国道の流入量については、道の駅側に流入する割合が1割5分の流入という数字を取ってございました。

これはやはり高規格道路がオープンする前の数字でございまして、オープン後の数字というものは取られていたのか、また、過去の拠点としましては、こういう数字というのは大事だと思うのですが、取られていない場合はこれからのそういうデータ統計、収集というのは、どのようにお考えか伺いたします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 車の流入台数については、やっていないわけでありまして、ただ、それに代わるものというのか、道の駅を訪れる方はカウンターがついていまして、これは毎年数字として出ていきますので、道の駅を訪れる人というのは、そこからまたナウマン公園に行ったり、記念館に行ったり、あるいはアルコに行ったりということで、まず、あそこを訪れる方は、道の駅に寄らない方はほとんどいないというぐらいだというふうに私は認識しておりますので、そこでのある程度の数の認識というのはできるのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 今は、高規格道路、忠類インター、大樹インターのところで終点でございまして、今後、高規格道路が延伸された場合の変化も、動向として注視する必要があると思います。ぜひ、数字を押さえていただくことも必要かなと思っております。

1番目の質問は、キャンプ場の周辺の利用状況と経済効果ということで伺いたわけなのですが、なかなかこの周辺、キャンプ場、あるいは公園、利用客の方々の特定の経済効果というのは、測るのには難しいところがあるかと存じます。本来であれば、あそこが潤って、また市街地に集客されて流れて経済効果を生むと、それが理想でありますけれども、特に今般コロナ禍によって地域経済は壊滅状態でございます。国による持続化給付金、また幕別町独自の経済支援事業、頑張る事業者応援事業等、飲食店・ホテル等緊急支援事業など、いち早く対策を講じていただきましたが、大変厳しい状況でございます。昨今の今頃は、もう全く考えられない状況でございました。早くコロナの感染症の収束を待つしかないのか、ほとんどもう絶望的というのか、そういうふうな状況だと思います。

しかし、来年度に向けて、コロナ禍が収まり、どういうふうになるか分からないですけれども、それを期待するのみでありますけれども、今後いかにあその施設に多くの方がまた来られて、できればこの市街地に誘引して、食堂等が、この地域経済がちょっと潤う、そういうことを期待したいわけですが、その辺の所見を伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 忠類については、合併するときから幕別町の南玄関だと、誰もがそういう認識の下で進んできたわけでありまして、その方向性に合致するように観光資源の拡充も図ってきた、そういうつもりであります。

今、本当にコロナ禍において、飲食業であったり、宿泊業、これはもう非常に厳しい状況であります。補正予算が内閣閣議決定がありまして、1.5兆円の臨時交付金の増額というふうなことが言われておりますけれども、果たしてこれが都道府県で止ってしまうのか、市町村に来るのか分かりません。できれば市町村に来て、今、本当に何とか耐えしのいでいる事業者の方々に少しでも支援をしてさしあげたい、何といたっても事業者が事業を継続すること、そのことが雇用を守って、そしてそれに携っている人々の生活を守るという、こういう三段論法的なことになっていきますので、そこをしっかりとやっていかなければならないというふうに思っています。

ただ、臨時交付金頼みのようなところもないわけではないのでありますけれども、本当に危機的な

状況になった際には、ここはやはり一般財源を投入してでもやらなければならないという時期が来れば、そういう判断もしなければならないというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 本当に厳しい状況ですので、ぜひお願いしたいと思いますし、また、事業者もいろいろ工夫をしながらやっていかなければならない事態だと思っております。

次の、道の駅コロナ対策についてお伺いします。

北海道の道の駅総合サイト「北の道の駅」に掲載されたコロナ感染症拡大防止に向けた道の駅・忠類の対策としまして、「4月25日より時間を短縮して営業、また新型コロナ拡大が収束に向かう傾向が見られないため、5月7日よりさらに営業時間を短縮させていただきます」という掲載がございまして、「5月6日まで9時から17時、5月7日から当面の間9時から16時、トイレは24時間ご利用いただくこともできます。なお、イートインコーナーも上記日程は利用いただけません。スタッフのマスク着用、店内の除菌、レジ前のビニールカーテンなど、ウイルス感染防止対策を行って営業」という内容で掲載されてございました。

管内の道の駅の状況を調べてみましたところ、現在管内は12町村16駅ございます。コロナの緊急事態宣言が出された当初は、音更町の道の駅ガーデンスパ十勝川温泉、これ新しく7月22日オープンの施設と、道の駅かみしほろ、2020年の6月11日オープン、これを除きまして、14施設のうち11施設が、4月29日ゴールデンウィークから5月6日まで、それぞれ時間、期間は違うのですが、臨時休業をされてございました。これはコロナ対策について経済対策を優先したと、難しい判断だとは思いますが、時短で営業したのは忠類と士幌と音更の3駅でございました。都道府県をまたぐ移動の自粛を呼びかけたということで、国土交通省が4月17日に全都道府県を対象に緊急事態宣言が発出された、その際に更新された基本的対処方針については、特定都道府県は不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、蔓延防止の観点から極力避けるように住民に促すと、特に大型連休期間においては、法第45条第1項の規定に基づき、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう住民にも協力要請することをされたところでございます。呼びかけの対象施設として、空港ターミナル、鉄道駅、バスターミナル、フェリー、旅客ターミナル、SA、PA、道の駅が入っているわけでありまして、時短営業でされたということですが、その公区長あたりからもやはり心配されて、私はいつも朝、散歩に行くわけですが、犬に連れられて。朝、道の駅まで行きますと、道外ナンバー、札幌ナンバー、ナンバーでもう分かるのですね。やはりあんまり偏見というか、あれではないですけども、いい思いはしなかったわけです。やはり地域住民あたりにも心配された部分がございます、区長あたりから「どうなのだ」と。やはり強行なところは、駐車場の閉鎖ということもあったようにお聞きします。その辺の考え方について、一回お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 道の駅といってもいろんな役割を果たしている道の駅があるわけでありまして、忠類でいうと食料品関係もあそこで売られている、特にパンなんか売られているわけで、では一般食料品店は対象になったのかと、そうではないわけで、やっぱり果たす役割としては、私は一定程度地域住民の方、あるいは近隣の町村の方に対する販売という、そういう役割も担っているわけでありまして。それともう一つは、いかに密にならない状態をつくっていくかということも大切であります。一番言われているのは飛沫感染ですから、それは密になる、近づく、マスクをしないといったことによって感染する、感染が拡大するということになりますので、私はそこはしっかりやった上で道の駅の物を販売するという役割を果たすのは、本来であろうというふうに思っています。何でもかんでも自粛する、営業中止をするということではないのだらうなというふうに思っていますので、今だから言えるのかもしれませんが、結果的に私はこういう形を取ったことは、正解だったなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 町長の考え方も理解できるところでございますけれども、南十勝には中札内、更

別、忠類、大樹と道の駅が設置されてございますし、シーニックバイウエイ、南十勝夢街道と連携して、いろんな広域的に観光客を集客するという取組もなされているところでございます。忠類以外の南十勝の周辺の道の駅が休業するときに、やはりちょっと忠類だけというのも連携的にはどうなのかという考えもございましたけれども、その辺のことについて一言お伺いします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私、日本人の悪い癖だと思うのですね。みんなで渡れば怖くないとか、足並みをそろえとか、それを何の根拠もなくやることは私は反対であります。ですから、今回はきちっとした感染予防対策を講じた上で物を売った、これは過密になって道の駅の中に 100 人も入ってくるような状況であれば、それはまた考えなければなりませんけれども、通常の道の駅の利用客を考えたときには、そういった密になるような心配もありませんし、消毒もそうですし、ディスタンスもそうです。そういった感染予防対策を講じた上でやることについては、むしろそっちのほうが取るべき道であったというふうに私は思っていますので、今後も自粛はいいのですが、萎縮は駄目だということをよく言っています。適度の自粛ということでやっていくのが本来であろうというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4 番（藤谷謹至） これは押し問答しても始まらないことでございますけれども、地域住民の中にはやはり心配されている方もおられるということで、また、働いておられる方もやはりリスクは必ずあるわけですから、そしてこの時短、1 時間、2 時間というのは、果たしていいものかというところもあるわけでございます。その辺は、今回は何もなかったというあれですけれども、やはりリスク管理というところでは考えていただきたいと思っております。

次に、道の駅、先ほども言いましたように、キャンピングカーでございます。道の駅の駐車場は、道の駅の前と、記念館の駐車場と、町道を挟んでベジタの駐車場と、横長に続いているわけでございます。平成 26 年の一般質問のときに、町と開発にお願いして、道の駅の駐車スペースが離れているということで、真ん中に駐車スペースを取っていただきたいということで、今現在の形になっているわけでありまして。ただ、ゴールデンウィーク中も、先ほど申し上げたように、道外、十勝管内以外の車も見られたわけなのですけれども、緊急事態宣言が終息してから、やはりキャンピングカーの宿泊、車中泊が物すごく多く目立つようになりました。地域防災の拠点としても、核としても、あそこの駐車場は位置しているわけでありまして、できたらキャンピングカー独自の駐車スペース、士幌町あたりはそういうふうな区分けをしているところでございますけれども、そのような考えはないかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） 今お話のありました駐車場でありますけれども、道の駅、あとはその横にありますナウマン象記念館、ベジタ含めてなのですが、駐車場につきましては、基本的にはドライバーの方が交通事故防止のために 24 時間無料で利用できる施設ということで位置付けられております。これは北海道地区の道の駅連絡会の事務局からも同様の通知をいただいておりますので、全道的に統一な見解となっております。ですので、仮眠をするということは可能な施設ではあるのですけれども、宿泊を目的として利用いただくということとはできないというふうに考えているところであります。

あと、今キャンピングカー専用の駐車場という意味で言いますと、先ほど町長の答弁にもありましたように、キャンプ場のそばのほうの駐車場の中でエリアを確保していますので、そちらのほうでキャンピングカーの使用をとということで考えているところであります。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4 番（藤谷謹至） 今、答弁いただきましたけれども、キャンピングカーが全部あっちに行ってしまったら、もう大変なことになります。パークゴルフ場に駐車されているのは、町長の答弁にあったように、長期、忠類住民とパークゴルフを通じてつながっておられる方のスペースだと私は考えているわけなのですけれども、私が言っているのは、宿泊といっても中には連泊もされる方もいるわけでは

けれども、立ち寄って、忠類を中継して、ほかのところに移動される方々のキャンピングカーの利用でございます。これはなかなか難しいと思うのですが、あそこは横に広いわけなので、いろんなところに止められるのですよね。逆に言うと、アルコの駐車場まで止めてしまうと。ルールというか、看板の設置もないわけで、どこでもいいだろうというような状況かなと思うのです。そして、中には、やはり朝、調理したり、洗濯物を干したりと、そういうルール、マナー違反の方も見受けられるわけです。駐車スペースを取ったからといって、それはオーケーではないはずです。また、国交省のホームページによると、やはりあくまで駐車場は休憩スペースであって、これは宿泊施設ではないと。特に連泊はできないというふうに国交省は言っております。それを規制するのはもう絶対的には無理かと思うのですが、キャンピングカーのすみ分けという形で、こうですよという形は取ったほうがいいのかなというふうに感じているところでございますけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 利用の実態をつぶさに見ながら、どういう形が一番みんなが無理なく、争い事なく、気持ちよく使えるかといったことは、今後の検討課題として捉えさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 分かりました。

次に、道の駅のトイレの状況なのですが、私が見てきましたら、ポスターが10枚ぐらい貼られているのです。例えば、トイレットペーパーを持ち去らないでくださいとか、ごみを捨てないでください、これは当然でございますけれども、いろいろな掲示をしているわけでございます。トイレをしに入るわけですから、それを読むのには相当時間がかかるわけですよ。読む方はなかなかいないと思うのですが、あそこのポスターの集約ということも考えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） 道の駅の前のトイレの掲示板スペースのお話であります。トイレ前の通路の壁面に確かに掲示板がございまして、そちらで様々なものが貼られております。町の観光スポットであったり、地域情報配信するほかに、施設利用に当たっての注意書き、こういったものも書かれております。今お話されたように、ごみを持ち込まないとか、トイレをきれいに使いましょうというような一般的なものもございまして、トイレットペーパーを持ち帰らないでくださいとか、キャンピングカーから出た汚物をトイレに流さないでくださいとか、このような通常ではないことが実際に起きたものですから、それに対する注意書きを後から追加したという部分がございます。確かに、必ずしも注意書きをすれば改善されるのかということ、そうではない部分もあるのですが、できるだけ注意喚起の効果が出るように、整理と申しますか、工夫をして貼ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） お願いいたします。

それともう一点、これも駐車の関係なのですが、福寿と、あと、ふらっと忠類の前の企業誘致のための土地でございますけれども、あそこには看板として大型車両通行止めというふうになってございますけれども、あそこにも車が駐車入るのですよね。道の駅の駐車場があるのに、なぜかなと思うのですが、あそこに入らないようにというような注意喚起もしていただきたい。

それともう一点、これは答弁いいです。あと、冬の道の駅の除雪でございますけれども、あそこの駐車場の雪を押してしまって、ナウマン象記念館がもう完全に隠れて見えなくなってしまう。ナウマン象記念館は、北海道建築賞第1回受賞の名誉ある建築物でございます。できるだけ除雪で何も見えなくならないように配慮いただきたいと思います。これは、答弁いいです。

次、行きます。キャンプ場の在り方であります。

答弁でもございましたように、第1キャンプ場が29張り、第2キャンプ場が45張り、相当な数の

テントが立っていると。やはり先ほどの散歩の話になりますけれども、土日は私はあっちのほうに足を向けるのです。なぜかと言うと、あそこの坂が結構つらいものがありますので、土日だけあっちを回っていくわけです。やはり土日はキャンパーが多い、これは当然でございますけれども、第2キャンプ場辺りなのですけれども、もう密集というところでの話ではないと。先ほど通告書でも話しましたけれども、キャンプの人気というのは大変な人気でございますし、今、テレビでも「ヒロシのぼっちキャンプ」とか、私は好きなのですけれども、見ています。そして、また、たき火をしてただ話すだけなのですけれども、何か無性にたき火台が欲しくなるのですけれども、密集の中でバーベキューとたき火をやるというのは大変危険性があるのではないかと。無料ですし、予約制でもない。そういうところでは人気があるのかなとも思うのですけれども、あそこは最初から、先ほども申しましたけれども、第1キャンプが20張りから30張り、第2キャンプ場は梅林をつくる予定だったのですけれども、うまく成長しなかったというところで、第2キャンプ場の利用になったと思うのですけれども、そろそろ予約あるいは有料化する時期かな、そんなふうにも思っておりますけれども、有料化、予約化についてお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 有料化については、キャンプ場に限らず全ての公共施設について、今まさに内部協議を進めているところでありまして、この後、町民の方たちにも入ってもらった諮問という形になりましょうか、使用料等審議会という形でも考え方をお示しするということになっていくというふうに思います。その辺は、今言われた例外なき見直しということで今は進めておりますので、その中で取りあえず案を出し尽くしまして、そしてさらに一度内部では検討した上で諮問したいと、そんな段取りで進めておりますので、どうなるかは別としても、視野の中に入っているということでもあります。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 分かりました。キャンプ場については、先ほど交通量の話、交通量調査の話、平成26年の一般質問でさせていただいたときに、アンケート調査を詳しくやられたところでありました。8月14日、9月24日、11月1日に調査を実施してございまして、8月14日が27件、9月24日が8件、11月1日は18件のアンケート調査ということで記載されてございました。設問としましては12問、性別でありますとか、年齢、来られている方のお住まい、利用形態、人数、キャンプ場をどうして知ったかという経緯を調査されているということでもあります。また、利用頻度、通算来場回数とか、滞在期間、食材の購入はどこでしたとか、あとはごみの処理についてどのようにされているか、キャンプ場が有料になった場合は利用されるかどうかということも、聞き取り調査をされてございました。年齢層、これはこの当時でありますから、年齢層は60代から70代の方が最も多いと。60代が43%、70代が20%、今、調査されるとこれはまた全く違う結果になるのかなと思っておりますけれども、道内の方が49%、道外が51%と、そういう調査でございました。ご夫婦での利用が47%、ご家族が36%、友人、その他と続いている状況でありました。キャンプ場が有料になった場合、利用していただけるかどうかというところの確認でありますけれども、変わらず利用という方が41%いたということでございます。料金とごみ処理の問題次第であるというような回答もございます。これは26年度の高規格道路が開通する前でありますから、また今のキャンプ利用状況では違ってくるかと思っておりますけれども、今の状況でのこういう調査も行つてはと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 経済建設課長。

○経済建設課長（高橋宏邦） 近年のコロナの影響により、キャンプ場の利用客もまた増えていることもありまして、原課といたしましても、今後キャンプ場のアンケート調査については、実施していきたいなということで考えております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 分かりました。ぜひ、あそこを予約の取れない魅力のある施設として考えていただければ幸いです。

またあと一点、あそこの道路の関係でございますけれども、利用者が多くなってきたことによって、

パークゴルフ利用者とキャンパーが利用施設から公園に移動する、またチャンピオンコースからファミリーコースへ移動する場合の動線でございますけれども、植樹帯が邪魔してなかなか難しいような状況であります。歩道をつけるというふうになると、今度、公安の関係上いろいろ規制があるらしくて、大変な作業というか、なかなかオーケーが取れないというような規制があると聞いてございますけれども、小さい子どもも多いわけで、そこを渡る方法というものも考えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 経済建設課長。

○経済建設課長（高橋宏邦） 議員おっしゃるとおり、道路につきましては、横断歩道や信号機といったものをつけるのはちょっと難しいかと思いますが、公園の敷地内にドライバーさんに徐行を促すような看板の設置等で対応してまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 以上で、終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、藤谷謹至議員の質問を終わります。

この際、15時まで休憩いたします

14：48 休憩

15：00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○7番（岡本眞利子） 通告に従いまして、2点について質問をさせていただきます。

1点目、明野ヶ丘公園再整備について。

明野ヶ丘公園は幕別市街地から南東方向約2.5キロメートルに位置する公園であり、通称「諏訪山」と呼ばれていた山林の一部を購入し、開基80周年記念事業として記念林植樹を行ったのが公園造成の始まりであり、平成8年には開基100年を記念し造られた展望施設「ピラ・リ」が誕生し、今年で44年目になります。その間、多くの町民が足を運び、子どもたちが大きな歓声を上げてきました。

しかしながら、時代とともに老朽化が進み今回再整備されることとなり、より多くの町民が親しめる施設になることを楽しみにしております。

そこで以下の点について伺います。

①再整備計画をピラ・リ周辺の7ヘクタールに限定した理由は。

②明野ヶ丘公園開設当初のワークショップに参加された方々にも再整備計画への参画や提言を得る考えは。

③今回のワークショップでは、計画策定に意見を反映するには期間が短すぎるのではないのか。

④再整備計画区域外の傾斜広場（スキー場）の過去5年間の営業日数、利用者数、積雪の状況、今後の集客方法は。

2点目ですが、子どもの弱視対策について。

現在、斜視や強い遠視によって視力が育たない「弱視」の子どもは50人に1人の割合で見られます。

外見からはよく分からず発見するのは難しいですが、3歳児健診で発見し治療を行えば、小学校に入る前に視力の改善が期待できます。

しかし、現在の3歳児健診における視力検査は「絵指標」と呼ばれる目の検査を家庭で事前に行っていますが、子どもが検査を嫌がるなどして異常を見逃したり、弱視と近視の違いを理解できていない保護者も少なくないといえます。

厚生労働省は、2017年、各自治体に3歳児健診の視力検査の徹底を促し「健診時に異常を見逃してしまうと治療が遅れ、十分な視力が得られない場合がある」ということを保護者に周知、啓発するこ

とが重要であると通達をしております。

そこで以下の点についてお伺いいたします。

①本町の3歳児健診での視力検査の現状と課題は。

②保護者への屈折異常検査（弱視）の重要性についての周知、啓発はどのように実施されているのか。

③保育所において、3歳児健診に合わせて前もって視力検査を実施し、2段階でチェックする体制も有効と考えるが見解は。

④今後3歳児健診の視力検査において、多角的屈折検査機器、スポットビジョンスクリーナーを導入していく考えは。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「明野ヶ丘公園再整備について」であります。

明野ヶ丘公園の整備は、昭和51年に当時「諏訪山」と呼ばれていた丘に、幕別町開基80年事業として記念植樹を行ったのが始まりで、その後整備を行い、平成2年に全面供用された面積25ヘクタールの総合公園であります。

平成8年には開基百年記念事業として、ワークショップにより検討されたシンボル施設である「ピラ・リ」が建設され、多くの方に利用していただいておりますが、供用開始から30年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおり、公園を訪れる人々も減少している状況にありますことから、近年では再整備が求められるようになってまいりました。

公園施設の更新につきましては、点検結果に基づく長寿命化計画によりこれまで危険遊具の撤去と施設の改築や補修工事を行ってまいりました。

これら経過を踏まえ、本年度、明野ヶ丘公園再整備基本計画を策定するため、プロポーザル方式により業者を選定し、業務を進めているところであります。

ご質問の1点目、「再整備計画をピラ・リ周辺の7ヘクタールに限定した理由は」についてであります。

明野ヶ丘公園は、昭和52年度に都市計画決定され、面積25ヘクタールの自然豊かな総合公園であります。その多くは傾斜地になっており、植樹された樹木や自然に自生した樹木に覆われております。

第6期幕別町総合計画では、公園緑地の主要施策として「うるおいのある公園の保全と整備」と「緑地の維持保全」を掲げており、施策の方向性として「地域住民の主体的な花と緑の環境づくり活動を推進するとともに、自然や緑を十分に取り込み、豊かでうるおいのある公園づくりを進める」としています。

このため、自然豊かなこの公園の樹木については、自然な状態を生かし、間伐等の適正な管理を行いながら、環境に配慮した整備を進めることが望ましいと考えておりますことから、主に丘の上の平らな部分となる7ヘクタールを委託業務の面積として発注したものであります。

また、スキー場につきましては、今後の在り方について別途検討することが望ましいと考えておりますことから、7ヘクタールの部分にスキー場の面積は含まれておりませんが、現在進めておりますワークショップにおいて、7ヘクタールに限らず、スキー場やその他傾斜地部分など全体の活用方法などについて、様々なご意見をいただきながら進めているところであります。

ご質問の2点目、「開設当初のワークショップに参加された方々にも再整備計画への参画や提言を得る考えは」についてであります。

小島議員の答弁でも申し上げましたとおり、現在、明野ヶ丘公園再整備基本計画の策定に係るワークショップを2回実施したところであります。

ワークショップの参加者につきましては、広報紙やホームページを通じての公募に応じていただい

た方と、委託業者が様々な分野の住民に声がけをして参加者を募った方々であり、さらにこの輪を広げるために、引き続き参加したい方を受け付けている状況にあります。

このことから、平成7年の百年記念シンボル施設を検討するワークショップの参加者の中で、今回のワークショップに参加いただける方がいましたら、ぜひ参加していただきたいと考えております。

また、平成7年のワークショップ参加者に「提言を得る考え」につきましては、今回の基本計画策定において、20年後、30年後を想定しながら明野ヶ丘公園のことや幕別の町のことをみんなで一緒に考えていただきたいと思いますので、平成7年のワークショップ参加者に提言を得るということではなく、今回のワークショップに参加いただき、今集まっている方々と一緒に話し合いを進める中でご意見をいただければと考えております。

ご質問の3点目、「今回のワークショップでは、計画策定に意見を反映するには期間が短すぎるのではないか」についてであります。

今回策定する基本計画は、上位計画との整合性を図りながら立地条件等の公園の特性を分析し、計画の基本方針を検討するとともに、環境保全・管理運営等の検討に基づいて土地利用を定めるなど、公園の基本的な内容を決定するものであります。

業務発注に当たっては、プロポーザル方式により業者を選定しておりますが、参加業者にワークショップを含む業務期間について確認したところ、どの業者からも遂行可能な期間であるとの回答をいただいているところであり、業務期間が短すぎるとは考えておりません。

しかしながら、コロナ禍における業務の推進という点では、本委託業務の契約期間が令和3年3月22日であり、期間内にあと3回のワークショップを行いながら進めていく予定となっておりますが、現在、道内では新型コロナウイルス感染症の拡大傾向が止まらず、「ステージ3」に移行しておりますことから、今後の業務の遂行につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を十分に見極めながら、業務成果に影響が出ないよう、適正に対応してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「再整備計画区域外のスキー場の過去5年間の営業日数、利用者数、積雪の状況、今後の集客方法は」についてであります。

スキー場の使用期間は、幕別町スキー場施行規則により12月20日から12月31日と1月1日を除く3月15日までとし、積雪等の状況により変更することができるとしてあります。

平成27年度から令和元年度までの5年間の営業日数及び利用者数は、27年度が1月16日から3月13日までの56日間で、利用者数はリフトの延べ輸送人員になりますが5万1,634人、28年度が12月28日から3月12日までの73日間で、利用者数は6万2,753人、29年度が1月20日から3月11日までの49日間で、利用者数は4万4,718人、30年度は積雪不足のためオープンできず、令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、2月28日をもってクローズしたことから、2月1日から2月28日までの28日間で、利用者数は1万7,382人であります。

また、スキーやスノーボード以外の利用に関しましては、近年は、国内外の旅行会社と連携し、北海道周遊ツアー等において明野ヶ丘スキー場でそり遊び体験を行っており、平成28年度はマレーシアから57名、29年度はマレーシアと中国、台湾から合計200名、30年度は道外から447名が訪れるなど、スキーやスノーボードだけではなく、そり体験などで利用するケースも増えております。

次に、積雪の状況についてであります。近年は、雪不足のためグレンデの積雪が確保できず、グレンデ上部の雪の張りつきが悪い箇所などについては、駐車場の雪を集めて搬入するなど対応をしているものの、オープンが大幅に遅れるなど、スキー愛好家の方々をはじめ、小学校の授業やスキー少年団の活動に大きな支障が生じ、期待に応えられない状況が続いており、大変心苦しい思いであります。

また、今後の集客方法についてであります。明野ヶ丘スキー場は、グレンデの延長や形状などから主にファミリーグレンデとして、初心者やファミリー層に慣れ親しんでいただいているスキー場と認識しております。

町といたしましては、これまで、パンフレットを公共施設や宿泊施設、町内小中学校に配置するほ

か、平成 29 年度に観光物産協会において明野ヶ丘スキー場と白銀台スキー場の両スキー場の専用ホームページを作成し、大会やイベント情報、スキー学校の情報、近隣飲食店や温泉等のタウン情報など幅広く情報発信に努めるとともに、平成 29 年度からは、あおぞら共済の助成によるリフト料金の割引対象スキー場にさせていただくなどの取組を行っているところであり、今後におきましても、スキーやそりなど初心者を含めた町内外の方が利用しやすいスキー場として活用されるよう努めてまいります。

次に「子どもの弱視対策について」であります。

人の視覚は、言葉や歩行と同様に成長に伴い獲得する能力で、適切な視覚刺激を受けることにより発達し、ゼロ歳では 0.1 ぐらいの視力が、3 歳頃には両眼視機能と両眼運動機能がほぼ完成され、小学校入学までには大人とほぼ同じぐらいの視力にまで成長します。

外界からの刺激により脳の神経回路が集中的に作られる感受性期は、一般的に 6 歳ぐらいまでといわれていますが、この時期に遠視や乱視など高度の屈折異常や斜視などがあると正常な成長が阻害され、他に病気がないにもかかわらず、眼鏡などで矯正を行ってもよく見えない弱視と呼ばれる状況になる可能性があります。

この弱視に対する治療は、適切な時期に矯正眼鏡の常用や健眼遮閉治療などを行うことによって、多くの場合に矯正視力の改善がみられることから、早期発見及び早期治療が重要になります。

ご質問の 1 点目、「本町の 3 歳児健診での視力検査の現状と課題は」についてであります。

本町の 3 歳児健康診査は母子保健法に基づき、厚生労働省児童家庭局長通知による乳幼児健康診査実施要綱に沿って、年 24 回、3 歳 4 か月児を対象に実施しております。

このうち視力検査については、一次検査として、家庭において問診の記入と絵視票での視力検査を行い、二次検査は健診会場において問診の記入内容と視力検査の結果を確認するほか、家庭で十分な検査ができなかった場合などの再検査を行います。

その後、健診担当医師の診察を受け、精密検査が必要と判断された場合は、眼科医療機関を受診していただき、結果につきましては精密検査担当医師から報告を受けております。

本町の精密検査の過去 3 年間の発生件数であります。平成 29 年度は健診受診者 171 名のうち視力検査の精密検査対象は 7 名、うち 2 名が弱視と診断され、30 年度は健診受診者 192 名のうち精密検査対象者は 5 名、うち 2 名が弱視と診断されております。

令和元年度は、健診受診者 167 名のうち精密検査対象者は 10 名で弱視の診断を受けた方はいませんでした。

精密検査の結果、弱視と診断された場合は、その後、治療が行われ、経過観察と判断された場合は、保健師が保護者に状況確認をし、保健指導や盲学校の教育相談の紹介などを行っております。

3 歳児健康診査の視力検査では、精密検査が必要と判断されても必要性が理解されないことや、保護者の失念により受診がされず、治療の必要性の判断が遅れることが課題として挙げられますが、2 か月以上、精密検査の報告がない場合は、保護者と連絡を取り、再度受診勧奨を行っております。

ご質問の 2 点目、「保護者への屈折異常検査（弱視）の重要性についての周知・啓発はどのように実施されているか」についてであります。

本町においては、屈折検査を実施していないことから、屈折検査の重要性についての周知・啓発は行っておりませんが、弱視については、3 歳児健康診査の案内時に同封している「3 歳児の視力検査のおしらせ」により、強い遠視や斜視などにより弱視になることがあることを周知し、視力検査の必要性の啓発を図っているところであります。

弱視を予防するためには、早期に視覚の異常に気づき、必要な治療につなげることが重要であることから、保護者が日常生活の中で子どもの視覚の異常に気づけるよう、目を細めてみる、近づいて物を見るなどの観察のポイントについての周知が必要であり、健康診査時の保健指導においても、十分な説明を行っておりますが、本年 11 月に導入いたしました「まくべつ子育てアプリ」を活用し、分かりやすい動画やイラストを用いてさらなる周知・啓発に努めてまいります。

ご質問の3点目、「保育所において、3歳児健診に合わせて前もって視力検査を実施し、2段階でチェックする体制も有効と考えるが見解は」についてであります。

保育所における健康診断については、児童福祉法に基づき、学校保健安全法の規定に準じて、年2回の内科健診と年1回の歯科健診を実施しておりますが、視力検査は、町内の全3歳児が受診する3歳児健康診査において実施しますことから、保育所においては行っておりません。

しかしながら、これまでもふだんの保育の中で、段差で転びやすい、絵本や物を見るときに目を寄せる、極端に近づいて見るなどの気になる行動に気づいた場合は、保護者に眼科医療機関での検査の受診を勧めてきたところであり、今後においても、保育士の中で弱視に対する知識を共有し、視力不良の早期発見に努め、弱視の治療につなげてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「今後3歳児健診の視力検査において、スポットビジョンスクリーナーを導入していく考えは」についてであります。

スポットビジョンスクリーナーは、生後6か月以降、成人まで使用できる視覚機能の屈折検査機器であります。

この機器の特徴としては、簡易に検査ができ、近視、遠視のみならず乱視、不同視、斜視等の視覚異常のスクリーニングが可能であり、北海道においては、旭川市、苫小牧市などで3歳児健康診査で導入していると伺っております。

しかしながら、この機器を用いた判定には、機器の誤差や本人の調節力の違いにより、軽度の乱視や遠視は偽陰性を生じ、軽度の屈折異常は見逃される恐れがあり、判定基準を厳しくした場合は、偽陽性が増加し、保護者や精密検査を受け入れる眼科医療機関などの負担が大きくなることも考えられます。

このことから、本町におきましては、まず、現在実施している3歳児健康診査における視力検査の実施の徹底を図るとともに、精密検査の対象となった方には、必ず精密検査を受診していただき、必要な治療につながるよう支援を行ってまいりたいと考えており、屈折検査機器の導入については、導入自治体の状況や健診担当医師のご意見なども伺いながら、研究をしてまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきます。

まず、明野ヶ丘公園の再整備についてであります。明野ヶ丘公園は昭和52年から平成2年までの期間で整備をされ、パークゴルフコースやスキー場などのスポーツ施設や、以前は子どもたちを対象としたアスレチック遊具、マウンテンバイクコースなどがありました。

公園区域面積は25ヘクタールの総合公園であります。今回そのうちの7ヘクタールという全体の28%という大きさに再整備計画が限定された訳をお聞きしたわけですが、どうして7ヘクタールというふうに示されたのかをお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、今、申し上げましたけれども、明野ヶ丘公園、25ヘクタールありますけれども、ほとんどが傾斜地で、植林したものもありますけれども、自生している木があって、それはそのまま残しておくことが自然の豊かさというか、緑を守ることがいいだろうと。そうすると残った手がかかけられるところというのは、スキー場は除く、これは別途検討するということですが、スキー場を除きますと、平坦地、手をかけるのに適当なエリア、これが差し引いていくと7ヘクタールになるということですので、ただ7ヘクタールしか検討しないのではなくて、これも先ほど申し上げましたけれども、ワークショップの中では、7ヘクタールはもちろんいろんな意見をいただきますけれども、25ヘクタールという公園ですから、そのバランスも踏まえた中で、気になったところはどんどん提言をいただくと。そのようなことで進めているところであります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 今、町長がおっしゃったこともよく分かるのですが、平坦なところとい

うこと、平らなところということを考えて、再整備をしたいというようなことだとは思いますが、傾斜面にもいろんな要素があるのではないかというふうに私も考えるところであります。そこで、町長は全部を含めてというふうにおっしゃいましたが、今回の計画では、基本計画ですので、7ヘクタールにというふうにされておりますが、その中でも少し離れたロックガーデン区域、ここ1ヘクタールを含めた理由はなぜなのかお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 7ヘクタールの考え方的には、今、町長が申し上げましたとおり、平らな部分が再整備の部分として候補に上がるのではないかという部分なのですけれども、そのほかに、現在施設のある部分、ロックガーデンのところは、ロックガーデンの施設があって園路ができているような状況なのですけれども、ほかに考える要素もあるのではないかと。また、アスレチックの遊具があるところは、平らな部分ではないのですけれども、そこも含めて今回の7ヘクタールにしております。

また、それから西側の下の方になってくるのですけれども、マウンテンバイクのコース、こちらについても、7ヘクタールに含めているということで、現在、施設のあるところ、主に平らな部分というお話ですけれども、そういうところを再整備の対象として、今回は7ヘクタールとしたというのが考え方でございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） それですと、最初から基本計画は25ヘクタールを考えて、そしてそれから実施計画でだんだんと減らしていくというような計画、そういう考えにもなり得るのではないかと思います、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに25ヘクタールの公園ですから、全体をどうしていくかということが、本来考えるべきことだというふうに思います。ただ、そうなるともう明らかに手をかける必要ないところも含めて委託に出す。その分お金がかかるわけです。委託料がかかるわけです。それはやっぱり無駄であると。そういうことになれば、手をかける可能性のあるところ、今、課長が申し上げたように、既にもう傾斜地であるけれどもコースとして使われているところは、これは再整備の必要があるのかないのかということも考えなければなりませんし、平らなところは、施設を整備する対象となる地区ということになりますので、そこは最小限に絞った中で、手をかける可能性のあるところとして足し込んでいくと、ほぼ7ヘクタールであるということでありまして、ではこれ以外はやらないということではないわけでありますから、そこは委託料の在り方としてはぎりぎり絞った中で、そしてワークショップの中でいろんな意見があれば、それはそれを踏まえた中で我々も受け止めさせていただくということで、今進めているということであります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 町長のおっしゃることもよく分かります。

25ヘクタールもある、やはりもう雄大な公園でありますので、その中でもやはり平らな部分だけではなくという思いが私にはあったところであります。今回の公園の再整備計画には、私ももちろん賛同するところでありますが、ただ危惧するのは、そこに隣接する周辺についても検討がなされているのかをお聞きしたいと思います。といいますのも、住宅から公園につながる道路の東24号通りの歩道の舗装の状態がすごく悪いこと、また並木の枝の整備が悪く、歩行するのに、歩くのにすごく障害を来しています。私も目を刺されました。また、東25号通りには歩道がなく、車両との交差では身の危険さえ感じるがあると町民もおっしゃっています。この東24号と25号通りをつなぐ南9線も、企業の建物が終わったところからは、坂道になり視界があまりよくありません。このような状況をどのように認識しているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 今、検討進めておりますのは、あくまで明野ヶ丘公園の再整備について検討を進めておりますけれども、業務を受けた業者さん、プロポーザルで技術提案をしていただいた中に

も、岡本議員がおっしゃりますように、ちょうど車両センターの裏側から公園のほうに上がっていく24号の上流、こうしたところを何とか利活用できないのかみたいな提案も実際に受けておりました。いずれにいたしましても、今ワークショップを進める中にありまして、公園を中心として議論をしていただいております。参加していただいている方の中にも、やはり我々と同じように、立地場所としての利点、不利な点等の指摘をいただいております。一方でこの場所でなければできないこともあるのではないのかみたいな意見も伺っております。そうしたことを踏まえて、周辺環境整備といったことも、どうあるべきなのかということを検討していかなければならないかなと考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 公園を再整備するに当たりまして、やはりそれとともに、そこに通じる公園が新しくなると、やはりたくさんの方が来ていただけるわけですから、そこに通じる道路の安全をまず確保するというのも、重要な施策ではないかと思っておりますので、そのことにつきましてもしっかりと検討をしていただきたいと思います。

では、次なのですが、ワークショップのお話が出ておりますので、今回のワークショップの方たちなのですが、今回はいろいろ募集をして、募っていただいたということですが、ワークショップを今回する前の、最初に公園を造成したときなのですが、そのときに一緒に関わった人たちも、なぜ参加を求めないのかという質問であります。私この明野ヶ丘公園に行きますと、とても感動するのが、あそこに行くと必ず手形がありますよね。あの手形、本当にあの当時に作られた手形だと思うのですが、1996年の8月4日、開基100年のピラ・リ完成のときに、手形を作ったというふうにあると思うのですが、あの手形を見ますと、小さな4歳の子どもの名前があったり、5歳の子どもの名前があったり、また六十何歳の方の名前があったりということで、見てまいりました。その方たちが、この公園ができた当時の思いと、今このように時代とともにちょっと風化してしまったようなこともあるのですが、現在の様子をまたその当時のことを思って、もう少し再整備計画でこんなふうにというような声が伺うことができないのかということで、今回、私このワークショップの人たちの募集について、以前の方たちの声を伺うことができないのかということで、質問をさせていただいたのですが、その方たちは、今は1人も入っていないということでもありますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 前回のワークショップというのは、公園造成時ではなくて、100年記念シンボル施設を検討するワークショップだと思います。今から25年前のワークショップになってきますけれども、そのときには46名の方が参加しておられたのですが、今回参加していただいている中には、46名の方は入っておりません。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） この当時の名簿があって、多分された方が全部分かるのだと思うのですが、今現実に幕別町にまだいらっしゃるかどうかということも、役場ではきちんと分かっていらっしゃるのではないかと思います。これ、募集を町が受けるのではなくて、やっぱりこちらから声かけするというような、明野ヶ丘公園に対しての思いをもう少し出してもいいのではないかなと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 当時平成7年、ワークショップに参加する方を募って、そしてそういう人たちが集まって、一生懸命知恵を出し合って、今のピラ・リと、ピラ・リに行き着く、さっきおっしゃいました手形ができたということになります。そのことは、その当時として私は非常にすばらしい取組であったし、その結果できた施設についても、すばらしいものであったというふうに思います。ただ、そこからもう25年ほどたっておりまして、やはり公共施設というのは、そのときそのときのありようといいますか、ニーズも全く変わってくるわけです。ですから、当時の方々の考えてくれたものについては、これはすばらしいと思います。そこで尊重することということは、当然尊重しなければ

ばならない。それを踏まえた中で、今生きる大人が、そして将来を担う子どもたちが、あの明野ヶ丘公園をどうしていきたいかということが一番でありますので、ですから当時のワークショップに参加していただいた方は、入るのが駄目だよというのではなくて、ぜひそういう、またさらにこの先も明野ヶ丘公園に対する思いを持ち続けて、あるいはこういう思いを持って、こういう公園になったらいいなということがあれば、それはぜひ参加していただくのはいいであろうということでもありますので、言ってみれば明野ヶ丘公園に思いを寄せる方々が集まっていたいて、そして今を生きている方々が集まっていたいて、どういう公園にしたらいいのかと考えるのが、今取るべきベストの方法かなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） もちろんそのとおりとも考えられますが、やはりこの公園、どれだけやっぱり町民に親しまれていくかということが重要ではないかと思います。今、いろんな条件があり、利用者数が減っているのですが、自分たちがつくった公園ということがあれば、やはり子どもが行き、孫が行き、おばあちゃんたちが昔、おばあちゃんの手形があるのだよ、おじいちゃんの手形があるのだよとなると、やはりお孫さんがすごくそこに喜んだりというようなこともやはり考えられるのではないかなと思います。また、あの手形を見たときに、自分の手形があったらどんなにうれしいかなと。町長の手形はないですね。その中で、やはり自分の手形があそこにあったという、すごく私、すばらしい公園なのではないかなというのが感じられるのですよね。私はその当時いませんから、全然分かっていないのですが、あそこに何度も行くたびに、あの手形を見るたび、感動するのですが、そういう人たちばかりではなくて、会社関係の方も残してありますよね。そういう会社関係の方にも、ちょっとお聞きするというようなこともできたのではないかなと。もちろん前のときと今のときというのは、違うのかもしれませんが、やはり思い入れのある公園の再整備ということを考えたら、ちょっとご意見いただくのも、来るものはいいですよ、ワークショップに入っていたいていいですよではなくて、ちょっとこちらから声をかけて、向こうが嫌だと言った場合はまた別ですが、このような再生計画があるのですということで、お声かけすることも重要ではないかなと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） それはごもつともなことだと思います。ただ、当時 50 人でしたよね。

（「46 人」の声あり）

○町長（飯田晴義） 46 人、必ずしもこの町住んでいるわけではないわけで、実は私の娘も参加していました。でも、今は違う、住んでいません。こういう人たちからも、意見を聞くということになりますので、今どれだけの人が町民としてここに暮らしていて、将来に思いをはせているかということだと思うのです。確かにふるさとです。いつとききましたからふるさとに対する思いというのは、これは大切にしなければならない。ですから、ふるさと会もありますけれども、でもやはり今いる町民がどうしていくのだということが、一番重要視されるのであって、それを過去参加していただいたから、皆さんに意見を聞くというのは、否定はしませんけれども、それはオミットしているわけでもない、ここはその当時の思いがあるのであれば、もし私であれば、今やっているのだったら、ちょっと当時のお話含めて、こういうことを望みたいなということになるのかなというふうに思うのですよね。ですから、全く門戸を開いていないわけではありませんので、ましてこの公園というのは、これから育ていく子どもたち、あるいはここでずっと一生終えようとしている人たちのための公園なわけですから、そこを一番重視したということでもあります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 町長の思いは分かりました。私の思いとちょっと違うのですが、とにかくこの明野ヶ丘公園に愛情を注いでいただきたいという、1 人でも 2 人でもここに関わった人たちに聞いていただきたいという思いで述べさせていただきました。

では、次に移りたいと思います。

ワークショップの参加した方は、10月から2回、ワークショップを行ったということで、あと残り3回あるそうですが、あと残り3回で基本計画の案を出すというのは、出し切れるのかなという、そういうところが危惧するところではありますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 今回の基本計画策定業務につきましては、5回のワークショップを行いながら進めていくことで、今考えてございます。通常、基本計画策定におきましては、3回から4回のワークショップが一般的でございますので、決してワークショップの数が少ないということにはならないのかなというふうに、考えてございます。また、前回ですけれども、平成6年のときに基本計画の業務があったのですけれども、そのときは3回のワークショップでした。そして、次年度に基本設計と実施設計の業務、併せて発注されて、その中でまた2回のワークショップがあつて、計5回があつたと。そうすると、今回と回数的には同じになってくるかなというふうにございまして、ただし答弁でもございましたように、期間的にコロナ禍の状況で進めて行かなければならないということがございますので、業務の低下にならないような形で注意しながら、業務を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 今、課長のおっしゃったこと分かりますけれども、私、回数が少ないとか多いとかというのではなくて、この期間、明野ヶ丘公園の四季折々の様子を見ていただく。ふだんから行かないわけではないとは思いますが、四季折々の季節を見ていただくのには、この10月から3月までの間ですと、やはり期間が短いのではないかなというふうに、私は申しているわけなのですが、緑も新しい春とか、夏の木々に実がなったとき、そういうような時期も見ながらワークショップに参加するというようなことができないのかということをお聞きしているわけではありますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 基本計画につきましては、今回3月22日までの工期で進めているところですが、その後、計画の内容にもよってきますけれども、基本設計あるいは実施設計を進めて行く形になってきますので、その中でまた引き続きワークショップを行いながら、進めて行きたいと考えてございますので、今回の基本計画の中では3月22日までなのですけれども、その後も引き続いてワークショップ進めて行きたいという考えはございますので、夏場の部分という部分含めて、対応していけるのではないかと考えてございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） ワークショップに参加されたのも、人数が30人にも満たないというような、そのような状況ではありますが、そのような状況で、この基本計画案を出すということはちょっと難しいのではないかなというふうに感じるところであります。また、私は平成25年の3月でも、明野ヶ丘公園の整備計画ということで質問をしておりますが、そのときに平成27年度から次期5か年計画として、再整備の検討を行いたいというような答弁をいただいたのですけれども、この7年間、どのような準備がされていたのかお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 再整備のことにつきましては、その当時、市街地にある街区公園を先に再整備を行って、その後、地区公園とか今回の明野ヶ丘公園に進めて行くというお話だったと理解しております。その中で、長寿命化計画の中で遊具等が危険な状況にある、もしくは木材を使った施設、遊具ではなくて、歩くところの木材を使った施設が危険な状況にあるとかという、そういう場所を優先して行っていったものですから、猿別川河川緑地あるいはいなほ公園のローラー滑り台というような形で進めていった関係で、明野ヶ丘公園の部分が少し予定より遅れたというような状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 以前も質問をしているわけではありますが、やはりこういう計画というのは、す

ぐ言って、すぐできるというようなものでもないので、こういうときからこそ、ワークショップに来ていただける人の、そういう人たちを抽出したり、そういう意見を、町民の意見なども取り入れるというようなことをこの期間にさせていただけたらよかったのかなというふうに、今からそのようなこと言ってもどうにもならないのですけれども、そのようなふうを感じるわけであります。明野ヶ丘公園を今まで、手つかずというまでちょっと言葉語弊ありますが、そのままにしていたのに、急に計画に乗り上げるということも大丈夫なのかなというふうに思うところであります。早急な計画を策定してしまうと、これまでの同じような状態になり得るのではないかと。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これはいきなり明野ヶ丘公園の基本計画が出てきたということではなくて、いつかは手をつけなければならないという中での今年の着手ということになったというわけでありまして、先ほどのようなものが短期間でできるのかというお話をされましたけれども、私は今回出てきている方々というのは、みんな思いを寄せている方なのですよ。ふだんからいろんな思いを持っている方、このような公園になったらいいという方なわけでありますから、私は検討期間を2年、3年取ったから、ではいいものができるかということにはならないわけでありまして、何か物をつくるということではないわけですから、今回は。あの公園にピラ・リのようなものをつくるなんていうことは考えておりませんので、あの公園で、先ほども小島議員にお答えいたしましたけれども、どのようなソフト事業をやることで多くの人に来てもらえるのかということが主になるかというふうに思っておりますから、私は何年もかけたから、いいアイデアが浮かぶではなくて、日頃から考えていることがある方に集まっていたいただいているので、そこはぼんぼん意見が出てくる。むしろそれをまとめるのにどうしたらいいかということのほうが、手間がかかるのかなというふうに思っているわけでありまして、これはいろんな意見を言われても、全部が全部かなえられるとは限りませんので、そこは皆さんが合意を得るといえるものはないのかもしれませんが、そういう言ったことをいかに我々が受け止めて、それを基本計画の中に盛り込んでいくか。そして、その後の基本設計、実施設計で本当に形のあるものにしていくという手続きがありますので、そこは私は、決して時間がない中で急にばばっとまとめるという、そのようなことにはならないなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 町長の言うとおり、時間がかければいい公園になるのか、お金がかければいい公園になるのかではないと、私も思っているところでありますが、今の今まで、ずっと手つかずでいたのを、何か急に期限が決めたからそこまでにやらなければならないというような状況で、何か急にあれしてきたのかなというふうに感じられるので、そのようにしたのですけれども、ぜひとも、これ25ヘクタールを踏まえた平面のところをできるというようなことも、再整備計画にさせていただくということもそうなのですけれども、まず基本計画ですから、大きな気持ちで幕別町のこの明野ヶ丘公園の理想の公園ということで、そういうことを踏まえた計画を練っていただきたいなと思います。この公園では、私も昨日も歩いてきたのですけれども、夏はモトクロスやサイクリングコースなども使用できるようにいろんなコースを考えて、また冬はスキー場、この質問にもスキー場の質問がありますが、スキー場も黙っていてお客さんが、スキーヤーが来る時代ではもうないと思います。したがって、いろんなことを考えて、若い職員たちに考えていただきながら、こんなふうなスキー場ということも盛り込んでいただいて、スキー場をさらに集客できるような体制を取っていただきたいなと思います。

それで、時間の関係もありますので、次に移りたいと思いますが、最後の明野ヶ丘公園のまとめなのですけれども、公園の利用者の減少した理由を、ただ人口減少、そして高齢化などという理由で終わるのではなく、もっと深く検証をしていただいて、利用者のニーズに応えられる公園をつくっていただきたいなと思います。

では、最後の子ども弱視について触れたいと思います。

まず、弱視という言葉は、通常教育を受けるのが困難なほどの低視力という意味で、一般的には使われておりますが、医学的には視力の発達が阻害されていて、低視力を示し、眼鏡をかけて視力が十分でない状態を弱視と呼びます。子どもの成長過程で見落としている弱視の問題が、全国的にも相次いでおります。現在、多くの自治体で3歳児健診の視覚検査を、アンケートと家庭での視力チェックという方法を行っていますが、そこで本町の3歳児健診の状況をお聞きしたところでありますが、令和元年度は173名ですか。全員がこの対象者、スムーズに視力検査を家庭で行うことができたのかお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 今、詳細の数字を持ってきておりませんが、岡本議員がおっしゃるように、全員の方がスムーズにできたということはありません。数名の方、やはり目隠しを嫌がったりですとか、遊んでしまっただけできないということをお聞きしておりますが、健診の場で、必ずそういう方については、再検査を行っております。また、健診の場で3歳検査が行えない場合につきましては、その状況を見ながら経過を見て、1か月後もしくは2か月後というところで、再度検査をするなどして、必ず検査を実施するようにはしております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） やはり動き回る子どもの中で、親が1人でこのぐらいで大丈夫かななんていうようなことをするようなことはないのかなという心配から、このような質問をしたわけではありますが、なかなかうちの町はランドルト環を使っているわけではないですね。パンダの絵とかウサギの絵のついたものを送って、そして家庭でやっていたらと思うのですが、その点につきましても、やはり親としても、初めてのお子さんでしたら、うちの子はこのような感じかなというぐらいにしか分からないのではないかと思います。それで、しっかりと保健師さんのほうからの指導、また町からの、行政からのそういう資料も送っていただきたいなというふうに感じるところであります。

先日もあるお母さんからちょっとお言葉をいただいたのですけれども、「母子モ」アプリとってもすごくいいということで、うちの町ではこのようなこともしているということで、知らない間に携帯に知らせが来るということで、すごく喜んでおりました。そのようなところからも、ぜひともそういう弱視についても、町からの発信を大いにさせていただいて、親が見逃さないように、もしもそのようなことがあった場合、本当に親御さんはもう後悔してしまうと思うのですよね。ですから、そのようなことがないようにということで、ぜひ機械を導入して検査をしていただきたいところなのですけれども、普通でいいますと、3歳児健診を行うのは、この町の健診では最後でありまして、本当であれば視能訓練士が視力を測る体制が一番いいと思うのですが、なかなか視能訓練士や眼科医が来てもらうということにもならないと思いますので、この機械の導入を求めたところでありますが、なかなかここの答弁にもありましたが、ちょっと誤差が出たりというようなこともあります。今までの検査よりは精度の高い検査になるのではないかと思います。そこで、このような機器も、今後導入の検討をぜひしていただきたいと、3歳児健診に屈折検査の導入は視力検査の精度を高めることにつながります。乳幼児健診の場において、健診としての精度の管理、医療機関との協力体制などで見逃しがないよう勧奨していただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、16時10分まで休憩いたします。

15:59 休憩

16:10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○12 番（谷口和弥） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

幕別町民の健康保持・増進などのために自転車活用の推進を。

通勤や通学、買い物など、日常生活における身近な交通手段としての役割を担ってきた自転車は、近年、社会環境の変化に伴い、環境負荷の低減や健康増進、観光振興、災害時の活用など、その果たす役割は大きく広がっています。

自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「自転車活用推進法」（以下、「推進法」とする）が、平成 29 年 5 月に施行されました。

「推進法」では自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体、公共交通に関する事業者、国民の責務等を明らかにすると同時に、自転車の活用の推進に関する基本方針を「自転車専用道路、自転車専用車両通行帯等の整備」「自転車の利用者に対する交通安全に係る教育及び啓発」「自転車の活用による国民の健康の保持増進」「学校教育等における自転車の活用による青少年の体力向上」「国内外からの観光旅客の来訪の促進、観光地の魅力の増進」など、15 項目にわたる重点的に検討され及び実施されるべき施策を掲げています。

こうした中で北海道では平成 30 年 4 月 1 日、「推進法」の基本理念にのっとり「北海道自転車条例」（以下、「道条例」とする）が施行されました。

さらに「推進法」に基づく都道府県自転車活用推進計画として、令和 2 年度までを推進期間とした「北海道自転車利活用推進計画」を策定し、「道条例」が掲げる理念の実現に向け、幅広い分野にわたる自転車関連施策を一体的に推進させていこうとしています。

「推進法」「道条例」に関して以下の点において、幕別町の考えなどを伺います。

①「推進法」では「推進法」で定めた「自転車月間（5/1～5/31）」において、地方公共団体に対して「広く自転車の活用の推進についての関心と理解を深める」という「自転車月間」を設けた趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励することを求めています。幕別町のこれまでの該当する行事の実施状況は。

②「道条例」では自転車利用者に対して、自転車関係法令を遵守し安全な走行や必要な点検及び整備を行うことのほかに、自らの安全を確保するための乗車用ヘルメットの着用と、自転車損害賠償保険等への加入を努力義務と定めています。幕別町の自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入状況はどのような状況と推察されるのでしょうか。また、乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等への加入に向けた町民への呼びかけの実施状況は。

③「道条例」では学校の長に対して、その児童・生徒・学生が自転車を安心して利用できるよう、その発達段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めることを求めています。幕別町内の学校の児童・生徒・学生への安全教育の実施状況は。

④「道条例」では道は国及び市町村と連携し、自転車専用道路や自転車専用車両通行帯等の整備に努めることとされています。また、観光旅客が自転車を利用しやすい環境の整備等のサイクルツーリズムを推進するために必要な措置を講ずるとされています。これらの点での幕別町と道の連携状況は。

⑤「推進法」では市町村に対して、「自転車活用推進計画」を定めることを努力義務としています。国の次期計画の策定に向けた有識者会議では、「来年度から 5 年間」を想定する方向で議論がされています。幕別町でも「自転車活用推進計画」を策定する考えはあるのでしょうか。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町民の健康保持・増進などのために自転車活用の推進を」についてであります。

自転車は、子どもからお年寄りまで気軽に便利に使える交通手段として、通勤や通学、買い物といったふだんの生活での移動手段に加え、長い距離をスポーツ車で走るサイクリングや電動アシスト付自転車でのんびりと散歩程度にサイクリングするなど、近年、環境負荷の低減や健康増進、観光振興や災害時の活用など多彩な広がりを見せております。

また、都市部においては宅配業など事業者の自転車利用が増加し、自転車の果たす役割が大きく広がってきております。

平成 29 年 5 月に施行された自転車活用推進法では、5 月 5 日を「自転車の日」に、5 月 1 日から 31 日までを「自転車月間」と定め、国は「自転車の日」に、広く自転車の活用の推進についての関心と理解を深めるための事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は「自転車月間」において、同様の趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならないと規定されております。

ご質問の 1 点目「『自転車月間』における幕別町のこれまでの行事の実施状況は」についてであります。

本町におけるこれまでの行事の実施状況について、自転車月間に限った行事は行っておりませんが、これまで、本町出身のオリンピック山本幸平選手の協力を得て、明野ヶ丘公園に自身の監修するマウンテンバイクのコースを造成し、管内小学生を対象にした体験教室の開催や、平成 29 年度に「サイクリング in 幕別」として、町内小学生を対象に山本幸平選手と一緒に町内 16 キロメートルのコースをサイクリングしながら明野ヶ丘公園を目指すイベントを行いました。

また、町民でもサイクリングを楽しめるよう、忠類エリアを周遊するサイクリングコースを選定し、ちゅうるいサイクルマップを平成 27 年度に発行したほか、十勝エコロジーパークの利用促進を目的に、帯広商工会議所や、自治体、関係機関で構成する「十勝エコロジーパーク利用促進協議会」において、十勝エコロジーパークを周遊するコースや十勝エコロジーパークを拠点に帯広市や音更町、池田町、幕別町を周遊するコースが選定され、サイクルマップを作成したほか、サイクリングコースを表示した看板を明野ヶ丘公園に設置するなど、町民など多くの方がサイクリングを楽しめるよう環境整備を進めているところであります。

このほか、サイクリングツアーのモデルとして、北海道とからサイクルフェスタ実行委員会の主催による「北海道とからサイクルフェスタ」を平成 30 年度と令和元年度に開催し、30 年度は帯広市から音更町を経て幕別町を巡るコースに十勝管内外から 30 名が、昨年度は帯広市から幕別町を経て池田町を巡るコースに十勝管内外から 20 名が参加し、明野ヶ丘公園や農家レストランなどを活用しながらサイクリングツアーが開催されたところであります。

さらには、自転車関連団体や商工観光団体、交通事業者や管内の自治体で構成される北海道 TOKACHI サイクルツーリズムルート協議会では、雄大な十勝を感じる北十勝と南十勝を 8 の字に結ぶ延長 402 キロメートルのコース「トカプチ 400」の走行環境の整備や情報発信、イベント開催など十勝地域におけるサイクルツーリズムの推進に取り組んでいるところであります。

ご質問の 2 点目「自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入状況は、また乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等への加入に向けた町民への呼びかけの実施状況は」についてであります。

平成 30 年 4 月 1 日に北海道自転車条例が施行され、自転車利用者には乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等の加入が努力義務化されました。

自転車損害賠償保険等の加入状況につきましては、町内の加入実績は把握できませんが、令和 2 年に実施した民間保険会社の調査によりますと、全国の自転車損害保険の加入率は 57.3%でこのうち、保険加入が義務化されている自治体で 65.6%、非義務化自治体で 49.6%となっており、北海道の加入率は 45.2%となっておりますことから、本町の加入状況においても自転車利用者の半数に満たないと推察しております。

また、乗車用ヘルメットの着用に関しては、サイクルスポーツやサイクルツーリズムなどでは着用することが一般的となっておりますが、買い物などの日常生活での移動に当たっては、着用の定着に至っていないのが現状と思われます。

町ではこれまで、乗車用ヘルメット着用の呼びかけは、毎年春に行う小学校での自転車教室や学校から保護者に向けて呼びかけしておりますが、一般向けにはヘルメットの着用や自転車損害賠償保険等への加入など、北海道で作成した歩行者・自転車編の交通安全パンフレットを窓口に置き啓発して

いるところであります。

自転車の活用等の推進や自転車損害保険等への加入促進に関する普及啓発は、北海道自転車条例の規定により、北海道の役割となっておりますが、自転車事故による被害者への賠償が高額になるケースが増えてきておりますことから、町としましてもこのようなパンフレットを全戸に配布し、歩行者や自転車の事故に備える呼びかけをしまいたいと考えております。

ご質問の３点目、「幕別町内の学校の児童・生徒・学生への安全教育の実施状況は」についてであります。

学校の安全教育につきましては、学校保健安全法に基づき、通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導等について、学校安全計画を策定することとされており、各学校では、防災教育や防犯教育等と併せて交通安全教育につきましても年間計画を定め、教育課程に位置付けて取組を行っているところであります。

小学校における取組の事例を申し上げますと、体育の授業や特別活動において、町や帯広警察署など関係機関の指導を受けながら交通安全教室を実施し、低学年では正しい自転車の乗り方や自転車の交通ルール等の自転車走行における基礎を学び、中学年、高学年では歩行者等への配慮やマナーを守ることの大切さ、自転車の安全点検等について学んでおります。

また、中学校においては、保健体育の授業や特別活動を通じて、安全教育の学習を実施しており、取組の一例といたしましては、自動車学校の協力をいただき、ヘルメットを着用することで安全性が高まるといったことや、イヤホンを着用しながら自転車で走行することは、危険な行為につながるなど実践的な講習を行っているところであります。

なお、高等学校におきましては、帯広警察署の協力をいただき、自転車の乗り方や自転車事故を起こした際の補償等について、講話や交通安全教室を実施するとともに、自転車通学を許可する際には、安全運転や保管、乗車のマナーを記した自転車通学心得を配布するなどの取組を行っているとお聞きしております。

このように、各学校においては、基本となる交通ルールやマナーを身に付けさせる指導をはじめ、自転車の安全な乗り方や事故防止を未然に防ぐための実技指導など、発達段階に応じた交通安全教育に取り組んでいるものと認識しているところであります。

ご質問の４点目、「『道条例』では道は国及び市町村と連携し自転車専用道路や自転車専用車両通行帯等の整備に努めることとされており、またサイクルツーリズムの推進するために必要な措置を講ずるとされているが、幕別町と道の連携状況は」についてであります。

はじめに、自転車専用道路や自転車専用車両通行帯等の整備についてであります。町内には、北海道自転車条例で規定されている道路法第 48 条の 14 第 2 項の自転車専用道路、あるいは自転車活用推進法第 8 条第 1 号の自転車専用車両通行帯はありませんが、自転車は道路交通法で軽車両に位置付けられているため、原則として車道を通行することになっております。

このことから、道路パトロールにおきましては自転車が通行する際に危険が生じることがないように確認しており、道路管理者が異なる交差点については、国や北海道と連携を図りながら通行に支障が生じないように、道路の保全に努めているところであります。

また、北海道からは各市町村に現状の自転車道に関する調査や、自転車活用に関するイベントや行事の情報が通知されておりますが、自転車専用道路の整備に係る情報などは今のところない状況であります。

次に、サイクルツーリズムにつきましては、北海道の観光資源を生かしながらサイクリングを楽しむ環境を高めていくことを目的として、昨年 8 月に、北海道及び北海道開発局等による「北海道サイクルルート連携協議会」が設立され、各地域の「ルート協議会」と連携し、全道的な立場でサイクルツーリズムを推進することとしております。

本町を含む十勝地域におきましては、世界最高水準のサイクルツーリズムを進展させ、サイクリストの誘客による地域活性化を目指すことを目的に、自転車関連団体や帯広商工会議所、十勝観光連盟、

大学、行政等で構成する「十勝サイクルツーリズム研究会」を平成 27 年に設立し、これまで情報発信や地元ガイドの育成、受入環境整備などを進めてきましたことから、本研究会を「北海道サイクルルート連携協議会」と連携・協働する「ルート協議会」として位置付け、名称を「十勝サイクルツーリズム研究会」から「北海道 TOKACHI サイクルツーリズムルート協議会」に変更し、引き続き取り組んでいるところであります。

サイクルツーリズムに関しましては、十勝は、北海道外に比べて道路幅員が広く、平坦地で見晴らしがよいなどサイクリングをする環境として非常に恵まれたエリアでありますことから、受入環境の整備や情報発信など、引き続き関係機関と連携を図りながらサイクルツーリズムの推進に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の 5 点目「幕別町でも「自転車活用推進計画」を策定する考えは」についてであります。

自転車活用推進法では、国の自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画を勘案して、当該市町村の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策として、市町村自転車活用推進計画の策定に努めることとされておりますが、現在、道内の市町村で策定しているのは石狩市のみとなっております。

国の自転車活用推進計画は本年度で推進期間が終了し、現在、国土交通省で次期自転車活用推進計画の策定に向け、関連する交通政策基本計画や社会資本整備重点計画、交通安全基本計画や観光立国推進基本計画などを踏まえ、長期的な展望を視野に入れつつ、2025 年度までを想定した計画の策定を進めております。

このことから、国の次期自転車活用推進計画と北海道の次期自転車活用推進計画の策定を踏まえ、今後本町の実情を勘案し計画の在り方について研究してまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員、お待ちください。

お諮りいたします。

本日の会議は、谷口議員の質問が終了するまで、時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本日の会議は、谷口議員の質問が終了するまで、時間を延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

谷口議員。

○12 番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

自転車に関わる質問、29 年 5 月に推進法ができてからも、平成 29 年 6 月の議会で、それから平成 30 年度 9 月の議会で、自転車に関わる一般質問がされています。1 つ目のところでは、通学路における自転車通学の現状と自転車利用者に対する交通安全教育について。2 回目は、小中学生の自転車乗車時のヘルメット着用について。どちらも推進法施行後のことですから、そのときの答弁も踏まえながら質問させていただきますが、ですから若干重なる部分はありますけれども、推進法や道条例の趣旨のところでは、私は質問をさせていただきたいというふうに考えているところであります。

1 つ目、これまでの自転車月間の間に、幕別町がどういうふうな取組をしてきたかということの質問でありました。答弁では、この時期に限っては、まだしていないと、そういうことでありました。どうしてもこの時期に、法律の上でも推奨すると言いつつ、やりなさいということの義務付けでないから、そういうことはどうしてもこだわることではないのかもしれないのだけれども、私はこれについてはちょっと思いがあります。この自転車活用推進法が、SDGs といった地球的環境に沿う、よい法律だというふうに思うものだから、しっかりと町民に周知させていくことが町の役割なのではないかなというふうに考えているからであります。

それで、これまで結局、29年5月にできているから、その年はできないけれども、30年、31年そして令和元年と3か年あったわけですが、この期間に実施できなかったのは、何か理由があったのかなど、そのことをお尋ねしたいと思います。そして、来年の5月以降、自転車月間及び5月5日は子どもの日だけでなく、自転車の日でもあるわけですが、その時期に何か町のほうでやろうと、また町以外のところでも何かあるようなことを推奨していこうというような考えはおありなのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 法律ができましたけれども、内容が努力義務ということになっておりますことから、これは絶対やらなければならないとなれば、また違うのでありますけれども、やはり努力義務の認識の度合いが薄かったということは、あろうかというふうに思います。ただ、ますます今後、自転車の活用については、重要視されている、注目されている分野でありますので、そこは国の計画、5年がたつて国の計画、道の計画が見直しに入っていくわけでありますから、当然そことの整合性もありましょう。ただ、整合性を図らなくてもやれることはやるという考えもありましょうから、今回を機に、どういった自転車の活用ができるのかについては、内部的に検討しなければならないというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 1回目の答弁の中で、その時期にはできていないけれども、それまでのいろいろな取組が紹介されていました。このことについては、ちゃんと評価をさせていただいた上で、こういう質問をしているのだということは、ご理解いただきたいと思います。

答弁では、丸をつけていけば、項目ごとに整理すれば、7項目のことが行われているというふうに理解しています。このうちの幾つかについては、ツーリズムのところなど、その質問の項目のところまで改めて質問させていただきたいなというふうに考えています。

それで、2つ目のほうに行きますけれども、道条例では乗車用ヘルメットの着用、それから自転車損害賠償保険等の加入は、これも努力義務ということになったと。これまでは、道路交通法の改正で、平成20年から13歳未満の年齢の子どもたち、そういう年代の人たちにはヘルメットは努力義務であったけれども、今回、道条例ができたことで、全自転車利用者がヘルメット努力義務、そして自転車自賠責保険の努力義務を負うということに変わったわけであります。町のほうからは、これは実態が分からない数字だと、はっきり分からない数字だと思ったものだから、どのように推察されるかということの問いかけの中で答弁いただきました。半数には至らないだろうということの答弁ですよね。そのような数字があったということは理解しています。ヘルメットの着用が、こうやって努力義務されながらも、町も当然多くの人がしたほうがいだろうと、保険にも入ったほうがいだろうというふうに考えているのだと思うのですけれども、まずそのことを確認したいし、それでそうであれば、なぜなかなか広がっていかないのかな、もっと多くの人が入ってくれないのかなとそういうふうに、原因がどのように考えているのか、このことをお尋ねしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、新しくできた法律であり、条例も新しくできた条例であると。そこからのスタートということを考えれば、なかなかやっぱり浸透していくのは、急速に浸透していくということにはならないだろうと思います。ただ、やはり最近の裁判事例を見ても、1億円に近いような損害賠償を求められるケースが、これ1回ではなくて複数回起きているということを考えれば、やはりいざというときに、車と同じようにやっぱり損害賠償保険に入る必要性というのは高いだろうと思いますし、ヘルメットについても、自らの命を守るということを考えれば、やっぱり非常に重要性は高いというふうに思っております。ただ、やっぱりそこまでの認識が、買い物に行く人だとか、本当ちょっとその辺ぶらぶら自転車で散歩するような方にとっては、ほとんど認識がないのだろうと。やっぱり事故が起きているのは、都会において、例えばスマホをいじりながら走行していて、歩行者とぶつかって大けがをさせてしまった、あるいは死亡させてしまったというケースでありますので、な

かなか身近な問題としての意識がないのだろうというふうに思いますので、そこはしっかり事の重大性を、やはり学校教育の段階ぐらいからしっかりと理解をさせていくということが必要だろうというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） 今の町長のご答弁に対しては、全く意を同じくするもので、本当に自らの安全を守る、家族の安全を、ヘルメットをかぶりなさいよということで守るということや、誰かにけがをさせてしまう、そのようなときに対して、ちゃんと補償できるような姿勢を持つていくということは大事で、自転車も軽車両ですから、オートバイ、自動車と一緒にですから、しっかりこの辺は、意識していかなければならないものなのだけれども、そう思えば、そのことが理解できていれば、では保険に入っておきましょうとなっていくのだけれども、まだそこまで行かないのは、周知がされていないことや、保険代幾らかかるか分からないだとか、内容が分からないだとか、保険のそのもののお金が負担だとかという、そのような事情などが推察されるのではないかなというふうに思いますけれども、知らないから入らないということは、やっぱりないようにしていかなければならないなと思います。

その中で、町の施策としては、道が作ったパンフレット、全戸配布するということが出されています。これ札内コミプラにあった、幾つかあった棚から持ってきたパンフレットなのですけれども、多分これのことではないかなと思うのですけれども、これすごくいいパンフなのですけれども、ただこれが多分幕別広報に挟まって全戸配布されるという形になるのかなと思うのですが、それでは大きな啓発になっていかないのではないかなと推察するのですけれども、何枚かあるチラシの一つで、そして前からそうだったのか、けど今までもしてきていないのだからいいかなというようなことで、流されてしまう可能性があるのではないかなというふうに思ったりするのです。

私が町内の自転車の販売店等、ちょっと回って話を聞いてきたらば、保険の話ですけれども、いろんな形がある。自動車保険、自動車運転する方は皆さん任意保険にも、当たり前のように入っていると思うのだけれども、それに幾らかお金を足すことで、自転車の事故に対しても保険が出るような形があったりする。それから、自転車自体にかける保険もある。自転車自体にかける保険が、やっぱりそんなにピンからキリまであるのでしょうかけれども、大きくないものもたくさんある。私はこのチラシのほかにこのような保険があるのだよと、一つの保険を推奨するような形でチラシを作ったら、それは問題あるのかなと思うのだけれども、幾つかの例と一緒に添えて、町民にこのようなふうな保険があるからどうですかという選択肢を持って、案内することが大事なのではないかなというふうに考えるのです。恐らく広報に入れて配るということなのだけれども、そういった手法など、もう少しこのことが、このチラシを持って注視させることは大事だと思うのだけれども、工夫をすることを検討してみていただきたいと思うのだけれども、その点ではいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほどの答弁では、周知を図る一つの方法として、まずはすぐできる方法としてやるということでお答えをさせていただいたわけでありまして、これはパンフを配ればそれでいいというものではないわけでありまして、方法、私は複数あると思います。それを絡めていかなければなかなか理解をしてもらえない、保険に入ってもらえない、ヘルメットをかぶってもらえないということになっていくのだろうというふうに思います。先ほど学校教育でのお話をさせていただきましたけれども、例えばこれは実現可能かどうか分かりませんが、通学に自転車を使わすのは許可でありますから、そこで許可を出す際の条件として保険に入る、ヘルメットをかぶるとか、そういうことが可能かどうかということも、検討の必要があるだろうというふうに思いますし、また自転車販売店に協力をしていただいて、勧奨してもらう。ヘルメット、保険の勧奨してもらうといったこともありましょうし、それと損保協会の協力も得られないのかなと。これは、お父さんが入っている自動車保険の中で、付帯保険というのですかね。そういったような扱いができる場合もあるということですので、そういった方法もあるのかなというふうに思いますので、今言ったようなこと、そのほかにあるかもしれません。あらゆること、手段を通じて、PR していくしかないのだろうなという

ふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） 分かりました。まさに繰り返しになりますけれども、町長の意と同じく考えておりました。あらゆる手法、検討していただきたい。判例のことが先ほど出ましたけれども、本当にびっくりするような判例続いているのですね。町長と、きっと私は同じ資料見たのかなと思うのだけれども、一般財団法人日本損害保険協会のウェブサイトでは、自転車が加害者となった高額賠償の判例、一番高いので9,521万円、この加害者というか、けがさせてしまったほうの人の年齢が、男子11歳。次、9,266万円、これは男子高校生。3番目が、3つ紹介されている中では一般男性でしたけれども、こういったもうまだ社会的にこれからだという人が、こういう不幸な事故に遭ってしまって、そして相手の意識が戻らなかったり、大きい後遺症が残ったり、死亡してしまったりとかということの例なのですけれども、一般的には払える金額ではないのですよね。このようなことなど理解してもらえるようなことが深まれば、これはやっぱり入っておかなければ駄目だということになるし、学校教育のことについては、次の項目がありますので、また改めて質問させていただきたいと思うのですけれども。

それで町長いろいろ保険の形についてもおっしゃいましたけれども、販売店のほうで聞いた話の延長になりますが、こんな保険もありました。自転車を新車で買ったときには、整備ができています。750円プラス税で1年間、最大相手に1億円まで補償できる、そういう保険があるのだと。そして、2年目。今度は点検が必要になってくるわけです。点検料を含めて1,800円プラス消費税でできるのだと。それは決まったというか、資格、登録されている自転車店で整備を受けないとその保険に入れないわけだけれども、幕別にも札内にもそういった自転車店があったりする。そういったことの中では、ひとつ紹介しやすい保険になってくるのかなと。そのようなことも検討していただくことは、業界のことの発展のこともありますけれども、併せてすごくいい保険だなというふうに思いました。町長の答弁で、いろんなやり方があるということの中に、このことも検討事項として入れて、検討していただきたいなというふうに思います。

すみません、もう一つありました。答弁の中で、努力義務ではなくて、義務化しているところの加入率が65%ぐらいの数字でしたね。義務化しているのに65%というのもおかしいのだけれども、道条例は努力義務だけれども、都道府県では政令指定都市によっては、これを条例で義務化しているところもあると。令和2年4月1日現在、15都府県、それから8政令指定都市、私の資料では、自転車保険が義務になっていると。ヘルメットはちょっと見当たりませんでした。ヘルメットまで義務化しているところは。こういうことの手法も、安全安心に自転車を運転してもらうためには、あるのだと思うのだけれども、幕別町が条例で保険加入を義務化するという点については、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ義務化するというのは、かなりやっぱり権利を制限するということになりますので、なかなか難しい。しかも、単に「ねばならない」と規定するだけでは、私は意味はない。罰則規定を設けなければならないということになりますから、そこまでやるのかということにも逆に言えばなりますから、まずは条例で規定する、規定していないよりも、一番はやっぱり自分の身にいつ起こるか分からない、大変なことなのだよということを十分保護者も含めて、町民の方に理解してもらうということが、一番大切だろうというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） 分かりました。それでは、ちょっと聞き方を変えますけれども、幕別町ではそういう厳しいだろうと。北海道が条例改正を義務化に向かってするということを推進するという点では、例えば十勝町村会でそういった方向にしていこうよというような議論をすることについては、町長はどうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、先ほども申し上げましたとおり、まだ歴史が浅いわけでありまして、機運として、どの町もそれほど盛り上がっていないと思うのですよね。ですから、これ分かりません。各町村長とお話したわけではありませんので、どう考えているかは分かりませんが、なかなか一つにまとめて義務化してくださいというふうに、道に言うような、言っていくようなことになるのかどうか。それは、言うってことは、要請をするということは、自分の町の行政に跳ね返ってくることです。言いつ放しではなくて、しっかりと町民に守ってもらうということも、併せて覚悟して要請をしなければならないということになりますので、そこはなかなか難しい、まとまりという点では難しいのかなというふうに現段階では感じています。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） 分かりました。これからこの道条例が、どんどん時を重ねて定着していく中で、そういう風潮というか、そうすべきような事例が続くようなことがあれば、幕別町としても声を上げていってもらいたい。そういう案件の一つに入れていただきたいなというふうに思います。

今、パンフレットのこと、先ほど戸別配布のことなど言いましたけれども、こういったことを月間の中でこういうふうに、保険に入りましょう、ヘルメットしましょう、そういったこともするのめ方法の一つなのだというふうに思います。このことも含めて、自転車月間をどういうふうに幕別町では取り組んでいくか。月間以外でも取り組んでいくかということを進めて行く上での、これも案件に加えていただきたいなというふうに思います。

3 目、幕別町の学校の児童・生徒・学生への安全教育の実施状況はということであります。これは、3 年前、2 年前の一般質問の中でも、それはより今回の答弁よりも詳しく答弁されており、そのことは承知しております。それぞれの段階において、安全教育はやっていますよと。これは推進法に関係なく、昔からずっと、もう私も子どもの頃受けましたし、そのときのルールでもって、安全運転をちゃんと指導してきたという実績があるのだというふうに思います。

それで、今回こうやって道条例ができてからの部分で、やっぱり確認しておきたいことは、ヘルメットの着用とそれから自転車保険に入るというこの 2 点においては、以前よりもより強調されるものになってきているのではないかというふうに思うのだけれども、その辺では学校等での安全教育については、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） ヘルメットの状況でございますけれども、まず自転車通学につきましては、小中学校、それぞれ学校によって対応が変わっております。したがって、小学校につきましては 4 校が自転車通学、中学校でも 4 校、合計で小中学校合わせて 8 校が自転車通学を認めている部分でございます。その中で、ヘルメットの部分につきましては、いわゆる法では 13 歳未満の努力義務ということで、小学校については、その 4 校については全て着用という形で実施しております。それは学校のほうからも指導、ヘルメットの義務という形でつけてもらうような形の指導しております。

それと、保険の関係につきましては、これはなかなかちょっとまだ現実的には義務という形にはならないものですから、こちらについてもこれは北海道のほうの、例えば新入学時期の交通安全のパンフもそうですし、機会あるごとに通知や交通安全に対する通知等が来ます。その中に、損害賠償の加入についても促すような部分もありますので、そういったものを通じて加入の推奨を努めているところでございます。

失礼しました。ヘルメットの義務化につきましては、学校で取り組んで、小学校につきましては 6 校でございます。失礼しました。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） 小中学校ということでは、児童生徒のもちろん意思もあるのでしょうけれども、やっぱり保護者が安全対策、ヘルメット、保険、どう理解しているかということが重要なのだと思うのです。出費が伴うことですから。保護者への周知徹底ということでは、どうなのでしょう、文書が行っているだけでは弱い。私は、いろいろな学校全体での集会の中でだとか、学級での懇談の中で、

個々の面談の中で、そのことを学校側から保護者に訴えて、判断を願うと、判断願うという言い方もあれだけでも、もちろん強制はできないことですから、入ったほうがいいですということの話をすることが、小中学生の間で保険加入が広がる、そういう案件になってくるのだと思うのです。保護者への働きかけという点ではいかがなものでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 保険加入についての保護者への周知ということでございますけれども、加入については、先ほども部長からご説明しましたように、なかなか現段階では義務付けというのは、難しいのかなというふうには思いますが、周知はこれは必要であろうというふうに思っておりまして、議員言われるように、学級懇談会、PTA の関係ですとか、そういった機会を捉えて、周知に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） 強くそのことを求めていると思います。

2 年前の一般質問の際に、過去 5 年間の自転車事故のことについて、教育委員会に対して質問が出ています。そのときには、過去の 5 年間で 3 件の自転車事故があったと。どちらも出会い頭の事故で、軽傷であったということで、この質問が終わっています。

ちょっと私にとっては、とっても重たい記事なのですが、2002 年の 10 月の北海道新聞のウェブ版の記事、ちょっと短い記事ですので、自転車事故に関わる記事です。読まさせていただきたいなというふうに思います。繰り返しますが、日にちは 2002 年、平成 14 年の 10 月 7 日。名前はイニシャルにさせていただきますね。7 日午後 3 時 35 分頃、十勝管内幕別町札内青葉町 1 の国道で、道路を横断していた同町札内中学 1 年生 S 君 13 歳と同町札内同中学 1 年 T 君 12 歳が、軽乗用車にはねられ、S 君は頭などを強く打って意識不明の重体、T 君は肩の骨を折る重傷。帯広署は業務上過失傷害の現行犯で、軽乗用車を運転していたドライバーを、21 歳を逮捕したと、こういう事故が起きています。

ですから、事故だからこういったことも起きてしまうわけで、この事故ちょっと紹介したのは、S 君と T 君、片方は S 君は重体、T 君は肩の骨を折った。重体というのは、頭を強く打って、そして意識不明になったのです。T 君はたまたま 2 人一緒にはねられたのだけれども、車と頭の間に、背中に背負っていたかばんがクッションになって、フロントガラスは割れて、そのまま幕別町側から帯広に抜ける方向で走っていたのだけれども、その交差点からセブンイレブンまで引きずられるような、そんな事故だったし、S 君については何メートルも吹っ飛ばされてしまうような事故だったのだけれども、もう周りが渋滞してしまう、近くの事業所の従業員さんたちが二次災害に備えて交通整理をしながら、救急車を待ったと、そんな大きな事故になりました。S 君は結局、約 2 か月意識不明で、そして中学校時代は後遺症でいろいろ苦労なさったということが、S 君が卒業したとき、高校合格したとき、お母さんと大変なご苦労なされて、高校に、希望する帯広の普通科の学校に受かったのだという新聞記事が出たものだから分かったのですけれども、こんなことがあったということになりました。分かれ目は、頭を守れたか。偶然だけれども、頭を守れたか守れなかったかということで、そういう大きな違いがあって、たまたま S 君はその後、元気になって今は医療資格者として、元気で働いているのだけれども、本当にいつときは生き死にをさまよった。保護者にしたらもうたまらない、そういう時期がずっと続いていたということをお話しさせていただきたい。こういった点からも、やっぱり教育現場としては、強く強くヘルメットの着用、それから保険加入の努力義務についても、そこで終わらせないことを進めていただきたいなというふうに思ったりします。こういった事例あるのですけれども、このことは今、パソコンで検索してもこの記事は出てきません。でも、学校側の記録や町の記録の中には、きっと残っていることだと思う。検証してみてください。その上で、教育委員会の対応もあるのだと思うのだけれども、改めてお尋ねしますが、強くやっつけていただくこと、このことを求めたいと思うのだけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 先ほどの保険加入同様に、ヘルメットの着用につきましても、強く周知のほう

してまいりたいというふうに思いますので、学校等と協議をしながら進めるようにしたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） それでは4 番目、サイクルツーリズムのこと、質問させていただきたいと思います。

1 つ目の答弁でもいろいろあって、たくさんの行事が組まれているということがありました。調べていくと、まだほかにもいろんな団体が監修しながら、いろんなコースがあるということも分かっているところでもあります。なのだけれども、ひとつ思うことは、これらのコースはあるのだけれども、そのことがどれだけ町民、地域の人たちに周知しているかということなのです。例えば明野ヶ丘公園に十勝エコロジーパーク利用推進協議会のサイクリングマップがあるということなのだけれども、その一つが貼ってある、だからどうなのだというようなことになってしまうわけなのです。そのことが、そういったコースがあるということが全然分からない。そして、そのコースに乗っても、それがそういうコースなのだということが、どのコースもそうなのですけれども、分からない。そういう実態があるのです。それがこのままでいいのかということなのですけれども、どうでしょう、どのようにお考えになりますか。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 確かに我々としては、ルートの設定、そしてコースマップ作ったり、今答弁にもありましたように、看板を設置したり、確かにしていますが、確かに委員おっしゃるとおり、なかなかそれが町民の方に全て伝わっているかというところ、正直ながら伝わっていないところがあるかと思えます。なので、これは私たちとしては引き続き、せっかくフェイスブックとかホームページとかありますし、山本幸平選手もいらっしゃいますし、そういったあらゆるつてを頼りながらも、情報発信により努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） この辺は、自転車団体の方とも話しても、行政とうまくかみ合っていないのだなということになってくるわけです。いろいろコースを定めたり何なりしても、その宣伝が、そしていろんな環境の整備がなされていない。トイレも何もなく、看板も何もなく、ホームページなんかで見ても、結局十勝全体広いですから、その中で400 キロこうやって走ってみても、ここで曲がると出ていても、もう道幅は十勝川ですから、分からないですよ。十勝川のような幅になっているともう分からないのですよ。そのようなこともある。これはちょっとまた工夫してください。答弁にもあったように、十勝のすばらしいツーリズムの環境があるのだというふうに思うものだから、そのことは最大限利用していただきたい。

それで、今、山本幸平選手のこともありましたけれども、そういう4 回も続けてオリンピックの代表になるような自転車の選手がいて、そして幕別町を出身で金メダルを取るような選手たちが夏場の練習として、ロードバイクで訓練をしているような風景がテレビでも映される、そういう町ですから、そのことでもプラスアルファの価値があるのではないかなというふうに思ったりします。しっかりこれも検証してやってください。

資料のほうも起点となる場所の、十勝川温泉の観光センターなんかに行っても、何もないのです。あるのは、アシスト付電動自転車をレンタルしますという看板だけ。そんなことなどあって、まだまだ行政との一致がないのだなと。工夫の余地があるのよということを感じているところでした。

時間がないので5 番目に行きますけれども、自転車活用推進計画、幕別町で独自に持った方がいいのではないのかなというのは、ひとつ投げかけで、これはなかなか難しいことだなとは思っておりました。まずは、国や道との整合性がないといけない。ただ、やっぱり道が国や市町村と連携して、この自転車の推進を進めていくということの中では、町がこういう計画を持っているということは、道や国とのこれから様々な協力をする上では、そういう指標を持つていくことのほうがいいのだろうとい

うふうに思ったし、町民もこういうふうに幕別はやろうとしているのだということが分かることは、大事なことなのだと思うのです。そういった視点から、例えば来年4月、来年度すぐ持つということにならないのかもしれないけれども、5年計画だったらゴールは決まっているわけですが、途中からでも4年計画、3年計画で、こういう計画に加わる、そういう計画をつくっていくということも、検討していただきたいというふうに思うのだけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私も、道の推進計画を見ているわけですが、かなりのボリュームなのですね。簡単にこれ、さあつくろうかと言って、できるものではないので、ここは本当に専任の課というか、係が必要なぐらいの、非常に多方面にわたった計画になっているわけでありまして、こういった計画が要らないと言っているわけではなくて、これを計画というものにすることが非常にやっぱり労力が必要なのかなというふうに思いますので、課題とは認識しながらも、すぐに取りかかるという余力は今のところないかなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 質問のほうは、終わらせていただきますけれども、かつて自動車の運手に当たって、運転手のシートベルトが義務化されたときに、最初は物すごく違和感があったものでした。面倒くさいなというような思いなどあったものです。安全だと知りつつも。それが今はもうシートベルトしないと運転できない。もう当たり前。それどころか、後部座席に座っている人にも勧めるという時代が、今もう来ている、そういう状況なのだと思うのです。当たりのことというか、慣れていけば当たりのことが当たり前になる。ですから、今回のヘルメットの着用や保険のことなど、熱く語ってしまいましたけれども、様々な点で町の教育委員会の工夫を期待していきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします

17:10 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

令和2年第4回幕別町議会定例会
(令和2年12月10日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
18 中橋友子 1 石川康弘 2 小田新紀
（諸般の報告）
- 日程第2 一般質問（5人）
- 日程第3 議案第111号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第112号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第113号 幕別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第131号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第114号 幕別町防災行政無線施設条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第115号 新町まちづくり計画の変更について
- 日程第9 議案第116号 幕別町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第10 議案第117号 幕別町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第11 議案第118号 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第12 議案第119号 十勝圏複合事務組合規約の変更について

会議録

令和2年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和2年12月10日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 12月10日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 石川康弘 | 2 小田新紀 | 3 内山美穂子 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 若山和幸 | 7 岡本眞利子 | 8 荒 貴賀 | 9 酒井はやみ | 10 野原恵子 |
| 11 田口廣之 | 12 谷口和弥 | 13 芳滝 仁 | 14 千葉幹雄 | 15 小川純文 |
| 16 藤原 孟 | 17 東口隆弘 | | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義

教 育 長 菅野勇次

企 画 総 務 部 長 山岸伸雄

経 済 部 長 岡田直之

会 計 管 理 者 合田利信

札 内 支 所 長 原田雅則

政 策 推 進 課 長 白坂博司

地 域 振 興 課 長 亀田貴仁

住 民 生 活 課 長 谷口英将

福 祉 課 長 檜木良美

保 健 課 長 金田一宏美

商 工 観 光 課 長 西嶋 慎

学 校 教 育 課 長 宮田 哲

副 町 長 伊藤博明

代 表 監 査 委 員 八重柏新治

住 民 福 祉 部 長 細澤正典

建 設 部 長 笹原敏文

忠 類 総 合 支 所 長 川瀬吉治

教 育 部 長 山端広和

総 務 課 長 佐藤勝博

糠 内 出 張 所 長 天羽 徹

防 災 環 境 課 長 寺田 治

こ ど も 課 長 西田建司

農 林 課 長 香田裕一

保 健 福 祉 課 長 林 隆則

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 遠藤寛士

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 18 中橋友子 1 石川康弘 2 小田新紀

議事の経過

(令和2年12月10日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、18番中橋議員、1番石川議員、2番小田議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、石川康弘議員の発言を許します。

石川康弘議員。

○1番（石川康弘） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

農福連携の推進についてでございます。

近年、農業分野と福祉分野が連携した「農福連携」の取組が全国各地で盛んになっています。

農業側からすると、農業従事者が減少あるいは高齢化する中、労働力として期待されています。また、障がい者への就労機会の提供により、農業を通じた社会貢献も期待できます。

一方、福祉側からすると、障がいの程度や作業能力に応じた作業を用意することが可能になります。障がい者が自然に触れ合うことにより、情緒の安定や一般就労に向けての体力、精神面での訓練になると思われます。また、地域の人々と交流する機会が増え、障がい者の外交性も養われると考えられます。このことから農福連携は農業と福祉の双方の課題を解決できる有効な手段であると考えます。

農業と障がい者が共に元気になれば、地域社会全体の活性化にもつながります。本町における農福連携の取組について以下の点を伺います。

①農福連携の現状と課題は。

②福祉サービス事業所の現状と課題は。

③本町における農福連携の未来像は。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 石川議員のご質問にお答えいたします。

「農福連携の推進について」であります。

農福連携は、農業と福祉が連携し、障がいのある人の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに障がいのある人の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組であり、高齢化する農業現場での貴重な働き手の確保や障がいのある人の生活を向上させる取組としても期待されております。

す。

また、農福連携の取組は、平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、障がいのある人が希望や能力、障がいの特性等に応じて最大限活躍できるよう環境整備の一環として、農福連携の推進が盛り込まれたことを契機に、省庁横断的な「農福連携等推進会議」や全国の農福連携に関わる団体を包括する「一般社団法人日本農福連携協会」が設立されるなど、ここ数年で全国的な広がりを見せております。

本町におきましても「幕別町障がい者福祉計画」や「幕別町農業・農村振興計画 2018」において、労働力不足の農業分野と働く場を求める福祉分野の双方の課題を解決する手段として、農福連携に取り組んでいるところであります。

ご質問の 1 点目、「農福連携の現状と課題は」と、2 点目、「福祉サービス事業所の現状と課題は」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

町内には障がい者の就労を支援する「就労継続支援 B 型事業所」が 4 か所あり、事業所では利用者の障がい特性に合わせて、施設内で名刺やパンフレットなどを作成するためのパソコン作業や図書の装備、製品の袋詰め、豆の選別、ポットの播種作業、ケーキの製造などのほか、施設外就労として、新聞チラシの配達、パンの出張販売、清掃・ペットメイキングなどの作業を行っているところでありますが、さらなる障がい者の社会参加や生活の向上を図るため、農業への参画が図られてきております。

一方、高齢化の進展や規模拡大による労働力不足が特に顕著な農業分野では、福祉分野と労働力確保としてのマッチングが近年各地で行われており、本町としても、平成 30 年度から幕別町援農協力会の協力を得て、中札内高等養護学校幕別分校における就労体験の一つとして、「農業体験実習」を行っているところであります。

また、本年度は、町内 3 か所の就労継続支援 B 型事業所において、事業所でポットの播種作業や小豆の豆より、農場での段ボールの組立やバレイショの袋詰めなど、障がい者の能力に応じた農作業を農業者等から請け負い、実施したところであります。

これらの取組を通じての課題といたしましては、福祉事業所では、就労作業をサポートする職業指導員の不足、農業技術や農作業事故に対する不安のほか、農作業が天候に左右されるため、急な仕事に対応できないことや、通年で作業を確保することが難しいことから、就労者に対して安定した工賃が確保できないことなどが挙げられております。

また、農業者においては、障がい者とのコミュニケーションの図り方と、これに起因する農作業事故への不安や就労環境の整備に要する費用面の不安、農閑期の作業確保、賃金単価の設定、スケジュール調整や安定した人手の確保に対する不安などが挙げられております。

このように、仕事を行ってもらう農業者側と労働力を提供する福祉側双方で、それぞれ課題がありますことから、農福連携を安定的に行うためには、一定量の作業の確保を図るとともに、利用者一人ひとりの能力を的確に把握し、作業量に見合った労働力をマッチングする役割を担うコーディネーターの配置が必要であると考えております。

ご質問の 3 点目、「本町における農福連携の未来像は」についてであります。

農福連携の今後の取組といたしましては、さきに申しあげました課題や双方の理解促進を図るため、町自立支援協議会就労支援部会が主催し、障がいのある方の働く機会や場所の拡大について「まくべつ就労促進かふえ」の中で話し合いを行っているところであります。

これまで、平成 30 年度から 4 回にわたって農福連携に関心のある農家や企業、福祉事務所の職員や利用者などが参加し、実際に障がい者を雇用し、取り組んでいる事例等の紹介や意見交換、情報交換を行う「場」として開催しており、今後とも相互理解を図るための場として継続的に実施してまいります。

また、農福連携の活動をより広げていくためには、福祉事業所と農業関係者との橋渡しの役割を担うコーディネーターが必要でありますことから、平成 30 年度に福祉課に配置しました障がい者就労・

発達支援コーディネーターが中心となり、畑作、野菜、酪農等の営農類型に応じた年間を通しての作業可能な業務内容と量の把握を行うとともに、これに見合った人員配置の検討を福祉事務所に申し要請するなど、まずは無理なく実現できるところから実施に移してまいりたいと考えております。

これらのことにより、少しずつではありますが、農福連携が広がりを見せ、障がい者の雇用の安定化が図られ、障がい者の自立に向けた足がかりとなることが期待され、また農業側としても、労働者確保のみならず、農福連携により生産された農畜産物に対する JAS マーク認証等付加価値の向上等による収益向上につなげるなど、農福双方における将来的な可能性が期待されるものと考えます。

以上で、石川議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1 番（石川康弘） それでは再質問させていただきます。

大変丁寧な答弁をいただきまして、感謝申し上げているところでございます。

この件に関しては、私も以前からいろいろと幾つかの事業所を訪問させていただいて、いろいろな場面で苦勞されていること、これからの課題についていろいろと調べてきたところでございます。私の質問の中に障がい者というふうに申し上げましたけれども、実は障がい者だけではなくて、働きづらさや生きづらさを感じている者に対する取組、それから高齢者であったり、それから生活困窮者、ひきこもりの状態にある人たちの働きづらさを感じている人たちのことも含まれるのかなと思っております。また、それにプラスして、犯罪や非行をした者たちの立ち直りに向けた取組、これについても関係してくるのだということを私は学びました。

この農福連携には、いろいろなパターンがあるということが分かったのです。大まかに4つです。福祉完結型、障害福祉サービス事業所が単独で農畜産業を行うパターン。それから直接就労型、これは農業経営体が単独で障がい者と雇用契約を直接締結したり、作業体験として障がい者を直接受け入れるパターン。それから連携型、これは農業経営体が外部の障害福祉サービス事業所と連携し、当該事業所の支援員による付添いの下、障がい者を受け入れるパターン。4つ目はグループ内連携型、農業経営体とグループ関係にある障害福祉サービス事業所等が連携し、当該事業所の支援による付添いの下、障がい者を受け入れるパターン。同様経営体が NPO 法人等及び障害福祉サービス事業所を立ち上げるケースが代表例として言われているということです。

これは、北海道農政事務所が出している資料なのですが、今年度の今年の8月現在ですが、28件ぐらいを事業所のパターンと取組をしている事業所の名前が公表されておりました。その中に帯広、新得、芽室が、この3つが入っていますけれども、有名なところでは、かなり古い話ですが、新得町の共働学舎新得農場、これが代表されると思うのですが、これはコミュニティ内における活動ということで、ちょっとグループ内連携にもなるのでしょうか。そういう形でやられるということなのです。それと芽室町の九神ファームめむろ、これもグループ内連携という形です。芽室はA型事業所ということで、最低賃金を保障されているわけです。ところがB型事業所は最低賃金を保障されない、その出来高によって報酬は支払われると。ですから月1万数千円ぐらいの金額と聞いております。

それから先ほどの答弁もありましたけれども、非常に農業に関しては作業の形態だとか、それから天候だとか、いろいろなことで難しい面があるというお答えをいただきました。私もそれは感じていますし、そのとおりだと思うのですが、その中で、先ほど申し上げました形態、福祉完結型、これは自分の事業所で農地を取得してやられている方なのです。私も釧路とそれから札幌の事業所を見てまいりました。そのときに言われたのは、本当に自然の中で彼らが作業するに当たって、非常にいろいろな面で回復していくのが目に見えて分かった。だから農業は非常にいいのだよという話をよく聞かされました。

十勝において、ではそれができるかというと、なかなか難しい面はあるのかと思うのです。以前い帯広市議会でもそういう質問をしたときに、返ってきたことは、いやいや、十勝の農業は大型経営だから、作業するに当たっては、障がい者は危なくてちょっと雇用は難しいという、そういう返答をい

ただいたということがございます。

本町でも、今年、北広島竹内農園さんが講演されていましたが、そこではできるだけ機械化をしないで、人の手で仕事ができるように工夫をしてやっているということで、彼らの仕事を増やすというか、そういうことでやられているというふうに聞きました。それが果たしてこの幕別町でできるかどうか、それはちょっと分かりませんが、何かそちらの方向に向いていったほうが当事者にとっては回復する上で非常にいいのかなというふうに思っています。

それから人材不足のことも出ていました。それも実際に支援する事業所の職員の人たちも、一緒にやることによって、彼らも職員も一緒に農業について理解し、作業を理解することができると。そういうことではそのことについて広めていく、いわゆるコーチングできるような人たちが育っていく、そういう人材も確保されてくるのではないかと、そういう可能性もあるような気がするのです。そういった考えの上で、例えば JA との連携だとか、そういったことも含めまして、そういう農地が提供できるのか、そういったことも考えながらいく必要があるのかなというふうに考えておりますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、石川議員のほうから4つのパターン、類型についてご紹介がありましたけれども、私は一番うまくいくのは、福祉事業所が農地を持って、そこで農作業をやって、そこに従事してもらうというのが一番いいだろうと、スムーズに行くだろうというふうに思っております。ただ、それを幕別町に当てはめた場合、それがうまく行くかどうか、農地が取得できるかという問題から始まりますけれども、そもそも農地は今不足している状態であります。これは牧草地は別ですが、こちらの旧幕別町区域においては、農地が出れば皆さん欲しがるという状況にありますので、まず農地の取得ということは難しいであろうということと、石川議員もおっしゃっていたように大型専業農家が多くて、手作業でやれる作業がほとんどないというのが実態でありますので、なかなか旧幕別町内において農福連携の、しかも事業所完結型といいますか、グループ完結型というか、そういったものはなかなか難しいなというふうに思っているところであります。

ただ、都市近郊の野菜農家などでは、ひょっとすると可能性があるかもしれませんが、そこは各農家の意向、あるいは人手不足の状況、やってもらう作業の内容などを十分考えというか精査をしながら、うまくマッチングができるかどうかというのは、今後、詳細に調査する必要があるのかなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） 私もそのとおりだと思います。この問題については、非常に難しいことがたくさんあるのかなと思うのです。町長がおっしゃったように、本当にこの十勝、幕別においては特に農地が足りなくて困っている農家さんもたくさんいらっしゃいます。それが現状だと思います。

でも、私は社会貢献という意味では、一般企業もある程度の人数が雇用されていると、何%かの障がい者を雇用しなさいというようなことが国から言われているわけです。そういった意味からも、農業はそれに対しては関わりはないかもしれないけれども、社会貢献という意味では、そういったことも町からちょっと促して、JAとも協力しながら模索していく価値は僕はあるのではないかなというふうに感じています。1%でも可能性があるのであれば、これは町としてぜひ進めていただきたいなというふうに感じています。

それから、農業というのは難しいという話は分かりましたが、農業というのは、昔、最近あまり使いませんが、お百姓さんと言いましたが、百姓というのは要するに百の仕事があると。だからすごいのだという話をちょっと聞いたのですけれども、そういった意味から見て、当事者にとって何かを与えられてやるよりも、自分で模索しながら自分に合った仕事を見出していくという、それに対して我々が後押しをちょっとしてあげる、これが福祉なのだという話を私も最近言われて、はっとしたのですけれどもね。私はいつも何か仕事を見つけてそれを与えるという形でのことです。その中では、それぞれの当事者の人たちの達成感といいますか、それが味わわれているのかど

うかというのはちょっと疑問に感じているのです。だから、何かを与えるのではなくて、創り出していく。それに対して当事者が関わって達成感を味わう。そしてそれを私たちが後押しをしていくと、そういう形が福祉というのはいいのだろうなというふうに、最近私も思っているところでございます。

そういった意味からも、この農業、農福連携の完結型のやり方というのは、僕はすごく適しているのかなと思うのです。これは障がい者ばかりではなくて、私たち自身もやはりそういうことが言えるのかなというふうに感じています。

町長は、いつもいろいろな場面で例えば保育者がいないとか誰がいないとか人材不足だということをよく言いますし、私たちもそう感じています。これってなぜなのだろうといつも私は考えるのですけれども、いろいろなことがあると思うのですけれども、私はこれは持論ですけれども、小さいときから達成感を味わう環境がちょっと薄れているのかなと、そのように感じているのです。これは家庭環境もそうですし、それから学校の教育関係もそうなのだと思うのですけれども、その辺のことを解決していかないと、これはずっといつまでたっても、人材が足りない人材が足りないということを言い続けなければいけないのかなというふうに感じています。その辺については教育長も含めて、もし思いがあればちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 人材ということでございますけれども、町長の答弁の中にもございましたけれども、中札内高等養護学校の分校の関係でございます。町としても協力を組織しておりまして、農業実習の場を設定したところでございますけれども、そういった意味合いで、今後、若者が農業に就いていく、農業という職業に興味を持って就いていく、そういった橋渡しもしながら、人材育成に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） 幕別町には、今おっしゃられていたように養護学校の分校もあるわけですから、こういうことも含めて、ぜひご尽力いただきたいというふうに感じております。最近のを見ても、本州のほうでは、随分若者が農業に関心を持って実際に何人かで事業を行っていることも随分報道されています。ですから、可能性はたくさんあるのだろうなと思うのです。私たちがいつも人材が人材がと言うのですけれども、可能性がある限り、いろいろな分野で協力しながらやっていく必要があるのかなと思うのです。

今回の農福連携も、昨年、推進ビジョンが首相官邸で会議が持たれたということですが、ここでは法務省、文科省、厚労省、農水省と、この4つの省が一緒になって、このことについて推奨しているわけです。そういった意味からも、この町においても農政部、教育委員会、それから福祉課、それからJAも含めて連携をして、いろいろな分野で可能性を探りながら、この件について推し進めていただきたいなというふうに思っております。

最後に、農水省の職員が言ったことをちょっと読んで、それで終わりたいと思いますが。これは個人的な思いで書いているのですけれども、「この仕事をしていると、農福連携に取り組む人々の人への向き合い方がすばらしいと感じます。農福連携の現場には、障がいの有無に関わらず、その人の得意なことや働きやすさは何かと真摯に考える姿勢がある。それが農業の現場は、人が育ち経営的にも成長しています。農福連携が、人が広がることで、障がいという言葉もなくなっていけばいいと思っています」ということです。私もこのこと、この話を読んだときに、非常に感銘を受けたわけです。本当に理想としては、本当にこの障がいという言葉がなくなるということが理想かなと思うのです。でも、私たちは難しいかもしれないけれども、それを目指して進んでいくということは、非常に大切になってくるのかなと思いますので、これからはぜひこのことについて大切に感じて、ぜひ推し進めていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひこれからも町として推し進めていかれることを期待しながら、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、石川康弘議員の質問を終わります。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○8番（荒 貴賀） 通告に従いまして、質問をいたします。

「新型コロナウイルスから町民の暮らしを支え、防疫・環境改善の取組を」であります。

北海道では、11月7日付で新型コロナウイルス感染症の警戒ステージを「ステージ3」に移行し、十勝でも11月23日時点で176人が感染し、市中感染や家庭内感染が拡大しています。

陽性者数の発表を上回る感染が広がっていることも想定され、決して油断はできません。

今、感染拡大を抑止するためには、マスクの着用、手洗い、3密の回避をはじめとした「新北海道スタイル」の実践を徹底するとともに、PCR検査の大規模な「面的実施」を行い、陽性者を隔離・保護する取組が重要です。

また、東京都世田谷区では、いち早く「社会的検査」を始め、今、全国に広がりを見せています。厚生労働省も、自治体の判断による行政検査としての「社会的検査」を容認しています。道内で広がりを見せる新型コロナウイルスのクラスターは140件（11月23日時点）にもなっています。

今後インフルエンザと新型コロナウイルス感染症が同時に流行するのではと予想され、医療体制の逼迫、住民からは心配の声が出ています。

感染者を広げない対策を求め、以下伺います。

①町内で感染者が確認され、新型コロナウイルス感染症健康相談窓口を設けたが相談件数と内容は。

②医療機関、介護施設、福祉施設、保育園・幼稚園、学校など、集団感染によるリスクが高い施設の職員、出入り業者へのPCR検査等を行う考えは。

③学校や学童保育所に感染防止のため、給湯手洗い設備や加湿器を設置する考えは。

④学校内で使用する消毒液によって、アレルギーの子どもが出ているが、その対策は。

⑤10月28日、道の警戒ステージが「レベル2」へ移行した際、小中学校では健康観察や体調不良時の出席停止などについて保護者へ協力要請があったが、学童保育所及び保育施設ではどのような対応としたのか。

⑥国の生活困窮者への各種支援対策は、期限を迎えようとしています。制度の延長を求める考えは。以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 荒議員のご質問にお答えいたします。

「新型コロナウイルスから町民の暮らしを支え、防疫・環境改善の取組を」についてであります。

新型コロナウイルスの新規感染者数は、11月以降増加傾向が強まり、2週間で2倍を超える伸びとなり、過去最高の水準となっています。

特に北海道や首都圏、関西圏、中部圏を中心に顕著な増加が見られ、北海道においては、11月7日に道が独自に設定した警戒ステージを「2」から「3」に引き上げ、接待を伴う飲食店等の営業時間短縮という強い協力要請を行うなど、感染拡大防止対策の徹底に取り組んでおりましたが、その後も集団感染が散発するなど感染の拡大に歯止めがかからず、11月17日に札幌市のみ警戒ステージ「4」相当に引き上げられました。

十勝管内においても、11月に入り感染者数が急増し、10月までの発生者数34人に対し、11月の発生者数は201人に達し、この間、帯広市や清水町で3つのクラスターが発生したところでありましたが、12月に入りまして、帯広市内のサービス付高齢者住宅でクラスターが確認されるなど警戒すべき状況は続いており、12月9日までの感染者数の累計は289人です。

町内においては、これまで3人の感染者が確認されていますが、市中感染には至っておらず、町民の皆さまに引き続き、3密の回避や手洗いの励行、マスクの着用のほか、定期的な換気など新北海道スタイルの実践をお願いするとともに、役場、札内支所及びふれあいセンター福寿の3か所に新型コロナウイルス感染症健康相談窓口を開設し、健康相談を実施しているところであります。

ご質問の1点目、「新型コロナウイルス感染症健康相談窓口を設けたが相談件数と内容は」についてであります。

本町においては、新型コロナウイルス感染症の患者発生を受け、10月24日から、発熱やせき症状など健康に関することで気になる場合の相談窓口として、役場、札内支所、ふれあいセンター福寿の3か所に健康相談窓口を開設いたしました。

12月9日までの相談件数は17件で、健康に係る相談が11件、健康以外の相談が6件であります。

相談の内容については、健康に関することとして、発熱や風邪症状などの体調に関わることや、その際の医療機関への受診方法について、健康に関すること以外では、新型コロナウイルスに感染された方の居住地域に関することや濃厚接触者のPCR検査の結果に関すること、感染情報の公開や検査体制に関することなどであります。

ご質問の2点目、「集団感染によるリスクが高い施設の職員、出入り業者へのPCR検査等を行う考えは」についてであります。

PCR検査については、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から、9月15日付で発出された「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針」では、基本的な考え方として、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、医療機関や高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に、都道府県等が必要と判断した時期と頻度で、1回に限らず検査をすることを念頭に取組むことが示されております。

また、11月24日付で厚生労働省老健局から都道府県へ発出された「高齢者施設における感染拡大防止対策の再徹底について」では、重症者、死亡者の発生を可能な限り食い止めるための積極的な検査の実施についてが示され、1つ目は高齢者施設等での検査の徹底等として、高齢者施設等での入所者または介護従事者等で、発熱等の症状を呈する者については必ず検査を実施すること、また、陽性が判明した場合には、当該施設の入所者及び従事者の全員に対して原則として検査を実施すること。2つ目はクラスターが複数発生している地域における積極的な検査の実施として、直近1週間で5人以上を目安とした中規模以上のクラスターが複数発生している保健所管内を基本とした地域では、感染者が1人も発生していない施設等であっても、積極的に検査を実施することとされております。

検査の実施につきましては、地域の感染状況に鑑み、北海道が判断することとなっており、現段階においては、町として医療機関、介護施設、福祉施設、保育園・幼稚園、学校など、集団感染によるリスクが高い施設の職員、出入り業者へのPCR検査等の実施は考えておりません。

なお、各施設の対応につきましては、引き続き施設内でのマスクの着用や手指消毒などの感染防止対策を徹底していただくとともに、施設の職員や家族、利用者本人や家族等の健康状態に留意して、施設の感染防止に努めていただくよう周知してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「学校や学童保育所に感染防止のため給湯手洗い設備や加湿器を設置する考えは」についてであります。

1つ目の「学校に給湯手洗い設備や加湿器を設置する考えは」については、学校においては、朝の登校時や外から教室等に入るとき、トイレの使用後や給食の前後などには、補助的に手指用消毒液を使用しつつ、小まめに手を洗うことを基本として指導しておりますが、手洗い場の給湯設備につきましては、学校により温水の出る水栓の数が異なるものの、14校中11校に設置しており、残る3校については未整備となっております。

コロナ禍における感染防止対策を進める上で、小まめな手洗いは大切であり、給湯設備の設置や増設も視野に入れながら、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用した教育環境の整備を検討しておりましたが、学校からの要望やその整備手法等を総合的に勘案し、換気対策に加え夏場の暑さ対策にもつながるエアコン設置を最優先に整備することとしたところであります。

給湯手洗い設備につきましては、簡易的な手法では、使用できる温水量に限りがあることや、必要量を確保するためには、ボイラーの設置が必要であり、大規模な改修が生じることから、学校施設の長寿命化改修の際に、その必要性等について個々の学校の状況に応じて検討してまいりたいと考えております。

また、加湿器につきましては、これまでも学校へ配分する予算を活用し、冬場の乾燥を防ぎ、イン

フルエンザ等の予防対策として配置してまいりましたが、本年度におきましては、感染症対策のために、学校が整備する保健衛生用品等に対する補助である、国の学校保健特別対策事業費補助金を活用し、必要とする教室等への設置について進めているところであります。

2つ目の「学童保育所に給湯手洗い設備や加湿器を設置する考えは」については、学童保育所においても、学校と同様に登所時などに手指用消毒液を使用するとともに、定期的な換気を行うなどの飛沫感染対策と、石けんを用いた流水による手洗いの徹底など感染防止に努めているところであります。

手洗い場の給湯設備については、あすなろ学童保育所及びちゅうるい学童保育所がボイラー式の給湯設備、やまびこ学童保育所が電気式の給湯設備を設置しており、残る2か所については未設置となっておりますが、学校と同様に、大規模な改修が生じることが考えられ、夏場の暑さ対策でのエアコン設置を最優先に整備してきており、現時点では、残る2か所へ設置については考えておりません。

また、加湿器については、はぐるま学童保育所、やまびこ学童保育所及びちゅうるい学童保育所のみ設置しており、残る2か所については未設置となっておりますが、保育活動の場所は学習室だけではなく、遊戯室やコミセンの大集会室などの広い空間もありますことから、今後、設置の必要性について検討してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「学校内で使用する消毒液によって、アレルギーの子どもが出ているが、その対策は」についてであります。

消毒液の使用は、先ほど申し上げましたとおり、手指の消毒につきましては、小まめに手を洗うことを基本としており、補助的にアルコールを使用しているほか、清掃の際には、大勢がよく手を触れる箇所、例えばドアノブや手すり、スイッチなどは、1日1回水拭きした後にアルコールや次亜塩素酸水を使用し、消毒を行っているところであります。

このように、学校においては、消毒液としてアルコール等を使用しているところでありますが、小学校では医師からアルコールがアレルギー原因物質、いわゆるアレルゲンの一つであると診断を受けている児童が1人おり、当該児童は、アルコールを使用せず石けんを使用し、流水による手洗いを行っているほか、当該校において校内の消毒を行う際には、次亜塩素酸水を使用し、アレルギーに対応しております。

また、アレルギーではないものの、アルコールを含んだ手指用の消毒液に過敏に反応し、手荒れの心配を訴える児童生徒もおりますが、その際は、石けんを使用して流水で手洗いを行うよう指導するなど、配慮しているところであります。

ご質問の5点目、「道の警戒ステージが『レベル2』へ移行した際、小中学校では健康観察や体調不良時の出席停止などについて保護者へ協力要請があったが、学童保育所及び保育施設での対応は」についてであります。

町立学校の新型コロナウイルスの感染対策については、国から示された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」において、地域の感染状況に応じた学校の行動基準に基づき対応することとし、10月28日に北海道の警戒ステージが1から2に移行したことにより、学校の行動基準が「レベル1」から「レベル2」に移行し、児童生徒の同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合の対応として、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取るなどの対策を講じ、町内学校に通知したところであります。

町内の保育所及び学童保育所については、6月1日に限定開所から通常開所とした際、保護者に対して、引き続き、登所する場合も、手洗いの励行や朝晩の検温など健康観察を確実に行っていただくとともに、発熱等の風邪症状が見られる場合は、自宅で療養するようお願いしているところであり、現在も各保育施設では同様の対応を継続しております。

また、12月1日には、町内保育施設利用保護者、私立の各保育施設長及び町立の保育所長等に対して、町内保育施設で新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応を周知したところでありますが、学校保健安全法に準じて、児童の感染が確認された場合や、濃厚接触者と特定された場合は、保健所や医療機関の指示による健康観察期間は登所停止とし、児童が濃厚接触者と疑われる場合や、同居の

家族の感染が確認または濃厚接触者に特定もしくは疑われる場合は、保健所の指示により、当該児童が濃厚接触者に特定されないと判明されるまでの間の自宅待機としたところであります。

さらには、児童の同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合の対応としては、町内学校での出席停止の措置に対して、保育所においては、保護者が就労しており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するなど、社会機能の維持に重要な役割を担う児童福祉施設であるため、自宅待機とはしないこととし、学童保育所については、学校で出席停止の措置になった児童は自宅待機となりますので、学童保育所にも登所しないこととなります。

今後も引き続き、国が定めた「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、登所の際に手指のアルコール消毒のほか、定期的な換気を行うなどの飛沫感染対策と、石けん液を用いた流水による手洗いの徹底、手が触れるドアノブや遊具等の消毒を行うなどの接触感染対策に努めるとともに、児童及び保育所職員の健康管理に十分留意した上で、保育を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「国の生活困窮者への各種支援対策は期限を迎えようとしているが、制度の延長を求める考えは」についてであります。

国は、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活が困窮している方への支援施策として、生活困窮者自立支援法の住居確保給付金の支給や、生活福祉支援貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の貸付要件を緩和し、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により所得が減少した方へ特例貸付を実施しています。

政府は、新規感染者が増えており、新型コロナウイルス感染症の影響が長引いていることを受け、住宅確保給付金は、現在、最長9か月となっている支給期間を、本年度中に新規申請し受給を開始した方に限り、最長12か月に延長することとなり、また、緊急小口資金と総合支援資金の特例措置につきましても、現在、申請期限が12月31日までとなっているのを、来年3月末まで延長することとしましたことから、町として改めて国に対して制度の延長を求めることは考えておりません。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 質問の途中ではありますが、この際、11時5分まで休憩いたします。

10:53 休憩

11:05 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒議員。

○8番（荒 貴賀） それでは再質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大で、現在、第3波に直面し、連日各地で新規感染者、重症者が増え続けています。先ほど町長の答弁でもありましたが、10月28日にステージ2に、11月7日にステージ3に移行し、現在、集中対策期間も設けられ、つい先日延長の方向等もお聞きしたところであります。

こうした中で十勝でも広がりを見せて、11月だけで210人の新規感染者が確認されました。十勝でこの間多かったのが8月で10人でした。11月はその20倍の規模で感染が広がったと考えられます。

十勝でもクラスター認定の発生が増えて、心配されていた高齢者施設で発生することが報道されていきました。幸い入居者と職員に実施したPCR検査で、全員が陰性だったことが報道されていましたが、新たな施設での感染が確認されるなど、施設、学校、保育所でも広がりを見せていることから、町の感染症対策についてご質問いたします。

1番目に、相談窓口についてであります。全体で17件、健康相談で11件、それ以外で6件ということでありました。この間も十勝で感染が広がった中で、感染経路を追ってはいませんが、感染経路が不明ということが以前高い状況です。差別や偏見、こうしたことが相談内容であったのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 相談窓口への相談の内容でございますが、偏見というところまではという内容のところはございませんでした。感染者に関わるところの内容としましては、「札内・幕別・忠類のどの地区なのでしょう」というお問い合わせが数件ありまして、そのほかについては感染者の、感染した方に対する相談というかご意見等はいただいております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 分かりました。やはり差別や偏見がないような取組はぜひ進めていただければと思いますし、町民の方もそうしたところはしっかりと意識されているということで安心したところであります。

相談があった内容については、町では Q&A というところで掲載しているところでもあります。ぜひ多かった相談については、掲載するなど周知のほうを求めたいところであります。5月27日で更新が止まっているということを確認したところですが、随時更新の方向も検討していただきたいところであります。どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私も詳細は承知しておりませんが、5月からという半年経過していますので、その間に新たな情報というか、疑問点が出てきた場合にあっては、その分については追加してまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） なるべく情報を広くお知らせすることも大変重要だと思いますので、ぜひその辺も求めたいところであります。

次に2番目に移りたいと思います。社会的検査についてであります。

現在の対応、今、コロナの対応については、すぐく後手後手というふうに認識しています。やはり感染者が出てから初めて追っていく。その間も無症状であれば社会に出ていたり、こうしたことが推察されます。当然、当の本人も感染症対策は十二分に取っているとは思いますが、しかし現実、クラスターが全国でも広がっているのが現実です。道内各地も病院で院内感染、高齢者施設での施設内感染が、集団感染が報道されております。基礎疾患がある方、患者や入居者に感染すれば、重症化し最悪亡くなる可能性も高くなって、本当に注意が必要と感じます。

新型コロナウイルスは、無症状であっても他者に感染させるリスクが高い、医療従事者や施設職員などに定期的に PCR 検査の実施、院内感染、施設内感染を防止するためにも不可欠であると認識しているところでありますが、町として定期的な検査の認識をお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは一自治体がやるべきものかどうかというところがあると思うのです。やはり広域の中で、やるのであれば例えば全道で、あるいは今、札幌、上川が感染拡大していますので、その地域に限ってしっかりと未然に防いでいく、重症化を防いでいくということが必要であろうというふうに思いますので、ここは幕別町だけやったとしても、ずっととどまってくれてくれるわけではありませぬので、そこは広域的な取組が必要であるというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） いわゆるホットスポット、重点検査についてであると思います。私もそういったことも認識はしておりますが、やはり先端的に実施している自治体もあります。町長もご存じだと思いますが、いわゆる世田谷区の「世田谷モデル」というものであります。かなりお金をかけて、住民の健康を第一にということで実施されてきました。現在、千代田区や神戸市、長崎などでも高齢者施設、医療機関などに対して社会的検査、いわゆる何度も検査を実施しているところであります。

やはり住民の健康や暮らしを重視するときに、広域的なというお話もありましたが、幕別町としても住民の生活やそうしたところで働く人たちのことを考えて、検討される必要があるのではないかと考えております。

特に先ほど答弁でもありましたが、厚生労働省も検査の実施については、実施するように呼びかけが大変増えてきています。9月15日、11月16日、19日、20日と、事務連絡が厚生労働省からありまして、一斉定期的な検査を自治体に対しお願いしますということが来ております。やはりこうした観点からも、ぜひ幕別町としても実施に踏み切っていただければと感じています。

つい先日、上士幌町でも医療・福祉施設に対して定期的な検査の実施をするというような報道がありました。ある意味、予算的な問題もありますが、やはりぜひこうしたところも参考にしながら、幕別町として可能性を離さずに取り組んでいただきたいというところでありますが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 広域的にやるべきだということを、先ほど申し上げましたけれども、検査能力というか、検体採取はできるのでしょうかけれども、その検査をする能力もあるわけでありまして、それを無視してボンボンボン検体採取をするということにはなりません。そこで今、行政検査としては保健所がやっているわけでありまして、これは濃厚接触者のみならず、濃厚接触者の疑いのある者なども含めて、かなり幅広く検査をやっているというのが実態でありますので、そこでかなり私は、社会的検査の意味合いも含めて、カバーできているのかなというふうに思うわけでありまして。

何といっても町村がやるとしたら、検査をやる機関、これがもう出口が出ないのです。検体を取るのには確かに300なり400あるかもしれませんが、十勝管内を見ても、でもそれを実際に検査するのに、持って行って帰ってくるとなったら1日かかるわけです。その検査するところの能力も限られているということになると、やるのはいいけれども実効性はどうかということもあります。そこがやっぱりしっかりと検査ができる体制が整っているかどうか。さらには検査結果、陽性者に対する受入れで、今、宿泊療養施設ができましたけれども、それと病院と重症者の受入れ、これをしっかりと止まらないで流れがスムーズに治療に専念できると、そういうところできて初めてやれることではないのかなというふうに思っておりますので、いずれにしても町でやることは、意味がないとは言いませんけれども、非常に効率的でないなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 町長の認識については理解したところであります。

町長が言われているのが、やはり検体をたくさん採っても検査する施設についてでありました。上士幌町では、新聞報道でしか私も見ておりませんが、検査できる検体も導入し、検査する病院もお願いし、一体的に検査を実施するというようなことでありました。規模にもよりますので、なかなか上士幌町ならできるかもしれないけれども、幕別町全体を考えたときに、もしかしたらという状況もあるかもしれません。しかし、一体的に行うという意味では、上士幌町はそういう検査と検体を一体に行うということを実施していこうということで報道されておりますので、やはり可能性としては残されているのではないかと考えています。

町長がなかなかどうなのかというお話がありましたが、先ほどお話ししましたが、コロナウイルスの影響で深刻化する中で、よりエッセンシャルワーカーの方たちの、いわゆる社会を維持するために必要な人たちの負担がすごく増えてきています。特に医療従事者、介護施設や障がい者施設で働く人たちにとっては、やはり大変な毎日の生活、毎日の職場での対応についてすごく危機感を持って仕事に当たっていただいているのだと思います。そうしたところから、感染と隣り合わせで、命と暮らしに向き合っている人たちに対して、安心を与えるという意味でも、かなり有効な手段ではないかと思っています。

介護施設で働く家族の方からお話を聞いたときに、当の施設で働く方が、施設内で広がってしまうのではないかと心配をしていたそうです。自宅と職場の往復、どこにも、どこでもらってくるか分からないということで、必要以上に外出はしないという話をしておりました。こうした生活で、やはり精神的なものがすり減っていくのではないかと、大変危惧されています。

こうした流行ですね、定期的な検査があれば、やはりこれほど安心できるものはないと感じるので、世田谷区で、やはり千代田区でも、そうした観点から社会的検査を実施しているということもあ

りますので、ぜひそうした観点からも実施できないかということ、やはり求めていきたいところではありますが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 上士幌のお話を紹介していただきました。昨日の十勝毎日新聞に載っておりましてけれども、状況をお聞きすると、1日1時間4件、それを週に2回、ですから1週間に8件の検体採取をするということらしいです。

いや、そう考えると1週間で8件だったら、関係者だとか社会的検査になると町民ほとんどが該当になるとしたら、これは何日、何か月かかるのかなというふうに、そのように非常に疑問に思ったわけでありまして、やるのであればしっかりと徹底してやるということが必要であるというふうに思いますので、そうなったときに、幕別町民2万6,500人全部とは言いませんけれども、しっかりとやり切るということが、これでできるのかと。

これはお金がかかります。千代田区4億何ぼかかっています。人口が違いますけれども、幕別町だって、本当に多くのお金がかかるかもしれない。いや、これ社会的検査ですから、1件2万5,000円、3万円とかかかるわけです。それを本当にやっていくことが、最後の療養というところまでの流れも含めて本当に効果的効率的なものなのかということは、非常に私は疑問に思うわけで、まずはPCR検査は、行政検査として、行政検査の枠を超えて幅広く今やっているということですから、そこは道の役割としてなるべくさらに広域に広げて、そのところを広げてやってもらえればというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 私が今求めているのは、幕別町2万6,000人というわけではなくて、施設に入っている方たちや、そこに従事する人たち、本当に一部の人たちを、要は幕別町内の病院ですとか、施設へ入っている人たちや、施設の入居者たちに対しての定期的な検査をぜひ求めたいと思います。やはり全体をという感じになると、難しいのは重々承知していますが、そういったところに働く人たちのことをまず第一に優先して、エッセンシャルワーカーの人たちの安心をということで、再質問をした次第であります。

なかなか押し問答になりますので、この辺でとは思いますが、ぜひ広がりを見せていますし、国としても補助をしているのです。補助の状況が感染者多発地域に限定した医療機関や高齢者施設への検査なので、なかなか今の幕別町では、該当するかどうかというところ少し難しいところもありますが、今後やはりこういったところが広がりを見せて、国の負担が増えていくようなことになれば、ぜひ手を挙げていくこともまだ考えるべきところではないのかなということで、ぜひお知らせしたいと思います。

次の質問は、学校等の感染対策についてお伺いしたいと思います。

答弁では、学校等、学童等で分けてご答弁いただきましたので、学校等からお話をしたいと思います。

給湯器についてであります。町内では14校11か所ということで、給湯器の整備が進んでいるというお話がありました。いまだに3校についてはまだ入っていないというようなこともあります。規模の状況ですとか、どこの学校かについては、ちょっといろいろあるので、何とも言えませんが、あちらの学校には入っているけれども、こちらの学校には入っていないということもありますので、やはり今後整備を進めていただければと思います。

答弁では、大規模改修計画に合わせてというような話もありましたが、やはり冬の状況で冷たい水でしっかり洗うというのが、大変困難な状態なのです。ぜひ、こうしたところも環境を改善して、手指洗いができるように町としても改善を求めていきたいところでもあります。

あと給湯器についても、現在、設備を進めているというようなことでありますので、理解したいところではありますが、やはり長寿命化計画が始まってくるとなると、かなりの年数がかかってくると思うのです。第1次、第2次というふうに結構今回振り分ける中で、仮に大規模改修の間まで待つて

しまうと、かなりの年数がたってしまうということが想定されますので、ぜひボイラーや給湯器については、前倒しで検討できないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） まず学校の給湯器の設置についてでございます。

今回、このコロナ禍におきまして、学校において何ができるのかというところで、学校の要望をいろいろ聞きながら事業のほうを進めてまいりました。そういった中で、やはり一番の要望はエアコンの設置ということでありましたので、今回、エアコンの設置とさせていただいた次第でございます。

現在、給湯器を設置されていない学校からは、「水が冷たくて手が洗えない」というような状況はお聞きはしてございません。そういった状況でございます。

答弁の繰り返しになりますが、今後、改修に当たりましては、大規模改修等を活用しながら、そのときにまた検討していきたいというところでございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 3校に入っていないわけなのです。先ほどにお話しましたが、冬の冷たい水で洗わなくてはいけません。多分、子どもたち我慢してやっているのか、ちょっとアルコールでもいいかなという中でやられているのか、どのような状況になっているのかは、現場に入ってみないと分からない状況ではありますが、教育委員会として、手洗いを前面に言われているのでしたら、手洗いがしっかりと行えるような環境改善を、いち早く取っていくべきではないのかなと思っております。

手指消毒、手洗いについても、北海道からは30秒というようなこともありますので、かなり大変なのです。ぜひそういったことも認識しながら、取り組んでいただきたいと思いますのですが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） ただいま課長から答弁がありましたけれども、まず学校、今コロナ禍においての感染対策ということで、手洗いということを励行しております。

ただ、学校全体の整備を考えたときに、まず一番はこれまでの経過で言いますと、当然安全対策といった部分を重点的に整備してきたところであります。それに加えて、学校の環境整備の中で要望事項の多いもの、そういったものに対応するためにこれまで整備した経過の中で、この違いというのは発生しているのかなというふうに考えております。

14校中のうち、当初からそういったボイラーが設備されているものもあれば、簡易的にそういった要望を受けて簡易的なものを設置するものもある。ただ、現状でこれを全て、現在設置している学校も含めて、全ての生徒が全部使い切れる量が、温水が出る状態になっているかという、なかなか答弁でも申し上げましたように、温水栓の数が全てが充足しているという部分でもございません。そうすると全てに行き渡る整備をするには、相当これは経費的なこともそうですが、設置する場所も含めて、これは大々的に検討しなければならないということで、今回、見送ったところでございます。

したがって、繰り返しにはなりますけれども、そういった必要性については、これは各学校によってもちょっと認識が実は異なる部分もあります。なので、そういった長寿命化の改修に合わせて、必要性も含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 部長からの全体的なというお話がありました。私が求めているのは、確かに重々承知しています。全体の生徒児童を考えたときに、給湯器の数は決して多いものではないのは、重々承知しています。ただ、入っていないところがあるというのは、大きな問題と言うほどではないですけれども、やはり違いかなというふうに感じているのです。ここの学校ではあるけれども、こちらの学校にはない。同じ幕別町内でそういった現象があるということが、やはり改善されなければいけない事情の一つではないかと認識しています。

今回マスクや手洗い、換気という中で、エアコンがついての換気の部分では大変助かったし、すごくよかったと思っております。やはり次の手洗いという部分や、そういった状況を改善させていくためにも、この問題の改善を図っていただきたいというふうに感じております。ぜひそういったことを

全体をではなくて、そういうないところに対してどうするのかという重点的な対策として取り組んでいただけないのか、お聞きしたところでありますが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 実際に設置されていない学校の部分について、現場の声も聞いたところでございます。例えば今回のコロナ禍においての整備順位といたしますか、優先度で考えたときに、あそこまでの必要性はないというような判断も実はあったところでございます。

今回の検討段階においては、どちらかといいますと、私ども教育委員会のほうで、そういった感染対策全体を考えたときの一つの整備の中で、給湯設備はどうだろうと検討してきた経過がございます。その中で、実際に整備されているところあるいは整備されていないところという形で、明確に形が現れてはおりますが、ここは決して学校のほうで要望あるいはうちのほうで必要性がないという判断ではなくて、今、現状で学校のほうでも、そこまでの緊急度あるいは感染対策の手洗いの部分で非常に困っているという部分での、うちとしてはそういった認識はございません。ただ、その必要性の検討については、今後、大きな枠の中でちょっと考えていきたいということでございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 分かりました。理解しようと思います。何度も言いますが、あるところとないところについてやはり検討していただければと思います。

次に、学童についてお聞きしたいと思います。

学童については、手洗い場についての給湯器が2か所しかありませんと、加湿器についても2か所に設置の状況でありますというご答弁がありました。両方につきましても、手洗いについては設置には考えはありませんと。加湿器については今後検討をしていきたいというようなことでありました。加湿器については、現場から導入してほしいというような声がありますので、ぜひ入れていただければと思いますし、手洗い場につきましても、学校にはお湯は出るのに学童では出ないのだなというようなことがありますので、ぜひこういったところも考えていただければと思います。

やはり幕別町内であるところとないところ、先ほど教育委員会にもお話ししましたが、違いが出ることに大きな違和感を覚えますので、全体にそろえるのであれば、これからそろえていきますというのであれば、全然わかりましたであるのですけれども、今後は考えていないというところでもありますので、やはりその手洗い場の給湯器についてはぜひ善処していただけないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 学童保育所におきます給湯器の関係でございます。

先ほどの教育委員会の学校に対する答弁と同様となりますが、先ほど、町長の答弁にもありましたように、給湯器となりますと快適な手法では、温水量に限りがありますので、やはり大規模な改修が必要となってくるということがあります。建物でいきますと、設置されていない場所がコミセンと併設している、そういった大きな建物、古い建物になるのかなというふうには思っております。そういった設置する年度だとかそういった経緯に基づいて、給湯設備がないものあるものというふうに変ってきたのかなと考えているのですけれども、答弁のとおり、今のところ緊急性がないものということで、給湯器についての整備は、設置については考えていないというものでございます。

また、加湿器については、こちらも答弁のとおり検討してまいりたいというものでございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） ないところが、ご答弁でも、あるところはこここういった形でありますということが答弁でありましたので、ないところがつくし、いわゆる南小のところ。はぐるま、いわゆる本町のところ。ここの2か所についてがないというような答弁でありました。

ないところ、特につくしは大変子どもたちの数が多いです。つくしを重点にしろというわけではありませんけれども、やはりないところを、やまびこもそうです、はぐるまもそうですが、今回の町からの答弁で「あ、自分のところにはないのだ」「あ、あそこにはあるのだ」ということが、きっと住

民の方にも周知されていくのだと思います。そうしたところも考えながら、今後についてはぜひ検討していただきたいと思うところであります。

次に、アレルギーについてお聞きしたいと思います。

町では、答弁の中では児童ということで小学校というようなお話がありました。私が聞いたのは中学校だったのです。中学校のお話を聞いたときに、お母さんからお話を聞いたときにも、学校の先生からお話を聞いたときも、きっと、ほかにもこういった子たちがいるのだろうというお話はされておりました。単純にその子たちがアルコールをつけないで、手洗いで頑張っているのか、それとも学校の先生は理解しているので、そういった対応をされているのか、その辺については状況にもよるのですけれども、やはりコロナの対応で手洗いを基本というような話があります。

いわゆる化学物質過敏症なのです。化学物質過敏症は、ほかにもアレルギーを持った子が、アルコールにも反応してしまった。要は今まではアルコールに反応しなかったのに、アルコール消毒がかなりの頻度で行われることによって、症状が出てきたというような状態があるのですというようなことを、現場の先生からお話を聞いたところであります。ほかの、他校の教師の方から聞きますと、過敏症の生徒が実はいたことがあって、そのときは天然由来の消毒液を使っていたという話をお聞きしました。要は病院でも、アルコールの代わりにということで、実は2つ代替品が用意されているのです。やはりそういったところも柔軟に取り入れるなどして、対応できないのかをお聞きしたいと思いますが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 学校におけます手洗い等ですが、新しい生活様式に基づきまして、やはり基本は手洗いなのだろうということを、我々も指導のほうをさせていただいているところでございます。厚生労働省のホームページを見ますと、手指の消毒に関しましては、やはり濃度70%以上のアルコールを使用しなさいというようなことも書いてございます。新しい生活様式の中でもアルコールということになっておりまして、アルコールは正直手が荒れたりという児童生徒さんがいらっしゃる、何人かいらっしゃるということは伺っておりますので、そういった方は、石けん等を使っての手洗いを基本的に行っていただきたいと考えておりますので、現段階におきましては、天然由来の成分のものを使った消毒液の利用は考えていないというところでございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 病院内でも代替品として有効的に活用されているものもあるのです。それが学校に持ち込めるかどうかについてはまた別ですし、このほかの学校で対応をされて、ほかの学校で過敏症の子どもがいたときに、天然由来を使っていたという先生たちは、その学校ではそれを使っていたのです、現実的に。

やはり本当に今コロナの影響で、マスクや距離、学校の生活は本当に大変なのです。1回1回手洗い場というような話もありますが、大体手洗い場に行かなくてはいけない。でも多くの子どもたちや生徒は、アルコールをかけてすぐに次へというようなことで、少しでもストレスを解消するために、柔軟な対応をぜひ求めていきたいというところであります。

教育委員会としては、そういった趣旨はないというような答弁でありましたので、やはりもう一度こういったことも考えていただければと思いますので、ぜひ考えを求めたいと思いますが、次に移ります。

道の警戒ステージが上がるにつれて、小学校からは要請、教育要請という中に、要は今一度生活様式を見直していただきたいというような要望書も入っていたのです。実はこれ、すごく大きな意味がありまして、こうしたことを発行することによって、保護者の認識ですとか子どもたちの関わり方とか、すごく大きく変わったのですというようなことが実はあったのです。

教育委員会から2度にわたって学校のほうに入ってきて、学校はこういったことももうやっているのだね。でも、実は保育所や学童からは何もないというようなことがあったのです。そういったところから、子ども、兄弟がいる方としては、学校からこういったことがあった、でも保育所や学童から

はこういったことがなかったという中で、やはりどうなのかなというようなことがあったものですから、今回 12 月に入ってから感染者が出たときには、こういったことでというふうなお話がありましたけれども、要はそうではなくて、十勝も増えてきましたと、学校でもそういった状況や保育所でもそういった状況が出たときに、もう一度生活様式についてお知らせするというようなことをぜひ学校であったほうがよかったのかなということで、質問させていただきました。

今後もきっとそういった事態が発生すると思うので、教育委員会とぜひ連携して、同じような時期に打ち出してほしいということをお願いしたいところですが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 今おっしゃられましたのは、新北海道スタイルの啓発といいましょうか、そういったものになるのかと思うのですけれども、そういったものは確かに保護者の方には、皆さまにお配りしていません。各施設、そちらの入り口と保護者の見える場所に必ず掲示をさせていただいて周知を図っているところでございます。

また、12 月 1 日に発生時の対応ということでお知らせした際にも、登所時の体調管理等について簡単ではありますが、触れさせていただいたところでございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8 番（荒 貴賀） やはり何度もやっけて行くということは、いろいろと意味合いが変わってくるので、必要に応じてステージが上がりました、増えてきましたというような中で、対策会議を持たれていると思うのです。そういった中でも学校側ではこういったことをやりますので、関連するところはどうかというようなことなど、やはり連携を持った取組をぜひ求めて周知をしていただきたいというふうに思ったところであります。

こちらから出るけれども、こちらから出ないというような中で、すごく不信感とまでは言いませんけれども、どうなのかなというようなことがあるものですから、やはりこういったところを改修していくためにも、ぜひ対応を求めていただきたいと思います。

次に移ります。生活困窮者支援の状況であります。

答弁では、期限については国のほうとしても延ばしていくというようなことが、私の質問を出した後にしたものですから、ちょっと「あっ」と思ったのですけれども、分かりました。

すごく気にかけてのが、緊急資金やこういった制度を使った、利用された方たちはきっと大変な生活をされているのだと思います。やはり幕別町でも前回の一般質問のときにもお話をしましたが、町の各種の減免制度や対策制度と併せるようなことはできないのか、要はお知らせすることはできないのか、お聞きしたいと思います、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 各種制度と併せて、こういう緊急支援の部分の周知ですけれども、これまで各種制度と併せて周知してございますし、ホームページのほうにも分かるように周知しているところであります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

次に、酒井はやみ議員の発言を許します。

酒井はやみ議員。

○9 番（酒井はやみ） 通告に従いまして質問をします。

児童虐待、子どもへの暴力のないまちづくりを。

減らない児童虐待の実態を踏まえて、2019 年 6 月に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。親による体罰の禁止が法律上明記され、あらゆる子どもへの暴力は「しつけ」に当たらないこと、子どもの権利を侵害し発達をゆがめるとの認識が広がり、虐待を防ぐための様々な対策が国でも地方自治体でも取られてきました。

にも関わらず虐待の件数は増え続け、痛ましい事件が後を絶ちません。2019 年度は過去最高の 19 万 4,000 件となっています。幕別町でも、2015 年度以降の虐待件数は、13、9、19、7 件と、減少し

ているとは言えません。

また、このコロナ禍において、外出自粛や保護者の収入が不安定になるなどの影響で、虐待リスクが高まっていることが指摘されています。今年1から7月は昨年同時期と比べて相談件数が8%増加していると報じられています。

虐待を含む暴力は、子どもに計り知れない傷を負わせ、人生そのものを狂わせかねないものであり、早期の根絶を目指してあらゆる手だてを尽くすことが求められます。子育て支援や教育を直接担うのが地方自治体であることから、虐待をなくす上で市町村の役割がより強調されるようになってきています。

幕別町においても、子育て支援や経済支援、関係機関との連携、教育など、様々な角度から虐待防止に取り組んでいます。その評価と、児童虐待ゼロに向けた町を目指して何が必要か、以下の点を伺います。

1、家庭支援について。

全妊婦訪問、乳児全戸訪問事業の訪問率と未訪問件数は。

乳幼児健診の受診率と未受診件数は。

会っていない妊婦、母親、子どもへの対応は。

養育支援訪問事業の内容と、コロナ禍での要保護児童の実態把握は。

未就園児全戸訪問事業を実施する考えは。

2、「虐待とは何か」の正しい理解を広げるために。

子どもに携わる人（保護者、保育士、教員）への研修を。

教員へのセルフチェックシートの活用。

3、子ども自身が暴力をはね返し、権利の主体者としての力をつけるために、「子どもの権利」の学習や性教育（市民団体「十勝CAP そらの駅」が取り組んでいる講座など）に取り組む考えは。

4、町としての子どもの貧困対策の取組状況は。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

酒井議員のご質問にお答えいたします。

「児童虐待、子どもへの暴力のないまちづくりを」についてであります。

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも影響を及ぼす可能性がありますことから、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、児童虐待の発生予防、早期発見・早期の適切な対応、虐待を受けた子どもの保護・自立に向けた支援が行われるようになり、本年4月1日には、親権者や里親等の体罰禁止を規定した改正児童虐待防止法が施行され、国、自治体及び関係機関が一体となり、対策に取り組んでいるところであります。

ご質問の1点目、「家庭支援について」であります。

1つ目の全妊婦訪問、乳児全戸訪問事業の訪問率と未訪問件数については、本町においては、妊娠7か月から9か月の妊婦を対象に保健師が妊婦訪問を行い、体調確認や出産の準備、産後の生活について、必要なサービス調整や保健指導を行うことで、安心して出産を迎えられるように支援しており、妊婦訪問については、訪問率及び未訪問件数はそれぞれ平成29年度が76.4%で37件、30年度が85.5%で23件、令和元年度が74.6%で34件であります。

また、乳児全戸訪問は新生児訪問として実施しており、生後2週間から4週間の新生児と保護者を対象に、発育・発達の確認や、授乳などの様子を確認し、必要なサービス調整や保健指導を行っております。

乳児訪問の訪問率は、平成29年度が100%、30年度が98.2%で未訪問件数3件、令和元年度が100%であります。

2つ目の乳幼児健診については、3、4か月児、7、8か月児、1歳6か月児、3歳児に実施して

おり、乳幼児健診の受診率及び未受診件数は、それぞれ平成 29 年度が 98.8%で 8 件、30 年度が 99.4%で 4 件、令和元年度が 96.9%で 19 件であります。

令和元年度の受診率については、1 月、2 月に実施した乳幼児健診に未受診の方が受診を予定していた 3 月の健診を、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止したため低下したものであります。

3 つ目の会えていない妊婦、母親、子どもへの対応については、保健師が行う電話や時期を変更しての家庭訪問、健康相談の場などの活用により、必ず状況把握をし、必要な保健指導を全件実施をしているところであります。

4 つ目の養育支援訪問事業については、妊娠、出産、育児期の家庭において、若年妊婦や精神疾患を持つ保護者など、特に支援が必要と判断された世帯を対象に、保健師が行う支援プランに基づく訪問支援のほか、保育所、幼稚園及び学校等と情報の共有と連携を図り、日常の見守りや保護者への声かけを行うなど、多方面からの支援を行っており、特に要保護児童対策地域協議会のケース検討がなされた世帯には、状況に応じて頻回に家庭訪問等を行っております。

また、コロナ禍での要保護児童の実態把握としましては、日常的に関わる学校や保育所等への連絡により状況を確認し、必要に応じて家庭訪問を行っております。

5 つ目の未就園児等全戸訪問事業を実施する考えについては、現在、全戸訪問事業は行っておりませんが、毎年、未就園児等の状況について、保健師による家庭訪問のほか、兄弟等の乳幼児健診の場や子育て支援センターが実施する行事の場などを通じて、関係部署との情報共有を図り、子どもの安全確認や養育環境を把握しております。

ここ 3 年間の未就園児等の状況は、平成 29 年度がゼロ人、平成 30 年度が 3 人、令和元年度がゼロ人となっており、30 年度の 3 人の状況は、2 人が海外転出となっていたことから東京入国管理局に出国記録の照会をし、1 人については、乳幼児健診で確認を行っており、全て把握ができておりますが、今後につきましても、家庭訪問や多様な場の活用に合わせて、関係部署との連携を図り、子どもの安全確認に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の 2 点目、「『虐待とは何か』の正しい理解を広げるために」についてであります。

家庭は子どもにとって一番安心できる場所であり、保護者は子どもを守る一番の存在であることから、保護者をはじめ子どもに接する全ての人が、児童虐待に対する理解と認識を深めることが、児童虐待を未然に防ぐ上で最も重要であるとの認識の下、児童虐待防止の普及啓発に取り組んでいるところであります。

1 つ目の「子どもに携わる人への研修」については、隔年の開催ではありますが、帯広児童相談所主催の「児童虐待防止シンポジウム」が本年 11 月に幕別町百年記念ホールで開催され、多くの自治体関係者、幼稚園及び学校教諭、保育士、民生委員・児童委員、医療関係者並びに児童福祉司のほか、地域住民の方も参加され、児童虐待に対する意識の向上を図る上で、大変貴重な機会となりましたことから、今後とも、町ホームページや SNS などを活用し、より多くの方に参加していただくよう、周知を図りたいと考えております。

また、本年 9 月に開催したファミリー・サポート・センター事業の「まかせて会員」の養成講習においては、帯広児童相談所の協力をいただき、児童虐待に関する講義を組み入れたほか、昨年 9 月の民生委員児童委員協議会の中でも、帯広児童相談所による児童虐待に関する研修会を実施し、児童虐待の早期発見や相談対応等について見識を深めたところであります。

さらには、11 月の児童虐待防止推進月間には、親権者や里親等の体罰禁止を規定した児童虐待防止法の改正内容を踏まえ、町広報紙やホームページのほか、本年度新たに、町内の各小中学校を通じて全保護者に啓発チラシを配布し周知に努めたところでありますが、引き続き、保護者をはじめ、子どもに関わる全ての人が、児童虐待に対する理解と認識を深める機会を提供するなど、地域ぐるみで虐待の防止に努めてまいりたいと考えております。

2 つ目の「教員へのセルフチェックシートの活用」については、教員の児童生徒に対する虐待に関

するセルフチェックシートはありませんが、体罰の防止に関するセルフチェックは、北海道教育委員会で作成しているセルフチェックシートを活用し、「自分の体調や気分、その場の感情で指導に当たることがないか」「体罰が児童生徒に与える影響をしっかりと考えたことがあるか」などの項目を自己検証しております。

また、体罰に関わらず、わいせつやセクハラ、飲酒運転など、教職員の不祥事防止を目的として、年度ごとや学期ごとにこのセルフチェックシートを活用し、自己の行動や姿勢に対する検証を実施するとともに、指導の在り方を校内でも話し合うなどの取組や、事件等の報道があった際には、教職員間での情報共有を図るなど、日常的な啓発にも努めているところであります。

ご質問の3点目、「子ども自身が暴力をはね返し、権利の主体者としての力をつけるために、『子どもの権利』の学習や性教育に取り組む考えは」についてであります。

1つ目の「『子どもの権利』の学習」については、本町では、「幕別町子どもの権利に関する条例」を平成22年4月1日に制定、同年7月1日から施行しており、子どもにとって大切な権利を保障し、子どもの最善の利益を考慮しながら、成長の過程にある子どもの心身の健やかな育ちを社会全体で支援し、未来をつくる子どもの幸せな町の実現を図るため、子どもの権利の保障に資する各種施策に取り組んでいるところであります。

小中学校においては、毎年、小中学生向けのパンフレットを各学校に配布しており、全ての小中学校で、道徳、社会科や学級活動において活用され、子どもたち自身が子どもの権利に関して興味を持ち、理解を深め関心を高めていただくよう努めているとともに、昨年4月には一部の小学校の教職員研修において、教員自らがリーフレットを活用し、子どもの権利について研修したところであります。

さらに、町ホームページでは、条例制定の目的や特徴を掲載し、条例やその逐条解説、啓発用リーフレットやパンフレットのダウンロードを可能とするなど、誰もが自由に閲覧できる内容としているほか、平成30年度には、国連総会で定めた「世界子どもの日」である11月20日に合わせ、図書館において子どもの権利に関連する絵本や書籍コーナーを設けるなど、周知に取り組んだところであります。

また、本年度、条例施行10周年記念絵画コンテストとして、小学生を対象に、子どもの権利について考え、子どもの権利を保障する取組の輪を広げることを目的として、7月から11月まで作品を募集し、作品展を開催するとともに、優秀作品につきましては、町広報紙などに掲載することとしております。

本条例がより実効性のあるものとするためには、子どもだけではなく、全ての大人が「子どもの権利」を正しく理解するとともに、その権利の保障に努めることが重要であり、今後におきましても、これまでの広報・普及活動を継続するとともに、子どもの権利に関する理解を深めるため、各学校のPTA総会など様々な機会を捉えて、啓発活動を実施してまいりたいと考えております。

2つ目の「性教育」については、小中学校におきまして、性に関する指導の全体計画・年間計画を策定し、生命誕生や心身の発育発達における男女差・個人差を正しく理解すること、誘拐や性被害などに対し、自分の心と体を守る方法を身につけることなどを指導の目標として授業を行っております。

また、児童虐待についての学習に特化して実施しているものではありませんが、中学校の教育課程の中で、性感染症予防や心身の機能の発達と心の健康の観点から、厚生労働省のリーフレットなどを活用して、性的被害の未然防止について学んでおります。

さらに、性犯罪も含めた犯罪被害の防止については、小学校の体育や中学校の保健体育、特別活動などの授業の中で触れるほか、専門的知識を有する町の保健師のほか、医師、助産師などを講師に招き講話を開催しているところであり、今後におきましても引き続き必要に応じて外部講師の活用につぎまして考えてまいります。

ご質問の4点目、「町としての子どもの貧困対策の取組状況は」についてであります。

子どもの貧困対策については、令和元年10月に実施した「幕別町子どもの生活実態調査」の結果を踏まえ、本年3月に「子どもの貧困対策計画」を盛り込んだ、「第2期幕別町子ども・子育て支援事

業計画」を策定し、「子どもの貧困対策の推進」として、3つの支援策を進めております。

1つ目は、「相談、生活支援の充実」として、子どもの貧困対策を効果的に推進するためには、相談対応が全ての支援の出発点となって各種支援につなげていくことが重要であり、生活の安定が子どもの健やかな成長には欠かせないことから、関係する機関が共通の認識の下、各種支援につながるよう相談や生活支援体制の充実に努めることとし、子育て世代包括支援センター事業、子育て援助活動支援事業など、9項目の支援策に取り組んでいます。

2つ目は、「子どもの育ちと学びの支援の充実」として、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、学校教育による学力の保障、地域による学習支援などを通じて、教育の機会均等を保障し、子どもの成長や発達の連続性を踏まえた教育・保育の提供に努めることとし、教育相談体制や小中学校教育の充実など、4項目の支援策に取り組んでいます。

3つ目は、「経済的支援」として、生活の安定のためには、生活保護費や各種手当、医療費助成や貸付金等を組み合わせて、世帯の生活の基盤を下支えしていく等の経済的支援が重要であることから、これらの支援を行い経済的負担の軽減を図ることとし、多子世帯の保育料軽減事業、ひとり親家庭等医療費助成制度、就学援助など12項目の支援策に取り組んでいます。

現在、本年度の各支援策の実施状況について点検及び評価を実施しているところですが、この中で課題の抽出を行い、担当部署のみならず、福祉、教育、医療等の関係部署が課題等を共有し、役割分担と連携を密にしながら、着実に貧困の解消に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、酒井議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 質問の途中ですが、この際、13時まで休憩いたします。

12：05 休憩

(13：00 東口議員入場)

13：00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き、続き会議を開きます。

酒井議員。

○9番（酒井はやみ） それでは、再質問させていただきます。

虐待を防止するために、市町村での切れ目ない支援が必要とされ、妊婦や乳児の全戸訪問の取組や要保護児童対策協議会が設置されるなど、様々な取組が具体化されてきました。その上で、今回、質問で取り上げようと思った理由なのですが、一つは、このコロナ禍の下で、虐待の大きな原因とされる社会的・経済的基盤が一層不安定になっていること。その下で早期発見予防、全ての子どもたちを暴力から守るために、必要な手だてを智慧を尽くして取り組む必要あると思うからです。

今、ひとり親4割が収入減になっているとか、6割が食費を切り詰めて生活しているという状況が報告されています。とりわけ女性は、失業率も激増し、DVの深刻化や自殺率の急増なども報じられています。親戚や家族が減って、地域のつながりなど社会的関係も薄くなる中で、子育てが孤立しがちな傾向にあることが以前からも言われていましたが、このコロナ禍の下で、他人との様々な交流の機会がなくなったことを私自身も実感をしています。簡単には、他人の家に上がれない状況などもあり、子どもたちも保護者も人間関係がより希薄になりがちだと思います。

幕別町もこの間、様々な努力があつて、この町を選んでくれる若い方が増え、幼い子を抱えて親戚もなく移住してこられる方がいます。町で一人残らず全ての子どもたちを暴力から救うために、あらゆる手だてを取ることが保護者の子育てを支えることや、子どもの権利を守り、健やかな成長を見守るまちづくりにつながると思います。

この質問を取り上げようと思ったもう一つの理由は、先進国の「子どもの幸福度ランキング」の結果です。

ユニセフが今年発表した「幸福度ランキング」では、先進 38 か国の中で、「生活面の満足度」や「精神的健康への満足度」は、37 位とワースト 2 位となっています。内閣府の昨年の調査でも、13 歳から 29 歳までの男女のアンケートなのですが、「自分自身に満足している」という質問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した日本の若者は 45.1% しかいなかった。半分以上の子どもが、自分をどこか否定的に捉えているという結果が出されています。幸せでなければならない子どもたちが、そうっていないということに、私も子育てをしながら不安を感じるのですけれども、子どもたちがどこで傷ついているのかなということを真剣に考える必要があると思います。

子どもたちが生活をしている場というのは、家庭であり地域であり、学校であって、やっぱり地方自治体が一番そのそばに存在しています。見守る存在であって、そこがやっぱり総力を挙げて、この子どもたちの幸せに何ができるか考えていく必要があるなというふうに思っています。

先日 11 月に、先ほども答弁であったような帯広児童相談所の児童虐待防止シンポジウムがあったのですが、そこでは子どもを核としたまちづくりを進めている先進例が紹介されていました。予算もたくさんかけて必要な支援を子育て世帯に行ってきたことで、出生率も 1.7 倍と全国よりもずっと高いレベルに引き上がり、市の財政も増収しているということが報告されていました。自治体が、そういう役割を発揮しながら前進していけるという希望も感じたところです。幕別町が子どもを守るとりでとして、あらゆる可能性を発揮できるように再質問させていただきたいと思います。

まず、全妊婦の家庭訪問、乳児全戸訪問事業、乳幼児健診についてです。

幕別町では、本当に努力していただいて、ほぼ乳幼児健診も 100% ということでしたが、妊婦さんについては、きっと里帰りの方なんかもおられてということで、乳児でほぼ 100% ということで、全部お子さん把握できているのかなというふうに思いました。これらの母子健康事業の中から、支援の必要が高いと発見されて、妊婦や子どもへの支援や要保護に結びついたケースはありますか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 支援の必要度が高いという方につきましては、全員のお子さんに訪問のプランなどは立てているのですけれども、特別また別にプランを立てて関わっているところでございます。

2 年度につきましては 4 名の方に支援を行っているところです。元年度につきましては 4 名の方がいらっしゃいまして、30 年につきましては 3 名、29 年度につきましては 4 名の方に支援をしているところであります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） やはり早期に発見できているということで、すごく効果的な事業かなと思います。

全戸訪問の乳児健診などで、子どもに会えなかった場合の対応について、統一した指針があるのでしょか。その後、いろんな手だてで訪問されているということだったので、統一した対応の指針というのがあるのかなということをお伺いしたいのですが。例えば大阪市では、2 か月会えない場合は次の 1 か月間に保健師などが訪問し、それでも確認できなければ、担当部署で協議して、虐待の担当部署に協力を要請するという基準があるそうですけれども、100% 実施を目指して、どういった基準をもって対応しているのかなということをお伺いします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 本町におきましては、赤ちゃんが生まれましたら、まず新生児訪問という形でおおむね 1 か月以内に訪問をするようにしております。そのときに会えない場合には、間を置かないようにして、かなり 1 か月以内には何度も何度も連絡を取るとか、あと母子手帳発行時に里帰りをしているということが分かっている場合については、そのときに里帰り先も確認をしておりますので、そちらにかけていつぐらいに戻ってくるのかということで日にちを決めるということで、早めに会う日程を決めまして、必ず何らかの形で会えるようにはしております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 分かりました。母子保健から、その中でも支援の必要度の高い、例えば望まない妊娠や未成年の妊娠、DVや経済的な問題などから赤ちゃんを育てるのが難しいなど、特定妊婦と言われる人たちに対する支援に結びつけることが大事かなというふうに思うのですが、そういった特定妊婦の方は、要保護児童対策協議会で対応するという事になっているかと思います。そこにもさらにはまらない、例えば妊娠をすると、一旦は母子保健の制度の枠に入るけれども、その後、人工妊娠中絶をしたような若い方は外れると思います。昨年起こった札幌市での2歳の詩梨（ことり）ちゃんが亡くなった事件ですけれども、あのお母さんは、1回10代で妊娠をして、一度人工妊娠中絶をして外れているということがありました。いろんな困難を抱えてのそういう現実だったと思うのですが、そこで継続するような支援の枠があったら、また違った展開になったかもしれないということが、北海道大学の松本伊智朗教授などが指摘しています。

幕別町では、そうした支援の枠に外れがちというか、そういった方への支援の必要性については、どういうふうに認識されて取り組まれていますか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 幕別町におきましては、母子手帳発行時に、全員の妊婦さんに必ず保健師が面接をして母子手帳を発行するという事を行っております。その際に、丁寧に困り事がないとか、その先に子育てをしていく上での不安などを確認しまして、その中でリスクが高いというような妊婦さんにつきましては、早めに訪問をするですとか、生まれた後も訪問の数を増やすですとか、あと相談の場を使ってということ所で支援をしているところであります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） その後、中絶に至ってしまったケースなどは、その後、フォローはされていないということですか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） この中絶というのは、必ず町に報告が来るわけではないので、100%という形では把握はできていないのですが、予定日になって出生届が出されない場合につきましては、いかながなされていますかということで、必ず確認をするようにはしております。そのときに、その後の支援が必要ということになれば、面接ですとか、健康相談の場ですとかを活用しながら支援をしているところではあります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 分かりました。例えば、10代での中絶の方なんかは、学校教育の支援の枠からも外れて、いろんなところから抜け落ちがちになるという指摘もあったので、今、丁寧に対応されているということだったのですが、注意して支援できるように目を配っていただけたらと思います。

次に、養育支援訪問事業の内容とコロナ禍での要保護児童の実態把握についてです。

児童福祉法の改正の中で、2004年から要保護児童対策協議会を全市町村に設置して運用するということが位置付けられました。幕別町でも、要保護児童対策協議会が必要とした家庭に養育支援訪問が行われていると思います。

まず、虐待を受けている児童の数なのですが、ちょっと認識を確認させてほしいのですが、認定件数が質問の通告書の書いているように、2015年以降、13件、9件、19件、7件となっていると思うのですが、これは全て新規の認定なのでしょう。きっと虐待の子たちというのは、その年度のうちに解決するということはないと思うので、実際の虐待の子どもたちというのは、累計では、結構な何か人数になるのかなと思うんですが、その計算の仕方というか、現段階で虐待を受けているお子さんの数というのは、どうなっているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 虐待の件数についてですが、今回も11月18日に国の発表を受け、帯広児童相談所が発表をしたもので、令和元年度の本町の児童虐待相談件数については20件ということで、

平成 30 年度の 7 件に対して 13 件の増加であります。

この要因ということなのですが、先ほどのお話にもありました、こちらのほうについては、あくまでも児童虐待相談件数の、しかも延べ件数ということです、毎回は新規ということではなくて、同一案件が重複、さらに同じ年度内においても、今回件数が伸びているというのは、同一案件で複数回、例えば警察の通告等によってカウントされたということで件数が伸びているというふうに分析しております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） 今ちょっと聞き漏らしたというかちょっとあれなので、20 件というのは、令和 2 年度の相談件数ですか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） すみません、聞き取りづらくて申し訳ございません。

令和元年度の児童虐待相談件数になります。ですので、先ほどの通告書にありました 30 年度の 7 件、こちらに対する数字となっております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） 私が 7 件と言ったのは、虐待認定件数かと思うのですが。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 虐待の認定といいましょうか、帯広児童相談所に対して相談があった中で、最終的に、その中で虐待というふうに認定したといいましょうか、認めたというような件数なので、必ずしも全ての事案で 1 つということではなくて、重複しながらカウントされているというものになります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） 現段階で虐待を受けている町の子どもたちの数というのは、どういう数になるのですか。令和元年度でいいです。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） これまでの帯広児童相談所の発表したこちらの児童相談件数の公表ということで、件数については公表されているものですが、うち何件が実際の虐待人数ということは、これまでも公表については、控えさせていただいているというものでございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） よく分からないのですが、申し訳ないです。

例えば、昨年度 10 人、今年度 10 人とかでしたら、きっと前年の 10 人も、まだ解決していないと思われるので、トータルで 20 人のお子さんを支援しているという状況になるのかなと思うのですが、そういうことでもないのですか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 先ほどもお話ししたように、例えば 1 つの案件が、例えば令和元年度に発生しました。酒井議員のおっしゃるように、解決していません。そういう案件の下に、例えばもう一度児童相談所のほうに通告があった場合については、例えば令和 2 年度に通告あった場合について、また虐待案件だということになれば、さらに 1 件、令和 2 年度 1 件というふうにカウントされますので、必ずしも新規ばかりの件数ではないということになります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） 分かりました。きっと児童相談所で出されている数というのは、児童相談所のほうで対応しているかと思うのですが、町の要保護児童対策協議会で支援の対象としている児童は、今の時点で何人でしょうか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 要保護児童対策協議会のほうでケース検討会議ということで、令和 2 年度については、11 月末で 4 回開催しているというものでございます。

（「対応している数」の声あり）

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 失礼しました。回数の発表ということで、件数のほうについては、公表のほうを差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） そうしたら、町でどれぐらいにお子さんが、今そういった支援が必要となっているかということは公表できないということではないのですか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） あくまでも児童相談所の相談受理件数、そちらのほうの発表のみということになろうかと思います。公表はしておりませんが、庁舎内において、各関係機関と情報共有しながら支援に当たっているというものでございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 要保護児童対策協議会の支援の対象というのは、いろんなケースがありまして、虐待に限らないかなというふうに思っていたのですが、なので大体どれぐらいの人数をどれぐらいの期間、体制で支援しているのか、それが十分なのかなということを伺いたかったのですが、その範囲でもお答えしていただけないということですか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 虐待の種別については、身体的虐待、性的虐待、あとネグレクト、あと心理的虐待、大きくこの4つの項目に分けながら、そちらに当たるものを要対協のほうで支援させていただいているということで、その内訳の件数についても、先ほどの児相のほうでの発表の20件、その内訳のほうについては、少数ということで事案が特定される可能性が高いことから、公表のほうは差し控えさせていただいているものでございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 次の質問に移ります。

コロナ禍でも必要に応じて支援のお子さんを訪問しているという答弁があったのですが、4月30日、厚生労働省は、「子どもの見守り強化アクション」ということで、要保護児童対策協議会に登録しているお子さんを、少なくとも週1回安全確認するというふうにされていまして。そういった内容で、町でも取り組まれたのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 要対協での対応ということなのですが、決まったスパンの決めはございません。そのケースに応じた対応を図っているというものでございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） この質問をしようと思ったのが、ちょっと町の虐待を受けているお子さんたちへのフォローが十分できているのかなということを知りたくて、こういう内容の質問をしているのですが、なかなかちょっとインターネットとかで調べてみても、要保護児童対策協議会の要綱なども見当たらなかったのです。自治体によっては、ケースを検討する実務者会議を2か月や4か月に1回行うとか、地域ごとに実務者担当者会議を行うとか、それぞれ要綱を持ってやっているところがあるのですが、幕別町でも必要に合った実効性ある協議会の運用の在り方がされるようにできたらと思うのですが、そういった要綱はあるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 要綱につきましては、幕別町要保護児童対策協議会要綱ということで、平成18年度に策定しているものはございます。この中でも全体会議、代表者会議と言われるものが年1回開催し、さらにはそういった案件が出たときのケース検討会議というのは、随時必要に応じながら、速やかにそういった会議を開催しながら情報の共有をして、さらにはこういった支援をしているかというような内容を話し合っているものでございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 分かりました。次に、2016年の児童福祉法改正のときに、2022年までに各市町村で子ども家庭総合支援拠点を設置するということが提起されています。更別でも10月からだとか音更でも始まっていたり、帯広も7月からということで設置されているのですけれども、幕別町で子ども家庭総合支援拠点を設置することに向けて、準備や検討されていることがあれば教えてください。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 今、議員がおっしゃられた子ども家庭総合支援拠点、こちらのほうについては、2016年に児童福祉法改正によって、2022年度までに全市区町村に設置が求められているものがございます。こちらについては、今お話しありましたように、十勝管内では帯広と音更、さらには更別村、こちら3か所で設置ということが公表されていますが、幕別町におきましても、2022年度までに設置できるよう、内容についてたゞいま研究しているところでございます。設置できるよう、今後さらに研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） この拠点ができることで、いろんな取組がまた充実するのかなと思っています。厚生労働省も、今、子どもを保護して施設に分離保護するよりも、地域で里親につなげることが大事だということを言っています。子どもの身近な場所に支援できる人がいて、そこと自宅とを行ったり来たりしながら、子どもたちを地域で育てていく、家庭を地域ぐるみで支えていくという、そういう方向につなげていきたいという趣旨で提起されているかと思います。こういうところまで支援する、継続して支えていくということを考えると、やっぱり町としても専門性を持った職員が一定数配置されていく必要があるのかなというふうに考えますが、国としては、まだそこに予算としては、正職員を保障できるような予算が下りる計画にはなっていないかと思うのですが、そういった点についても検討して、充実した内容になるように進めていくことを期待したいと思います。

新しい事業も含めて、妊娠、出産、子育て、切れ目なく丁寧な支援が求められるようになってきています。これを自治体が担っていくには、それにふさわしい職員の体制も必要ですし、支援の中身としても、向こうから助けを求めてくるということではなくて、こちらから足を運んで、保護者との信頼を築きながら支援をしていくという、アウトリーチ型の支援がすごく大事になってきているということが、まず強調されてきていると思います。そういった支援ができるのにふさわしい体制をつくっていったらなというふうに思います。

次の質問に移ります。

「虐待とは何か」の正しい理解を広げるためにということなのですが、子どもへの虐待や暴力についての認識というのは、今、様々というか、議論の過程かなというふうに思っています。いろんなことで、町としても認識を広げる取組をしているということだったのですけれども、今、子どもへの暴力や虐待とは何かということについて、町として今どういうふうに認識していますか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 町としての認識と申しましょうか、答弁にもありましたように、児童虐待防止法の改正ということで、本年4月からそのようなことがあり、先ほども答弁にもありましたように、11月に広報を通じて皆さまの家庭のほうに周知させていただき、さらには学校のほうを通じて、全保護者に対してそのような周知もさせていただいたところでございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 子どもへの暴力とは何かということについてですが、今回、親権者による体罰の禁止が規定されたのですけれども、親権者や児童相談所の所長さんとか、福祉施設の責任者とか、里親とか、そういった方の体罰が禁止されました。これは、子どもへの体罰は許されないというメッセージを社会に打ち出したものとして大きな意義があったと考えています。

しかし同時に、まだ民法では親の体罰は禁止しているけれども、懲戒権は残っていますし、学校教育法でも、体罰は駄目だけれども懲戒は認められているという状況にあって、「国連・子どもの権利

委員会」では、あらゆる場面におけるあらゆる形態の子どもに対する暴力の絶対的禁止を求められています。しつけを理由にした暴力が正当化されて虐待に至っているケースが多いということから、児童福祉法改正の附帯決議にも、2年以内に民法の懲戒権の在り方について、規定の削除も含めて早急に検討を加えるというふうにされています。

この暴力の中身というのは、今すごく繊細な問題かなというふうに思っていて、例えば教員の学校での暴力について、ひとつ指摘があったのですけれども、学校という構造上から起こり得る暴力についても捉える必要があるということが指摘されていました。例えば、教員が子どもを褒めるために子どもの頭をなでるということも、なでるほうからすると、何の気なしにというかよかれと思ってやっていると思うのですけれども、場合によっては、暴力性が発生するということです。虐待などが原因で、体に触れられることに強い抵抗がある子どもが、そういうふうにされたときには、ふっと頭をよけるようなしぐさをするのですけれども、保育園でもあったのですけれども、そういった虐待が原因でそういうことに強い抵抗感があるお子さんもいます。だけれども、子どもとしては嫌だということを言いつらい、ノーを出しにくいということで、それは子どもと教員という立場に構造的な権力構造があるということを、教員自身がしっかり認識する必要があるということが指摘されていました。こういった問題や、あと体を傷つけなければいいのか、精神的な子どもの品位を傷つけるような言葉はどうなのかということなんかも、今、議論の議題になっているかなというふうに思います。

そういった議論の過程も踏まえて、幕別町の子どもの権利の条例も踏まえて、子どもの暴力、品位を傷つける行為とは何かだとか、子どもの権利は何かということについて、しっかり議論をして認識を広げていく必要があるかなと思いますが、改めてその認識について伺います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 虐待とは何ぞやということを正しく認識するのは、非常に難しい。今、酒井議員がおっしゃったように、するほうは愛情を持って頭をなでて、よくできたねという愛情表現の一つとして頭をなでてやるのが、そういうことに慣れていない子、あるいはその教師との信頼関係がきちんとできていない場合については、やっぱり拒否をするのだらうと思います。ですから、そこはセクハラ、パワハラも似たようなところがありますけれども、相手との距離感、信頼関係がきちっと構築できている場合とできていない場合は、やるほうの気持ちが幾ら愛情を持っていたとしても、受けるほうは虐待であったり、パワハラ、セクハラに思ってしまうところがあるので、これ一口に、本当にこれを解消していくというのは、本当に難しいことだと思うのです。人の心、相手の心が分かるように、相手との信頼関係がきちんと築けるような形でこの社会がなければ、なかなか難しいのだと思います。

ただ、やはり体の暴力あるいは言葉の暴力、決してこれは褒められるものではありませんので、ここは本当に幼い頃から親になるまでというか、ずっと一生を通してやっぱり虐待はいけないのだよということを、しっかりと生涯学習としてやっていく必要があると思いますので、そこは機会を見つけて、研修であったり講演会というものも必要になってくるというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） そうした議論がしっかりできていくような町にしていけることが、いいまちづくりにもつながっていくかなというふうに思います。

暴力の中でも特に見えづらく深刻なのが、今、時々ニュースに出ている性暴力の問題だと思います。いつ何どき誰が被害に遭ってもおかしくないという状況になっています。最近、フラワーデモとかMeToo（ミートゥー）運動などで、被害に遭った人が自ら声を上げ始めて、この問題の深刻さが明るみになりつつあります。子どもへの性的虐待は、全体の中では数は少なく見えますが、氷山の一角だというふうにも言われています。

読売新聞の調査では、2019年度までの5年間に、学校での教員による教え子へのわいせつ行為によって懲戒処分を受けた教員が496人いて、年間100人以上の子どもが学校教員から性被害に遭っていると指摘されています。今、全国67の都道府県、政令市教育委員会のうち7割の48教育委員会が、

通知や内規などで、教員と児童生徒らとの私的なやりとりを禁止しています。学校の中での気風をつくっていくという点ですが、長野県では、共通のルールをつくって校内の学校に通知をしています。例えば、児童生徒と1対1の密室状態にならないだとか、私的な電話やメールのやりとりはしない。ささいなことでも問題と感じたら校長に連絡するなどを決めています。外から中が見えない教室のドアに小窓を設置するだとか、窓ガラスのポスターを貼らない、どの教室も第三者の目が行き届くよう整備を進めるということなんかも努力をされてきています。学校全体として暴力を許さないということを組織として発信して気風をつくっていくことが大事なかなというふうに思うのですけれども、町での取組というか認識はどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 今、学校のことでということですから、私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思いますけれども、今、現状としては、例えば SNS 等で教員と生徒が私的なやりとりをするということについては禁止をしているということでございます。

また、それ以外に、例えば今お話にあった1対1での密室で会うことを禁止するだとかそういったところには至っておりませんが、当然これ学校の中で教職員の共通理解として、そういうことは避けるですとか、そういったことについては、組織として共通理解の下、対応しているということでございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） ちょっと状況に応じてといいますか、必要に応じて、ほかの県の取組なんかも参考にして検討していただけたらというふうに思います。

次に、子ども自身が権利の主体者としての力をつけるという点です。

町の子どもたちに、いろいろと学ぶ機会をつくっているということですが、今の取組で十分だというふうに認識されているのか、より充実する必要があると考えているのか、その辺のお考えを伺います。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 子どもの権利に関しては、先ほど答弁にもありましたように、現在、学校のほうにもパンフレットを配布しながら、社会科なり、道徳、学級活動の中で、必ず全ての学校において取り上げていただきながら、学習していただいているというような中身になっております。

今後におきましても、さらにまた理解を深めるために、そういった様々な機会を与えて啓発活動を実施していくというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 「セーブ・ザ・チルドレン」が2019年夏に15歳から17歳の2,149人に行ったアンケートで、「子どもの権利条約の内容までよく知っている」と答えたお子さんは8.9%、「聞いたことがない」というのは31.5%、「ふだん子どもの権利が尊重されている」と答えた子どもは18.7%という結果が出ています。内閣府でも性暴力をめぐる、年齢に応じた被害予防教育を学校現場に取り入れるために、今9月に有識者の会合を開いて、他人に触らせてはいけないプライベートゾーンを教えるなど、政府としても教材などの準備を進めているというふうに報道をされています。子どもたちが学べる機会として、今回CAPの会の紹介もしましたが、ぜひいろんな形で、子どもたち自身が考えあうような場をつくっていただけたらなというふうに思いますがいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 子どもの権利をしっかりと子どもに認識をさせ、そして周りの大人が認める、これは、子どもが学校教育等を通じて、自分たちはどういう権利があるのだ、生まれながらにどういう権利を持っているのだということを学ぶことはもちろん大切でありますけれども、それをやはり周りの大人たちがしっかりと尊重してあげる、そういう環境になれば駄目だというふうに思っておりますので、そこは大人の認識を高めるというのは、なかなかこれ難しいのでありますけれども、こども機会を捉えて、大人に対して子どもの権利を尊重するよにということ、息が長い活動になるかと

いうふうに思いますけれども、取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、酒井はやみ議員の質問を終わります。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○10 番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問を行います。

「障がい者に寄り添った『地域生活支援事業』で安心して暮らせる町に。」

「障害者総合支援法」は、障害者自立支援法の問題点を考慮した形で 2013 年 4 月に施行され、3 年ごとに見直しが行われます。

サービス利用対象者は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病のある人、障がい児となっており、障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことを目的としています。その実現のために市町村の取組として「地域生活支援事業」があります。

「障害者総合支援法」はスタート時点から、①給付金方式（支給決定を受けた障がい者への現金給付）、②直接契約（施設・事業者と支給認定障がい者との契約）であり介護保険の仕組みと同じです。

また、障がい者が 65 歳以上になると、介護保険の利用が優先されるなどの問題点が指摘されていました。今年度見直しが行われましたが、障がい者・障がい児の福祉や就労など十分に保障される状況になっていません。また、難病のある人が福祉サービスの対象となっていますが、周知が不十分であり知られていません。「障がいがあっても地域で自立して暮らしたい」「高校生の就労体験の拡充を」などの要望が寄せられています。

障がいのある人やその家族が幕別で安心して暮らしていけるよう、次の点について伺います。

1、本町地域に障がい児の療育訓練と居場所の提供を行う放課後児童デイサービスの実施を。

2、中札内高等養護学校幕別分校への支援として、町と企業で連携し就労体験を拡充し、就職につなげるための手だてを。

3、障害者雇用促進法で雇用率が定められていますが、民間、町、教育委員会の雇用率と障がい者へのケア対策は。

4、難病のある人への支援として。

①障害者総合支援法のサービス利用対象者であることの周知を。

②通院費用の助成拡充を。

③通院の交通手段の手だてを。

5、障がい者が自立して暮らしていくための支援として。

①障がい者用生活体験住宅の開設を。

②サポート体制の充実を。

6、65 歳からの障がい者に適用される「介護保険優先適用条項」の廃止を国に求めていくこと。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「障がい者に寄り添った「地域生活支援事業」で安心して暮らせる町に」についてであります。

障がい者施策については、障害者総合支援法が改正され、平成 30 年 4 月から障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しなどが行われたところであります。

本町におきましては、平成 30 年 3 月に、30 年度から令和 2 年度までを計画期間として策定した「幕別町障がい者福祉計画・第 5 期幕別町障がい福祉計画」に基づき、障がいの有無や老若男女に関わらず、共に支え合うまちづくりを目指して、「自立・社会参加・共生」を基本理念に掲げ、各種事業を実施しているところでありますが、本年度で計画期間が終了しますことから、現在、次期計画の策定作業を進めているところであります。

ご質問の 1 点目、「本町地域に障がい児の療育訓練と居場所の提供を行う放課後児童デイサービス

の実施を」についてであります。

町内には、障がい児の療育訓練と居場所の提供を行う場所として「放課後等デイサービス」を行っている事業所が2か所と、障がい者等の活動の場、居場所を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行う「日中一時支援事業所」のうち障がい児を受け入れている事業所が3か所ありますが、いずれも札内地域にあり、本町地域には、放課後等デイサービスの事業所がない状況であります。

しかしながら、町内にある5つの事業所全てが、本町地区までの送迎を行っておりますので、サービス利用の相談があった場合は、各事業所の療育の様子やサービス提供の内容などを見学していただき、障がい児の状況に適した事業所の利用につながるよう紹介しているところであります。

ご質問の2点目、「中札内高等養護学校幕別分校への支援として、町と企業で連携し就労体験を拡充し、就職につなげるための手だてを」についてであります。

中札内高等養護学校幕別分校では、町内の福祉、農業、商工業、教育など多方面の関係者で構成する、中札内高等養護学校幕別分校地域協力会を組織し、生徒の社会自立・参加を目的に活動しています。

この会では、生徒の現場実習の受入れと進路指導の支援にも関係者等の協力を得て取り組み、昨年度は1年生が7事業所、2年生が17事業所で現場実習を行うほか、2年生と3年生が対象の「デュアルシステムコース」では、6事業所において週1回実習を行い、次の日に実習の振り返りの中で、成果や課題、解決方法を意識し、次の実習に生かし、就労体験を実施し、卒業後の就職先にもつながっているところであります。

町としては、教育長ほか関係部長が役員として協力会に参画するとともに、事業の円滑な推進を図るため、財政的な支援を行っているところでありますが、今後におきましても、この会の活動を通じて、生徒の実習先の拡充と本人が希望する進路の確保につながる取組を支援してまいりたいと考えております。

また、幕別分校の特別支援教育コーディネーターには、町自立支援協議会就労支援部会の構成メンバーの一員として参画いただいております、生徒の就労や進路等について常に情報交換を行い、商工会など関係団体との連携を図りながら、本人の希望や能力に適した就労体験の受入先や卒業後の就労先の開拓に取り組んでいるところであります。

ご質問の3点目、「障害者雇用促進法で雇用率が定められているが、民間、町、教育委員会の雇用率と障がい者へのケア対策は」についてであります。

障がい者の雇用につきましては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により民間企業、国、地方公共団体等の事業主に対して、法定雇用率により積算した人数である法定雇用障がい者数以上の身体障がい者、知的障がい者または精神障がい者を常用労働者として雇用することが義務付けられております。

法定雇用率につきましては、平成30年度から国・地方公共団体においては2.5%、都道府県等の教育委員会においては2.4%、民間企業においては2.2%とされているところであり、令和元年6月1日現在の町内の民間事業所の雇用率は、北海道労働局によりますと1.50%であり、令和2年度の町部局の障がい者の雇用につきましては、実雇用者数は4人ですが、法の規定により障がいの程度に応じた補正によって7人とみなされ、雇用率は3.35%となっております。

また、教育委員会につきましては、職員数が40人未満であることから、法定雇用障がい者数が1人未満となるため、雇用する義務はないものであります。

障がい者へのケア対策については、商工観光課で実施しております雇用実態調査の際に、「障害者差別禁止指針」や「合理的配慮指針」が記載されたパンフレットを同封し、障がい者一人ひとりの状態や職場の状況に応じて合理的配慮が求められていることの周知を図るとともに、福祉分野では、障害福祉サービスを利用して就労した障がい者に対して、障害福祉サービスの「就労定着支援」の利用により、日常生活または社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行

っており、令和元年度は2名の方が利用しております。

ご質問の4点目、「難病のある人への支援」についてであります。

1つ目の「障害者総合支援法のサービス利用対象者であることの周知を」についてであります。平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」いわゆる「障害者総合支援法」により、障害福祉サービス等の対象に国が指定する難病等が加わり、これにより、身体障害者手帳等の所持に関わらず、必要と認められたサービス等の利用が可能になりました。

難病等の医療費助成事業は北海道が行う事業であり、難病等に罹患している方は町では把握できないため、個別に周知を行うことができませんが、新たに難病の追加がなされた際には、町広報紙で周知を行ったところであります。

今後におきましては、制度の変更がある際には、広報紙、ホームページ等で分かりやすく周知するよう努めてまいります。

2つ目の「通院費用の助成拡充を」についてであります。

町では「特定疾患患者等通院交通費助成事業」の対象として難病や特定疾患等のある方の通院に係る交通費の助成を実施しており、平成30年度に17の方に37万5,000円、令和元年度は14の方に35万6,200円を支給いたしております。

助成の内容は、道内の場合は自動車・バスの利用は実費分、片道2キロメートルを超える自家用車の利用は1キロメートルにつき10円、道外に通院される場合は道内分の交通費に航空運賃を加えた額の2分の1を助成しております。

本事業と同様の事業は、十勝管内では5町が実施していますが、自家用車を利用した場合のキロ当たり単価で、本町より助成基準が高い町もありますが、助成対象が管内、道内に限定されている町もあるなど、現在、本町で実施している助成が他町に比して低いものではないと考えており、この事業の助成、基準としましては、町で実施している「心身障がい児・者の施設通所や腎臓機能障害者の通院に係る交通費助成」と同様の内容で行っており、現在のところ支給基準の拡大は考えておりません。

3つ目の「通院の交通手段の手だてを」についてであります。

現在、通院交通費の助成を受けている難病のある方の全てが、バスなどの公共交通機関や自家用車を使用されており、個々の状況により異なりますが、通院に介助が必要な場合は、訪問系サービスの通院介助や通院等乗降介助の利用が可能となる場合があることから、この旨個別にお知らせするとともに、助成制度の内容についてホームページ等に掲載し、周知に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「障がい者が自立して暮らしていくための支援」についてであります。

1つ目の「障がい者用生活体験住宅の開設を」についてであります。障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域移行の受皿となるグループホームのニーズが増加しているとともに、自由度の高い一人暮らしを希望する障がい者もおられますが、自身の持つ障がいにより理解力や生活力が十分でないために一人暮らしを選択できない場合があります。

そのような中、芽室町では「障がい者用生活体験住宅」を本年10月に開設し、障がいのある方が実際に一人暮らしを体験することで課題を明確にし、一人暮らしの検討をするための事業をスタートしました。

本町では、障害福祉サービスのうち、一般就労や障害福祉サービスを利用している方で地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援する「宿泊型自立訓練」や「グループホーム」の体験利用も可能でありますことから、これらを活用していただきながら、一人暮らしの検討をしてもらいたいと考えております。

2つ目の「サポート体制の充実を」につきましては、障がい者支援施設やグループホーム等を利用して障がい者で一人暮らしをしている方に対し、定期的に訪問して家事、金銭管理や地域住民との関係等に課題がないかの確認や必要な助言を行う「自立生活援助」事業を活用し、支援を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「65歳からの障がい者に適用される「介護保険優先適用条項」の廃止を国に求め

ていくこと」についてであります。

障害福祉サービスを利用している方が 65 歳に到達する際に、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則、介護保険サービスが優先されることとなりますが、介護保険だけでは必要なサービス量が確保できない場合や障害福祉固有のサービスと認められるものを利用する場合は、障害福祉サービスを受けることが可能な仕組みとなっております。

また、平成 30 年 4 月から、高齢障がい者の介護保険サービスの利用者負担を軽減する制度が設けられ、65 歳に達する日前 5 年間継続して特定の障害福祉サービスを利用している方で、65 歳に達する日の前日において障害支援区分が 2 以上であり、市町村民税が非課税または生活保護を受けている世帯の方が、特定の障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用した場合に、介護保険サービスに係る利用者負担額を、高額障害福祉サービス等給付費として支給することで負担の軽減が図られております。

障がい者の自立支援給付と介護保険制度との適用関係等については、平成 19 年の厚生労働省の通知にありますように、市町村に柔軟な運用を求めているところであり、「介護保険優先適用条項」の廃止を国に求めることなく、申請者の個別の状況を丁寧にお伺いし、申請者が必要としている支援を円滑に利用できるよう配慮してまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 質問の途中ですが、この際、14 時 10 分まで休憩いたします。

13 : 59 休憩

14 : 10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野原議員。

○10 番（野原恵子） 再質問をいたします。

まず放課後デイサービスの件ですけれども、今、答弁いただいたのですけれども、この放課後デイサービス、それから日中一時支援事業、5 か所ということですが、いずれも札内地域に施設があるということです。それで放課後デイサービス、日中一時支援事業、ここのところに通所しております本町の障がい児の利用者の人数、それから帯広に通所している障がい児もいると思うのですが、その合わせて何人通所しているかをお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（樫木良美） 本町地区のお子さんで、町内の放課後等デイサービスと日中一時支援事業に通っている生徒さんは 3 名の方で……。

本町地区の児童さんで、町内を使っている方と帯広を使っている方ということでよろしかったでしょうか。すみません。

帯広地区の放課後等デイサービス等を使っていらっしゃっている方が 7 名いらっしゃいます。町内の事業所を使っているのは 3 名、全部で幕別地区で通所を使っていらっしゃる方が 10 名いらっしゃいまして、町内の事業所を使っていらっしゃる方が 3 名、帯広のほうへ出られている方が 7 名いらっしゃいます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） この 3 名の中で、放課後デイサービスと日中一時支援事業、それから帯広の利用者の 7 人の中で、放課後デイサービスと日中一時支援事業、それぞれデイサービスの性格と日中一時支援事業の内容が違いますよね。日中一時支援事業はあくまでも預かり、保護者の休息がメインということになっております。また、放課後デイサービスの場合には、放課後、学校休業日、夏休み中の長期休暇に自立促進する養育訓練と障がい児の居場所提供を兼ね備えている、こういうところでは、同じ一時預かりでも内容が違ってくると思います。それで、デイサービスの場合にはきちんとカリキ

ュラムというのでしょうか、そういうものを備えながら自立養育訓練も行っているということで、ちょっと同じ預かりでも内容が違おうと思うのです。それで、今、札内の5か所には子どもが3人行っていると答えいただきましたけれども、この3人がどこの施設を利用しているのか、それから帯広の利用者はどこの施設を利用しているのか、その人数をお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 町内の事業所に通っている3名につきましては、放課後等デイサービスと日中一時と両方使われております。帯広のほうの事業所に通われている7名につきましては、5名が放課後等デイサービスで、2名が放課後等デイサービスと日中一時支援事業の両方を使われております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） この障がいのある子どもたちは、事業所で送迎されていると思います。帯広の利用の場合には、札内までしか送迎ができないというふうに私は聞いているのですけれども、幕別から札内の間は保護者が送迎している、こういう押さえでいいのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 保護者が送迎されているということで、そのとおりでございます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） そういうことになりますと、学校から日中デイサービスの場所のところまで時間がかかりますよね。そうすると、養育訓練ですとか、そういうものに送迎のための時間がかかると思います。そういうことも踏まえますと、やはり今保護者の働き方も多様になっておりますので、そういう時間のことを考えたりしますと、やはり本町地域にデイサービスは私必要だと思うのです。学童保育所は学校ごとに幕別は設置されております。そこまでの数は、障がい児の子どもの数から見ても今は必要は感じないのですけれども、せめて幕別本町地域に、これだけ10人の方が利用されているということでは、本町地域にも障がい児のデイサービスが必要ではないかと考えるのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 札内にある町内の5つの施設に関しましては、本町地区への送迎を行っていただけるというふうに聞いておりまして、ただこの5つの施設のうち、放課後等デイサービスの2施設について、現在利用可能な人数が、空きという意味で言いますと2名、日中一時の部分で言いますと10名の方の空きがあるという状況です。基本的には、町内の施設をご利用いただければ、本町地区からも送迎が可能という状況になっているということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 空きがあるということですが、私が聞いた範囲では、やはりそこに通所している障がいのある子どもたちに対する支援の体制が、人の配置がきちっと取れない、そういうこともお聞きしているところなのですが、これはあくまでも町が委託しているというか、そういう施設ではあるにしても、そういう要望のある施設に対しては、人の配置の手だても大事ではないかというふうにひとつ考えるところです。

それと同時に、やはり本町地域にこういう施設があることによりまして、地域のつながりですとか、それから保護者が送迎に時間かけなくても対処できる、そういうことも考えられます。また、障がい児が今いろんな障がいのある子どもたちが少しずつ増えてきているという傾向もありまして、そういう意味では、やはりしっかりと準備をして、そういう要望があるというところでは、デイサービスを本町地域でも設置する必要があるのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 確かに野原議員がおっしゃられますように、本町地区に放課後等デイサービスがありましたら、送迎の時間とかかからないということは、そういった利点は確かにあると考えております。ただ、今、保護者のニーズというのがいろいろありまして、幕別にも1つありますよと言った場合、保護者がこういった養育とか、こういうふうにしてほしいのだと思っている内容と違っ

ていれば、そこは利用がないのかなということが出てくるかなと思うのです。今、帯広に10人中7人行かれているというのも、いろいろな事業所を見学とかに行かれて、その中で保護者の方がこのところに、こういう養育やっているからここに通わせたいわという思いがあって、その事業所を通っていращやるので、一概に本町地区にそういった施設を実施したとしても、それが全てでよいかというところは、そうでもないかなというところも考えて、保護者の方がいろいろと選べるような状況であれば、今の状態でも、決していいとは思わないのですけれども、こういう状態でいろんなところを選んでもらうということをお願いしているところでもあります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 近いところにそういう施設があるということは、子どもにとっても保護者にとっても私は有効だと思います。その内容を確かに保護者が選択する、そういう仕組みになっているかもしれませんが、地域の子どもたちの発達、そういうつながり、そういうことを考えれば、こういう子どもの施設は、近いところに、地域に住んでいるところに密着したところに設置する、そしてそういう要望に沿わないような事業内容であれば、沿うような事業内容を町として要請をして、地域の子どもたちが安心してこの地域に住める、学校それから保育所、そういうところのつながりを深めて見守っていく、そういう体制ではこの近くに、学校の近くに、この本町地域にデイサービスを設置する、これは子育て支援として私は必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ必要か必要でないかという、私は必要だと思います。ただ、やはり事業者もボランティアではありませんので、やっぱり収支というのは当然気にするわけであります。基本的に民活、事業者の営業活動を尊重しながら、サービスを提供してもらっているという現状でありますので、そこが幕別本町に、町が誘致したとしても採算性が合わなくて、それで撤退するということも考えられるわけであります。今の状況で言うと、まさにそういう状況だと思いますので、今後通う子が増えてきた段階においては、町としても誘致をして、それが経営上も安定していくということであれば、そこは責任を持って誘致をしていくということも考えられるかなというふうに思いますけれども、現状では、先ほど説明がありましたように、誘致してもそれが満度に収まらなくて、経営上やっぱり破綻をするというのが見えている状況なのかなというふうに思います。そこは状況に応じて、町としての役割を果たしていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 町長の説明は了解しましたけれども、発達支援センターが幕別本町に設置されておりますけれども、その施設でまずは低学年からデイサービスを実施する、そういうことは検討できないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（檜木良美） 発達支援センターのほうで、放課後等デイサービスの検討はどうかということなのですが、今現在そういった放課後等デイサービスの事業所としての、事業化のほうができないかということ、ちょっとセンターのほうと検討している状況で、すぐにできるとは申し上げられないのですけれども、こういった形でやるのが一番いいのかとか、そういったような状況を把握して、事業化のほうに進んでいけたらなというふうには今考えているところであります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） ぜひ実施できるような検討の仕方を進めていただきたいと思います。

次に2番目ですが、高等幕別分校への支援なのですけれども、このことに対しましてはご答弁いろいろいただいております。地域協力会を組織していますですとか、それから学校の授業の中で1年生、2年生、それから3年生、授業を事業所において実習を行っている、こういう答弁をいただいております。それで、地域協力会、この組織なのですが、この中に保護者は含まれているのでしょうか。この内容がちょっと私十分把握していないものですから、保護者はどういうふうな対応をしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 地域協力会の役員ですけれども、その中に会員として町の PTA 連合会会長に参画いただいております。この方は保護者の立場でということで認識しております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 了承をいたしましたけれども、PTA の会長さんが参加されているということでしたけれども、やはりこの会長さんが実際に PTA の保護者の意見を十分に、こういう言い方は失礼かもしれませんが、踏まえた段階で対応していただくという、そういうことを今地域からいろんな要望や何か聞いた中では、やはりそういうこともしっかりと踏まえた中での対応も必要かなというふうにちょっと感じたものですから、お聞きいたしました。

それで、この卒業後の就職のことなのですけれども、このように体験をいろいろされた中で、実際に実質の事業所、何か所の事業所、これだけの事業所で実習を行っているということでしたけれども、17 の事業所というのは、重複していないで 17 の事業所という押さえでよろしいのかどうか、それと卒業生がこの中で雇用につながったのは何人いるのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（檜木良美） 先ほど申しました事業所数は、それぞれ重複はしておりません。それぞれに 7 事業所、17 事業所、6 事業所ございます。この事業所への実習から、そのまま就職につながった方ははっきりした人数はちょっと押さえてはいないのですけれども、そういった実習の中から来てほしいというお話があって、就職された方が何名かいらっしゃるというお話は聞いております。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 令和 2 年に卒業した卒業生の中で、実際にこの体験されたところで一般就労された方、お一人いらっしゃいます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） この幕別町に就職したという押さえでよろしいのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 帯広市の会社になります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 幕別に住んでいて、幕別分校に入学されている方というのは、そんなに人数は確かに多くはないとは思いますが、やはりこの地域で育って、幕別の分校に入学し、そしてここで就職をして、ここで暮らしていきたい、こういう要望の方も中にいらっしゃいますよね。そういう方たちが、ここの事業所で、幕別の事業所で働いていけるような、そういう手だてというのが必要ではないかなと思います。そのためには、事業所の協力が本当に必要だと思うのです。ですから、そういう手だてをしっかりと取っていくことが必要だというふうに思うのですけれども、この幕別町の第 6 期総合計画の中では、18 年から 20 年のこの 2 年間で、どのような手だてを取ってきたのか、ちょっと説明が後先になりますけれども、この 6 期総合計画の中では、障がい児福祉の充実と共生社会の実現の中で、障がいのある人の自立した地域支援活動の支援を行っていく、このように定められておりまして、この 2 年間でどのような手だてを行ってきたのか、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 総合計画の中で、支援に向けて取り組むというお話でございましたけれども、実際この数年で行っていることというと、やはり今、町長の答弁にありましたように、幕別分校の生徒への支援と、そういうような形の中で取り組んでいるというような形になっておりまして、今年の 3 月に卒業された卒業生の中で、実習体験の場ではないのですけれども、町内の一般就労に取り組まれた方もお二人、そして就労継続支援の B 型の事業所に就労されている方がお一人というような形になっております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） これは町だけのことではなかなか進めていくということは難しいかなと思うのですが、やはり事業者、学校、保護者とも連携取って、ここの幕別で暮らして、そしてここで働いて暮らしていきたい、そういう手だてを取っていくことがやはり大事なかなと思いますので、そういう方向でこれからぜひ進めていっていただきたいと思います。

次です。障害者雇用促進法なのですが、これで法定雇用率なのですが、幕別町では雇用率は達成している、そういう答弁でした。実際の雇用者率は4人なのですが、7人とみなすということなのですが、これ国の制度なのですが、私ここのところ非常にいつもこういう押さえでいいのかなとずっと疑問に思っていたのです。これダブルカウントといいますよね。重度障がい者1人雇用すれば、2人と換算される、短期雇用者は1人と換算される、こういう押さえなのですが、何ていうのでしょうかね、障がいがあるからといって、障がいの重い方を1人雇用したら、2人雇用とされる、こういうところでは働くということは何なのかという疑問に思ってしまう。やはり障がいがあっても、健常で生活して働いている人たちも、働くということでは同じではないかと私思うのです。働くというのは、やっぱり人と人を結びつけて成長させていく、そういう立場に立つのであれば、このダブルカウントというのは、私は人を見ていく中で非常に残念に思う見方だというふうに思うのです。国の制度ではあるのですが、やはり幕別町としてはこのダブルカウントではなくて、一人ひとりと見て雇用する、こういう姿勢が大事だと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のおっしゃることは、私も理解できないわけではないのですが、これはもう国の制度でありますので、私はもうとやかく言う立場にはありませんけれども、ただ考え方としては、やはり障がいの重い軽いによって、仕事の成果がおのずと違ってくるので、そこに着目して、重い方は1やる仕事は軽い方から見たら倍とは言いませんけれども、かなり時間がかかると。その労働効率の点で、私はそういう考え方をしているのかなというふうに思います。ただ、障がい者の方をしっかりと地域で敬意を持って働いてもらうことについては、まさしくそのとおりだというふうに思っています。そういう中で町としてどれだけの方を雇用できるかということは考えなければならない。

ただ、言えることは、我々は税金で食べさせてもらっている点がありますので、そこは効率よく行政をやるということがもう一方での使命としてありますので、その兼ね合いの中で、できるだけ雇用に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 問題はそこだと私は思います。町長は、そういうようなお答え来るかなというふうには思っていたのですが、その障がいのある方の特性、そういうことを考えて仕事の内容をきちっと考えていけば、効率という考え方はなくなると私は思うのです。例えば、こういう文書の整理ですとか、パソコン打つ仕事ですとか、そういう仕事を集中してやれる、そういう特性をしっかり生かせれば、効率というところでは私は同じではないかというふうに思うのです。そういう考えに立てば、ダブルカウントというのは、本当に疑問に思います。そういう視点で障がいのある方を、国の制度はこうだとしても、町としてそういう考えに立てないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 役場の仕事、様々あります。そういう中で、いわゆる今おっしゃっているのは、単純労務と言われている部分だというふうに思いますけれども、こういう業務実是有ります。間違いなくそれは存在しますが、そればかりずっとあるかというと、そんなにはないのです。1人工の分量まではないわけで、それが一つと、もう一つはそういう業務になってしまうと、その方の給与体系がやはり上がっていかないということもあるわけなのです。やっぱり長がつく立場というのは、それなりの責任を持って仕事をしているということがありますので、ずっとその単純労務だけでいいのかな。言ってみれば、それは正職員として雇用するとするならば、町民の方から見たら、正職員ではなくて会計年度任用職員でいいのではないかとか、パートでいいのではないかとか、そういう議論

も出てくるのだろうというふうに思います。

ただ、そのことはそのこととして、町として、どういう場面で、どういう分野で雇用できるかについては、考えなければならないというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 私もそれは否定するものではないのですけれども、やはりそういう形で雇用をしていくというのは、世界的な流れでもありまして、日本ではこの雇用率って定めておりますけれども、フランスでは5%ですとか、ドイツでは7%ですとか、そのようにして雇用率上げていっているのです。それは障がいがあってもなくても、共に仕事をしていく、一緒に共生して働いていく、そういう視点に立つのが、これからの世界の流れだというふうに私は思います。

確かに、これは国の制度ではあるのですけれども、これからの町の行政の、雇用の在り方として、検討していかなければならない一つではないかというふうに考えております。どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほど申し上げましたように、なかなか向いた仕事を見つけるというのは、そんなに分量があるわけではないので難しいのでありますけれども、あえて仕事をつくとまではいかないまでも、そういう仕事を整理した中でどれだけあるのか。では、何人工あるのか、そこに働いてもらおうということは可能であろうというふうには思いますので、そういった仕事がどれだけ整理されるか、見出せるかということについては、きちっと見極めていかなければならないというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 次は、難病のある方への支援なのですが、これから周知もしていくという答弁をいただいております。それで、これは難病はどういう方が難病を抱えているのかというのは、町では把握されていないということで、お知らせ広報などでしっかりと周知していく、これが大事だということで、そこは答弁いただいておりますので、承知いたしました。

それで、そういうところで、交通費の件なのですけれども、今2キロを超えて1キロに対して10円ということなのですけれども、物価高騰ですとか、それから税の負担ですとか、そういう中で、10キロということに対してもっと引上げは検討できないのかということが1つと、それから難病の方なのですけれども、今、自家用車、公共交通網を利用しているという答弁でしたけれども、免許証の返納などこれから出てくると思うのですけれども、そういう場合には、腎臓機能障がい、透析ですね、タクシーの助成していますよね。難病の方でも全てとはいいませんけれども、そういうことで交通手段の手だてということで、タクシーの助成というのは考えられないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（樫木良美） 自家用車の1キロにつき10円という金額について、金額の変更を検討できないかというご質問だと思うのですけれども、ここの部分につきましては、先ほど町長の答弁でもありましたように、ほかに3つの交通費の助成を行っておりまして、そことの関係もありまして、ただ1キロ10円というのは確かに十勝管内の中で一番低い基準ではありますので、そういったところの見直しはどういった形でできるかというところを、検討をしていきたいというふうには思っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、そのほかの部分では、JR代であったりとか、航空運賃であったりとか、道内のJR代ですとかの助成につきましては、十分にしているところなので、その辺の絡みとも併せまして、どういった形の助成が一番適正なのかということも考えながら検討させていただきたいなというふうに思います。

それと、人工透析と同じように、難病の方のタクシーの補助ができないかということですが、人工透析の方は週に3回、病院通院しなければいけないということもありまして、そして人工透析した後というのは、非常に体が疲れてかなり大変だということがあるのタクシー利用を認めているところかと思っております。難病の方の通院に際しましては、それほど頻度がないということもあり

まして、その方によって重い方もいらっしゃると思うのですけれども、同じような形の考えということとはちょっと難しいのかなというふうに思っておりますので、今のところは同じようにタクシーの助成ということは考えていないところであります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） この1キロ10円ということですが、最終的に要綱で改正しているのでは、心身障がい児の助成は13年前ですね。それから、特定疾患10年前、それから心身障がい者、9年前に見直しされているのです。それからもう約10年ぐらいたっているわけですから、ぜひ検討を前向きにしていっていただきたい。

それから、難病のタクシーの助成なのですから、その透析と同じような立場に立つような難病の方にも助成は必要かなと思いますので、併せて検討を進めていっていただきたいと思います。

次に、障がい者のこの生活体験住宅の開設なのですから、今、答弁いただいたのですけれども、宿泊型自立訓練、グループホーム、こういうところで自立して暮らしていけるような手だてを、町としては取っているということだったのですけれども、その宿泊型自立訓練、グループホーム、これは共同で生活している、そういうところで自立を促すという、そういう答弁かなというふうに私押さえたのですけれども、私の質問は一人で公営住宅ですとか、借上げ住宅ですとか、そういうところで一人で暮らしていく、そのための住宅の開設という意味ですので、この答弁の内容と私ちょっと自立して暮らすというところでは、ちょっと視点が違うのかなと思うのですけれども、その点はどのように押さえて、これ答弁いただいたのかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 法でいう、地域で自立するというような表現の際には、グループホームでの生活というものを地域で生活するというふうな範疇に含まれているというふうに理解しています。ですので、その障がい者の方がこの地域で生活していくのだということを考えるときには、グループホームでの生活、共同生活というのを自立に値するものというふうに考えての答弁であります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 答弁の自立というふうな押さえと、私が自立というのは、地域で本当に一人でご飯も作って、それから洗濯もして自立して暮らしていく、そういう押さえですね。そういうふうになると、グループホームというのは共同で暮らしてまして、食事とかそういうものは配食されますよね。そこから一歩足を踏み出して、本当に一人で暮らしていく、そういうための自立ということで、そのための体験住宅を開設できないか、そういう質問なのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（檜木良美） 確かにグループホームは、共同生活援助というサービスでありまして、一人暮らしではなく何人かの方で暮らすというサービスになりますので、議員がおっしゃられますように、一人暮らしではないというところになるかなと思います。

宿泊型自立訓練というサービスがありまして、そこも一人で暮らす、一人の建物ではないのですけれども、一人で暮らしの中で自立して生活するための必要なそういった家事であったりとか、洗濯であったりとか、そういうことをきちんとできるような形の訓練をするサービスになっていますので、そちらのほうを利用していただいた中で、その中から本当に自分が一人で暮らすためのほうに進んでいってほしいなというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） それでは、そういう宿泊型自立訓練ということであれば、サポートはどういう方がサポートするのか、ひとつお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（檜木良美） 宿泊型自立訓練という障害福祉サービスの一つになりますので、その中にその生活支援員という方がいらっしゃいますので、その方が自立して生活していく中で、困ったことが

あつたりとか、生活に必要な家事だつたりができない方については、そこを支援したりなんかするような形になっております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） では、そういう宿泊型自立訓練、そこから一步踏み出して、地域で一人で暮らしていけるようなそういうサポートを、これからも進めていくということの押さえでいいのかなというふうに思うのですけれども、それからまた一步踏み出して、地域で一人で暮らしていける、そういうところまでサポートをぜひしていただきたいと思います。

次に、65 歳の障がい者に適用される介護保険優先適用条項の廃止なのですが、今、答弁ではその廃止を国に求めていくことは考えていないという答弁でした。それで、私ひとつ、サポートの方法はあるというお答えだったので、そのサポートをしていくための財源というのは、自治体の負担になるのではないかと思うのですが、国の援助ではなくて、自治体独自で援助していくというふうになっていくのかなと思うのです。そうすると、こういう障害福祉サービスを受けていた方が、65 歳になって介護保険を利用していくというふうになれば、町の負担がどんどん増えていくのではないかと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。違いますか。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 高齢者の方が介護保険サービスを使ったときのその負担を軽減する制度というのは、障害福祉サービスの中の一つのサービスとして、障害福祉サービスを5年間使っていた方が、介護保険に65歳になってなったときに、同じようなサービスを使う場合については、そこでかかった介護の自己負担分を、障がいのほうの高額の返還金みたいな形で、負担の軽減を図るよというサービスになります。ですから、そこにつきましては、国が2分の1、道が4分の1補助が入りまして、あと4分の1を町が負担するというような形になります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 介護保険をそのまま利用すれば、65歳以上の方になって、障がいがあつて介護保険利用した場合には、4分の1が町の持ち出しというお答えですよね。

（「自己負担が4分の1」の声あり）

○10 番（野原恵子） この自己負担が生じるということになるのですね。副町長の答弁で分かりました。それと同時に、町の持ち出しも増えるのではないのですか、その点はどうかのでしょうか。町の負担、持ち出しはないのですか、介護保険を利用することによって。その辺のちょっと説明もう一度お願いします。

○議長（寺林俊幸） 答弁をお願いします。

福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 障害福祉のほうで負担するというのは、65歳以上になった方で介護保険サービスを利用された方が、一部負担金必ず1割払わなければならないのです。その1割分を払った分に対して、その分を補填するという形になるので、障害福祉サービスのほうでは、その分を障害福祉サービスの給付費としてその方に、利用者にお支払いすることになりまして、その分については普通の障害福祉サービスと同じように、国が先ほど言いましたように2分の1、道が4分の1、町が4分の1という形で負担して支払われるということになります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、15時まで休憩いたします。

14：52 休憩

15：00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○18 番（中橋友子） 通告に従いまして、2 点の質問を行わせていただきます。

1、町内医療機関でのコロナ感染症対応や情報の在り方等についてであります。

新型コロナウイルスの感染が広がり、町民の不安が広がっています。幕別町には公設の病院がなく、保健所也没有ありません。コロナの感染症対策や今後の感染症発症に備え、町内の医療機関での受診、検査が実施できるよう協力を求め、対策を講ずるべきと考えます。

また感染抑制や災害など非常事態に対応するためには、個人を特定せずに、町内の感染者数、地域など、一定の情報公開について十勝全体で協議を重ねる必要があると考えます。さらに保健所体制の拡充についても、十勝全体で国や道に求めていく必要があると考え、町の見解を伺います。

2、「幕別町第4次行政改革推進計画」の進捗と評価についてであります。

幕別町の行政改革大綱は、昭和62年に第1次計画が始まり10年ごとに更新されてきました。平成28年に第4次の計画が策定され、5年を迎えた今年度が推進計画見直しの年となっています。

この計画は昭和62年、国の「臨時行政調査会」の方針に基づき、効率的な行政システムの確立と財政の健全化を目標にスタートしています。しかし、効率的な行政システムの構築や財政の健全化の中で、業務の外部委託や広域化、保育所などの民営化や職員定数の減などが行われ、職員の負担増や住民サービスの低下が心配され、非正規職員の増加につながってきました。

幕別町においては、住民参加のまちづくりや定住促進、公債費の削減など前進面がある一方、業務のアウトソーシングや非正規職員の増加、男女共同参画などの課題もあり、特に大規模災害や、新型コロナウイルスの感染拡大などの今日の情勢の大きな変化に適切に対応していくために、組織機構の在り方も含めて見直しの必要性が生じていると考え、以下について伺います。

（1）進捗状況と評価。

①町民との協働に基づく行政経営の推進。

②効率的で効果的な事務事業の推進。

③迅速で機動性の高い行政組織の確立。

④健全な財政運営の保持。

（2）見直しの課題について。

①危機に対して、医療・介護のケアが途切れることのない体制づくりの強化。

②災害に強い体制づくりの強化。

③多様性や男女共同参画の推進。

④非正規職員の待遇改善と正規化。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「町内医療機関でのコロナ感染症対応や情報の在り方等について」であります。

新型コロナウイルスの感染者は11月以降急激に増加し、国内で感染が確認された累計の感染者数は、クルーズ船を含め12月1日に15万人を超過しました。

いち早く冬が訪れている北海道でも感染の拡大に歯止めがかからず、12月1日現在で1日当たりの新規感染者数は29日連続で100人を上回り、道が警戒ステージの指数に位置付ける病床使用数は935床となり、ステージ5の基準である900床を上回る状態となっています。

一つ目の町内の医療機関での受診、検査が実施できるよう協力を求め、対策を講ずることについては、現在、発熱等により新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の外来診療は、国が示したフローチャートに基づき、まず、かかりつけ医に電話相談を行い、医療機関での診療や検査の必要があると判断された場合は、指示に従い受診をしますが、相談をした医療機関が検査を行えない場合は、検査等が行える医療機関を紹介することとなっており、現在、公表に同意のある医療機関名が北海道のホームページにおいて公表されております。

十勝管内においては、帯広市医師会により PCR 検査を行う帯広地域外来・検査センターの運用が 10 月 12 日から開始されたほか、町村部においては、十勝医師会が主体となり、かかりつけ医を通じて相談や診療、検査が行えるよう「十勝医師会新型コロナウイルス感染症診療・検査ネットワーク」がつくられ、17 町村、31 医療機関において、10 月 16 日から運用が開始され、身近な医療機関において検査を受けることが可能となっております。

二つ目の個人を特定せずに、町内の感染者数や地域等、一定の情報公開について十勝全体で協議を重ねることについては、現在、感染者に係る情報は、北海道が「新型コロナウイルスに関連した患者の発生について」として、年代や性別、国籍、居住地、職業、現在の状態、発症日、陽性確定日、現在の状況、患者との接触等について、ホームページ上で公表しておりますが、感染者の情報については、本人が同意した場合のみ公表ができることとなっており、市町村が関与する仕組みではありません。

北海道において、感染蔓延防止のために必要な情報と個人情報の保護を比較衡量しながら、個別に内容を検討し公表しているものであります。

三つ目の保健所体制の拡充について十勝全体で国・道に求めていくことについては、11 月 2 日付で厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症応援派遣活動要領」の通知が発出され、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、保健所において保健師等の専門職が不足した場合の自治体間の応援派遣が円滑に実施されるための基本的な指針が示されております。

原則としては、感染が拡大している都道府県内の保健所間で応援職員の派遣を調整することとなっておりますが、対応が困難となる場合は、感染が拡大している都道府県以外の都道府県や、保健所設置市、市町村の職員が応援派遣されるものとなっております。

本定例会の行政報告でも申し上げましたが、十勝管内において、11 月 30 日から、民間ホテルを借り上げ、宿泊療養施設を開設するに当たり、十勝総合振興局長から人員確保の協力依頼があり、本町では、11 月 30 日から保健師を派遣したところであり、12 月 20 日からは事務スタッフの派遣を予定しているところであります。

新型コロナウイルス感染症対応の第一線機関である都道府県等の保健所は、多様な専門職を必要とすることからも早急な拡充は困難であることから、感染拡大期においては、国、道、市町村が一体となり、感染拡大防止対策に取り組むことが重要と考え、今後も必要に応じ協力を行ってまいります。

次に、「幕別町第 4 次行政改革推進計画」の進捗と評価についてであります。

行政運営を取り巻く環境は、厳しい財政状況の中、国の構造改革や地方分権、規制緩和、権限移譲などの進展に加え、少子高齢化等を背景に、社会保障、子育て支援等対応すべき行政課題が多様化するなど年々変化をしております。

こうした環境の中、本町では、昭和 62 年に「第 1 次行政改革大綱」を初めて策定し、平成 8 年に「第 2 次行政改革大綱」を、忠類村と合併後の平成 18 年に「第 3 次行政改革大綱」を、平成 28 年に「第 4 次行政改革大綱」を策定し、組織・運営全般にわたり時代の要請に合わせた改革に着手し、健全な行財政の運営に取り組んできたところであります。

現在の「第 4 次行政改革大綱」は、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 か年を推進期間としており、このうち、効率的な行政運営及び財政の健全化に向け取り組むべき推進事項を定めた「行政改革大綱（第 4 次）推進計画」については、5 か年を 1 期間として前期、後期に分け、平成 28 年度から令和 2 年度までを前期計画、続く令和 3 年度から 7 年度までを後期計画として位置付けているところであります。

なお、本年度で前期計画が終了しますことから、現在、後期計画の策定に向け事務を取り進めているところでありますが、前期計画について必要な検証・見直しを行った上で、引き続き取り組むべき推進事項に加え、激甚化、頻発化する災害やコロナ禍における「新たな日常」への対応、働き方改革及び行政のデジタル化など、昨今の社会情勢等を反映させた計画とすべく、策定に向けた検討を行っているところであります。

ご質問の1点目、「進捗状況と評価」についてであります。

現在の「行政改革大綱（第4次）推進計画」前期計画は、「町民との協働に基づく行政経営の推進」「効率的で効果的な事務事業の推進」「迅速で機動性の高い行政組織の確立」及び「健全な財政運営の保持」の4つの大項目を取組の柱とし、その下にこれらの柱を具現化するために、12の中項目、39の推進項目及び具体的事務事業として69の細項目を設定しております。

町では、この69の細項目について毎年度終了時に、それぞれ担当課において当該年度の実施内容、実績及び効果について検証を行うとともに、次年度取り組むべき内容の設定を行い、これを町の諮問機関である「行政改革推進委員会」に報告し、進捗状況及び評価について審議をいただいているところであり、その内容については、町ホームページにて公表をしております。

はじめに、この69の細項目についての昨年度までの進捗状況についてであります。1つ目の大項目「町民との協働に基づく行政経営の推進」に係る細項目は18項目あり、「事業に応じた町民参加型ワークショップの活用」「協働のまちづくり事業の充実」及び「防災訓練の充実」など14項目が実施済みで、4項目が検討中となっております。

検討中の4項目の状況であります。「事務事業評価の結果の公表」については、来年度の本格導入に向け、本年度既にモデル事業を試行中であり、本格導入の際には結果についても併せて公表することで予定しており、「働く女性への支援や男性の育児参加を行う企業への支援の検討」については、町ホームページで国の支援制度の紹介を行うとともに、事業所等における課題について調査し、育児休業等支援制度の導入状況等について把握したところであり、事業所規模により差異があることなどから、今後の支援について検討をしているところであります。

また、「附属機関等に関する指針の策定」については、会計年度任用職員制度施行に合わせて附属機関の整理を行ったところであり、その際制定した「幕別町附属機関設置条例」において、附属機関の所掌事務や組織、委員の構成等について規定するなど基本的事項を定めたところであり、併せて附属機関への町民参加の基本的な事項を定めている「幕別町まちづくり町民参加条例」といった既存の条例をもって指針の位置付けづけができるか現在検討中であり、「町政モニターの実施」については、実施自治体に対するヒアリングで、モニターの確保が困難で形骸化しているなど課題も多いとお聞きしていることから、他の手法も含め調査研究をしているところであります。

2つ目の大項目「効率的で効果的な事務事業の推進」に係る細項目は16項目あり、「ファイリングシステムの維持管理の徹底」「省エネルギー機器の導入促進」及び「指定管理者制度の活用拡大の検討」など11項目が実施済みで、3項目が検討中、2項目が未実施となっております。

検討中の3項目の状況であります。「マイナンバーの利用促進の検討」については、法律で定められた事務以外の独自利用事務について担当課において検討した結果、現時点では実施を見送っているところであり、「総合行政情報システムのクラウド化の検討」については、システム導入時に自庁式と比較検討し、経費削減効果等の面から導入を当面見送ったものであります。

「新エネルギー活用の検討」については、他自治体における事例等の情報収集及び調査研究を行うとともに、JA忠類からのバイオガスパラント導入に関する相談を受け、北海道のバイオマスアドバイザー派遣事業を活用して研修会を開催するなどしたところでありますが、バイオガスパラントの導入が進むか否かは、系統連系の実現の可否に係っている状況にあるところであります。

また、未実施の2項目の状況であります。「申請業務手順の標準化の推進」については、現在、各種申請書様式のレイアウト等についてのガイドラインが必要として先進事例を研究中の段階であり、「包括的民間委託の公民連携の導入の検討」については、他自治体の事例の調査研究を行うとともに職員研修を実施したところでありますが、導入に至っておらず、現在も調査研究中であります。

3つ目の大項目「迅速で機動性の高い行政組織の確立」に係る細項目は19項目あり、「時代に即応した組織・機構の見直し」及び「効果的な人事評価制度の導入による組織力の向上」など15項目が実施済みで、1項目が検討中、3項目が未実施となっております。

検討中の1項目の状況であります。「非常時の行政機能確保手法の検討」については、災害時に

備える体制づくりとして、昨年度、主要な避難所に非常用電源等を設置したところであり、事業継続計画（BCP 計画）についても年内に策定を完了する予定としているところでもあります。

また、未実施の3項目の状況ではありますが、「将来を見据えた新たな定員管理計画の策定」については、前期計画期間中に会計年度任用職員制度の導入が決まったことや、今後における国家公務員の定年延長など不透明な部分もあることから、引き続き国の動向を注視しつつ検討を行うとしているところでもあります。

「窓口アンケートの実施や対応不適切事例の共有による能力向上」については、アンケートは未実施ではありますが、これに代わるものとして「町長への手紙」や「組織・各課への問合せ」を通して提言や苦情等をいただいております、その都度適切に指導し、事例等について職員間で共有するとともに、研修等を実施しており、「公募制の導入等による派遣研修の充実」については、制度の導入には至っていませんが、現在行っている人事異動における自己申告制度の中で、派遣研修の希望についても申告できるよう進めているところでもあります。

なお、現在も、職員研修計画の策定を行っているほか、昨年度から自己啓発等休業制度を創設するなど、派遣研修の充実を図っているところでもあります。

四つ目の大項目「健全な財政運営の保持」に係る細項目は16項目あり、「必要に応じた公債費の繰上償還の継続」「公会計制度の整備導入」及び「公共施設等総合管理計画の策定と適正管理」など13項目が実施済みで、3項目が検討中となっております。

検討中の3項目の状況ではありますが、「事務事業評価の導入」については、来年度の本格導入に向け、既に本年度モデル事業を試行中であります。

また、「使用料、負担金等の積算根拠の見直しと見直しサイクルの検討」及び「公共施設使用料における減免基準の統一した考え方の導入」については、現在、見直しに向け庁内に設置した検討委員会及び幹事会にて基本方針案を作成中であり、今後、識見を有するもの及び公募委員からなる「使用料等審議会」に諮問し、審議を行っていく予定としております。

次に、細項目に係る評価についてであります。全69項目のうち、実施済みが53項目、率にして77%、検討中が11項目で16%、未実施が5項目で7%となっており、9割以上の項目で実施済み若しくは検討中として取組を進めているところでもあります。

この結果、札内支所の機能拡充や子育て世代包括支援センターの設置による子育て相談窓口の一本化など、時代に即応した組織・機構の見直しのほか、人事評価制度の実施や会計年度任用職員制度の導入による多様な人材の確保と雇用の安定化による行政組織の能力向上が図られたとともに、債権管理条例による的確な歳入の確保及び公共施設等総合管理計画策定による財産の適正管理並びに公債費の繰上償還等による財政の健全化が図られたものと評価するところでもあります。

さらには、ホームページやSNSを活用した積極的な行政情報の発信及び「町長への手紙」や町民参加型ワークショップの活用など、幅広く住民の声を広聴する体制づくりのほか、マイホーム応援事業や協働のまちづくり支援事業の見直し、拡充等により、行政サービスの向上が図られたものと評価するところでもあります。

行政改革は、効率的で効果的な行政システムの構築のみならず、住民の視点に立った開かれた行財政運営のために常に取り組まなければならない責務と認識しているところであり、今後におきましても、時代に即応した行政運営を目指し、行政改革に取り組んでまいります。

ご質問の2点目、「見直しの課題について」であります。

1つ目の「危機に対して、医療・介護のケアが途切れることのない体制づくり」についてであります。

地震や豪雨水害等による大規模災害や、新型コロナウイルス等の感染症などにより、医療的ケアや介護サービスが途切れることは、日常生活に甚大な影響を与えるだけでなく、生命を脅かすことがあるため、日頃から保健や医療、福祉が連携し、危機的な状況に対応できるよう、災害が発生する前からの対策が求められています。

2016 年 8 月の台風 10 号による災害や 2018 年 9 月の北海道胆振東部地震などの災害を契機に、医療・介護・福祉関係者との広域的な情報共有や対策の必要性から、医療機関、介護事業所、訪問看護ステーション、市町村、消防などが参集し、十勝総合振興局が主催している「難病患者在宅療養支援計画・評価事業会議」において、災害時の対応の在り方や協力体制などの地域課題について検討を行っているところであります。

また、町でも、配慮の必要な方に対して日頃から関係する機関が事例検討会を実施し、医療的ケアや介護サービスの利用者に係る個別の課題について情報の共有を図り、災害時に想定される問題や課題を明確にし、各機関の役割を再認識することで、災害時により実践的な対策を講じることができるよう取り組んでいるところであり、今後も連携体制の強化に努めてまいります。

二つ目の「災害に強い体制」についてであります。

大規模災害が発生した場合には、速やかに災害対策本部を立ち上げ、被害の状況や救助、支援の必要性など、被害の全容を迅速に把握し必要な初動体制をとることが重要と考えております。

このため、幕別町地域防災計画では地震や風水害における職員の配備体制をあらかじめ定めており、また、全職員にポケットサイズの「幕別町職員災害対応ハンドブック」を配布し、職員一人ひとりがとるべき行動が分かるよう、発災後の迅速かつ機動的な体制づくりに努めているところであります。

今後においても、災害対策本部に正確な情報を一元集約し、迅速な意思決定と初動活動が行えるよう、定期的に災害対策本部の設置訓練や避難所の開設訓練を実施するなど、体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

三つ目の「多様性や男女共同参画の推進」についてであります。

多様性や男女共同参画の推進につきましては、個人の人権が尊重され、あらゆる分野に平等に参画し、自らの意思によって、それぞれの個性と能力を発揮することができる社会の実現が重要であると認識いたしております。

町では、これまで男女共同参画社会の実現に向けた機運の醸成を図ることを目的に、公共施設内での PR ポスターの掲示やパネル展などを実施してまいりましたが、今後におきましても、さらに多くの町民の方々が興味を持ち、理解を深めていただけるよう、引き続き広報紙やホームページなどを活用しながら周知・啓発に努めてまいります。

四つ目の「非正規職員の待遇改善と正規化」についてであります。

平成 29 年 5 月に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、本年 4 月から特別職非常勤職員や臨時的任用職員の任用の厳格化が図られ、それまでの臨時・非常勤職員の大半は会計年度任用職員に移行されることにより、任用や服務規程等の整備を行ったところであります。

この制度により、給与または報酬が再度の任用により年数は限られますが、昇給が可能となったとともに、手当では 6 か月以上任用の場合には期末手当が支給され、さらには、フルタイム任用職員では一定の条件の下、退職手当が支給されるなど、待遇の改善が相当程度図られたものと考えます。

また、非正規職員の正規化につきましては、会計年度任用職員は任期が一会計年度に限られ、その職務と責任の程度は、常時勤務する正規職員の補助的、定型的な業務等に従事する職員としての任用でありますことから、それら職員を正規の職員として採用することは考えていないものであります。

なお、必要な正規職員については、住民ニーズ、業務量、業務内容等を総合的に勘案し、計画的に採用を行っていくことが必要であると考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

中橋議員。

○18 番（中橋友子） それでは、再質問を行わせていただきます。

1 点目の「町内医療機関との連携について」であります。

お答えいただきましたように、ただ今、幕別町でも十勝総合振興局の要請に応じて職員を派遣するという連携を取られていることは承知の上、またご努力をされているということを受け止めた上で

尋ねをしていきたいと思います。

申し上げたい1つ目は、公立病院のない町にとって、これまで大きな不自由を私自身は特別感じないできておりました。今回このような事態になったときに、果たしてこのままでいいのかなという思いがあったものですから、お尋ねをするところです。

お答えいただきましたように、PCR 検査につきましては、現在、十勝管内 17 の町村で 31 医療機関ということで行われています。

しかし、町村の医療機関、道のホームページに掲載されていますよということではありますが、例えば幕別町だけを限定して見ると、一体どこの病院で町民が、それを必要としたときに駆け込むことができるのか、そしてどこまで対応してもらえるのかというようなことは、町長のお答えは、これまで一連の仕組みづくりの中で示された道の最初からまずは保健所に連絡してという云々の域を超えていないと思うのです。それで、私は患者になった場合の負担を軽減するというふうになれば、身近で検査できるということが一番でありますし、何よりも今、帯広などに集中しているわけですから、そして保健所を通してということがあるわけですから、保健所の業務を軽減していくという観点から見ても、解決策を見ようとするならば、一定この地元での対応について着目をしていかなければならないという思いなのです。それで、十勝管内では8つの町村で公設の病院を持っていて、それぞれ PCR 検査も含めて対応する芽室町でありますとか、あるいは発熱外来だけ行う本別町でありますとか、これはほとんどの町村がやるのですけれども、そういったことがホームページや広報紙などで知らされていて、町民がそこに住んでいられる方は直結して対応してもらっています。しかし、うちの町にはできない。けれども、どうしてそれができるようにしていくかというふうになれば、現在それぞれ開業いただいている医療機関に協力を求めていくしかないだろうというふうに思うわけです。

そういった点での考え方などについて、町長はどう思われますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） PCR 検査については、町民が受けたいときに受けるものなのかどうなのかというところが、出発点になるのかなと。町民が受けたいときに受けるのではなくて、医師が受ける必要があると判断したときに受けるのが本来であろうというふうに思います。

そうしますと、まずは自分が行っているかかりつけ医のところに行って、診療してもらって、専門的な見地からの判断があって、あなたは PCR 検査を受ける必要があるねとなったときに行くという仕組みになるわけですから、町民が知っていること、安心はするかもしれませんが、知っていれば。でも、逆に混乱を招くかもしれないこともあるわけで、そこは町民が好きで行くのであれば、これは行政検査ではなくて社会的検査になりますから、そこまで今幅を広げてこの十勝においては体制ができていない。

これは、ついこの間も、不動産をやっている木下グループが、新橋に 2,900 円で社会的検査を受けようところを設けたと、そんな話がありました。都内で6か所もやれるのだとあってありましたけれども、そこまで体制が整備されていない以上は、やっぱりいたずらに混乱を招くことは避けなければならないとなれば、やはり患者が自分が体調悪いからお医者さんに行って、そしてお医者さんの判断であなた PCR 検査を受けなさいと言って、受けて、結果を待つということが、私は本来であろうというふうに思いますので、その体制としては、PCR 検査の検体を採取する体制としては、ほぼ今は充足している状況であるというような話も聞いておりますので、安心してくださとは言えませんが、とにかく体調に不安を感じたときには、お医者さんにまず行ってくださいということをお願いしているわけであります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 受けたいときということについては、私の表現が正確ではありませんでした。必要なときです。必要なときに、受けられるかどうかということでもあります。

何度も町長のそのご答弁を聞いてきておりますので、変わりはないのだなというふうに思いますけれども、これ、初めての経験でありますし、全ての皆さんがかかりつけ医を持っているわけではあり

ません。中には、お断りされている方も現実に生まれております。

そういうことを考えれば、行政としての視点、考え方として、そういった人も含めて必要なときに漏れなくきちっとそのルールに乗っていきける、町長が示されたルールに乗っていきけるような仕組みとするならば、それともう一つ前段言いました、患者の負担軽減、それから集中する保健所業務を防ぐという観点からも、私はそれぞれの自治体で、今後も恐らく継続することを予測していかなければならないと思うのです。そういうことも含めてやっていくべきことだというふうに思います。ということをお願いいたします。

次、情報公開についてであります。これも前回のお答えとほとんど変わりありません。この問題につきまして、町長は、今、北海道十勝総合振興局の中の新型コロナウイルス感染症対策地方本部、この会議開かれておりますね。そういった中での議論というのは、出ていないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 地方本部については、北海道の振興局ごとの災害対策本部を地方本部と言っておりますので、我々が出席するようなことはありません。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 連携をして仕事をしていく以上は、振興局を含め、保健所も入るのでしょうけれども、そういったところで、各自治体のつぶさな状況が伝わっていくということは大事なことでないですか。そういった機会はないのですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） つぶさな状況というのはどこまでを指すのかちょっと分かりませんが、少なくとも十勝管内で感染者が発生して、その調査を通じてなり、あるいはどんな施設があつて可能性があるかということは、当然、私は保健所のほうで押さえているというふうに思います。

ただ、こちらからは、必要に応じてお話をさせていただくこと、あるいは紹介をさせていただくことはありますけれども、振興局側からも宿泊療養施設を開設するに当たり、人が足りないので協力をお願いしてくれという、そんな要請もじかにあったわけで、そこは必要に応じて連絡は私は取り合っているというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 感染症でありますから、出発点、対策の大きな力は国であり、そして都道府県ということは理解しているところです。それだけに、こう変えてほしいなというようなことがあれば、町としてはやっぱり都道府県、北海道に意見を上げていくということになるのだらうと思うのですよね。

情報公開のことにこだわるのは、個人の情報というのは、やはり法律に基づいてしっかりと人権も含めて守らなければならない、これはもう大前提、原則中の原則だと思います。

その上で、今回のような事態が発生して感染が拡大するというふうになれば、それぞれ発症したときに、どこの地域でどのぐらいの方が出ていてということで、それぞれの地域に対する危機感、あるいは、そういったものに対して、町全体で、私たち、今、実際にやっているのは3密の回避なのですが、どうしても、そういったことを徹底するなどということも、ここの町で、幕別町で何人出ていますよということによって随分変わってくると思うのですよね。

ところが、今、十勝で280人を超えて出ていますけれども、明確に住所を出されているのは、清水町を入れて100名ちょっとしかありません。3分の2は全く分からないわけです。こういったところで不安をまた助長するという面もありますから、それで何とかならないものなのかという思いなのです。

それで、私、個人情報保護法を調べてみましたら、確かに原則はだめです。しかし、本人の同意を得ることが困難であるが、その上で認められる場合が2点ありまして、1つは、人の生命、身体の保護のために必要である場合。2つ目は、公衆衛生の向上のために特に必要があるという場合。これは、個人情報保護法第17条2項2号、3号ということにありました。これは、そういった必要性の判断を北海道がされるのだと思うのですよね。これ、地域ごと、どこの町内の何ということではなくて、自

治体ごと、町村ごとの公表は私はすべきだと思うのですけれども、このルールに基づいて声を挙げるべきだと思うのですが、町長の考えはどうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 幕別町だけ全員感染者を発表しなさいということは、私は言えるかもしれない。ただ、それは、これなぜそれを求めるのかということなのですよ。私も分からないわけではないのです。安心感が得られるのです。幕別町では、正直なところ、発生していないのだと、今は公表、本人がだめだと言ったら幕別町という名前が入らないものですから、一体何人感染者が出ているのか、ひょっとしたら身近にいるのではないかと、そんな不安を持っている方がいらっしゃると思います。そういう意味では、どこどこですよということを全部、全件公表していただければ安心感につながるなということは、私は十分そこは理解するわけであります。

ただ、この感染予防防止、公衆衛生の観点からいえば、それがあったから、なかったからではないので、やるべきことは、どんなときにもこのコロナに対する対応は変わりませんよね。これやることは変わらないので、そこは出たから出ないからとかいうことではなくて、そこは安心感というところはあるにせよ、やるべきことは、一人ひとりが自分の身を守るための行動を取っていただきたい。

それが、全員がやれば、みんなを守ることになるということを我々は訴えかけているわけでありまして、幕別町だけ発表してくださいよということは私は言えるかもしれないけれども、それでは意味がないわけで、十勝管内でどこで発生した、ひょっとしたら幕別ではないけれども、池田で発生した、どうやら近いみたいだみたいな、そういうことが安心感になるのかもしれないけれども、でも一人ひとりの感染予防対策で実施すべきことは私は変わらないので、そこはしっかりやってほしいなと。それと、幕別町だけどうだいていうことは、これは話をしてみますけれども、そういう扱いには多分ならないだろうなと。

それとやっぱり、一番は幕別町は2万6,500人いるからいいのですが、本当に2,000人の町だと、本当にやっぱり誰か特定されてしまって、そこが誹謗中傷的になるということが大いに考えられるものですから、そこを道は判断をして、なるべくなら町村名を公表するように、性別であったり、年齢を公表するようにということは働きかけていただいていますけれども、そこはおのずと壁があるということもご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 我が町だけがよくなればという思いでもないこともご理解をいただきたいと思います。町長、そうやって言っているわけではない、自分のことだったら言えるけれども、一緒にというふうにはならないよということなのでしょうね。

それで、もう一つ保健所の問題もあります。ぐうっと合理化されて半減されてきたこと、6月、9月の質問で伺いました。今もそれは改善されていない。だからこそ、今回も要請を受けて出していくと、音更、芽室、帯広をはじめとして協力したということです。

見ましたら、保健所というのは、総合振興局管内に設置されるのですけれども、たった1つというのは、これ、この規模で十勝だけなのですよ。オホーツクなどは3か所、あるいは根室2か所、釧路が別に1か所ですね。そんなふうにして、それでやっぱりこのコロナが長引くということが十分想定されることを思えば、こういった人口バランスなどもよく押さえていただきまして、これも声を挙げていただきたいと思います。このことは申し上げておきたいと思います。

少ないところでは、日高町の本当の人口数万のところでは2か所あるわけですから、いろんな経過があってそうなっていると思うのですけれども、その点はぜひ声を挙げていただきたい、このように思います。

行政改革のほうに入りたいと思います。

評価につきましては、全体で70%を超えることが達成したということで、残った項目についても、詳細のお話がありました。

それで、私は自分の質問通告の中の2の②の関連しながら、幾つか強化していただきたいところに

についてお尋ねをしていきたいというふうに思います。

まず1点目、ケアですとか、1と2、これつながるのですけれども、一番町民が安心してこの町で住むためには、やっぱり医療や介護や保育や必要なケアが保障されることと同時に、自分の力ではどうにもならない、今回のコロナや災害が発生したときの町の本当に手厚い対応ということでもあります。

残念ながら、保育も待機者は解消されていませんし、また医療、介護についても、施設の入所希望者が毎年毎年解消されないで残っています。こう言ったところは、次の計画の中でぜひ強化をしていただきたい、解決に向けていていただきたい、このように思います。どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 課題というのは、たくさんあるのだと思います、大なり小なりあるのだと思います。ただ、それを推進計画の中にどう位置付けるかということも、実はそこは考えなければならない。全部をでは網羅して、細かいことも大きなことも、もう100も200も挙げるのかということにもならないわけでありまして、そこは本当に今この先5年間の中で、財源も含めて達成の見込が全くないものを挙げるということにもならないわけで、そこは達成の可能性も含めて、大きなものについては、もし今乗っていないで今後考えられるものについてはそこは入れなければならないですし、もう達成したものについては落としていくということになりますので、そこは今まさに作業をしている最中でありますので、しっかりとそこは現状を把握した中で課題を検証していきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 医療や介護や、それから保育などについては、達成できないことないと思いますので、これはしっかり計画を持っていただくことが大事だと思うのですよね。だって、これからどんどん高齢化社会になっていって、今、幕別町で30%を超えていますけれども、2045年だかには44%だかっていう数字出されているではないですか。そうすると、この5か年計画、折り返しの10か年の中で、一定の方向を出さないと、これはそのまま残ったままずっと行くということになりかねないと思うのですよね。ぜひ強化していただきたいと思います。

私、ここの1、2、3、4と入れたのは、特に今日の情勢の中で、町長の1回目の答えの中にもありますけれども、今までになく災害は頻繁に起きたよと、コロナは出るよと、それから3番目の多様性や男女共同参画についても、今非常に声が大きく上がってきています。この点でも、幕別町の取組は決して先進的だなというふうに思えるものは何かと思ったら、見つからないというか、ここは頑張っていたきたいというふうに思うのですよね。

具体的に申し上げますと、この多様性、男女共同参画については、多様性につきましては、これはもう男女共同参画というのは、具体的に女性の活躍の場どんどんつくっていくということになっていくのですけれども、さらにもう一步踏み込んで、多様性、ここを受け入れてまちづくりをしていくと。

これは、LGBTの問題などにはなりますけれども、全体でLGBT示されている方が人口の8.9%ということになると、2万6,000人の幕別町であれば、2,000人ぐらいの方たちが、そうであると。

そうすると、そういう方たちも、きちっと生きやすいまちづくり、これ結構必要なことで、例えばパートナー制だとかいろいろやっていますけれども、書類一つに男性・女性のところの印をどうするかということなども細かく含めて、本当に人権、人格を守ろうと思ったら、いろんな改善必要なのですよ。こういうところもぜひ力を入れていただきたい、このように思います。どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、例示をいただいた申請書の男・女の欄をなくすとかということは、ちょっとなじむかどうかというのがあります、推進計画の中に。ただ、そういったことも含めて多様性を尊重する、男女共同参画を推進していくという、その概念というか、考え方を入れていく必要、そういう時代に来ているのだろう。男女共同参画はかなり前からでありますけれども、多様性はここに来て本当にこの先の5か年計画の中で取り上げていくような課題になりつつあるということは、そこは認識しておりますので、どういう表現になるのか分かりませんが、そこは十分内部で検討していかなければならないなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 一番最後の 4 番目に入りたいと思います。

ずっとこの非正規職員の待遇改善については取り上げさせていただいてきました。今回も、やはり町長の見解を聞いていますと、やっぱりちょっと違うなというふうに思うのです。

先ほど、野原議員の質問のときに、障がい者の労働に関するお答えもありました。職員の、町長のお答えは、やっぱり補完的な仕事だから、それでいいのだというふうに私は取れるのですよね。つまり、非正規職員の仕事が、そういうお答えだと思います。それで、この非正規職員の中には、確かに本人自身がそれを望んで就いておられる方もいらっしゃると思います。押しなべて言うわけではありません。だけど、この非正規職員の中には、何度も言ってきましたけれども、保健師、保育士、図書館司書、それから介護支援員などなど有資格者の 7.45 時間勤務の方たちが、先ほどちょっと拾って見たのですけれども、全部で 80 人いらっしゃるのですよ。司書の方で 8 人、保育士だけでこれ 40 人超えるのですよね。そうすると、60 人近くそういう方がいらっしゃる。

あくまでも補完なのか。司書の方なんかは正職いないわけですから、自分たちが主軸になって働かなければならないというふうに思えば、本来、どんな雇用の形態であっても、やっぱり生きがいを持ってきちっと人格も認められて、そして喜びをもって働ける環境をつくるというのが雇用主の役割だと思うのです。そういう視点で見れば、補完だから補完だからと、会計年度任用職員でちょっと待遇よくなったからということだけでは、根本解決にはならない。どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、一定の業務量があって、それに見合う人員配置をするというのがこれ原則であります。ですから、そうなったときに、今、会計年度任用職員として働いていただいている方が、全員が全員必要な人工というか、業務量に見合った人ではなくて、そこは補助をしてもらっているという意味での表現になったかというふうに思います。

そこは、正職員ということになれば、一つの仕事を完結させていく、責任を持って完結させていくということが求めているわけでありますから、そこの一部分を手伝ってもらう、パーツですね、一つの仕事、業務の中の一部を手伝ってもらっているというのが、今、会計年度任用職員としてやっていただいている業務だというふうに、そういう考え方で雇用させていただいているわけでありまして。これは、全員が全員正規化するという事になったときに、今後の少子高齢化社会を見据えた中で、人件費というのは物すごく重荷になっていくわけでありまして、そこは将来のそういった状況も見極めながら、何人ぐらいか限界だということを考えなければならない。

今、現実、実は保育所にしても、応募しても来てくれないのですね。欠員がもう 4 人ほどまだ欲しいぐらいの状況であります。ですから、必要なところはしっかり正規化して働いてもらうということになりますし、今働いている人が本当に正職員になりたいのであれば、応募もしてくれるというふうに私は思っています。そこは門戸を広げているわけですから、新卒でなければだめだということは言っていないくて、年齢的にもかなり幅を持っている。保育所なんかまさしくそうです。そういう中で、今年の 4 月には採用になった方もいらっしゃいますから、そこは本人の働く意思もありますので、そこについては何も我々は言えないわけで、そこは応募がなければ採用もし得ないということでありますから。

いずれにしても、門戸を広げて、正職員になりたい方については受けていただくということをやっていますので、今ある方々を面接選考だけによって正規職員にするということになると、今までは入ってきている職員とのバランスもありますから、そこは簡単にはいかないということもありますし、将来とも必要な定員というか、人工数を見極めながら定員管理をやっていかなければならないというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 門戸を開かれているのは、ちょっと私も認識としては持っていなかったものですから、それはもうこれからも大いにやっていただきたい。

最初の行革の原点に戻りますけれども、このスタートしたときの国の臨調行革の方針が、財政の健全化、スリム化ということを打ち出し、そのときから各公的機関の、直接民営化にされた国鉄であるとか、あるいは三公社五現業とかそうですけれども、そして町村の町の職員なども、できるだけ外部に仕事を回すようにして職員を少なくすると、足らざるところは非正規でというような流れの中で、どんどん膨れ上がってきたというのが現実だと思うのですよね。

私、そういう中で、やっぱり今コロナ禍で非正規職員が 100 万人を超えて仕事を失うということもあります。本当に今日の国民の貧困の大半は、こういった雇用不安定の中に生み出されてきたと。そうなってくると、もちろんこれは町 1 か所が変われば変わるなんていうものではありませんけれども、やっぱり行政というのは、ここの特に幕別であれば、幕別町全体の見本になっていかなければならないということであれば、正規職員化ということが当然求められるというふうに私は思います。

町長もされていますけれども、2015 年の国連の採択されました、2030 年までの SDGs の 12 の目標の中の 5 では、やっぱり雇用問題の改善なのですね。2030 年までに若者、障がい者を含め、全ての男性、女性、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事ができるよう、同一労働、同一賃金を達成とあります。この視点で取り組んでいただきたい。どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 同一労働、同一賃金、これはもうまさしくそのとおりにやっているつもりであります。ここが見解の違いなのかなと。先ほど申し上げたように、そこには責任を持って仕事を完結させるというところが、これは長がつく職員がそういうことをやっているわけなのですね。しかも、部下を管理監督しているというわけですから、それは一事務員と言ったらちょっと言葉が悪いかもしれない、係の者がやる重さ、責任の重さ、職責ですね、これとはおのずと係長は違う、課長はもっと重い、部長はもっと重いという、そういうことがありますので、同一労働、同一賃金、私はまさしく実現しているというふうに思っておりますし、いずれにしても、どういう雇用形態であろうが、しっかりとやりがいを持って働いてもらえるような、そういう伝え方というのがありますので、それは私を筆頭に長がつく人がしっかりと伝えるということ、そういうことになりますので、そこは本当にやらされているのではなくて、本当にやって、町民に喜んでもらったりとか、仲間内でありがたいという感謝の気持ちを出すとか、そういったやりがいというものは、しっかりと醸成していかなければならないなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、16 時 15 分まで休憩いたします。

16 : 02 休憩

16 : 15 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第 3、議案第 111 号から日程第 12、議案第 119 号までの 10 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 3、議案第 111 号から日程第 12、議案第 119 号までの 10 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、議案第111号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第111号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の4ページ、議案説明資料の8ページをご覧ください。

地方自治法第237条第2項は、「普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。」と定めております。

本町におきましては、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」において、普通財産と物品について、それぞれ「交換、譲与・減額譲渡、無償貸付・減額貸付」の規定を定めております。

現行条例においては、物品の譲与または減額譲渡と物品の無償貸付けまたは減額貸付けのできる対象を「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体」に限定しております。

近年、地方自治体においては、行政を運営していく中で、公益上の要求に基づき、物品を私人に貸し付けることにより、行政目的がより効果的に達成される場合が少なくはない状況に置かれております。

具体的に申し上げますと、小中学校での児童生徒へのタブレット端末の貸付けや役場業務でのテレワークを行う職員へのパソコン等の貸付けなどであります。

こうしたことから、公益上必要があるときは「私人」に対しても貸付けを始め、譲与または減額譲渡することができるよう所要の改正を行おうとするものであります。

議案説明資料の8ページをご覧ください。

第2条から第4条までは、文言修正を行うものであります。

9ページをご覧ください。

第6条は、物品の譲与または減額譲渡を定めております。

第1号と第2号に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができるとしております。

該当事由の第1号、「公益上の必要に基づき、物品を譲渡するとき」の対象に「私人」を加えるものであります。

同様に、第7条の物品の公益上の必要に基づく無償貸付けまたは減額貸付けについても、対象に「私人」を加えるものであります。

議案書の4ページをご覧ください。

附則についてであります。本条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第112号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 112 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 5 ページ、議案説明資料の 10 ページをご覧ください。

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しするなどの観点から、特定の収入のみに適用される給与所得控除と公的年金等控除の控除額を一律 10 万円引き下げ、どのような所得にも適用される基礎控除の控除額を 10 万円引き上げる個人所得課税の見直しを内容とする改正地方税法が、令和 3 年 1 月 1 日から施行となります。

この見直しにより、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう、被保険者に係る所得等について所要の見直しを行うため、幕別町国民健康保険税条例を改正しようとするものであります。

議案説明資料の 10 ページをご覧ください。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 26 条は、国民健康保険税の減額、いわゆる 7 割軽減、5 割軽減、（3）2 割軽減の軽減判定所得を定めております。

第 1 号は 7 割軽減の、第 2 号は 5 割軽減の、第 3 号は 2 割軽減の軽減判定所得の算定について定めております。

軽減の対象となる所得の基準について、それぞれ基礎控除額を 33 万円から 43 万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の基準を超える給与所得者及び公的年金等の支給を受ける者が 2 人以上いる場合、その合計数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算するよう、全ての号で改めるものであります。

11 ページ後段になります。

附則第 8 項は、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例を定めておりますが、このたびの軽減判定所得基準の見直しに伴う文言整理などであります。

議案書の 6 ページをご覧ください。

附則についてであります。

第 1 項は、この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行すると定めるものであります。

第 2 項は、今回の改正規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとしてあります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18 番（中橋友子） ご説明によりますと、今回の改正は被保険者の不利益を生じさせないための変更だということでありました。この条例改正することによって、今、国民健康保険に加入して軽減を受けている人たちの保険料について、変更が生じるということはないと押さえてよろしいのですね。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 保険税に関しての影響ということで申し上げますと、給与所得と年金所得のある方は、それぞれの控除が 10 万円下がって基礎控除が 10 万円上がりますので、影響はございません。ただ、フリーランスの方、自由業の方ですね。それとか男性ですとか女性で家庭で子育てをしながら請負作業をしているような方は、言ってしまうと、収入から必要経費が引かれて、今度、基礎控除が 10 万円上がりますので、保険税だけのことで言うと、言ってしまうと下がる傾向にあります。そのような影響になっております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第113号、幕別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第113号、幕別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の7ページ、議案説明資料の13ページをご覧ください。

令和2年度の税制改正において、納税環境の整備のため、市中金利の実勢を踏まえ、利子税・還付加算金の割合の引下げが行われたことに伴い、これらと同様に、納税の猶予等の場合に軽減される延滞税についても、割合の引下げを内容とした租税特別措置法の改正が行われ、令和3年1月1日に施行されますことから、幕別町後期高齢者医療に関する条例を改正しようとするものであります。

議案説明資料の13ページをご覧ください。

附則第3条は、延滞金の割合の特例を定めております。

本文中で引用しております地方税法も租税特別措置法と同様に改正され、割合自体の引下げに加え、同法に規定されていた「特例基準割合」が、延滞金特例基準割合、猶予特例基準割合、還付加算金特例基準割合と名称が改められ、また、租税特別措置法の改正により、特例計算の前提となる割合が新たに「平均貸付割合」と規定されましたことから、法律と同様の改正を行うものであります。

議案書の7ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1項は、この条例は、令和3年1月1日から施行すると定めるものであります。

第2項は、今回の改正規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金の割合について適用し、同日前の期間に対応する延滞金の割合は、従前の例によるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第131号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第131号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議会開会初日に追加で議案提出いたしました、別冊となっております議案書の２ページと議案説明資料の３ページをご覧ください。

本年５月１５日に開催されました第１回町議会臨時会において、国の財政支援措置に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、感染症に感染した被保険者が休業しやすい環境を整えることを目的に、保険給付として傷病手当金の支給を特例的に行う「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例」を制定したところであります。

その後、さきの第３回定例会においては、厚生労働省からの通知に基づき、条例の失効日を条例制定時の「９月３０日」から「１２月３１日」に延長いたしましたが、１１月１８日付で同省から「令和３年１月１日から同年３月３１日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができない期間についても財政支援の対象とする」との通知が出されましたことから、本町においても失効日を「令和３年３月３１日」に改めようとするものであります。

議案説明資料の３ページをご覧ください。

国の財政支援の適用期間に合わせて、附則第２項で、失効日を「令和３年３月３１日」に改めようとするものであります。

議案書２ページをご覧ください。

附則についてであります。本条例は、公布の日から施行すると定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第１１４号、幕別町防災行政無線施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第１１４号、幕別町防災行政無線施設条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の８ページ、議案説明資料の１４ページをご覧ください。

このたびの改正は、現在、整備を進めております町内全域での防災行政無線システムの令和３年４月からの本格運用に向けて、送受信施設の新たな設置場所や戸別受信機の貸与等について、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の１４ページをご覧ください。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第２条は、防災行政無線の設置場所を定めております。

町内全域で防災行政無線を聴取することができるよう、送信施設の親局を幕別町役場に、遠隔制御局を幕別町役場忠類総合支所に設置するものであります。

受信施設の戸別受信機の設置場所の項では、定義規定を追加するものであります。

第４条は、防災行政無線の業務区域を定めております。忠類地域から幕別町全域に改めるものであります。

第５条は、戸別受信機の貸与等について定めております。

第１項では、無償貸与の対象を世帯と機関等に改め、１５ページになりますが、身体障害者福祉法施

行規則別表第5号、身体障害者障害程度等級表であります。これにより、聴覚障害2級に該当する方、聴覚障害2級は両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のものとされ、両耳全聾の方であります。聴覚障害2級に該当する方のみで構成する世帯に対しては、文字情報を表示する文字表示盤を併せて貸与することができる旨の規定を追加するものであります。

第2項においては、無償貸与する戸別受信機は、1世帯または1機関等につき1台を限度とするものであります。機関等のうち規則で定める施設、具体的には社会福祉施設、学校または医療施設などの要配慮者等の利用施設を規定することとしておりますが、こうした施設については、フロアごとに戸別受信機が必要になる可能性があるため、複数台を設置できる旨の規定を設けるものであります。

第3項は、地理的条件等により電波の受信が困難となる世帯または機関等に対しては、屋外アンテナを無償貸与し設置するものとし、ただし、設置後の移設等にかかる費用については、貸与を受けた方の負担とするものであります。

第4項は、借受け者から戸別受信機が返還された場合においては、屋外アンテナを無償で撤去するものとし、ただし、撤去に伴う建物の原状回復に要する費用は、原則として借受け者が負担とするものであります。

第6条は、転貸等の禁止規定であります。文言整理であります。

議案書の9ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1項は、この条例は、令和3年4月1日から施行すると定めるものであります。

第2項は、防災行政無線施設の設置及び戸別受信機の貸与等に関し必要な準備行為は、本条例の施行日前においても行うことができると定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第115号、新町まちづくり計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第115号、新町まちづくり計画の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

新町まちづくり計画は、幕別町と忠類村が、平成18年2月6日の合併に際して、合併後の新しい町を創造していくための基本方針やそれを実現するための施策などについて定めたもので、地域の速やかな一体感の醸成を図るとともに、新町の均衡ある発展と住民福祉の向上を目的に、旧「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、平成17年2月に幕別町・忠類村合併協議会において作成されたものであります。

国の財政支援の一つであります合併特例債は、平成24年6月に「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が改正され、被災地以外の合併市町村に対しても合併特例債の発行可能期間が「合併年度及びこれに続く10年度まで」から「15年度まで」に延長され、本町においても、平成27年12月の第4回町議会定例会において計画期間を5年間延長し、「平成32年度まで」と変更したところであります。

国は、平成 24 年の改正以降、平成 28 年熊本地震等の相次ぐ大規模災害や全国的な建設需要の増大などにより、合併市町村の市町村建設計画に盛り込まれた事業の実施に支障が生じている状況に置かれていることから、平成 30 年 4 月に当該法を改正し、被災市町村は 25 年度まで、被災市町村以外の市町村は 20 年度までと合併特例債の発行可能期間を延長いたしました。

この改正を受け、本町においても、合併特例債の発行可能期間を確保するため、新町まちづくり計画の期間を令和 7 年度まで延長し、あわせて、将来推計人口と財政計画等の見直しを行おうとするものであります。

本計画の変更に当たりまして、旧市町村の合併の特例に関する法律附則第 2 条第 2 項の規定により効力を有する同法第 5 条第 7 項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

2 ページをご覧ください。

別紙「新町まちづくり計画（変更）」は、新旧対照表の形式にて、表の左側から「変更箇所」「変更前」「変更後」を記載しております。

変更箇所の「表紙」につきましては、「令和 2 年 12 月変更 幕別町」と今回の変更を記載するものであります。

「第 1 章 新町まちづくり計画の策定方針」は、「第 3 節 計画の期間」中、計画終了年度を「令和 7 年度」に変更するものであります。

「第 4 章 新町のまちづくりの基本方針」「第 1 節 主要指標」「1 人口」であります。

国勢調査人口を平成 22 年から 27 年の国勢調査人口に、直近の人口を令和 2 年 3 月末に改め、令和 2 年の人口については、国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計人口から本年 3 月に改訂した幕別町人口ビジョンの推計人口に置き換え、加えて、5 年後の令和 7 年の推計人口を追加するものであります。

「2 世帯数」であります。

人口同様に、国勢調査結果を平成 22 年から 27 年の国勢調査結果に、また、直近の世帯数を令和 2 年 3 月末に改め、令和 2 年の世帯数は幕別町人口ビジョンの年齢別推計人口と世帯主率によって算出した推計世帯数に置き換えるとともに、同様の方法で算出した令和 7 年の推計世帯数を追加するものであります。

3 ページをご覧ください。

「3 産業別就業人口」であります。

平成 27 年の就業人口を国勢調査における就業人口に合わせ、令和 2 年の就業人口は、幕別町人口ビジョンの年齢別推計人口と総務省統計局が公表する労働力調査による就業率等により推計した就業人口に置き換え、加えて、同様の方法で推計した令和 7 年の就業人口を追加するものであります。

「第 8 章 財政計画」であります。

3 ページ中ほど、表の上段に「実績」と記載している表であります。

平成 18 年度から 26 年度までの実績を記載しております。

4 ページをご覧ください。

平成 27 年度から令和元年度までの決算額を追加しております。

4 ページの下半分の「推計」の表につきましては、歳入歳出の項目ごとに過去の決算状況等を踏まえ、現段階で想定できる要素などを勘案し、令和 2 年度から 7 年度までの推計決算額を追加するものであります。

以上が、「新町まちづくり計画の変更」の概要であります。

なお、法に定めがあります計画の変更に係る都道府県知事との協議につきましては、10 月 27 日をもって「異議がない」旨の回答をいただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第116号、幕別町辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第116号、幕別町辺地総合整備計画の策定について、提案理由をご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を経て、新たに南勢及び糠内辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定しようとするものであります。

2ページをご覧ください。

はじめに、南勢辺地に係る総合整備計画書であります。

右上段に記載のとおり、計画策定年度、本年であります。本年4月1日現在において、南勢辺地の区域の人口は85人であります。

また、同法施行令で定めている、中心地点を含む5平方キロメートル以内の区域の人口が50人以上とした辺地の要件を満たしているものであります。

「1、辺地の概況」では、辺地を構成する区域、中心の位置、辺地度点数を記載しております。辺地の中心の位置から、駅や停留所、小学校、中学校、郵便局などへの距離を基に算定された辺地度点数は、認定基準である100点を上回る205点であります。

「2、公共的施設の整備を必要とする事情」であります。

1、交通道路として老朽化した橋梁の長寿命化修繕事業を、2、電気通信施設として光ファイバー整備事業を、3、産業農道として道営農道整備事業を実施することが必要であり、計画に登載するものであります。

「3、公共的施設の整備計画」であります。

計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間と定め、表には3つの事業ごとの事業費と財源内訳を記載しております。

下段中ほどに記載のとおり、全体事業費は4億3,758万8,000円で、右端の「一般財源のうち辺地対策事業債の予定額」として1億1,100万円を予定しております。

3ページをご覧ください。

次に、糠内辺地に係る総合整備計画書であります。

右上段に記載のとおり、本年4月1日現在において糠内辺地の区域の人口は170人であり、中心地点を含む5平方キロメートル以内の区域の人口は50人以上で、辺地の要件を満たしているものであります。

「1、辺地の概況」では、南勢辺地同様に、構成する区域、中心の位置、辺地度点数を記載しております。糠内辺地の辺地度点数は、基準である100点を上回る155点であります。

「2、公共的施設の整備を必要とする事情」であります。

1、電気通信施設として光ファイバー整備事業を、2、教職員住宅として教職員住宅改修事業を、3、飲用水供給施設として簡易水道整備事業を、4、消防施設として水槽付消防ポンプ自動車整備事業を実施することが必要であり、計画に登載するものであります。

「3、公共的施設の整備計画」であります。

計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間と定め、表には4つの事業ごとの事業費と財源内訳を記載しております。

下段中ほどに記載のとおり、全体事業費は3億3,841万9,000円で、右端の「一般財源のうち辺地対策事業債の予定額」として1億9,890万円を予定しております。

いずれも、この計画に登載して事業を実施することにより、辺地対策事業債の借入対象となり、後年次に償還する元利償還金の8割が、償還年度の普通交付税に需要額として措置されるものであります。

なお、法に定めがあります都道府県知事との協議につきましては、11月18日付をもって異議がない旨の回答をいただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第117号、幕別町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第117号、幕別町辺地総合整備計画の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

現行の辺地総合整備計画に登載していない事業を追加する必要がありますことから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、議会の議決を経て、駒島、中里、新和、明倫、美川及び古舞辺地の計6辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更しようとするものであります。

議案書の2ページをご覧ください。

別紙「幕別町辺地総合整備計画（変更）」は、新旧対照表の形式にて、表の左側に「変更前」を、右側に「変更後」を記載しております。

はじめに、駒島辺地の変更内容についてであります。

右側の「変更後」の欄の一番下段になりますが、民間事業者が事業主体となり町内の光ファイバー網未整備地域を対象に光ファイバー網の整備を進めることから、新たに「電気通信施設（光ファイバー整備事業）」を計画に追加し、事業費を増額するものであります。

3ページの中里辺地から、4ページの新和辺地、5ページの明倫辺地、6ページの美川辺地、7ページの古舞辺地までの5辺地につきましても、同様に「電気通信施設（光ファイバー整備事業）」を計画に追加し、事業費を増額するものであります。

また、今回の事業の追加に合わせて、元号の改元日前までに議決された辺地総合整備計画における元号の表示を「令和」とすることとし、4ページの新和辺地は、平成29年度から令和3年度まで、6ページの美川辺地と7ページの古舞辺地は、平成30年度から令和4年度までとするものであります。

なお、法に定めがあります都道府県知事との事前協議につきましては、11月5日付をもって異議がない旨の回答をいただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 118 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。
説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 118 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の 1 ページをご覧ください。

現行の過疎地域自立促進市町村計画に登載していない事業を追加する必要がありますことから、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定に基づき、議会の議決を経て、別紙のとおり計画を変更しようとするものであります。

議案書の 2 ページをご覧ください。

別紙「幕別町過疎地域自立促進市町村計画（変更）」は、新旧対照表の形式にて、表の左側から「変更箇所」「変更前」「変更後」を記載しております。

左端に記載のとおり、「変更箇所」は、「3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」の項目であります。

右側の「変更後」の欄をご覧ください。

「(3) 計画」の自立促進施策区分の「2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」「(6) 電気通信施設等情報化のための施設」に、忠類地域において光ファイバー網を整備する「高度無線環境整備推進事業」を追加するものであります。

なお、法に定めのある都道府県知事との事前協議につきましては、11 月 11 日付をもって異議がない旨の回答をいただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事日程の全てが終了するまで時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、議事日程の全てが終了するまで時間を延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

日程第 12、議案第 119 号、十勝圏複合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 119 号、十勝圏複合事務組合規約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 10 ページ、議案説明資料の 16 ページをご覧ください。

十勝管内の 19 市町村で構成している十勝圏複合事務組合において共同処理しております「ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務」について、令和 3 年 4 月 1 日から鹿追町及び新得町を加えるため、組合規約の一部を変更しようとするものであります。

一部事務組合の規約の変更に係る手続は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、組合を構成する地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣の、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならないとされております。

また、当該協議は同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を経なければならないとされておりますことから、提案するものであります。

議案説明資料の 16 ページをご覧ください。

第 3 条は、「組合の共同処理する事務」について規定しております。

表の「（６）ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務」を共同処理する市町村に鹿追町と新得町を加えるものであります。

議案書の 10 ページをご覧ください。

附則についてであります。この規約は令和 3 年 4 月 1 日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明 12 月 11 日から 17 日までの 7 日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、明 12 月 11 日から 17 日までの 7 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、12 月 18 日午後 2 時からであります。

17 : 01 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

令和2年第4回幕別町議会定例会
(令和2年12月18日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
3 内山美穂子 4 藤谷謹至 5 小島智恵
（諸般の報告）
行政報告（町長）
- 日程第2 発議第10号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書
- 日程第3 陳情第4号 「北海道での放射性廃棄物の最終処分場建設に反対する決議」を求める陳情書（総務文教常任委員会報告）
- 日程第3の2 発議第11号 北海道での放射性廃棄物の最終処分場建設に反対する決議
- 日程第4 議案第129号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第5 議員の派遣について
- 日程第6 常任委員会所管事務調査報告
（総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会）
- 日程第7 閉会中の継続調査の申し出
（総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会）

会議録

令和2年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和2年12月18日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 12月18日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議 長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 石川康弘 2 小田新紀 3 内山美穂子 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 若山和幸 7 岡本眞利子 8 荒 貴賀 9 酒井はやみ 10 野原恵子
11 田口廣之 12 谷口和弥 14 千葉幹雄 15 小川純文 16 藤原 孟
17 東口隆弘
- 6 欠席議員
13 芳滝 仁
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 菅野勇次 農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴
代 表 監 査 委 員 八重柏新治 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長 細澤正典 経 済 部 長 岡田直之
建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 合田利信
忠 類 総 合 支 所 長 川瀬吉治 札 内 支 所 長 原田雅則
教 育 部 長 山端広和 政 策 推 進 課 長 白坂博司
総 務 課 長 佐藤勝博 地 域 振 興 課 長 亀田貴仁
糠 内 出 張 所 長 天羽 徹
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 遠藤寛士
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
3 内山美穂子 4 藤谷謹至 5 小島智恵

議事の経過

(令和2年12月18日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番内山議員、4番藤谷議員、5番小島議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査結果報告書が、議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

次に、総務文教常任委員会委員長から、付託いたしました陳情について、会議規則第94条第1項の規定による審査結果報告書が、議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

また、11月25日、第64回町村議会議長全国大会及び第45回豪雪地帯町村議会議長全国大会が、NHKホールにおいて開催されました。その議案の抜粋をお手元に配布してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、事務局から諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（萬谷 司） 13番芳滝議員から本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

○議長（寺林俊幸） これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） お許しをいただきましたので、国民健康保険税の課税誤り及び令和3年幕別町成人式の延期についてご報告させていただきます。

はじめに、国民健康保険税の課税誤りについて申し上げます。

国民健康保険税の課税につきましては、均等割、平等割及び所得割により計算されますが、住民税未申告世帯の方につきましては、申告がなされるまでの間、所得割を除く均等割と平等割のみを合算して課税しており、申告により所得が判明した時点で税額を再計算し、税額に変更がある場合には更正決定をし、改めて納付書を送付し納付をお願いしているところであります。

これまで、国民健康保険税の課税計算につきましては、本町独自の総合行政情報システムにより行っていました。国保運営の広域化に伴い、令和2年度から北海道国民健康保険団体連合会が運営する国保標準システムに移行したところであります。

移行後の課税計算につきましては、本町における総合行政情報システムから住民税の所得情報を取り出して計算することになりますが、令和元年度以前に住民税未申告世帯の方が令和2年度に遡って申告した場合の国保税が、過少または過大に課税されたものであります。

原因につきましては、システム会社において調査中ではありますが、現在判明している国保税の課税

誤りの額は、過少となっていた世帯が3世帯で27万6,900円、過大となっていた世帯が4世帯で23万7,800円となっており、今後の調査状況により額が変動する可能性があります。

課税誤りにより多大なご迷惑をおかけした対象世帯の方々に対しては、早急に謝罪と説明を行うとともに、町民の皆さまの信頼を損ねたことに深く反省いたしております。

今回の課税誤りにつきましては、新たなシステムを妄信してしまったことに一因があるものであります。

現在、システム会社に対しまして早急な原因究明とシステムの修正を指示したところでありますが、今後、このようなことがないよう、一層、緊張感を持って適正な事務処理に努めてまいります。

次に、令和3年幕別町成人式の延期について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、11月に入り全国をはじめ十勝管内においてもクラスターが発生するなど感染が拡大しているとともに、12月15日付けで北海道知事から「年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について」の通知があり、感染リスクが高まる「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間に及ぶ飲食」など5つの場面の回避、さらには、12月28日から令和3年1月11日までの間、全国一斉にGo To トラベルの利用の一時停止など、年末年始にかけ感染対策が強化されたところであります。

本町の成人式につきましては、これまで令和3年1月10日の式典開催に向け準備を進めてまいりましたが、式典には町外からも多くの参加が見込まれること、また、式典終了後における感染リスク回避への配慮などについて、式典の企画運営を担っていただいている実行委員会の方々とも協議を行った結果、新成人やご家族などの皆さまの健康と安全を最優先に考慮し、このたび延期することを決定したところであります。

日程につきましては、他地域への進学や就職をした新成人が参加しやすいスケジュールを考慮し、ゴールデンウィーク中の5月2日に改めて開催することで準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、国民健康保険税の課税誤り及び令和3年幕別町成人式の延期についてのご報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） これで、行政報告は終わりました。

〔付託省略〕

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第2、発議第10号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第10号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

〔議案審議〕

○議長（寺林俊幸） 日程第2、発議第10号、コロナ禍による地域経済対策を求める意見書を議題いたします。

提出者の説明を求めます。

千葉幹雄議員。

○14番（千葉幹雄） コロナ禍による地域経済対策を求める意見書につきまして、朗読をもって提案させていただきます。

発議第10号

令和2年12月18日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者 幕別町議会議員千葉幹雄

賛成者 幕別町議会議員野原恵子

賛成者 幕別町議会議員田口廣之

賛成者 幕別町議会議員東口隆弘

コロナ禍による地域経済対策を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出する。

コロナ禍による地域経済対策を求める意見書

日本の農業を取り巻く情勢は、TPP11 や日米貿易協定など大型 FTA が相次いで発効され、輸入農畜産物の関税撤廃・削減により、北海道はもちろん全国において、農業や地域経済への影響が懸念されている。そうした中、令和 2 年 1 月 15 日、新型コロナウイルス感染症の感染者が国内で初めて確認された。感染拡大防止のため、国内外で人や物の移動制限措置なども行われているが、感染の拡大が今もなお爆発的に広がっている。感染拡大によって、各国での輸出入制限を強める動きから、農畜産物を輸入に依存している日本においては、緊急時における自国の食料を安定的に確保するという食料安全保障の重要性が高まっている。

また、世界中に感染が広がる新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まる冬の時期を迎え、日本においても感染が全国的な広がりを見せ、1 日当たりの新規感染者数は日を追うごとに増加し、行動範囲などの自粛を求める機運が高まっている。しかしながら、国は経済の活性化を図る取組と感染防止対策の両立を進めるが、感染拡大による各種イベント事業の中止や飲食業の利用者の大幅減などにより、地域経済への打撃も深刻化している。

農業においては、インバウンド需要の落ち込みや中食・外食産業の低迷により、米、牛肉、乳製品、小麦、小豆や砂糖などの需要が大幅に減少し、需要喚起と価格回復対策が急務となっている。

コロナ禍の終息が見られない現状において、農業を基幹産業としている北海道では、深刻な問題となっており、今後もこのような状況が続くと、農業者の経営困窮や関連企業の縮小・倒産など地域経済に大きな損害を与えることが危惧される。

このため、農業者が次年度以降も安心して営農を継続できるよう、新型コロナウイルス対策の強化を図るとともに、地方自治体への関連対策予算を十分に確保し、適時対応するよう要望する。

記

1、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続くと、一層のインバウンド需要の落ち込み、観光事業の低迷や外出自粛などにより、経済損失が拡大し地域社会全体への影響は必至なことから、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応を図ること。

2、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって落ち込んでいる農畜産物の需要を喚起する対策を強化し、今後もコロナ禍での影響試算と対策を拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 12 月 18 日

北海道中川郡幕別町議会

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、陳情第4号、「北海道での放射性廃棄物の最終処分場建設に反対する決議」を求める陳情書を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、東口隆弘議員。

○17番（東口隆弘） 陳情第4号につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和2年12月18日

幕別町議会議長寺林俊幸様

総務文教常任委員会委員長東口隆弘

総務文教常任委員会報告書

令和2年11月30日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

1、委員会開催日

令和2年11月30日、12月10日（2日間）

2、審査事件

陳情第4号、「北海道での放射性廃棄物の最終処分場建設に反対する決議」を求める陳情書

3、陳情の趣旨

寿都町は、令和2年10月9日、「高レベル放射性廃棄物（核のごみ）」の処分地選定に関わって、原子力発電環境整備機構（NUMO）に文献調査の応募をした。神恵内村も同日、文献調査の実施について国からの申入れを受諾した。

両町村の受入れ検討表明に、全道各地の自治体や漁業・観光業団体から不安と反対の声が急速に広がり、羊蹄山麓7町村長会議は一致して応募に反対、寿都町に隣接する蘭越町、黒松内町、島牧村の町村長も、寿都町長に直接申入れを行い、八雲町など道南4町も応募に反対の要望書を提出した。北海道新聞社の全道世論調査では、文献調査実施への反対は66%に上った。

また、北海道知事は、「1か月程度で判断するのは拙速だ」との見解を表明し、札幌市長も「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例を道内の自治体は遵守する責務がある」と述べている。

住民の不安や懸念が高まる根本には、放射性廃棄物の処分方法に科学的な合意がないまま、国が「地層処分」を進めようとしていることにある。住民のほか、地質学者、地震学者や技術者などの専門家からも、複数の巨大プレートがある地震多発国の日本において核廃棄物を10万年間も安全に保管することができるのか、との懸念の声が上がっている。

放射性廃棄物処分場が北海道に設置されることにより、風評被害が発生し、北海道の基幹産業である農畜産業や水産業は大きなダメージを受け、農業を基幹産業として発展してきた十勝・幕別町にも甚大な影響が及ぶ可能性がある。

よって、幕別町は、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を遵守し、北海道への放射性廃棄物の最終処分場建設の受入れに反対する。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第4号、「北海道での放射性廃棄物の最終処分場建設に反対する決議」を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

ここで、追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

14：22 休憩
（追加議案配布）

14：23 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[追加日程]

○議長（寺林俊幸） ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、決議案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、決議案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第3の2、発議第11号、北海道での放射性廃棄物の最終処分場建設に反対する決議を議題といたします。

お諮りいたします。

本決議案については、さきに採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第11号、北海道での放射性廃棄物の最終処分場建設に反対する決議は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第129号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第129号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつ

きましてご説明申し上げます。

議案書の 12 ページ、議案説明資料の 18 ページをお開きください。

地方自治法は、執行機関として法律に定めるところにより普通地方公共団体に固定資産評価審査委員会を置かなければならないとし、「固定資産評価審査委員会は別に法律の定めるところにより固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務を行う。」と定めております。

これを受け、地方税法第 423 条第 3 項において、「固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。」と定められております。

本議案は、現固定資産評価審査委員会委員であります東口政秋氏が、令和 3 年 2 月 5 日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和 3 年 2 月 6 日から令和 6 年 2 月 5 日までの 3 年間であります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の 18 ページに記載しておりますので、ご参照いただき、選任につき同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 本件は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、採決は電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票は、モニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。

これより、表決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票総数 17、賛成 17、反対ゼロ。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定されました。

〔議員の派遣〕

○議長（寺林俊幸） 日程第 5、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布いたしましたとおり、令和 3 年 2 月 14 日、幕別町役場議場で開催する「議会報告会 ～ オンライン対応～」に全議員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣につきましては、お手元に配布しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、派遣内容に変更が生じたときは、議長に一任願います。

〔委員会報告〕

○議長（寺林俊幸） 日程第 6、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、会議規則第77条の規定によって、所管事務調査報告書が議長宛てに提出され、お手元に配布済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

[閉会中の継続調査の申出]

○議長（寺林俊幸） 日程第7、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（寺林俊幸） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和2年第4回幕別町議会定例会を閉会いたします。

14：32 閉会